平成30年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成30年９月４日　火曜日

１．議事日程第１号

平成30年９月４日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定
日程第２　会議録署名議員の指名
日程第３　議第59号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第４　議第60号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第61号　平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第62号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第63号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第64号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第65号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議第66号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第11　議第67号　平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第12　議第68号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第13　議第69号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第70号　人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議第71号　人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16　議第72号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第17　議第73号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番　　塩　見　寿　子　君
２番　　宮　原　将　志　君

3番	高瀬堅一	君
4番	大塚則男	君
5番	宮﨑保	君
6番	平田清吉	君
7番	犬童利夫	君
8番	井上光浩	君
9番	豊永貞夫	君
10番	西信八郎	君
11番	本村令斗	君
12番	笹山欣悟	君
13番	福屋法晴	君
14番	村上恵一	君
15番	永山芳宏	君
17番	仲村勝治	君
18番	田中哲	君

欠席議員　（１名）

16番	三倉美千子	君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	松田知良	君
教育長	末次美代	君
総務部長	迫田浩二	君
企画政策部長	早田吉秀	君
市民部長	廣田五浩	君
健康福祉部長	告吉眞二郎	君
経済部長	福山誠二	君
建設部長	山下正純	君
総務部次長	丸本縁	君
財政課長	植木安博	君
秘書課長	永田勝巳	君
水道局長	中村則明	君
教育部長	小林敏郎	君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長		山本繁美君
次長		栄原　亨君
庶務係長		井上京子君
書記		青木康徳君

午前10時　開会

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成30年９月第４回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようにお願いいたします。

発言の申し出

○議長（田中　哲君）　ここで、７月１日付で人事異動がありました職員から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○経済部次長（溝口尚也君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。

経済部次長の溝口尚也でございます。７月１日付人事異動におきまして、まち・ひと・しごと総合交流館長の兼務を命じられました。今後とも、引き続きよろしくお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（田中　哲君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る８月28日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇）　おはようございます。

平成30年９月第４回人吉市議会定例会に当たりまして、去る８月28日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日９月４日開会、あす５日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、市庁舎建設に関する特別委員会、６日から10日まで休会、11日、12日一般質問、13日一般質問及び委員会付託、14日予算委員会、15日から17日まで休会、18日、19日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、20日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、21日から25日まで休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は９月７日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　お諮りいたします。

会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（田中　哲君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に５番、宮﨑保議員、６番、平田清吉議員を指名いたします。

日程第３　議第59号から日程第17　議第73号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第３、議第59号から日程第17、議第73号までの15件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

平成30年９月第４回人吉市議会定例会の開会に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

９月に入り、暦の上では秋となりましたが、ことしの夏は、例年以上に厳しい暑さが続く長い夏でございました。７月23日には、埼玉県熊谷市で国内観測史上最高の気温41.1度を記録し、全国で熱中症等により、2,000人を超える方々が救急搬送されるなど、猛烈な暑さとなりました。この状況を受け、気象庁は緊急の記者会見を開き、今後の猛暑の見通しを示し、「命の危険がある暑さ、１つの災害と認識している」との言葉も使いながら、熱中症対策、健康管理を呼びかけております。私もこの夏、地域の祭りや行事などの機会をいただき、多くの市民の方々とお会いをいたしました。お会いする方々とは必ず、猛暑や熱帯夜といった暑さとその対策が挨拶がわりになりますが、その際に口々におっしゃることが、昔と今の暑さの違いでございます。私の年齢で先輩方のその話をどれだけ実感できているか難しい部分もありますが、気象庁の過去のデータをもとに、本市のことし７月と50年前の同月の平均気温を比較しますと、24.6度から27.2度と2.6度上昇している状況にございます。

高齢者の方は、体温調節機能が低下し、暑さを自覚しにくいため、室内でも熱中症にかかりやすいとされていますが、お会いした高齢者のお一人から、猛暑という同じ環境の中で、見守りや安否確認などのために訪問活動をされている民生委員に対する感謝の言葉をお聞きしました。町内会における近隣の声かけや地域福祉にかかわるさまざまな方々の日ごろからのきめ細やかな訪問活動、地域福祉活動が、この暑い季節もしっかりと地域住民の心の支えになっていることをお聞きし、何ごとも、住民が主体となった地域におけるお互いの思いやり、助け合い、支え合う活動に勝るものはないことを改めて確認いたしたところでございます。季節や天候に左右されることなく、日ごろから地域福祉の最前線で献身的に活動されている町内会長を初め、民生委員・児童委員、くらし見守り相談員など関係者の皆様方に対し、この場をおかりいたしまして深甚なる敬意を表する次第でございます。

また、夏は、スポーツに励む高校生、中学生にとりまして集大成の季節でもございます。高校総体、中体連におきまして、その実力を遺憾なく発揮し、陸上、カヌー、登山、柔道の種目競技において、26人の生徒が全国大会の出場権を勝ち取るすばらしい活躍を見せてくれました。そのような中、７月に開催されました全国高校野球選手権熊本大会では、高校再編に伴い来春に閉校となる多良木高校の最後の戦いに注目が集まる中、球磨工業高校も地元の声援を受け、堂々とした戦いを繰り広げ、準決勝に進出しました。人吉球磨から甲子園へとの郡市民の期待の高まりを背に受け、ひた向きにプレーをする選手たちに、スタンドから、またテレビ中継を通じ、たくさんの人たちが声援を送ったものと存じます。スポーツには勝敗はつきものと申しますが、試合終了後、選手一人一人が涙とともに込み上げてくる悔しさや、仲間たちと一緒に全力でプレーをした充実感、達成感といった相反する感情の全てを飲み込みながら見せる清々しい姿に、応援をした誰もが心を揺さぶられ、惜しみない拍手を送るなど、これからの郷土を背負う若者たちの成長を確認した大会となりました。

国における動向でございますが、財務省によりますと、平成29年度一般会計決算において税収が58兆8,000億円と、過去３番目に高い水準に回復したとの発表がございました。堅調な世界経済を背景にした企業の業績回復が増収の主な要因であり、国の財政を支える法人税、所得税、消費税の基幹３税が３年ぶり、そろって前年度を上回ったところでございます。これにより、平成30年度は一定の剰余金が確保され、一時的に財政負担が和らぐものの、歳出予算の３分の１以上を国債に頼る構造には変わらず、加えて、グローバルな経済秩序、自由貿易体制の中で、各国間の外交問題として、保護主義的な考えのもとに輸入制限措置が取り上げられるなど、今後も輸出産業等の業績を維持し、税収を確保できるか不透明な状況にあり、我が国にとりまして厳しい財政運営が続くことに変わりはないものと存じております。

また、政府におきましては、７月に首相の諮問機関である地方制度調査会の第１回総会が開催されました。第32次となる今回の初会合では、安倍首相から、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年ごろから逆算し、顕在化する課題に対応する観点から、地方

行政体制のあり方について諮問がなされたところでございます。世界に類を見ない超高齢社会に突入した我が国が、少子化と相まって進行する急激な人口減少の中で、今後、市町村が全ての分野に係る公共サービスを提供することが極めて困難な状況に直面していることを、国も地方も、そして国民も受けとめることが重要であると存じております。私も首長としてこの困難に直面している一人でありますが、地方の一番の活力は「ひと」や「もの」といった地域の資源の活用であります。このような潜在的な力を生かし、主体的に自治体経営を行う仕組みこそが、地域で人が輝き、生き生きと暮らしていく源泉であると存じておりまして、市町村の自主性を支援する仕組みづくりを強く望むところでございます。

また、市民の地域活動を支える手段として、近隣町村の優れたサービス、例えばスポーツ施設などの公共施設を圏域で有効に活用し合うなど、圏域単位の協調と連携、さらには発展も今後視野に入れる時期にあるものと認識をしておりまして、地方制度調査会におきまして、先を見据えた踏み込んだ議論が活発に行われることを期待するところであります。今後、２年間にわたりさまざまに議論が進むものと存じますが、その推移を注視してまいりたいと存じます。

７月６日から８日にかけて、西日本を中心に中部地方にかけ広い範囲で停滞した梅雨前線は、各地に記録的な大雨をもたらし、岡山県では河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や土砂災害が発生し、広島県においては土砂崩れや浸水の被害が多発するなど、西日本一帯に甚大な被害をもたらしました。この災害により、全国で221人のとうとい命が失われ、被害を受けた家屋は４万8,000棟余りとなり、現在も岡山県や広島県、愛媛県を中心に、住まいを失われた約2,100人の方々が避難所生活を余儀なくされております。このたび犠牲になられた方々の安らかなる眠りをお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々へ心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

この平成30年７月豪雨災害の被災自治体への人的支援につきましては、総務省の派遣要請に基づき、熊本県が愛媛県宇和島市への対口支援団体として決定されたことに伴い、熊本県職員と県下市町村職員により結成された熊本県チームの第３陣として、去る８月５日から12日までの期間、本市から職員一人を派遣いたしたところでございます。

本市におけるこの梅雨前線豪雨への対応でございますが、７月７日、万江川が氾濫危険水位を超えましたことから、午前５時50分に井ノ口町、合ノ原町、上・中・下林町、温泉町に避難勧告を発令し、また、７日から８日にかけて二度にわたり土砂災害警戒情報が発表されたことから、山間部を中心に避難準備・高齢者等避難開始の情報を発令しております。この間、一部道路の路肩決壊や崩土などの被害はございましたが、大規模な被害や人命に係る災害は発生することなく、発令を解除することができたところでございます。今回の本市における対応と西日本豪雨災害を振り返りますと、目まぐるしく変化する気象予報への的確な対応や、深夜における避難情報の発令のあり方、早期避難の必要性と避難情報伝達の重要性を

再認識いたしたところでございます。

本市の名誉市民で、日本プロ野球界において打撃の神様と称される活躍をされた故川上哲治氏が、再来年３月に生誕100年を迎えられますことから、来年秋から１年間を「川上ＹＥＡＲ」として、記念事業を実施してまいりたいと存じております。そのための準備としまして、去る７月18日、溝口幸治県議会議員を初め熊本県、川上哲治旗少年野球大会開催に長年御尽力いただいております岡本光雄氏、さらには巨人軍ＯＢの末次利光氏にも御協力いただき、株式会社読売巨人軍本社を訪問し、川上哲治生誕100年記念事業へのお力添えをお願いいたしましたところ、快諾をいただいたところでございます。

記念事業につきましては、故川上哲治氏の偉大な功績を広く顕彰し、後世に引き継いでいくとともに、郷土の歴史、文化的資源としても広く発信することにより、本市の魅力向上と活性化につなげてまいりたいと存じております。そのためには、熊本県との連携はもちろんのこと、スポーツ・経済関係団体など民間や市民の方々の御協力は不可欠と考えておりまして、今後、実行委員会を組織いたしまして、オール人吉で事業を計画し、推進してまいりたいと存じているところでございます。

自転車を活用した地域振興策でございますが、国におきましては、自転車活用推進法の施行を受け、本年６月、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現など、４つの目標からなる自転車活用推進計画が策定されております。人吉球磨では、球磨川に沿った湯前人吉自転車道が既に整備されていることや、日本遺産認定を機に、構成文化財を巡るサイクリング大会が開催されるなど、自転車と観光を組み合わせたサイクルツーリズムを推進する環境に適していることから、去る７月24日、官民21団体の賛同のもと、人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会が発足いたしました。引き続き開催された総会では、会長である球磨地域振興局長から、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会と連携を密にした取り組みを進めることや、５つのサイクリングルート案とハード、ソフト両面からの事業計画の策定に着手することなどが提案されたところでございます。

観光に対するニーズが時代とともに変化していく中で、サイクルツーリズムは、サイクリングを楽しみながら、本地域の歴史や伝統文化、豊かな自然といった魅力を満喫するとともに、地域住民との触れ合いを通して心の豊かさを実感するなど、人吉球磨における新たな体感型・交流型の観光振興策の柱となる可能性を秘めている事業と存じております。これから官と民が知恵を出し合い、創意工夫を重ねることで、広域観光に新たな風を吹き込むことを期待するところでございます。

人吉しごとサポートセンターにつきましては、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館のプレオープンに合わせ、７月30日に開所する計画としておりましたが、センター長解雇という状況に至り、開所時期を延期させていただくなど、当初の事業計画におくれが生じる事態となりました。この事業に大きな期待を寄せていただいておりました本市の中小企業関係者を

初めとした多くの市民の皆様方、そして、何より事業に賛同をいただき御支援をいただきました市議会議員の皆様方に多大な御心配をおかけすることになりましたことに対しまして、心からお詫び申し上げます。

現在、本市としましても、可能な限り速やかに開所できるよう最善を尽くしておりまして、新センター長につきましては、富士市産業支援センター長とも相談しながら、候補となり得る人材について慎重に検討してまいりました結果、千葉県八千代市在住の松山真一氏を新センター長として内定したところでございます。今後、近日中に雇用契約を締結しまして、富士市産業支援センターにて研修を受けていただいた後、年内の開所を目指してまいりたいと存じます。

私は、このサポートセンターを開設し機能させることで、本市の中小企業事業者、及び、新たに起業を志す皆様方の事業の安定に向けた支援を行い、ひいてはそのことが地域経済の振興、活性化につながり、皆様方の地域に対する愛着、誇りといったアイデンティティーをも育むことができるものと存じておりますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

続きまして、各部・局の主な政策等について、お時間をいただき述べさせていただきます。

防災関係でございますが、人吉市総合防災訓練につきましては、今月23日に、球磨工業高校をメーン会場に、大雨による土砂災害や河川の氾濫及び大規模な地震を想定し、「防災関係機関との連携強化」、「住民の防災意識の高揚」を目的に、人吉下球磨消防組合消防本部、本市消防団を初め市内医療機関、国土交通省や人吉警察署、災害協定を締結している企業、団体など多数の関係団体御参加のもと、実施する計画でございます。また、西校区の各町内会の御協力をいただきながら、多くの住民の皆様方に、避難訓練、炊き出し訓練に参加していただくことも計画しておりまして、訓練を通じて行政や関係団体等と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

消防関係でございますが、今月２日に、第31回熊本県消防操法大会が山鹿市において開催され、本市からは第３方面隊第４分団第３部が出場し、これまでの厳しい訓練で身につけた操法技術を披露してくれました。第４分団第３部におかれましては、本市の代表として、例年にも増して厳しい暑さの中、部員一丸となって訓練に励んでいただきましたが、その強固な団結力、そしてたゆまぬ努力こそが消防団の活力の源でございます。今後も本市消防団が消防技術の習得に努め、消防、防災行政の一翼を担っていただくことをお願い申し上げる次第でございます。

交通安全関係でございますが、平成30年秋の全国交通安全運動が、今月21日から30日までの10日間実施されます。本市におきましても、この期間の初日に、カルチャーパレスにおきまして人吉市交通安全出発式の開催を計画しているところでございます。期間中は、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・

自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を重点目標に、関係機関、関係団体と連携した交通安全の普及啓発に努めてまいりますので、市民の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

総合計画関係でございますが、平成24年度を始期とする第５次人吉市総合計画につきましては、来年度までの計画期間となっておりますことから、これまでの事業推進による成果等の検証、並びに今後本市が目指すべき将来像等に対するニーズの把握を行うため、このたび、市民の皆様約2,000人を対象とした市民意識調査を実施いたします。調査の結果等につきましては、次期総合計画の策定に活用してまいりたいと存じます。

石野公園活性化関係でございますが、これまでもその時々に応じた議論を重ね、観光客等の受入態勢の構築を進めてまいりましたが、来年度の人吉球磨スマートインターチェンジの開通や道の駅構想を新たな好機と捉え、石野公園の魅力向上、また、全体的な利活用を図るため、その根幹となる全体構想の策定が必要であると認識しております。今後は、庁内での検討、推進体制を整備し、既に進行している事業の現況、及び課題の共有、整理などを行い、民間事業者や石野公園関係者との協働も見据え、石野公園の魅力を十分に発揮できる全体構想の策定を目指してまいりたいと存じます。

肥薩線関連でございますが、大畑駅及び矢岳駅の駅舎等につきましては、文化的価値を高め観光資源としての活用や、中山間地域における集落の活性化等を図ることを目的とし、九州旅客鉄道株式会社熊本支社と駅舎等の無償譲受について協議を重ねてまいりましたところ、７月１日付をもって駅舎等の無償譲受に係る契約を締結したところでございます。

また、昨年８月に、本市を含む４者で締結しました「人吉市における歴史的建築物活用に関する連携協定」に基づき、民間事業者におきまして、今月８日に大畑駅旧国鉄保線区詰所をリノベーションしたレストランを、また、来年３月には矢岳駅旧国鉄駅長宿舎をリノベーションした宿泊施設を、それぞれオープンされる予定となっております。今後は、大畑駅及び矢岳駅の駅舎等と周辺の古民家を活用した観光関連施設とも連携を図りながら、肥薩線の歴史的文化価値を生かした観光振興、また地域住民の皆様のよりどころといった地域振興拠点としての活用を図ってまいりたいと存じます。

いよいよ10月１日からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービス事業がスタートいたします。この事業は、住民の利便性の向上、窓口業務の効率化を目的に、平日はもちろんのこと、夜間や休日でも、コンビニエンスストア等において簡単な端末操作により、専用ネットワークと高度なセキュリティーのもと、安心して住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書を取得できるサービスでございまして、市民サービスの向上に大きくつながるものと期待しております。この事業開始に合わせまして、マイナンバーカードの取得につきましても、一層の御理解をお願いしたいと存じております。

消費者行政関係でございますが、消費者を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、あらゆる年代で消費者トラブルが増加している状況がございまして、消費者自身が適切に対応できる力を身につけ、「自ら考え、自ら行動する」自立した消費者を育成することが差し迫った課題となっております。今後は、市民、行政、地域、事業者、学校等の各主体と連携を図る推進体制を構築し、本年度中に人吉市消費者教育推進計画を策定することとしておりまして、関係団体等と一体的かつ総合的な消費者教育の実践に努め、「安全・安心で豊かな消費者市民社会の実現」を目指してまいりたいと存じます。

今月17日に敬老の日を迎えるに当たりまして、高齢者の皆様方に対し心からお祝いを申し上げますとともに、これからもますます健康でお元気に過ごしていただきますようお祈りを申し上げる次第でございます。

我が国は、医療や科学技術の進歩及び生活環境の向上などにより、平均寿命が、男性は81歳、女性は87歳を超え、世界でも有数の長寿国となりました。本市の状況を見ますと、９月１日現在で100歳以上の方が27人、さらに本年度中に100歳に到達される方が９人いらっしゃいまして、まさに人生100年時代の到来が現実味を帯びてまいりました。このような中、本市では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して健やかな生活を継続できるように、平成28年度から、人吉市社会福祉協議会と連携し「生活支援体制整備事業」に取り組んでいるところでございます。本市では、昭和33年に校区社協が設置されて以来、住民主体による見守り、手助けなどの支え合い活動が、時代とともに形を変えながら連綿と実施されておりまして、今後、超高齢社会の進展や社会情勢の変化に応じた対策といった課題が本事業の目的とも一致しますことから、サービス開発、提供主体の中心的役割を担うことを期待するところでございます。

現在、先行する中原校区におきましては、特別養護老人ホーム龍生園の空きスペースに拠点を置き、中原校区社協を中心に、地域資源やニーズの把握とサービス等の構築を進めておりまして、他の校区におきましても、順次、同様に校区社協の皆様と協議を進める計画といたしております。高齢者の皆様が、笑顔で健やかに暮らし、生き生きと活躍できる社会を構築するため、さまざまな課題解決に向けて、関係機関、地域住民の皆様方と一体となりまして進めてまいりますので、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

子育て支援関係でございますが、去る８月６日に、安心して子育てができる環境づくりの一つとして、発達障がいに視点を置いた講演会を実施したところでございます。講演会では、講師の実体験を中心に、発達障がいの方の視点や考え方を理解することで、育てる側のかかわり方や精神的な負担軽減につながるお話などをいただきました。保育や教育の関係者を初め保護者の方々など多くの参加者からの熱心な質問にも丁寧に対応され、充実した講演会になったものと存じます。

子供の成長過程によって保護者の方々の悩みは異なりますので、テーマや対象者を絞った

講演会は、より深い理解を得られるとともに効果も期待できるものと存じます。今後も保護者の方々に寄り添ったさまざまな施策を通して、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいる所存でございます。

地産他商関係でございますが、農産物のブランド化につきましては、人吉ブランド化実行委員会におきまして、去る８月28日、29日の両日、「第４回人吉球磨の味めぐりｉｎ小倉」を開催したところでございます。今回は、人吉球磨の特産物である球磨栗をメーンにした物産の販売に加え、くまモンの特別参加もあり、本市の知名度の向上に努めたところでございます。

また、青井阿蘇神社おくんち祭に合わせ、今月30日から10月14日までを「くまろんフェア」として、市内24店舗の御協力のもと、球磨栗を使ったスイーツなどの料理を、期間限定で販売していただくことにしております。今後も、生産者と関係者が一体となり、球磨栗などの農産物を活用した６次産業化や、農商工連携により本地域のブランド化を進め、地域活性化を図ってまいりたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、人吉市ＩＴ企業等協創促進事業につきましては、去る８月18日、19日に、「人吉市を人が集い、笑顔になる観光地にする」をテーマとしたハッカソンを開催したところでございます。全国各地から、ＩｏＴエンジニアやプランナー、学生など約40人の方々に参加いただき、本市の観光に対する課題の解決に向けたシステムやアプリケーションなどの試作品を開発していただきました。試作品につきましては、今後、実現可能なものを具現化してまいりたいと存じます。イベントの参加者におかれましては、本地域の自然や歴史といった魅力に触れるとともに、観光に対する課題解決にかかわったことにより、本市への愛着をより深く持っていただけたものと存じます。今回築かれた人的ネットワークをもとに、今後も、より積極的にＩＴ企業等の誘致活動に取り組んでまいりたいと存じます。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館関係でございますが、去る７月28日にプレオープン式典を開催いたしましたところ、地元選出国会議員のほか関係機関、団体の皆様、また、本市議会からも多数の議員の御出席を賜りましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

本館の目的でもあります、人吉球磨地域内外の住民及び事業者の方々が、集い、交流できる場の創出について、ようやく第一歩を踏み出すことができたところでございます。市民の皆様におかれましても、ぜひ、日本遺産人吉球磨の魅力に「見て・聴いて・触れて」いただき、皆様の集いの場として多くの方々に来館いただきたいと存じます。また、本館の愛称につきましては、公募をいたしましたところ全国各地から寄せられておりまして、選考の結果、「くまりば」に決定させていただきました。今後、親しみを込めて愛称で呼んでいただくことにより、多くの皆様に御利用いただける施設となるようＰＲに努めてまいります。

去る８月15日、第64回人吉花火大会を、中川原公園及びふるさと歴史の広場をメーンの観覧場所として開催いたしました。台風の影響による雨が心配されたところでございますが、

打ち上げ時刻には、川面を心地よい風が吹きわたり、人吉城跡を背景に、球磨川の水面近くから漆黒の空に打ち上がる色鮮やかな5,000発の花火は、本市独特の風情であり、市民の皆様はもとより、帰省されている方々や市外からの多くのお客様を魅了したことと存じます。

また、今回で８回目となるアニメ「夏目友人帳」花火ポスターでございますが、今月29日から全国公開される劇場版映画との相乗効果もあり、大会の盛況に大きく貢献しているところでございます。大会の開催に当たり御協力をいただきました人吉警察署、人吉下球磨消防組合消防本部、本市消防団、各団体の皆様並びに御協賛のスポンサー各社と関係各位に深く感謝申し上げます。

林業関係でございますが、球磨中央地区林業活性化協議会が事業主体となって実施しておりますスマート林業構築実践事業につきましては、去る８月17日に、関係４市町村のほか、熊本南部森林管理署や熊本県の職員の方々にも参加いただき研修会を行いまして、改めて事業内容の理解を深め、関係団体との連携を確認したところでございます。今後は、関係４市町村の民有林を対象に、持続可能な林業経営の確立を目指し、素材の生産性向上や木材流通コストの縮減、木材の安定供給の確保等を通じて、収益性の向上を図るための取り組みを実践してまいることといたしております。

土木関係でございますが、市道願成寺錦線における曙橋の上部工補修工事につきましては、平成29年度から施工しておりまして、現在までにひび割れ補修工、防水工、舗装工を終え、計画どおり順調に進捗しております。今後は、塗装や高欄の取りかえ等の施工を進め、本年12月末の完了を目指してまいりたいと存じます。本工事に伴う交通規制等につきまして、市民の皆様には大変御迷惑と御不便をおかけしておりますが、今しばらく御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育関係でございますが、来る10月19日、昨年度に引き続き「わたしたちがつくる人吉市の未来」をテーマに、市内中学生による「子ども議会」を開催いたします。この「子ども議会」は主権者教育の一環として行うもので、本市の将来を担う中学生が身近なまちづくりの現状や課題について理解を深めるとともに、議会模擬体験を通して、中学生がみずからの言葉で質疑を行うことにより、議会制民主主義や地方自治の仕組みの本質について学習することを目的としております。各中学校から選出された３年生の子ども議員18人が、活発な質疑や意見を発表してくれるものと大いに期待しているところでございます。

中学校運動部活動につきましては、本年４月に、県教育委員会が新たに中学校における運動部活動の指針を示したことから、この指針に沿った人吉市立中学校運動部活動の指針の見直しを行ったところでございます。主な内容としましては、活動日は週５日以内とし、平日で１日以上、週末の土曜日・日曜日で１日以上の計週２日以上を休養日とすること、早朝練習は行わないことなどでございまして、生徒のためのバランスのとれた生活や成長のために、休養日や練習時間を適切に設定したところでございます。

なお、市内中学校では、本市の指針を踏まえて活動方針を作成した上で２学期から運用を開始されており、文化部の活動についても、同様に取り扱うこととされております。

今後、部活動につきましては、学校教育活動の一環として、生徒の主体性が尊重され、生涯にわたるスポーツとの豊かなかかわり方を学ぶことができる魅力ある活動として展開されますことを期待しているところでございます。

学校給食関係でございますが、平成27年４月から業務委託を行っております第３期学校給食調理業務につきましては、本年度末に委託契約期間が満了いたします。これまでに本業務の課題や問題点を抽出し、検証を行っておりまして、このほど次期学校給食調理業務に向けた基本方針を定めたところでございます。今後は、業務委託業者選定委員会を立ち上げ、審査の方法や基準などを定め、来年２月までには委託業者を選定し、次期学校給食調理業務委託契約を締結したいと存じます。今後も安全・安心な質の高い学校給食を提供していくことはもちろんのこと、これまで以上に持続可能かつ安定した給食調理業務の体制確立を目指してまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、去る７月24日、25日の両日に、万江川において、市内小学校２年生の希望者69人の参加のもと、人吉市草木山川学校を開催いたしました。

昨年は、台風の接近や大雨による増水の影響で中止となりましたが、ことしは両日ともに晴天に恵まれ、子供たちは小魚や水生生物の採取に目を輝かせ、飛び込みや水かけ合戦に歓声を上げるなど、笑顔いっぱいに川遊びを満喫しながら、他の学校の友達とも交流を深めることができたようでございます。開催に際しまして御尽力を賜りました井ノ口町内会の皆様を初め関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

また、７月30日、31日の両日、人吉市子ども会育成連絡協議会主催によります第40回人吉市・指宿市子ども会交歓会が、本市にて開催されたところでございます。当日は台風の接近による風雨が心配されましたが、ラフティングや工芸体験、記念植樹など、２日間にわたる活動を事故もなく予定どおり実施することができたと報告を受けております。

本年、指宿市との子ども会交歓会は、節目の40年を迎えました。長きにわたり、子供たちの活動支援や本交歓会の継続に積極的に御尽力いただきました両市の関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、本交歓会事業にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、去る６月７日に開催しました検討委員会全体会におきまして、改めて基本方針と今後の課題の確認を行い、来年度からの本格実施に向けた協議、検討をより加速させるため、検討委員会組織の見直しを行ったところでございます。現在、主に指導者の確保や試行期間の内容について詳細部分の検討を進めているところでございまして、２学期後半から予定しております試行を経て、円滑に移行ができるよう引き続き邁進してまいります。

上水道関係でございますが、原城配水池本体工事につきましては、本工事前の造成工事を本年度に着工する計画としておりましたが、造成予定地は国指定史跡人吉城跡の指定範囲外にあるものの、埋蔵文化財包蔵地であることから、国、熊本県との協議を行ったところ、確認調査が必要とのことにより調査を実施いたしました。その結果、中世の土器片などが出土し、複数の柱穴と思われるものも確認されたため、熊本県により発掘調査が必要であると判断されたところでございます。そのため、原城配水池本体工事の実施時期については見直しが必要となりましたが、発掘調査の終了をもちまして、次年度以降に再度計画をしてまいりたいと存じております。

引き続き、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）は、国・県の補助事業の内示、申請などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費及び単独事業など追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ３億7,944万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ186億6,070万7,000円とするものでございます。

議第60号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、平成29年度療養給付費等交付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ１億9,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,039万円とするものでございます。

議第61号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、平成29年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億2,595万9,000円とするものでございます。

議第62号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ２億2,319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,206万8,000円とするものでございます。

議第63号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金の追加などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ328万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,044万2,000円とするものでございます。

議第64号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動に伴う人件費及び原城配水池築造工事に伴う埋蔵文化財本調査経費の補正のほか、井ノ口第二水源地自家用発電施設設備リース料の債務負担行為の設定を行うものでございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を156万9,000円減額し、支出予算総額を４億9,987万

7,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を3,000円増額し、支出予算総額を２億7,328万1,000円とするものでございます。

議第65号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を32万8,000円増額し、支出予算総額を10億6,684万5,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を346万円増額し、支出予算総額を８億644万2,000円とするものでございます。

議第66号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第１号）は、前年度繰越金のほか、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,064万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,339万7,000円とするものでございます。

議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第４項の規定に基づき、平成29年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第４項の規定に基づき、平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第69号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第１に人吉市消費者教育推進地域協議会の会長及び委員の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第70号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第71号人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例案は、人吉市介護保険事業計画等を１期３年で策定している現状を踏まえ、人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会の委員の任期を、現行の２年から３年に変更すること、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての案件は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。変更の内容といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数を、現行の32人から構成市町村から各１人の45人とし、議員の選出方法を、団体推薦または個人推薦から各市町村議会の選挙とし、議員の任期を、２年から市

町村の長または議員の任期とするものでございます。

議第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成29年６月第２回人吉市議会定例会におきまして、契約締結の議決をいただきました曙橋補修工事請負契約の一部変更でございます。これは、塗装塗りかえ工について、現地測量の結果、当初計画数量と差違が生じたことなどに伴う設計変更による契約金額の減額でございまして、契約金額を４億4,102万3,355円から４億3,661万5,089円に変更するものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書は１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の債務負担行為の補正につきましては、第２表債務負担行為補正により、第３条の地方債の補正につきましては、第３表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

５ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正の追加は２件でございます。まず、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料でございますが、平成30年度において住民基本台帳ネットワークシステム機器のサポート期間が終了することから、システム機器等の再構築を行い、新たにシステム機器のリースを行うための期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、給食調理業務委託料は、給食調理業務委託期間が平成30年度をもって終了することから、次期給食調理業務委託を公募するに当たり、根拠となる予算を確保する必要があることから、委託の期間及び限度額を設定するものでございます。

第３表地方債補正は、追加が５件、変更が８件の計13件でございます。

まず、追加でございますが、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業債は、交流館正面玄関口周辺のブロック塀撤去及びフェンス新設等に対する起債でございまして、充当率75％の700万円を計上しております。

次に、防災対策事業債は、市道戸越鹿目線の道路のり面における自然災害防止事業に対する起債でございまして、充当率100％の650万円を計上いたしております。

公営住宅施設改修事業債は、まち・ひと・しごと総合交流館同様に、市営住宅砂取団地敷地内のブロック塀撤去及びフェンス新設等に対する起債でございまして、充当率75％の260万円を計上しております。

現年発生補助災害復旧事業債は、本年６月19日から21日及び７月５日から８日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました道路２件及び河川１件、計３件の補助災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100％の480万円を計上しております。

現年発生単独災害復旧事業債は、補助災害復旧事業同様に、本年６月19日から21日及び７月５日から８日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました道路橋梁３件の単独災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100％の250万円を計上しております。

６ページをお願いいたします。次に、地方債補正の変更でございますが、臨時財政対策債は、普通交付税の交付額決定に伴い、発行可能額が確定しましたことから限度額を変更するものでございます。

カルチャーパレス改修事業債から庁舎機能単独災害復旧事業債までの７件は、いずれも工事費等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

９ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からになります。９款、１項、１目、１節地方特例交付金68万1,000円の増額補正、及びその下でございます、10款、１項、１目、１節地方交付税5,745万8,000円の増額補正は、いずれも交付額の決定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。一番上からになります。14款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金、１節公共土木施設災害復旧費負担金997万8,000円の増額補正は、本年６月19日から21日及び７月５日から８日にかけての梅雨前線豪雨により発生いたしました公共土木施設における災害復旧事業に対するものでございます。

その下でございます。下から２つ目のところでございますが、２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金、２節道路橋梁費補助金4,663万7,000円の増額補正は、道路及び橋梁における改良事業に対する社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。

その下でございます。６目農林水産業費国庫補助金、１節農業費補助金350万円の増額補正は、人吉地区ため池ハザードマップ作成などに対する団体営農業農村整備事業費補助金の内示によるものでございます。

11ページをお願いいたします。下から２つ目のところからになります。15款県支出金、２項県補助金、６目消防費県補助金、１節消防費補助金92万8,000円の増額補正は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等事業における追加分、及び平成30年度当初予算でお認めをいただいたマンホールトイレ整備事業における上物、建屋本体、便器など備品購入に対する平成28

年熊本地震復興基金交付金でございます。その下でございます。８目商工費県補助金、１節商工費補助金395万4,000円の増額補正は、人吉温泉観光協会における特別事業分やくま川下り株式会社における新造船事業２隻分などに対する平成28年熊本地震復興基金交付金でございます。

12ページをお願いいたします。１つ飛びまして、中ほどからお願いいたします。18款繰入金、１項特別会計繰入金、１目国民健康保険事業特別会計繰入金、２目介護保険特別会計繰入金、４目後期高齢者医療特別会計繰入金の３件の増額補正は、前年度の療養給付費などの精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。その下でございます。５目水道事業特別会計繰入金1,315万6,000円の増額補正は、水道事業における原城配水池築造工事に伴う埋蔵文化財発掘本調査に係る経費を、水道事業特別会計から繰り入れを行うものでございます。

13ページをお願いいたします。一番上からになります。２項基金繰入金、４目、１節応援団基金繰入金1,560万円の増額補正は、マンホールトイレ設置に伴う備品購入や電子黒板等導入、スポーツパレスにおけるコードレスバイク４台購入などの財源として、人吉応援団基金から繰り入れを行うものでございます。その下でございます。19款、１項、１目繰越金、１節前年度繰越金を9,000万円増額補正いたしております。その下でございます。20款諸収入、４項、２目雑入、１節総務費雑入199万6,000円の増額補正は、人吉市地域公共交通活性化協議会において、平成29年度に実証運行いたしました永野地区、大畑地区での予約型乗合タクシー事業で負担金に予算残が生じたことによる人吉市地域公共交通活性化協議会負担金返還金でございます。

14ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第３表地方債補正により御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。歳出でございますが、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございますので、省略させていただきます。

１款議会費は、人事異動に伴う人件費の補正でございますので、省略いたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費1,207万7,000円の増額補正は、人件費に関する補正のほか、16ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金でございますが、大畑麓町公民館、波床町公民館及び宝来町公民館施設整備に対する地区公民館施設整備費補助金、また、くま川鉄道の平成29年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金を計上いたしております。６目財産管理費736万8,000円の増額補正は、15節工事請負費で、カルチャーパレス受電室における経年劣化に伴う高圧遮断機全６台の更新などに要する経費が主なものでございます。９目情報管理費1,115万7,000円の増額補正は、18節備品購入費で、各基幹系システムを更新する際にサーバーを仮想化するために必要となる基盤購入経費でございます。

17ページから18ページにかけましては、人件費の補正が主なものでございますので、省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。中ほどからになります。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費100万2,000円の減額補正は、20ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の負担金でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の減額のほか、28節繰出金で、人事異動に伴う人件費の補正等による３つの特別会計への繰出金の増などでございます。

21ページから22ページにかけましても、人件費の補正が主なものでございますので、省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。中ほどからになります。６款農林水産業費、１項農業費、５目農地費1,227万1,000円の増額補正は、13節委託料で、梢山ため池におけるため池決壊からの二次被害に対し、住民の適正な避難誘導を図るためのマップ作成業務委託のほか、水路等改修のための測量設計委託及び改修工事などでございます。

24ページをお願いいたします。２項林業費、２目林業振興費466万4,000円の増額補正は、13節委託料において、平成30年６月19日から６月21日の梅雨前線豪雨により崩壊した矢黒地区山林の治山事業測量設計業務委託料のほか、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、間伐材の安定供給を推進するための「くまもとの森林利活用最大化事業補助金」が主なものでございます。一番下でございます。７款、１項商工費、３目観光費500万円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、特別事業として取り組む熊本デスティネーションキャンペーン対策事業ほか２事業に対する人吉温泉観光協会への補助金のほか、25ページ、一番上になりますが、平成28年熊本地震復興基金交付金を活用したくま川下り株式会社における新造船事業２隻分に対する補助金でございます。

引き続き、25ページの中ほどからになります。６目まち・ひと・しごと総合交流館管理費1,225万8,000円の増額補正は、施設の運営管理経費の補正のほか、15節工事請負費で、温泉施設におけるトイレの改修及び施設正面玄関口周辺における既存ブロック塀の撤去並びにフェンスの新設に要する経費でございます。

８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費1,265万5,000円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、26ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、民間建築物におけるユニバーサルデザインに配慮した改修工事に対する人吉市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金でございます。

27ページをお願いいたします。一番上からになります。２項道路橋梁費、３目道路新設改良費6,986万8,000円の増額補正は、戸越鹿目線ほか２路線の新設改良のための測量設計業務委託や、瓜生田馬草野線ほか２路線の改良工事費などでございます。その下でございます。５目橋梁新設改良費5,515万1,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金の内示増に伴う

橋梁補修等工事費の増額などが主なものでございます。

28ページから29ページにかけましても、人件費の補正が主なものでございますので、省略をさせていただきます。

30ページをお願いいたします。９款、１項消防費、３目消防施設費675万8,000円の増額補正は、13節委託料で、旧麓町市庁舎の解体に伴い撤去いたしました防災行政無線屋外拡声子局を、新たに移設する経費などでございます。その下でございます。５目災害対策費506万7,000円の増額補正は、平成30年度当初予算でお認めをいただいたマンホールトイレ整備事業における上物、建屋本体、便器など備品購入に要する経費などでございます。

31ページをお願いいたします。中ほどからになります。10款教育費、２項小学校費、２目教育振興費679万8,000円の増額補正は、各小学校への電子黒板２台ずつの導入経費でございます。その下でございます。３目学校建設費1,056万円の増額補正は、人吉西小学校における教室棟屋上防水補修工事費でございます。

32ページをお願いいたします。上から２番目になります。３項中学校費、２目教育振興費424万3,000円の増額補正は、第一中学校及び第二中学校への電子黒板それぞれ１台ずつの導入などの経費でございます。

33ページをお願いいたします。中ほどからになります。５項社会教育費、５目文化財保護費1,315万6,000円の増額補正は、水道局における原城配水池築造工事に伴う埋蔵文化財本調査に要する経費でございます。

34ページをお願いいたします。中ほどからになります。６項保健体育費、２目体育施設費353万8,000円の増額補正は、スポーツパレスにおける高圧ケーブルの取りかえ工事のほか、トレーニング施設内にあるコードレスバイク４台の買いかえに要する経費でございます。その下でございます。７項学校給食センター費、１目学校給食センター運営費36万4,000円の減額補正は、人事異動等に伴う人件費の補正が主なものでございますが、債務負担行為の補正のところで御説明いたしました次期給食調理業務委託業者を選定するための選定委員会に要する経費（報酬、費用弁償）などでございます。

35ページをお願いいたします。11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費1,480万円の増額補正は、平成30年７月５日から７月８日の梅雨前線豪雨により発生した矢岳四ツ谷線における路肩崩壊などに対する補助災害復旧経費、及び平成30年６月19日から６月21日、及び平成30年７月５日から７月８日の梅雨前線豪雨により発生した大野国有林出水線における道路のり面崩壊などに対する単独災害復旧経費でございます。

36ページをお願いいたします。中ほどのところからになります。最後でございます。14款、１項、１目予備費を3,371万6,000円増額をいたしております。

以上で、議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算案（第４号）について、補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○水道局長（中村則明君）（登壇）　皆さん、こんにちは。私のほうから議第67号と議第68号につきまして、御説明させていただきます。

初めに、議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての補足説明をさせていただきます。

平成29年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただきまして２ページと３ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございまして、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第１款水道事業収益、予算額５億4,575万2,000円に対しまして決算額５億5,532万5,348円で、予算額に対し957万3,348円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額５億2,118万円に対し決算額５億3,064万9,091円で、946万9,091円の増でございます。第２項営業外収益、予算額2,456万9,000円に対し決算額2,466万6,871円で、９万7,871円の増でございます。第３項特別利益、予算額3,000円に対し決算額9,386円で、6,386円の増となっております。

支出でございますが、第１款水道事業費用、予算額５億115万6,000円に対し決算額４億7,847万8,655円で、不用額2,267万7,345円となっております。その内訳でございますが、第１項営業費用、予算額４億5,907万8,000円に対し決算額４億3,919万8,751円で、不用額1,987万9,249円でございます。第２項営業外費用、予算額3,957万6,000円に対し決算額3,908万172円で、不用額49万5,828円でございます。第３項特別損失、予算額50万2,000円に対し決算額19万9,732円で、不用額30万2,268円でございます。第４項予備費、予算額200万円に対し決算額はゼロ円でございましたので、全額不用額となっております。

次に、４ページと５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第１款資本的収入、予算額4,543万8,000円に対しまして決算額4,582万9,658円で、予算額に対し39万1,658円の増となっております。その内訳でございますが、第１項企業債、予算額4,000万円に対し決算額は同額の4,000万円でございます。第２項工事負担金、予算額543万6,000円に対し決算額572万5,207円で、28万9,207円の増となっております。第３項固定資産売却、予算額1,000円、決算額10万4,451円で、10万3,451円の増となっております。第４項繰入金、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第１款資本的支出、予算額３億2,648万8,000円に対し決算額２億8,865万9,229円、翌年度繰越額2,770万2,000円で、不用額1,012万6,771円となっております。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額２億4,123万4,000円に対し決算額２億540万5,705円、翌年度繰越額2,770万2,000円で、不用額812万6,295円でございます。第２項企業債償還金、予算額8,325万4,000円に対し決算額8,325万3,524円で、不用額476円でございます。第３項予備費、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額

となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額4,582万9,658円が資本的支出額２億8,865万9,229円に対し不足する額２億4,282万9,571円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,438万306円、当年度分損益勘定留保資金１億3,435万7,223円、繰越利益剰余金9,409万2,042円で補塡をいたしております。

次に、６ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成29年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。１の営業収益、縦の右のほうから２列目でございますが、４億9,163万7,639円に対しまして２の営業費用は４億3,043万3,196円で、差し引き営業利益は一番右の列の6,120万4,443円でございます。３の営業外収益2,466万6,874円に対し４の営業外費用2,362万3,372円で、差し引き営業外利益は104万3,502円となります。上の営業利益と営業外利益をあわせた経常利益は6,224万7,945円となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減した、下から４行目でございますが、当年度純利益は6,207万1,478円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金３億3,127万3,782円と、その他未処分利益剰余金変動額１億6,968万7,149円を加えた当年度未処分利益剰余金は５億6,303万2,409円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。７ページをお願いいたします。下段の表の平成29年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金５億6,303万2,409円のうち、減債積立金として8,325万3,524円、建設改良積立金として4,083万8,518円、合計１億2,409万2,042円の処分を予定しております。したがいまして、翌年度繰越利益剰余金は４億3,894万367円となります。

以上が、議第67号平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。今、半分終わりました。

続きまして、議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての補足説明をさせていただきます。

平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただきまして、１ページと２ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございまして、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第１款下水道事業収益、予算額11億7,984万5,000円に対しまして決算額11億8,345万4,035円で、予算額に対し360万9,035円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額７億5,720万6,000円に対し決算額７億6,196万6,713円で、476万713円の増でございます。第２項営業外収益、予算額４億2,025万円に対し決算額４億1,906万7,122円で、118万2,878円の減でございます。第３項特別利益、予算額238万9,000円に対し決算額242万200円で、３万1,200円の増となっております。

支出でございますが、第１款下水道事業費用、予算額11億2,347万7,000円に対し決算額10

億8,517万7,933円で、不用額3,829万9,067円となっております。その内訳でございますが、第１項営業費用、予算額９億8,856万円に対し決算額９億5,735万8,019円で、不用額3,120万1,981円でございます。第２項営業外費用、予算額１億2,896万4,000円に対し決算額１億2,655万5,362円で、不用額240万8,638円でございます。第３項特別損失、予算額195万3,000円に対し決算額126万4,552円で、不用額68万8,448円でございます。第４項予備費、予算額400万円に対し決算額はゼロ円でございましたので、全額不用額となっております。

次に、３ページと４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第１款資本的収入、予算額１億4,970万6,000円に対しまして決算額１億879万5,310円で、予算額に対し4,091万690円の減となっております。その内訳でございますが、第１項企業債、予算額8,570万円に対し決算額6,680万円で、1,890万円の減となっております。第２項負担金、予算額1,750万5,000円に対し決算額1,599万5,310円で、150万9,690円の減となっております。第３項補助金、予算額4,650万円に対し決算額2,600万円で、2,050万円の減となっております。第４項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第１款資本的支出、予算額５億9,342万9,000円に対し決算額５億4,404万6,846円、翌年度繰越額4,100万円、不用額838万2,154円となっております。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額１億5,736万6,000円に対し決算額１億1,049万3,898円、翌年度繰越額4,100万円、不用額587万2,102円となっております。第２項企業債償還金、予算額４億3,506万3,000円に対し決算額４億3,355万2,948円で、不用額151万52円でございます。第３項予備費、予算額100万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額１億879万5,310円が資本的支出額５億4,404万6,846円に対して不足する額４億3,525万1,536円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額350万6,996円、当年度分損益勘定留保資金３億5,644万518円、繰越利益剰余金7,530万4,022円で補塡をいたしております。

次に、５ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成29年度における公共下水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

１の営業収益、縦の右のほうから２列目でございますが、７億1,222万3,372円に対しまして２の営業費用は９億3,809万669円で、差し引き営業利益は一番右の列の２億2,586万7,297円の不足でございます。３の営業外収益４億1,902万1,019円に対し４の営業外費用9,946万136円で、差し引いた額は３億1,956万883円となります。この額と営業利益をあわせました経常利益は9,369万3,586円となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減した、下から４行目でございますが、当年度純利益は9,476万9,106円でございます。この当年度純利

益に前年度繰越利益剰余金１億6,065万7,650円と、その他未処分利益剰余金変動額１億2,092万4,492円を加えた当年度未処分利益剰余金は３億7,635万1,248円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。７ページをお願いいたします。平成29年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金３億7,635万1,248円のうち、減債積立金として7,530万4,022円の処分を予定しております。したがいまして、翌年度繰越利益剰余金は３億104万7,226円となります。

以上が、議第68号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第67号とともに、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算意見書なども添付しておりますので、御審議のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時52分　散会

平成30年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成30年９月11日　火曜日

１．議事日程第２号

平成30年９月11日　午前10時　開議

日程第１　議第59号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第２　議第60号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第61号　平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第62号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第63号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第64号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第65号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第66号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第67号　平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10　議第68号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第11　議第69号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第70号　人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第71号　人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第72号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第15　議第73号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第16　一般質問

１．本　村　令　斗　君
２．笹　山　欣　悟　君
３．豊　永　貞　夫　君
４．平　田　清　吉　君
５．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（16名）

１番	塩　見　寿　子　君
２番	宮　原　将　志　君
３番	高　瀬　堅　一　君
４番	大　塚　則　男　君
５番	宮　﨑　　保　君
６番	平　田　清　吉　君
７番	犬　童　利　夫　君
８番	井　上　光　浩　君
９番	豊　永　貞　夫　君
10番	西　　信八郎　君
11番	本　村　令　斗　君
12番	笹　山　欣　悟　君
13番	福　屋　法　晴　君
14番	村　上　恵　一　君
17番	仲　村　勝　治　君
18番	田　中　　哲　君

欠席議員　（２名）

15番	永　山　芳　宏　君
16番	三　倉　美千子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	松　田　知　良　君
教　育　長	末　次　美　代　君
総　務　部　長	迫　田　浩　二　君
企画政策部長	早　田　吉　秀　君
市　民　部　長	廣　田　五　浩　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経　済　部　長	福　山　誠　二　君
建　設　部　長	山　下　正　純　君
総務部次長	丸　本　　縁　君
財　政　課　長	植　木　安　博　君

秘書課長	永田勝巳君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

４番。大塚議員。

○４番（大塚則男君）　本村議員に対して申しわけございませんが、本日の本議会は定足数に達しているとの議長発言がありました。問題はないかと存じますが、２名の議員が欠席になっています。16番議員においては、さきの全員協議会の場において、宮﨑議員からの確認に対して、病気療養のためとの説明がありました。議長は、議会欠席については、やむを得ない場合、あるいは内容にもよる旨の発言があったと思います。本日、15番議員の本議会欠席を認めておられますが、どのような内容によって認められたのかを説明を求めます。

○議長（田中　哲君）　ただいま、議事進行の発言の内容につきまして、その趣旨が通告された一般質問及び質疑ではございませんので、この議場では取り上げません。ただ、発言の内容については、協議・精査することが必要かなと思いますので、休憩に入りましたら、そのことについて協議したいと思いますが、それでいいでしょうか。（「議事進行よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋議員。

○13番（福屋法晴君）　今の説明を聞いて、説明ができないのであったらば、例えば全員協議会を開いていただいて、その場でその意味合いの説明をするとか、その前に、できたら、代表者会議ができるんであったらするとか、そういう方向を示していただかないといけないんじゃないかなということで、私は思いますので、取り上げていただきたいと思いますが。

以上です。

○議長（田中　哲君）　そのことを含めて、一応休憩に入りましてから、協議したいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　はい、どうぞ。

○４番（大塚則男君）　ここで、一度暫時休憩でも諮ってもらったほうがいいと思うんですけど。皆さんの意見を、どうですか。

○議長（田中　哲君）　それは、通告された一般質問と質疑と違いますので、休憩に入ってから、協議したいと思います。（「説明の……」と呼ぶ者あり）

４番。大塚議員。

○４番（大塚則男君）　説明のないままで、すぐ一般質問に入っていくわけですか。私は、やっぱり説明はあるべきだと思います。ですので、ここは暫時休憩を取っていただいて、協議していただきたい。以上です。

○議長（田中　哲君）　では、ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分　休憩

午前10時46分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

４番、大塚議員の議事進行につきましてですが、各派代表者会議に続いて、全員協議会の中で永山議員の弁明を聞くべきとのことになりました。よって、13日、本会議後、全員協議会を開催し、対処いたしたいと思います。よって、本日の一般質問は予定どおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇）　皆さん、おはようございます。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきたいと思います。

大きく４点あります。１点目に、しごとサポートセンター長の解雇問題で、責任の所在と取り方について質問してまいります。２点目は、ダムによらない治水対策で、西日本豪雨の教訓をふまえた対策についてです。３点目に、共同作業所への支援で、利用者の収入を上げる支援について。４点目、ろう者への支援で、手話言語法制定を求める情勢について。それから、ろう者と支援者の声より、手話言語条例について質問してまいりたいと思います。

それでは、１点目のしごとサポートセンター長の解雇問題について、質問してまいります。人吉しごとサポートセンター長の解雇について、市民から、何百万円もの市民の税金を無駄にして、誰も責任をとらないのか、このまま幕引きされたのでは納得がいかないなど、多くの声が寄せられています。そこで、この質問を行います。

まずは、今回の解雇までの経緯によって、一体幾らの税金が無駄になったのか、市民に説明しておく必要があると思います。そこで、業務委託料を含め、一体幾らの税金が無駄になったのかお伺いします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、今回のセンター長採用に係る一連の手続でございますけれども、同様のＢｉｚモデルに取り組んでおられます全国の自治体においても、一様の採用方法をとっているところでございます。そこで、センター長の選考方法そのものを否定するものではございませんが――これは全協でも申し上げておりますけれども――違法性や過失があったものではない。これは、法令に従いまして、組織的な意志決定のもとに手続は行われたものと認識をいたして

おります。また、結果といたしまして、本市では、最良の人物を選出することには至らなかったという中で、この事業につきましては、取りやめたということでは今のところはないというところで、事業が進行している状況にもあるわけでございます。

つきましては、センター長の解雇に伴いまして事業がおくれているという現状におきまして、現在まで、成果に結びついていない経費ということでお答えをさせていただきます。まず、平成29年度に実施いたしましたセンター長募集に要した経費でございますけれども、センター長募集に係る広告審査委託料が378万円でございます。それから、審査員への報償費が４万円。職員の旅費でございますけれども、14万1,820円。それから、二次審査の会場費が７万2,024円。合計で403万3,844円でございます。

次に、平成30年度分でございます。前センター長に支払いました３カ月分の報酬、それから社会保険料及び解雇予告金が340万189円。富士市の産業支援センターへの研修委託料が118万8,000円。当該研修に伴います宿泊費、旅費が34万5,018円。合計が493万3,207円でございます。平成29年度と平成30年度の合計でございますけども、896万7,051円。これが、成果に結びついていない経費と認識をいたしております。

その後でございますけれども、新センター長につきましては、この前、御報告を申し上げましたが、新たな支出を負担することなく、選考を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今、述べてもらいましたように896万7,051円、これだけの税金が無駄になったことが明らかになりました。

それでは、誰がその責任をとるべきか、ということですけども、センター長は、実際の職務に就く以前の研修期間中に解雇となっており、その理由を見てみると、１、研修に取り組む意欲的な姿勢の欠落、２、業務指示無視の繰り返し、３、業務に対する不誠実さ、４、圧倒的なスキル不足とその改善への意欲の欠如となっています。センター長に不適格な人を選んで、研修に参加させたことになります。

こうなってくると、センター長の審査を行った団体の責任は、逃れられないと思います。人吉しごとサポートセンターは、人吉市が人吉商工会議所に委託して、運営されるものですが、センター長の審査は、資料を見てみると、二次審査は人吉市によって行われています。そこで、審査結果の最終的責任は人吉市にあるということでよいのか、お伺いします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

本市が定めました人吉起業創業・中小企業支援センター長の審査要領において、二次審査における審査会の推薦を参考にいたしまして、人吉市が採用候補者を決定するとしております。採用に関する責任の所在は、本市にあるものと認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今のように、人吉市に責任があるということでしたが、市民の中には、無駄になったお金のうち、どれだけかは商工会議所に求められないかという思いをお持ちの方もおられるようですので、その点について質問をしておきます。

人吉市が委託者、人吉商工会議所が受託者となって契約された人吉しごとサポートセンター業務委託契約書を見てみますと、利用者等に与えた損害の負担のところでは、こう書かれてあります。「第９条　受託者は、委託業務の実施に当たって、委託業務に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、受託者に瑕疵がなく、委託者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合については、委託者がその賠償の責任を負うものとする。」というものです。税金が無駄になった原因は、人吉市が行った採用の審査にあると思うので、瑕疵のない商工会議所には求められず、委託者である人吉市が全額責任を負うことになると思いますが、それでよいのかお伺いします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

事業の実施主体が本市でございますので、現状において、成果に結びついてない経費が生じていることに関しまして、厳粛に受けとめをいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　そのようになっています。

それから、センター長は、全国に向けて公募するという、力の入ったものだと思います。人吉市における位置づけが、どのようなものであるか気になります。この事業の位置づけを明確にするために、（仮称）人吉起業創業・中小企業支援センター（Ｈitoyosi－Ｂiz）センター長募集要項の前文を読み上げていただきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　それでは、センター長募集要項の前文ということですので、読み上げをさせていただきます。

人吉市では、平成27年に熊本県下最年少市長として就任した松岡隼人市長の「民間活力こそが地域を活性化させる原動力」との信念のもと、優れたビジネスセンスを持つ人材による中小企業・起業創業支援の実現を市の重要施策と位置づけております。

その具体的な施策として、経営課題を抱える中小企業や、起業を志す人のあらゆる問題の解決と、売り上げ向上に向けたビジネスの挑戦を、事業者と同じ目線に立って一緒になってチャレンジするための拠点として、「富士市産業支援センター（ｆ－Ｂiz）」をモデルとした「人吉起業創業・中小企業支援センター（Ｈitoyosi－Ｂiz）」を開設します。

そこで、本市の産業活性化や地域活性化の中心的役割を担う当該センターのセンター長を下記により募集します。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　ここから、市長のほうに質問してまいりたいと思います。

今、述べていただいたように、この事業は、市の重要施策であることが明らかになりました。私の知るところでは、市の重要施策ということは、市長の肝いりということです。市長の責任は重大だと思います。リスクを避けるためには、施設の長は地元の人で、その下に、アドバイザーとして大学の教授などを置くというのが一般的です。松岡市長は、自分が先頭になって押し進め、リスクがあることを知りながらも、公募という方法をとり、審査で失敗したということになると思います。重要施策と位置づけた事業において、審査で失敗した責任は、市長にあるという認識はあるのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

本市の地域経済の振興に向けた主要な施策として、事業を計画し、推進してまいりました人吉しごとサポートセンターが、富士市産業支援センターをモデルとする中、センター長がｆ－Ｂｉｚモデルの習得に至らず、市としても想定し得ない事態であり、苦渋の決断ではありましたが、我々が目指す、経営課題を抱える中小企業や起業を志す方に対し、十分な支援が提供できないとの判断で、解雇するという決断に至りました。

先ほど、経済部長が答弁いたしましたとおり、当該センター長の採用を決定したのは市であり、事業を予定どおり進めることができなかったことで、現状において、成果に結びついていない経費が生じていることについては認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　先ほど述べましたように、これの責任は、市長には重大な責任だと、私は思うんですが。この問題をめぐって、近年起こった人吉市政にかかわるあることを、私は思い出します。

平成28年６月に、西瀬小学校プールで水道水流出事故が発生し、流出した水の水道代は、推定で約108万円とされました。これに対して、西瀬小学校校長から、市民に御迷惑をかけたおわびとして、合計54万円が人吉市に納入されています。今回の解雇問題には、市長に責任があるのは明確だと思いますが、この問題が発覚して既に２カ月が過ぎていますので、結論を出すときだと思います。市長として、どのようにか責任をとるつもりがあるのか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今回のセンター長採用に係る一連の手続については、違法性や過失があったものではなく、法令に従い、組織的な意志決定の手続により行われたものと認識をしております。しかしながら、施政方針でも述べさせていただいたとおり、センター長解雇という状況に至り、開所

時期を延期させていただくなど、当初の事業計画におくれが生じる事態となりました。この事業に大きな期待を寄せていただいておりました本市の中小企業関係者を初めとした多くの市民の皆様方、そして何より、事業に賛同をいただき、御支援をいただきました市議会議員の皆様方に多大な御心配をおかけすることになりましたことに対しまして、改めて心からおわびを申し上げます。

現時点では、事業として、効果的な支出に至っていない状況もありますが、この状況を早急に改善し、人吉しごとサポートセンターの開所に向け、起業創業・中小企業支援事業が安定的に推進できる環境を構築することが、今、私が果たす最大の責任であると認識しております。ただいま、御指摘がありました責任につきましては、この事業が、安定的に、円滑に推進できるようになったときに、事業全体として評価いただくものと存じており、そういったしかるべき時期に、私自身、判断をいたしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　事業が安定したときに判断するということで、その点、もう２カ月が過ぎていますから、急いでするべきだという思いもありますが、まだ過程という段階、まだ、事業を進めて、振り出しに戻って、また進んでいる段階で、またいろいろ、どんなことが起きるかわかりませんので、その段階でするというのは、私も理解できないことではありません。ただ、そのときに一番の問題は、時期的な問題じゃなくて、やはり市長がしっかり責任をとるべきだということを、私はやっぱり思います。

それで、やはりこれは、市の重要施策という位置づけで市長が旗振りをやってきた事業でありますので、先ほどから申しますように、市長がしっかりと、それに見合う分の責任をとられる。そうしないと、市民は今でも大変怒っておられると思いますけど、それがさらに市民は怒るんじゃないかと、そういうふうに私は思うということだけは述べておきたいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。次は、ダムによらない治水対策です。西日本豪雨では、想定上の豪雨では、ダムは何の役に立たないどころか、むしろ急激な水位上昇を起こすので、危険だということが明らかになったと思います。７月10日付の読売新聞は、このように報道しています。愛媛県西予市野村町では、７月早朝に、町内を流れる肱川が一気に増水。中心部の広範囲が水に浸かり、逃げ遅れたと見られる５人が犠牲になった。約２キロ上流にある野村ダムが、豪雨で満杯となり、放流量が急激にふえたことが氾濫の原因の１つと見られる。西予市では、７月７日午前７時半までの24時間雨量が、観測史上最大の347ミリに上った。雨水は、野村ダムに近づいたため、四国地方整備局のダム管理署は、午前６時20分、流入分とほぼ同量の水を放出する異常洪水時防災操作を開始。放水量は、操作前の２から４倍に急増し、午前７時50分には、過去最多の毎秒1,797立法メートルに達した

というものです。７月13日付の東京新聞は、石井啓一国土交通大臣が、７月10日の記者会見で、ダムの容量は無限でなく、降雨量が甚大かつ長期化すると、洪水調整ができなくなっている、と話したことを報道しています。

市長に、西日本豪雨により想定以上の豪雨では、ダムは何の役にも立たないどころか、むしろ急激な水位上昇を起こすので危険だということが明らかになったという認識はあるか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本年７月西日本を中心に、全国的に広い範囲で被害をもたらしました平成30年７月豪雨につきまして、被災された皆様に慎んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

平成30年７月豪雨以降に、ダムの大量の放流が被害の原因、といった報道が一部においてなされましたが、現在、国土交通省四国地方整備局において、ダムの操作に係る、より有効な情報提供や住民への周知のあり方等について、検証する場が設けられているようでございます。本市といたしましても、市民の生命と財産、安全を守るという視点からも、検証の場における検証等について注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　検証を注視する、ということは言われましたが、ただ、少し、新聞等もかなり、この問題は、ダムが急激な放流をしたので水害がひどくなったと、急激な水位上昇があったというふうに、各社、かなりのところが書いていますから、やはりそこは見るべきではないかと思うということで、やはり、これは身近な問題と、もっと考えていく必要があるんじゃないかというのも、私は思っているところです。

人吉市には、昭和40年７月洪水を体験した方でつくる「球磨川大水害体験者の会」があります。会の方々は、自分の体験をもとに、ダムの放流により球磨川の水位が急激に上昇した、と主張されています。西日本豪雨は、この主張が真実であることを証明しました。ダムの放流による急激な水位上昇は、このように人吉市民の問題でもあります。このことを考えれば、市長の今の答弁が、ちょっとまだ距離があるような感じがいたしまして、もっと身近にこの問題を考える必要があるんじゃないかと。検証のことは、見られると言いましたけど、しっかりその検証は見られて、今後、人吉市の治水対策についても考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですけど、西日本豪雨前後の７月22日に、熊本市で九州北部豪雨６周年シンポジウムが開催されました。新潟大学名誉教授で、河川工学が専門の大熊孝氏は、治水の王道は堤防にあることを主張されています。球磨川治水対策協議会では、コンクリート矢板による構造の堤防案も検討の対象になりました。前、私が市長に質問したときに、こう

いうのは検討の対象になっていませんでしたけど、今度、これが入ってまいりました。市内の堤防が、このような堤防になることを求めていくべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御承知のとおり、コンクリートと鋼矢板を組み合わせた構造による堤防嵩上げ案を初め、球磨川治水対策協議会において、昨年実施したパブリックコメントにおいて提案のあった対策につきましても、これまで、同協議会において検討されてきた対策と同様に検討していくこととされています。今後も、同協議会において、治水対策の組み合わせ案の評価等を進めていかれることから、協議の場において、その内容等を注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　組み合わせ案を注視していくということですけど、どうも、破堤しない堤防づくりという要求が、ちょっと市長の、なぜか弱いような感じがするんですよね。既に人吉市は、2013年８月27日に、国交省に要望したダムによらない治水対策に係る要望についてで、人吉市は破堤しない堤防づくりについて、強く既に求めています。それより後退するような態度をとるべきではないということを、私は申しておきたいと思います。

それから、質問に移りますが、日本共産党人吉委員会は、市民にお願いして市民アンケートを記入してもらっています。そのうち２通に、球磨川に堆積した土砂の除去の要望がありました。場所は、浄水苑横と中川原下流についてです。西日本豪雨などがあり、治水対策に関する意識は高まっていることを感じました。市民の願いでもあり、このような、河川に堆積した土砂の除去を求めていくべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

お尋ねの、人吉浄水苑対岸の樹木と土砂の除去、中川原公園周辺の土砂の除去も含め、球磨川に係る改修等につきましては、国において、順次下流域から進められており、お尋ねの箇所につきましても、今後整備をされていかれるものと存じます。

市民の方々の要望につきましては、今後も、球磨川治水対策協議会等の場において要望等を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　この点については、ぜひそうしていただきたいと思います。堤防強化と一緒に、水を下流のほうにスムーズに流れるようにするというのは、やはり、どんな洪水が起こった場合でも有効な手段ともいわれていますので、ぜひ、この要望を国に届けていただきたいと思います。

この質問を終わりまして、次に、３点目の、共同作業所への支援の質問に移っていきたい

と思います。熊本にいる知人から、人吉市の数件の共同作業所の職員の話を聞いてやってほしいという電話がありました。お会いすると、いずれも就労継続支援Ｂ型事業の作業所の職員でした。このような話をされました。Ｂ型事業における利用者の収入は、県平均では月１万3,000円だが、人吉球磨では、それより低く、時給130円で、月収は１万円ほどしかない。１級の障がい者は、２カ月で16万円。２級は、２カ月で13万円なので、総収入は10万円にも満たない。優先調達法はありがたいが、それでも、この状況である。仕事が広がれば、利用者の賃金を上げることができるので、いろいろ探すが、なかなか見つからない、というものです。

共同作業所で働いている障がい者が得る収入はとても少なく大変なことや、作業所が仕事を得るために苦労していることを認識しているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、就労継続支援Ｂ型事業所についてでございますけれども、利用者の方々は、事業所と雇用契約を結ばないため、賃金ではなく、生産物に対する成果報酬の工賃が支払われます。作業を通して得られる工賃は、作業により生産された製品やサービスの出来高に応じて支払われるため、法令で定められた最低賃金を下回ることが多い状況となっております。

今、議員のほうから、人吉球磨の状況を御紹介いただきましたけれども、私のほうからは、厚生労働省が公表しております平成28年度の平均工賃のデータを御報告させていただきたいと思います。雇用契約を結び、賃金を貰いながら利用するＡ型事業所は７万720円であるのに対し、Ｂ型事業所は１万5,295円でございまして、Ａ型事業所の４分の１にも満たない額となっております。仕事内容につきましても、訓練やリハビリなどを目的とした作業内容となるため、作業の種類が少ない状況でございますので、事業所が仕事を得るため苦労されていることにつきましては認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今の答弁で、利用者の方が大変な状況にあるのと作業所も苦労している状況を認識していることはわかりました。

それで、共同作業所の職員の方の話を、さらに聞いていくと、八代市では、市の勧めにより、作業所などが集まった八代市障がい者福祉事業所協議会がつくられ、仕事を回してもらっていることがわかりました。そこで、この協議会の方の話を伺ってきたところ、このような話をされました。八代市障がい者福祉事業所協議会は、障害者自立支援法ができたころに、八代市の勧めによってつくられた、精神・知的・身体障がい者の作業所などが集まった協議会。最初は、市からペットボトルのラベル剥がしの仕事を貰うことで始まったが、これはことしで終わる。今の中心は、市の公園管理課より、市内数カ所の公園のトイレ清掃、ごみ拾

い、草取りなどを、１年契約で協議会に貰っていることと、福祉課が、イチゴのへた取り、杏の種取り、レタスのシール貼りの仕事などの情報を得て、協議会に仕事を回してもらっていること。協議会に来た仕事は、全ての施設にファックスで連絡し、希望するところが手を挙げて受けるようにしている。ちょうどよいくらいの仕事が来るので、協議会内で揉めることもなく、大変助かっている、というものです。八代市の取り組みを調査し、人吉市でも行うようにしたらどうかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市では、ここ数年、障害者優先調達推進法に基づき、Ａ型及びＢ型就労継続支援事業所から生産された花の苗の購入、及びテープ起こし等の事務処理を依頼するなど、事業所及び利用者の収入につながる取り組みを行っております。しかしながら、依頼の頻度は少ない現状でございます。

今回、議員から御紹介のございました八代市の事例につきましては、さらに情報を得るため、八代市から詳細を伺い、必要であれば、視察等により情報収集をいたしまして、本市の就労継続支援の取り組みの参考とさせていただきたいと存じます。また、人吉球磨圏域では、障害福祉サービスなどについて協議を行うため、市町村や関連事業所などで構成される人吉球磨障がい者総合支援協議会がございます。その中に就労促進部会がございまして、精神・知的・身体障がいの方々が、少しでも多く働くことのできる取り組みが検討されているところでございまして、その協議会の中でも情報を共有し、就労者支援充実のための参考とさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　まずは、実態を知ることが大切だと思います。そして、できることを、こちらも取り入れていくことが大切ですので、ぜひ八代のほうに行って、今、答弁があったように情報を得てきていただいて、その後、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

では、３点目です。共同作業所の職員の方は、このような話もされました。作業所内でつくられた工芸品は、イベントなどのときにテントを出して売っている。しかし、これでは、テントに来てもらえるような方は、そこにあるものを既に買っているような方なので、売れ行きが伸びない。日常的に売ってもらえる場所があれば助かる、というものです。私が思うには、石野公園などは、このような共同作業所の工芸品を売るのに適していると思います。石野公園で、共同作業所の工芸品が販売できないかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

共同作業所等でつくられた工芸品等の、石野公園などでの販売に関してでございますが、現在、既に委託販売を行っておられる事業所もございますことから、新たに販売を希望される事業所がございましたら、福祉課まで御連絡をいただきますと、所管課である観光振興課

へおつなぎをしたいと存じます。その際は、観光振興課と協議を経まして、契約を結んでいただく必要がございますけれども、販売は可能であると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　販売可能ということで、まずはその事業所のほうに、相談があったところに、私も知らせて、ぜひそういうことの取り組みをしたらと知らせたいと思います。また、そこで申請したときにいろいろなやりにくさとかあったら、また、一般質問以外でも、いろいろ市とも協議していければと思っています。そのことを申しておきます。

この質問は終わりまして、次、４点目の、ろう者の支援のほうに入っていきたいと思います。私は、人吉市ボランティア連絡協議会の理事を務めていますので、ほかのボランティア団体がどのような活動をしているかについても大変興味があります。協議会の構成団体でもある「熊本県手話サークルわかぎ人吉球磨グループ」は、ろう者の方々とともに、毎年３月３日に近い日曜日に、耳の日ふれあいを開催されていますので、ここ二、三年、私も参加させていただきました。大変楽しい集会ですが、自分が手話を使えないことに対しては、大変もどかしい思いをしています。そのような状況の中、手話言語法の制定を求める意見書が、全ての都道府県、区市町村の議会で採択されたことと、手話言語条例を制定する自治体が広がっていることを知りました。そこで、この質問を行います。

まず、人吉市は、手話言語法の制定を求める意見書が、全ての都道府県、区市町村の議会で採択されたことを御存じなのかということと、それを踏まえて、ろう者への支援をどのように進めようとしているのかをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ただいま、議員から御紹介のありましたように、手話言語法制定を求める意見書の採択につきましては、平成28年３月３日、栃木県芳賀町議会を最後に採択されましたことによりまして、全国1,788の地方議会――1,741区市町村と47都道府県でございますが――、全てで採択されております。

本市市議会におきましても、その前年の平成27年３月18日に、意見書の採択をいただいたところでございます。いまだ法律の制定には至っておりませんけれども、このような状況を踏まえ、ろう者の支援に関しましては、手話の教育環境の整備や、ろう児及びその保護者が手話に関する正しい情報を得るとともに、手話を習得できること、また、ろう者が日常生活や職場などで手話を使ったコミュニケーションをとることができるなど、ろう者が日常生活において、安心して手話を用いることができる環境づくりについて、支援策を講じていかなければならないと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　支援策を講じていかなければならないということで、そのためにも、そういうろう者の支援を前進させるためには、ろう者や支援の方々が、人吉市にどのような要望を持っておられるかを知るのが一番大事だと思います。そこで、支援者の方に話を聞かせてもらうようお願いしたところ、文書にまとめて、ファックスで送っていただきました。本当、大変ありがたかったところです。ろう者の方より３点、支援者の方より１点の要望があることがわかりました。ぜひ実現してほしいという思いで、１点ずつ質問したいと思います。

ろう者の方の要望の１点目は、市役所の窓口に手話通訳者を置いてほしいということです。これに関しては、まずは、曜日や時間を限ったものでもよいから始めてほしいということでしたが、この点、実現できないかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

現在、手話通訳申請担当業務を行っております福祉課障がい者支援係には、手話通訳を学んだ職員が１名在籍しているほか、他部署の職員にも手話奉仕員養成講座等の修了生が数名いるようでございます。聴覚障がいの方への対応につきましては、手話通訳者を同伴される場合や、手話にて対応する場合も若干ございますが、主に筆談で対応している状況でございます。

手話通訳者の配置につきましては、業務が多岐にわたり専門性があることや、分庁舎方式という現状、利用頻度などから、現在のところは難しい状況でございますけれども、今後、窓口業務を行う職員だけではなく、職員全体に広く周知を図り、手話奉仕員養成講座等を案内するなど、少しでも聴覚障がい者の方への理解と対応がスムーズになるように取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　それで、先ほど、１つ、分庁舎方式で窓口が分かれていますので、その辺がちょっと難点があるというのはわかりますので、ぜひ、これを先に進めるために、市庁舎も今後建てられることですので、ぜひとも、こういうような手話のできる案内人を置いてほしいということを求めておきたいと思います。

それから、２点目です。あらゆる講演会や小学校、中学校の入学式・卒業式、成人式、イベント、祭り等に、手話通訳をつけてほしいということです。その理由は、子供のころから手話に触れ合うことによって、手話が身近なものになるから、ということでした。このような取り組みができないか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

行事、イベント等で手話通訳を配置することは、意思疎通支援事業を御利用いただければ可能でございます。この意思疎通支援事業は、障害者基本法の規定に基づきまして、聴覚、

言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある者とその他の者との意思疎通を支援するため、意思疎通支援者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障がい者等の自立及び社会参加促進を目的とするものでございまして、不特定多数の者が参加する催しを開催する場合に、聴覚障がい者等が参加することを見込む公共機関及び団体にも使えるものでございます。しかしながら、人吉球磨管内で、実際登録をされている手話通訳者の登録者数は、９名と少ないため、全てのイベントに対し配置いただくことは難しい状況でございます。

今後、可能な限り手話通訳者の協力を得まして、意思疎通支援事業利用により取り組むと同時に、手話奉仕員養成講座などの参加者増を図りながら、手話通訳者の登録者をふやすことが喫緊の課題だと認識しております。

また、イベント等で、地域の子供たちが小さいころから手話通訳をしている姿を目にすることで、障がい者に対する理解と人への思いやりを育む、よい環境としても大事なことであると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今、答弁いただいたように、可能な限りふやしたいということですので、そうしていただきたいということと、私、思ったのは、やっぱり私たち、いろんな住民でこういうイベントとかを開く、集会とかを開くときにも、できるだけそういうのを利用して、意思疎通支援事業ですか、みんながそういうのに取り組む社会にしていかなければならないなと、私自身感じたところです。市も実際やっています、幾つかの事業では、市は確かに使われてやっておられますので、できるだけ、本当、ふやしていってほしいと思います。

それから、３点目ですけど、各町内に設置してある防災無線からの放送、連絡等、健常者の耳に届く全ての情報を、同時にろう者の携帯、スマホに、メールで送信してほしいというもので、私としても、災害が多い今日、命を守るために重要なことだと感じます。このような取り組みができないか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

議員御質問の、メール配信におきましては、平成27年６月に、ろう者福祉協会から同様の内容で御要望がございましたので、その際、登録していただいた協会の会員の方々へメール配信を始めたところでございます。

しかしながら、その後、市メールシステムの変更などに伴い、メール配信ができていない期間があったようでございます。そこで、現在は、防災行政無線放送の内容につきましては、ＲＫＫテレビのデータ放送「デタポン」に掲載するよう全庁的にシステム化をしておるところでございます。また、このデタポンは、スマートフォンでアプリケーションをダウンロードしていただきますと、情報をお知らせできるシステムになっておりますので、聴力が弱い

方でも目で情報を確認することができますので、ぜひ御活用いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　今の答弁を聞いて、どちらかというと、デタポンの活用を中心に考えておるようですけど、その辺は使いやすさも含めて、また、いろんな、ろう者の方々がデタポンに関してどうなのかも聞きながら、ちょっと市とも、いろいろ状況を、こうだよというのをやりながら、改善すべきところは改善するようにお願いして、今後もそういうふうなことをやりたいと思います。

それから、また支援者からの要望ですけども、現在、手話奉仕員養成講座は開催されていますが、講座修了者がレベルアップするためには、熊本まで行って講義を受けなくてはいけません。私たちは、手話の技術、講義を学びたいと、意欲は十分あるのですが、実際通うには大変な状況があります。講師の方に来ていただいて、学習の場をつくっていただきたいと希望します、というものです。この点が実現できないか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

手話奉仕員養成講座につきましては、全国どの自治体も、同じカリキュラムで実施しておりまして、手話通訳事業に従事される人材を育成するための講座でございます。この手話奉仕員養成講座は、人吉球磨市町村の共同事業として、受講者に対しまして、年に45講座実施しているところでございます。養成講座の受講修了者数でございますが、平成27年度が３名、平成28年度は９名、平成29年度は５名と少なく、また、人吉球磨管内で通訳者として活動しておられる方は３名でございまして、通訳者養成及び手話通訳者は少ない現状でございます。まずは、手話奉仕員養成講座の受講者をふやすため、広報、ホームページ等でのＰＲを行い、養成講座参加者数をふやし、さらに手話通訳活動をしていただく、レベルアップのための講座としまして、現在、熊本県が実施しております講座がございますので、人吉球磨地域での講座が実施できないか要望するなど、人吉球磨市町村で協議・検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　県に要望したいということですので、ぜひそうしていただきたいと思います。今の質問の全体を通じて、やはり手話に対する関心というか、全体的な、全市民的なというのが必要なんだなというのをちょっと感じたところでありまして、この質問の最初にも言いましたが、手話言語条例を制定する自治体が広がっています。全日本ろうあ連盟のホームページを見てみると、条例を制定した自治体では手話への理解が広がり、手話の普及が進んでいることが報告されています。

この条例を制定する意義は、全日本ろうあ連盟が提案している条例案を見ればわかりま

す。その一部に、こう書いてあります。これまで、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。こうした中で、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたが、手話に対する理解の広がりを、いまだ感じる状況に至っていない。手話が言語であるという認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って、安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定するものである、というものです。人吉市でも手話言語条例を制定すべきだと思いますが、その点、市長はどのように考えておられるかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

熊本県内では、熊本県を含め条例を制定している市町村はございませんが、全日本ろうあ連盟によりますと、本年９月４日現在で22道府県２区143市19町の186の自治体で成立し、条例制定を機に、医療機関や観光案内で手話を取り入れるなど独自の取り組みを始める自治体も出てきている状況のようでございます。また、熊本県におかれましても、手話言語条例制定の検討がなされているようでございまして、本市におきましても、今後は県内の状況を見ながら、また先進事例の情報を得て調査・研究を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）　状況を調べて検討していくということですので、人吉市はやはり人がいいというか、いい地域で、人間がいいところなんで、ぜひ福祉のまちとして、本当に注目されるような都市になってほしいという思いも、私はあります。ですから、ぜひとも、この手話言語条例を人吉市でも制定していただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。きょうは、私のかわいい応援団が傍聴に来てくれましたので、気を引き締めて頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

７月６日から８日にかけての西日本を中心とした豪雨災害は、死者221名、避難所生活者2,100人と、河川の氾濫、堤防決壊、土砂崩れ、また浸水被害など甚大な被害をもたらしま

した。また、９月６日午前３時８分ごろ、北海道南西部地方を震源とする北海道胆振東部地震が発生をいたしました。最大震度７の規模で、胆振地域を中心に、周辺地域に死者41名、避難者約2,000名、土砂崩れ、液状化現象、断水、全道の停電など、想像もつかないほどの未曾有の被害をもたらしました。２年前に発生しました熊本地震の恐怖が脳裏をかすめ、一瞬凍りついたほどの衝撃を受けたところであります。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、犠牲になられた方々に対し深くお悔やみ申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、人事管理から、会計年度任用職員制度について、農業振興から、畜産振興について、学校教育から、中学校における運動部活動指針について、市民の声から、ＡＥＤの設置について、市民プール円形プールの塗装工事についての５点を、通告をいたしました。

まず、初めに、人事管理から、会計年度任用職員制度についてであります。このことにつきましては、平成29年12月議会におきまして、仲村議員が質問をされておられます。2020年４月１日施行に向け、これから制度設計に入っていく状況のようでしたので、そのことも踏まえて質問を行ってまいりたいと思います。

2017年５月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立をし、臨時・非常勤等職員の任用根拠が改めて整理をされ、新たな一般職非常勤である会計年度任用職員が新設をされました。法改正により、現に働く臨時・非常勤等職員の大多数は、会計年度任用職員に位置づけられることになります。公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提としながら、会計年度任用職員制度の構築に向けて、臨時・非常勤等職員の雇用の継続と正規職員との均衡待遇を図ることが求められています。総務省の会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアルによりますと、2020年４月１日の法施行に向け、2019年度から募集を開始する場合は、関連する条例については、遅くとも2019年３月議会において成立する必要があり、既に自治体における取り組みに残された時間は限られているのが現状ではないでしょうか。

まず、会計年度任用職員制度の導入に向けた事柄に関連いたしまして、総務省は会計年度任用職員制度等への移行見込みや給与等の実態及び見直しの方向性、休暇、育児休業制度等の現状及び適正化に向けた検討状況について回答を求めておりますが、その方向性、検討状況について確認をしておきたいと思います。

１回目を終わります。

○総務部長（迫田浩二君）　皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

議員から御説明がありましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律――これは平成29年法律第261号でございますが、この公布により、会計年度任用職員の制度が創設されたところでございます。これに伴い、総務省は平成29年８月に、会計年度任用

職員制度に関する留意事項、その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項について、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを策定し、地方公共団体に対して、同マニュアルを参照し、遺漏のないよう準備を進めていることを求めております。

本市の現在の検討状況でございますが、マニュアルにおいて最初に実施すべきとされている臨時・非常勤職員の実態の把握を行っているところでございます。具体的には、本市が委嘱または任用している非常勤特別職及び非常勤一般職並びに臨時職員について、全課を対象とした任用根拠ごとの任用状況、業務内容の調査を実施、さらに、８月24日から８月31日にかけて関係課に対してヒアリングを行い、現在はその課題整理を行っているところでございます。

今後の取り組みでございますが、把握を行った臨時・非常勤職員について、その職が改正法の施行日である2020年、平成32年４月１日において、会計年度任用職員として任用する職かどうか等の判断を行い、勤務条件や任用基準等を含めた制度設計を行い、その後、議会にも御相談を申し上げながら、可能であるならば2019年、平成31年６月議会に関係条例案を上程、関係規則等の整備を行い、2019年度後半には会計年度任用職員の募集要項の作成及び募集、選定、そして2020年４月の任用と進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今から、課題等についていろいろと協議をされるというように思っていますけれども、今回のその改正法については、今まで本当に、法の谷間に置かれてといいますか、厳しい労働環境に置かれてきた自治体の臨時・非常勤等職員の処遇改善がその趣旨であるというふうに考えられるわけです。そこで、やはり、そういった臨時・非常勤等職員の処遇改善がその趣旨というふうに思えば、人吉市においても、その趣旨にのっとって、きちんとした処遇改善に結びつけていかなければならないというふうに思っています。その辺の意志はどのようにお考えなのか、これを確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今回の改正法の趣旨でございますが、地方公務員法の臨時・非常勤職員については、教育、子育てなどさまざまな分野で活用され、地方行政の重要な担い手となっており、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められていることから、改正が行われたものでございます。

本市におきましても、改正法の趣旨に鑑み、職務の内容や責任に応じた処遇となるよう適正な任用、勤務条件を設定してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　やはり、その趣旨にのっとってきちっとした処遇改善になるように取

り組みをしていきたいということですので、ぜひ、そのような形につながるように取り組みをよろしくお願いをしておきたいと思っております。

ただ、2020年４月からの会計年度任用職員制度の発足に向けては、最初の答弁で具体的なスケジュール等もちょっと説明をいただいたところなんですけれども、やはりそういった関係者との協議をどのように進めていくのか、また、条例化については2019年６月議会をめどに、というふうな答弁もありましたけれども、それでいいのかどうか、私は少し遅いんじゃないかなとちょっと気になるところもあるんですね。そういったことも含めて、具体的なスケジュールをどのように組んでいくのか、また、そのスケジュールを組んでいく中においては、そういった職員団体もしくはその当事者との協議も十分に行っていく必要があるかと思っております。その辺の協議の時間等を、交渉もしくは協議の時間等を十分にとっていく、理解を求めていくとすれば、やはり早めに条例を制定をしながら取り組んでいかないと、期間がずれ込んでいくと、そういったところも考えられますので、その辺について、改めて確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

当事者や組合との協議のことについてでございますけれども、まず、職員組合との協議や対象職員の説明についてのスケジュールでございますが、今後、任用、勤務条件等に整備を進めていく中で、適宜職員組合との協議を行いたいと考えております。職員組合との協議を経て、関係例規の整備が完了したところで、2019年、平成31年10月ごろをめどに、対象職員への説明会を実施したいと考えております。

職員組合との協議及び対象職員への説明のいずれかにおきましても、改正法の趣旨や内容を丁寧に説明し、御理解いただくように努め、特に対象職員に対しましては、移行に伴う不安等が生じないよう明確な説明に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　職員団体との交渉、もしくは当事者との説明、これは十分な配慮をもって取り組みをお願いしたいというふうに思っているところなんですが、ただ、今回の法改正においては、会計年度任用職員の給料または報酬の水準、それから手当ての支給ですよね――期末手当等になりますけれども、また休暇制度について、やはり基本的には、常勤職員との均衡を図ることがやっぱり主眼となっているようであります。ですので、そういったことを考えた場合に、ならば具体的にはどう取り組んでいくのか、これもひとつ気になるところなんですね。また、それについても、やっぱりきちっとした当事者とか職員団体との協議も必要になってくる。この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

御質問の給与水準等の常勤職員との均衡についての考えでございますが、地方公務員法に

おいて、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない、いわゆる職務給の原則が根本基準とされており、これは会計年度任用職員にも適用されるため、その職務にふさわしい給与の決定を行う必要がございます。具体的には、フルタイムの会計年度任用職員については給料が支給されることとなりますが、その職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号級の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務経験等の要素を考慮して定める予定といたしております。また、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬が支給されることとなり、フルタイムの会計年度任用職員の給与決定の考え方との均衡、職務経験等の要素に加え、職務の量を考慮した報酬額の設定を考えております。

また、移行前と同様の職務を行っているにもかかわらず、移行後の時間当たりの給料または報酬の支給額が、従前の報酬等に比べて下回ってしまうなどの不利益が生じないように設定を行いたいと考えております。

一方で、そもそも任期が一会計年度に限られる会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度は、任期の定めのない常勤職員とは異なる設定とすべきであるとされていることなどから、会計年度任用職員の給料また報酬については、職務の内容や責任等を踏まえつつ、一定の上限を設けることも必要であるかと考えております。

次に、期末手当についてでございますが、期末手当の支給額は、期末手当の基礎額に、期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて算出することとしつつ、常勤職員との均衡を踏まえて定めることとされております。支給割合等の具体的な設定につきましては、今後、常勤職員との均衡のほか、他の自治体の動向や本市の財政状況等を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　そのような中で、会計年度任用職員はフルタイムまたパートタイムと、いろんな職種も出てくるようでありますけれども、やはりパートタイムの職員についても、少なくとも期末手当の支給については、パートタイムの職員に対してもやっぱり支給すべきではというふうに、私は考えているところなんですけども、今の答弁を聞くと、なかなか厳しいのかなというふうにちょっと、私は感じたところなんですね。ですから、ここで確認をしておきたいのは、パートタイムの職員に対しての期末手当の支給について、どう考えているのか。ここも一応確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

議員からの御指摘のとおり、今回の改正においては、パートタイムの会計年度任用職員についても期末手当の支給が可能となっております。その趣旨としましては、現行制度においては、非常勤職員について労働者性が高いものであっても期末手当が支給できない制度となっていたため、適正な任用等の確保のために改正が行われたものでございます。

一方で、期末手当の制度設計については、段階的な導入も許容されているところでございます。本市の方針でございますが、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、改正の趣旨、常勤職員との均衡のほか、他の自治体の動向や本市の財政状況等を十分に勘案しながら、検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　パートタイムの職員については支給することができるということですので、裏を返せば支給しなくてもいいというふうな考え方もできるわけなんですね。ですから、やっぱりそういうことがないように、しっかりとした取り組みをということで確認をしたところなんですけれども、そのような見直しをするに当たっては、やっぱり財源が当然必要になってくるというふうに思います。その財源においても、やはりこれは国においても検討をしていただく必要があるかと思いますけれども、やはり地方財政計画の見直し等において、自治体の責任において、きちっと国にしっかりと対応していただくようなことも要望していく必要があるんじゃないかなと思っておりますので、その辺についてはそのような対応を要望しておきたいなというふうに思っているところであります。

そのような中で、今の現行制度において、今の自治体で改善できる事柄というのも、当然出てくると思っております。2014年７月に、総務省から発出された「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」の通知なんですが、通勤費用や時間外勤務手当についての適切な取り扱い、それから不適切な空白時間の是正、育児など各種休暇制度の整備、それから業務研修の実施、任期付職員制度の賃金に関しては、昇給や経験を踏まえた号給の決定も可能とするなど、処遇改善につながるような内容になっております。しかしながら、その周知については十分とは言いがたく、官製ワーキングプアの実態改善には道半ばのようであります。2020年４月の法改正を待たずに、処遇改善もしくは雇用安定を図っていく必要もあると思っているところであります。

そこで、現状の臨時・非常勤等職員の任用回数もしくは年数等について、本市においては更新回数を７回を限度として上限を設けておられます。設けている理由は何なのか、お尋ねをしておきたいと思います。また、このような取り扱いについては、平等取扱の原則に反するのではないかと考えます。そういうことを考えれば、速やかにやっぱり廃止すべきではないかというふうにも思っているところなんですけれども、この点についてのお考えをお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

一般職の非常勤職員の任用期間につきましては、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程により、任用期間は１年以内、特に必要と認める場合は更新を可能とし、更新回数の上限を７回と定め、また年齢については65歳未満と定めております。

まず、更新回数の上限の設定理由でございますが、一般職の非常勤職員には、その職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していることが求められるため、競争試験または選考により任命しているところでございますが、常勤職員の競争試験と比較いたしますと、比較的簡易な面接試験等により選考されており、更新の上限を設定することで、特定の人物が恒常的に任用されることによる不公平感を解消し、幅広く雇用機会を提供するために設定しているものでございます。

次に、年齢を65歳未満としている理由でございますが、非常勤職員の身体能力面、年金の満額支給年齢、若年層への雇用機会の提供等を総合的に勘案し、設定しているものでございます。

上記のような理由から、現行の一般職の非常勤職員においては、更新回数の上限、年齢制限を設けておりますが、会計年度任用職員については、新地方公務員法第13条の平等取扱の原則に照らして、任用回数の制限や年齢制限を設けることは適切ではないとされているため、このような制限は設けないこととしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　新しい制度になれば、平等取扱の原則の取り扱いになるので取りやめたいと。今の状況でも不平等な取り扱いになっていますよね、そういうことをやっぱり考えるべきじゃないでしょうか。新しい法が施行されて、2020年からの形で取り組むんじゃなくて、今、そういった法改正の中でもうたわれているわけですから、それをやっぱり十分に考えて、今はそういった理由で、７回を上限として更新できないんだという考えではなくて、やはりそこはきちっと速やかにその法の趣旨にのっとって考え直す必要があるんじゃないかと私は思っています。その辺はやっぱり十分に検討をお願いをしていきたいなというふうに思います。

それと、空白期間のこともちょっと、先ほど触れましたけども、やはり臨時・非常勤職員の任用と任用の間に、１日とか、または１週間とか１カ月など、そうやってあえて空白期間を設けて採用するという状況があります。あえて空白期間を置く理由は何なのか、これの確認をしておきたいと思いますし、例えば、空白期間を設けることによって、退職手当とか、もしくは社会保険料等の負担を避けるために、不適切なそういった空白期間を設けているんじゃないかなと考えるところもあるわけなんですね。ですので、そういう場合にはやっぱり速やかにやめるべきと思っていますけども、人吉市のほうではそういった実態があるのかどうか。そのところの確認をしながら、この空白期間についての考えを確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

臨時補助員の任用につきましては、人吉市臨時補助員の勤務に関する規程により、任用期

間を６月以内とし、その任用期間終了後、再度同一人を任用する場合は、２月を経過した後でなければ任用することができないと定めております。

まず、任用期間を６月以内としておりますのは、地方公務員法第22条第５項におきまして、「緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。」との規定に基づき、定めているものでございます。

次に、任期終了後の同一人の任用につきましては、平成10年４月１日から要綱を定めているところでございますが、同年２月に、熊本県が説明会を実施しており、その中の問題点として、その職に慣れているなどという安易な理由だけで、臨時職員の名のもとに恒久的な職への事実上の採用が行われ、身分取り扱いの不明確な職員が生じることとなったことを掲げ、同一人を任用する場合は、住民などが不平感を抱くことがないよう、客観的に見て、任用期間が切れると判断される程度の期間を設けることが望ましいという説明がなされております。本市におきましても、この考え方に基づき、同一人を任用する場合は任用期間終了後２月の期間を設けることを定めているところでございます。なお、改正後においては、臨時補助員は、災害発生時等の緊急の場合もしくは１年以内に廃止されることが予想される臨時の職員に関する場合に該当し、かつ正規の任用の手続を経るいとまがないときに特例として認められることとなり、この要件に該当しない場合は会計年度任用職員として整理することとなるため、現在、本市で任用している臨時補助員のほとんどが会計年度任用職員に移行することになり、現行のような事例は生じるものではないと考えております。ただし、現行においては、そういうことがあるという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　だから、2020年４月以降は、今のような状況は発生しないということなんですよね。ですから、今の法改正がなされてきている中で、そういった臨時・非常勤の処遇改善をうたわれてきているわけですよね。ということになれば、そういったことも、当然、2020年からの法改正を待たずに改正すべき点を改正すべきじゃないかなというところなんですよ。ですので、2020年からはなくなるから、今は現行のままなんだという考えでいいのかどうかというところを、私は疑問にちょっと感じるんですね。やはりその辺はきちっと法の趣旨に合わせて、改正すべきところは改正していかなければいけないのかなとちょっと思ったところであります。そういったことも踏まえて、さらなる臨時・非常勤等職員に不利益がこうむらないような、やっぱり適切な取り扱いをしていかなければいけないんじゃないでしょうか。

そういったところで、例えば採用時と更新時に職務経験の要素を考慮した格付もしくは昇

給制度の導入、これもやっぱり必要かなというふうに思っているんですけども、そういったことはできないんでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

地方公共団体の職員のうち、非常勤の職員に対しては、地方自治法第203条の２の規定に基づき、報酬を支給しなければならないとされており、条例により報酬額を定めております。また、臨時補助員に対しましては、同法第203条の２及び第204条の規定により、非常勤職員並びに常勤職員に支給される報酬または給料のいずれにも該当しないため、賃金として支給をしているところでございます。このため、現行制度においては初任給の格付は行っておりませんが、報酬並びに賃金額につきましては、職務内容や県内自治体の動向等を参考にし、設定をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　あと、通勤手当ですよね。通勤手当については、正規職員と同じような支払いをされているのか、また、臨時・非常勤等の時間外勤務の実態、それから、その実態に応じた手当相当分の支給、この辺についてはきちっとされているのかどうかを確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

非常勤職員については、地方自治法第204条第２項において、常勤職員に対し支給することができるとされている通勤手当を含む諸手当の支給は認められておりませんが、同法第203条の２第３項において、職務を行うために要する費用の弁償、いわゆる費用弁償を受けることができるとされており、通勤手当相当分を費用弁償として支給をいたしております。通勤手当相当分の費用弁償の額でございますが、片道２キロメートル以上５キロメートル未満の場合、月額1,500円、片道５キロメートル以上の場合、月額3,000円でございます。

一方、常勤職員の通勤手当の支給額は、片道２キロメートル以上５キロメートル未満の場合、月額2,000円、片道５キロメートル以上10キロメートル未満の場合、月額4,200円でございます。なお、臨時職員については、通勤手当もしくは通勤手当相当分の費用弁償は支給いたしておりません。

次に、臨時・非常勤職員の時間外勤務に関する御質問でございますが、定められた勤務時間を超過して勤務する必要がある場合は、常勤職員と同様に、所属長による時間外勤務命令簿を作成し、時間外勤務時間に応じた割増賃金または割増報酬を支給しております。

臨時・非常勤職員の時間外勤務の実態については、所属課により把握を行っているほか、総務課にも合議されておりますので、確認を行っているところでございますが、件数としては、そこまでは多くないと感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　やっぱり若干の差はありますよね。恐らく非常勤職員については、正規職員の４分の３程度の支給になっているのかなというふうに思っているところであります。

そこで、もう１つ質問なんですが、各任命権者における臨時・非常勤等職員に関する各種制度、例えば有給休暇の翌年への繰り越しとか健康診断などの整備運用状況に係る現状がどうなっているのか。また、臨時・非常勤職員の約75％を女性が占めるというふうな全国的な実態があるようでありますけども、そういったことから考えますと、育児介護休業制度の整備等も、当然、臨時・非常勤等職員に対しても必要ではないかというふうに思っているところであります。子育てを支援する自治体として、そのような考え、もしくは取り組みについてはどのようにお考えなのか、確認をしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

まず、本市の非常勤職員に占める女性の割合でございますが、本年４月１日現在、154名の非常勤職員のうち、108名が女性でございまして、70.12％となっております。本市におきましても、多くの女性職員に、教育や福祉を初め、さまざまな行政分野で活躍いただいているところでございます。

現在、国において、就労と結婚、出産、子育て、あるいは就労と介護の二者択一構造を解消し、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを実現していくためにさまざまな取り組みが進められております。

本市の考え方でございますが、仕事と家庭が両立しやすい職場づくりは、優秀な人材の確保、育成、定着につながると考えており、また市内全般の子育てを支援していく立場からも、育児休業等の制度を利用しやすい環境づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

御質問の、非常勤職員の子育てや介護に関する具体的な休暇・休業の整備状況でございますが、まず、育児休業につきましては国に準じておりまして、一定の要件を満たす必要はございますが、原則、子が１歳に達する日まで。ただし、子が保育所に入所できないなど、特定の条件を満たせば最大２年まで取得可能といたしております。

次に、休暇につきましては、有給休暇として、子の看護休暇、これは中学校就学の始期に達するまでの子について、１年において５日、子が２人以上の場合は10日取得可能としています。この休暇につきましては、国においては無給でございまして、また対象となる子につきましても、小学校就学の始期に達する子までとしておりますので、本市においては、国より要件を拡大して実施をいたしているところでございます。また、無給休暇として、産前・産後休暇がそれぞれ８週間、生後１年に達しない子を育てる場合の育児時間休暇が１日２回、それぞれ30分、また特定の親族等の介護をするための介護休暇（１日単位、１時間単位）等を定めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　休暇制度については、国よりもよりよい、利用しやすいそういった状況を制度化されているということが理解できましたので、国よりも進んでいるので、ああすごいなというふうにちょっと感じました。なるだけそういった形で、職員の方が利用しやすい制度の充実をお願いしたいなと、さらにそういった充実をお願いしておきたいなと思っているところであります。

また、市長にもちょっとお尋ねをしておきたいと思っているんですけれども、国に要請すべき事項として考えた場合、やはりこれについては、財源が必要になってくると思っております。必要な財源を措置するために、やはり臨時・非常勤職員の適正な任用、それから勤務条件を確保することを目的とした地方自治法また地方公務員法改正の趣旨を踏まえて、地方財政計画にやはり必要な財源を盛り込むように、国に要請すべきではないかなというふうに思っているところであります。やはり地方がそれだけ、国が改正することによって、地方だけで、ならその財源だけを出していってていいのかというふうに思いますので、それについては、国がそういった改正をするのであれば、それに見合ったそれなりの財源措置を、国も当然するべきではないのかというようなところも考えるわけなんですね。そういったことを考えますと、やはり、そのような、市長会とか地方６団体等がありますけれども、そういった団体を通して、やはり国にきちっとした要請をしていく必要があるのではないかと思っておりますけども、その点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど、総務部長も答弁しましたが、今回の改正は、臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手となってきており、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的としたものでございまして、本市においてもしっかり制度設計を行っていきたいと考えております。

会計年度任用職員に対する期末手当の支給等についても、臨時・非常勤職員の処遇改善につながり、優秀な人材を確保していくためにも大変有効だと考えております。

一方で、期末手当の支給等には少なからず費用が生じてまいりますので、現下の厳しい財政状況においては非常に悩ましいというのが正直なところでございます。また、今回の法改正に対し、総務省が各地方自治体からの意見聴取を行う中で、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等について、地方自治体は、人材確保、同一労働同一賃金といった観点等から理解するといった意見が多かったものの、その一方で、地方財政措置を求めるといった意見も非常に強かったことを報告されており、財源の確保については、どの自治体も非常に危惧していることがうかがえるところでございます。

そのようなことからも、財源確保につきましては、議員御指摘のとおり、県市長会や九州市長会、全国市長会を初めとする関係団体にも働きかけながら、国による財源措置を求めて

いきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　さらに、先ほどちょっと、市長が答弁されましたけれども、同一労働同一賃金、それから無期転換制度などを含めた雇用安定を求める民間労働法の改正、そういったところを踏まえて、やはり人材確保、それから雇用安定の観点からも、引き続きやっぱり公務における給与体系のあり方、それから任用のあり方を、さらに検討を行うように、この点についても、市長会等を通じて国に要請していただきたいというふうに思っているところなんですけども、この点についてもどのようにお考えか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、労働契約法及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律――いわゆるパートタイム労働法につきましては、国家公務員及び地方公務員については適用除外とされています。労働契約法においては、有期労働契約が繰り返し更新されて、通算５年を超えたときは、労働者の申し込みにより無期労働契約への転換ができるという規定がございますし、パートタイム労働法においては、パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するための措置を事業主に求める規定がございますので、雇用に関するこういった点が、国や地方公共団体の臨時・非常勤職員の任用条件とは異なる点になろうかと存じます。

一方で、公務員に対する適用除外の考え方につきましては、国家公務員及び地方公務員の処遇については、国民及び地域住民全体の共同の利益の見地から、国家公務員法、地方公務員法あるいは条例等の法令に基づいて、任免、服務、勤務条件等が定められており、事業主が自主的に雇用管理の改善等を行うことにより労働者の福祉の増進を図ることを目的とするこれらの施策にはなじまないという考えから、適用除外とされているようでございます。

これらの民間との違いについて、その是正を国に要請することについてでございますが、先ほど御紹介しました適用除外の考え方にありますように、公務員における法令に基づく任用と民間における労働者と使用者との労働契約といった採用時の違いもございますことから、慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今回の会計年度任用職員の制度につきましては、これから、本当にきちっとした具体的な制度設計を図っていかれると思っております。でも、今それぞれ、部長、市長答弁されましたように、臨時・非常勤職員が今まで置かれてきた立場をきちっと処遇改善をする、そういったことに基づいて、今回法改正がなされておりますので、その辺をやはり法の趣旨を十分に理解をされた上で、不利益をこうむらないような形で、きちっとした話

し合いを進めながら制度設計をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひそのように進めていただくように要望をしておきたいと思います。以上で、この項目については終わっていきたいと思います。

次に、農業振興から、畜産振興についてということであります。農業振興もしくは畜産振興につきましては、過去にも質問を行っているところでありますが、そのような中で、畜産振興基金の設置等についても質問を行ってきました。これについては、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金というふうな形で、平成26年12月に条例が制定をされたところであります。基金の額は3,000万円を上限とするというようなことで、繁殖肉用牛購入資金１頭当たり50万円以内、繁殖肉用牛保留資金１頭当たり35万円以内というような形で、購入資金はもとより保留資金も設けていただいたことは、非常にいいことだなというふうに思っております。血統のいい子牛を保留したいけど、お金がないので、どうしても競り市に出さなければならなかったと、そういったことを、この保留資金を借りることによって血統のいい子牛を我が家に残すことができるというようなことで、優良な雌子牛を保留するということで、質の改善がより図られることにつながっていっているというふうに思っているところであります。

そのような中で、この基金の利用状況についてお尋ねをしておきたいと思っているんですが、例えば年度ごとの利用状況、それから基金の貸付額、基金の現在の積立額、それから基金貸付の利用条件等について、お尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金につきましては４つ質問がございましたので、まず利用状況でございます。基金貸付の当初年度が平成26年度からでございますので、まず平成26年度、繁殖肉用牛の購入が３件ございまして130万円、それから自家保留の１件が35万円、合計165万円でございます。平成27年度におきましては、購入が２件ございまして100万円、自家保留が１件35万円で、合計が135万円でございます。平成28年度におきましては、自家保留が３件102万円でございます。平成29年度におきましては、購入１件50万円でございます。今年度におきましては、現在、購入が１件ございまして50万円、それから自家保留が１件35万円でございますので、合計85万円の利用があっております。

当初からの貸付状況といたしましては、購入が７件330万円、自家保留が６件207万円で、合計が537万円となっているところでございます。また、償還につきましても始まっておりまして、こちらは７件124万円の償還となっているところでございます。

２つ目の、基金による貸付額でございます。繁殖肉用牛の購入に対しましては、１頭当たり50万円以内、子牛を自家保留する場合には、１頭当たり35万円以内を限度ということでございますので、据え置き期間が２年、償還期間が５年以内の無利子で貸し付けるものでございます。

３つ目、現在の基金積立額ということでございます。先ほどおっしゃいましたけど、

3,000万円を上限とする基金の中で、平成30年８月現在で900万円を積み立てしております。先ほどの貸付金額合計537万円を除きまして、これに償還金額124万円を戻したら、貸付可能基金残額というのは487万円となっているところでございます。

４つ目の、貸付基金の利用条件でございます。これにつきましては、繁殖肉用牛の購入、これは子牛の市場または成牛市場において購入された牛であること、それから48カ月齢未満の牛、もしくは28カ月齢の初産分娩の経験がある牛、またその見込みがある牛ということになっております。子牛の自家保留につきましては、子牛市場または専門団体で評価された牛であること、12カ月齢未満の牛であること、それから登記書と連帯保証人、及び本人並びに連帯保証人の納税証明書の提出が条件となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　基金の運用については、４年ほどの中でそれぞれに貸付、それから保留資金、それぞれに利用されているようでありますけども、このように運用してきている中で、今、課題としてどのようなものが見えてきたのかお尋ねをしておきたいと思います。また、課題に対する取り組み、もしくは、その課題に対する解決策として、今後どのように検討していけばいいのか、その点はどういうふうに考えておられるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

貸付基金の、大きく２つ御質問でございます。１つ目の、課題といたしましては、創設当初におきましては、これは独立行政法人農畜産業振興機構の調べでございますけれども、これによりますと、平成26年４月から10月までの黒毛和種の雌の子牛全国平均価格は51万2,000円となっております。また、球磨家畜市場の平成26年度４月から11月までの雌の子牛の平均価格53万7,000円でございます。購入に対する１頭当たりの貸付限度額を50万円とした経緯がございます。さらに、子牛を自家保留する場合でございますが、農家経営の安定化と母牛、子牛を両立するための資金の貸し付けを行っているところでございます。子牛を生産する農家といたしますと、現在、子牛の価格が大変上昇しているということでございます。平成30年７月、熊本県家畜市場の黒毛和種の雌の子牛平均価格でございますけれども71万5,000円、球磨家畜市場の黒毛和種の雌の子牛平均価格は72万7,000円でありますので、当時の約1.4倍の価格上昇ということになっております。また、生産農家が、繁殖肉用牛の改良増殖を計画いたしましても、市場での子牛価格が高い、それから基金の貸付を利用し子牛を購入しても、自己負担が大きいこともございまして、自家保留として子牛を残すよりも、市場で販売するほうが生産性も高いと。このことからも、なかなか増殖に踏み切れないことがございます。それから、平成29年度までは、１農家に対しまして１頭までという制限の課題がございました。

２つ目の御質問でございます。２つ目の、基金運用に対する取り組みと解決策ということでございますので、増頭するために基金の活用を望まれます農家さんの意見と、今までの利用状況を踏まえまして、頭数制限を緩和してまいりたいと存じます。現在の市場における子牛の平均価格は、しばらくは高値で推移するものと予想されますので、今後の子牛の購入による基金の貸付につきましては、現在の運用を維持してまいりたいと存じます。また、自家保留につきましては、優良種牛の交配によります産出雌子牛を自家保留されるときに基金の貸付を利用いただきますとともに、人吉市受精卵移植推進協議会が保有しております受精卵を活用した雌の子牛を改良増殖する際に、自家保留時に基金の活用を促進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　課題解決策として、頭数制限を緩和するというのは、非常にありがたいことだなというふうに思っています。やはりそれぞれの増頭につながっていくんじゃないかなと、農家が減少する中での１件の飼養頭数がふえていくというのは、頭数を維持していくことになりますので、農家が減少しても頭数が維持されるということも、一つのやっぱり畜産の振興につながっていきますので、そういった増頭、頭数を撤廃する、これは本当にいいことだなと思っているところです。

ただ、子牛の平均価格ですよね、今、部長答弁されましたように、基金を創設した時点では約52万円と、だから貸付金を50万円と設定したんだという答弁があったと思っています。今は、現在72万円、73万円というふうな状況で高値が予想されるところであります。ですので、そういうことであれば、平均がそういうふうに70万円を超えている、ただ、血統のいい子牛を導入する、競り市等で購入するとした場合には、70万円では買えないわけですよね、平均が70万円ですから。やはり少しでも血統のいい、ああ、これいいなという子牛については、ほかの農家の方も目をつけていますので、お互いに競り合う。そうすると、70万円、例えば75万円で買いたいなと思っていても、それが80万円、90万円と出さないと競り落とすことができないということで、やはり血統のいい子牛については、もう今は、80万円、90万円、もしくは100万円を超える牛がかなり出てきているわけなんですよね。ですので、それだけの資金が必要になるということになります。ですので、50万円の基金を利用しておって、例えば自己資金を30万円、自己資金で何とかなるんだと、もしくは、それが50万円、自己資金がなるんだと、それで競りで落とすときの意気込みが変わってくるわけですよね。どうしてもこの牛だけはとりたいと思えば、やはり100万円かかってでも落とすというふうになると思っています。

そうしたときに、今、貸付基金が50万円ですけれども、それを、今、平均価格は73万円ということで、例えば70万円まで限度額を引き上げた場合に、70万円の貸付基金があるとすれ

ば、自分の自己資金が30万円あっても、100万円までは頑張ることができるというふうな形で農家の意欲にもつながってくると私は思っています。そういったことを考えれば、やはりそういった限度額についても、平均が上がってきていますので、やはり人吉市にそういった優良な雌子牛を残す、もしくは農家が競りでとってもらうと。そういったことを考えれば、やはりそういった基金の現状維持ではなくて、その辺も少しは考える必要があるんじゃないかなと思うわけなんですね。それで、先ほど私が言いましたように、平均がこれだけ上がってきているわけですから、平均で、ある程度基金の設定額を当初設定をされたということですので、今は70万円が平均ということであれば、基金もそのように引き上げてもいいのではないかなと思うわけですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今、議員が申されましたように、価格はだんだんだんだん上がっておりますので、そこでやはり奨励という意味もございますので、今後はその点につきましては検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ぜひ、この点については研究をしていただきたいなと、そしてやっぱり引き上げをしていただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、さらに、子牛保留奨励事業があります。今の子牛保留奨励事業についてはどのような状況なのか、お尋ねをしておきたいと思います。基本的に、申請頭数、それから交付決定の頭数について、毎年どのような状況なのか、もしくは、毎年何頭か交付されない状況もあると思っていますけど、基本的に子牛保留奨励の目的については、市内に優良雌子牛を保留し、資質の改善を図ることが目的となっていますので、交付されなかった雌子牛というのは、その目的の対象外になるというふうに認識をしておられるのか。

それから、逆に、交付されなかった雌子牛に対しても、やはり資質の改善を図ることを目的にするということであれば、交付されなかった、オーバーした頭数に対しても、何らかの交付ができるようなシステムをつくる必要があろうかと思っていますけども、この点についてお伺いをしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

子牛保留奨励事業について、３点ほど御質問をいただきました。この事業といいますのは、市内に優良な雌の子牛を保留して、資質の改善を図ることが目的でございます。

まず、１つ目の、保留牛の申請頭数と交付決定頭数でございます。直近３年の状況でお答えをさせていただきます。平成27年度は、申請頭数が38頭に対しまして交付決定頭数が38頭でございます。平成28年度は、申請頭数55頭に対し交付決定頭数が40頭でございます。平成

29年度は、申請頭数50頭に対し交付決定頭数が40頭となっております。

２つ目の御質問でございます。保留奨励金が外れた子牛について、審査基準に基づき選考しました結果でありますが、保留牛として対象外となっているわけではございません。これは、優良雌牛の資質改善という本事業の目的に照らし合わせた結果、惜しくも選考から外れてしまったということでありますので、保留牛として奨励金を交付することができなかったということでございます。

３つ目の御質問でございます。保留奨励金から外れた子牛に交付できるような仕組みはつくらないか、という御質問でございます。人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会といたしましては、１頭当たり５万円。これは、40頭を保留牛の対象牛とすることになっております。畜産振興を考える上では、優良雌牛を保留し、資質の改善を図っていただくことで、農家の方々の生産意欲が向上されるところですが、皆様御存じのとおり、大変申しわけございませんが本市の財政状況は大変厳しいところでございまして、保留奨励金が外れました子牛の対応につきましては、現在のところ、現行の審査基準で選考してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　なかなか厳しい状況のようですね。ただ、優良雌子牛を保留して資質の改善を図っていくことで農家の生産意欲が向上すると、そういった認識は持っておられるようには感じたところなんですね。ただ、残念ながら財政が厳しいから、もしくは予算の範囲内であるから、そういった理由で、基本的には対象から外さなければいけないと、外れてしまうというようなことのようでありますけども、そうした場合に子牛保留奨励事業の目的と照らし合わせた場合に、優良な子牛を保留して、資質の改善を図っていく、もしくは審査基準に該当しておっても、オーバーした分については外さなければいけないというような状況ですよね。そうすれば、毎年の申請頭数の状況によっては不利益が生じてくるということも考えられますよね。

そういった審査基準に該当しておっても、申請頭数が50頭あったから、結局はその10頭分は――10頭分が全て審査基準に該当するかどうかわかりませんが、そのうちでも審査基準に該当している子牛は当然おるわけなんですよね。その分は、この対象から外さなければいけないと。そこはやっぱり、農家の生産意欲を考えた場合に、もしくは資質の改善を図るんだということを考えた場合には、やはりその農家に対して非常に不公平な取り扱いになってくるのかなというふうにも感じるわけなんですね。ですので、やっぱりその辺を基本的に、オーバーした分であっても、とにかく優良雌子牛で資質の改善に寄与することはできると、もしくは審査基準に合致しているというふうな判断があれば、オーバーした分に対しても何らかの形で対応することを考えるべきじゃないかなと考えるわけです。農家の方からも、そういった意見をいただいています。

そういったことで、例えば、いろんな考え方があるかもしれませんが、オーバーした分について、予備費で何らかの形で予算措置をとって対応するとか、もしくは新年度分で対応しながら、過年度分として対応しながら、新年度分で過年度分に支払いをした分については改めて補正のほうで、また40頭分の予算を確保していくとか、そういったいろんな取り組みができるんじゃないかなと。ただ、年度、年度で予算がこれだけと決まっておるから、40頭以外は該当しませんじゃなくて、その辺をもう少し柔軟な取り組み、もしくは考え方を研究していただきたいなと思っているところなんですね。そうすることによって、やっぱり雌子牛の保留も農家の生産意欲につながってきますし、それがひいては人吉の畜産振興につながっていくというふうに、私は思っております。ですので、ぜひこの点についても研究・検討を今後していただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいなと思っているところであります。当然、財源が伴いますので、これについては財政のほうにも、その辺を十分に踏まえて、農家の方の意向を汲みとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そういったところで、それでは球磨管内の各市町村の畜産に対する補助の状況についてはどのように把握していらっしゃるのか、この点をちょっと確認をしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

球磨郡管内の畜産関係に対する補助ということでございます。これを調査いたしましたところ、４町４村において補助が行われております。

まず、初めに、錦町でございますが、優良子牛保留事業といたしまして、１頭につき５万円。それから、畜舎の消毒事業といたしまして、消毒用の薬品代補助として約30万円。それから、競り市の入場子牛注射代補助事業といたしまして、１頭につき1,000円。それから、繁殖雌牛の導入事業といたしまして、１頭につき上限が５万円。それから、肥育素牛導入事業といたしまして、１頭につき３万円。酪農ヘルパー利用協議会事業といたしましては、ヘルパー利用料補助で100万円。酪農自家育成保留事業といたしまして、１頭につき３万円。この７つの事業に対して補助が行われております。

次に、あさぎり町でございます。優良家畜導入保留促進事業といたしまして、乳用牛、繁殖牛が１頭につき10万円。肥育牛が１頭につき２万円。それから、養豚が１頭につき5,000円。繁殖牛の自家保留が１頭につき５万円。畜産振興協会事業といたしまして、畜産振興協会に対する補助80万円がございます。それから、ヘルパー事業といたしまして、ヘルパーに係る経費の６分の１以内。環境対策事業といたしまして、環境資材の購入に対する経費の３分の１以内。家畜伝染病防疫対策支援事業家畜導入資金利子補給補助金、家畜導入時の利子分を補助。それから品評会報償費といたしまして、出品に対するもの。この６事業に対しまして補助が行われております。

次に、多良木町でございます。優良繁殖雌素牛導入促進事業といたしまして、１頭につき

３万円から10万円。優良和牛導入促進事業といたしまして、肥育牛１頭につき２万円。畜産会運営補助といたしまして、28万円。運搬ヘルパー活用支援事業といたしまして、品評会や競り市に伴う牛の運搬でございますけれども、１頭につき1,000円。優良繁殖雌素牛確保促進事業というのがございまして、これにつきましては、繁殖牛導入に対しまして10万円から20万円。優良肥育素牛導入促進事業といたしまして、繁殖雌素牛の自家保留に対しまして、１頭につき７万円。酪農ヘルパー活用支援事業といたしまして、ヘルパー利用料の補助で、利用額の４分の１以内。これは、１頭につき上限3,125円となっております。多良木町につきましては、この７つの事業に対しまして補助が行われております。

次に、湯前町でございます。畜協有家畜導入事業というのがございまして、繁殖牛の導入に対する競り価格の３分の１、これは上限が40万円でございます。自家保留に係る経費補助といたしまして、競り価格の６分の１、上限５万円から９万円ということでございます。湯前町産の肥育素牛導入といたしまして、素牛購入額の10分の１。酪農ヘルパー制度補助金といたしまして、酪農ヘルパー利用料の４分の１。この４つの事業が湯前町にございます。

次に、球磨村でございます。球磨村産業振興対策事業といたしまして、新規草地の開墾及び種子代の補助。それから、公害防止施設等の補助で、事業費の30％以内。優良子牛等の導入事業で、導入価格または平均価格の30％以内。自家保留補助で、平均価格の30％以内。出産家畜飼料代支給で、指定の飼料が３俵。球磨村畜産会への補助金が８万円。球磨畜産共進会出陳補助金で、１頭につき１万円。球磨村は、この８事業に対して補助が行われております。

次は、水上村でございます。家畜振興施設等整備事業といたしまして、簡易牛舎の建設。それから、畜産関係機械導入に対します事業費の50％、上限が300万円でございます。畜協有家畜導入事業といたしまして、更新目的の素牛導入に対しまして、１頭につき20万円。農協有家畜導入事業といたしまして、増頭目的の素牛導入に対しまして、１頭につき22万5,000円。受精卵移植事業といたしまして、事業費の３分の２。子牛自家保留事業といたしまして、自家保留に係る経費補助で１頭につき４万円。畜協有家畜導入事業貸付金でございますけれども、上限40万円ということで、水上村は、以上の６事業に対しまして補助が行われております。

次に、山江村でございます。肉用牛導入基金貸付といたしまして、繁殖牛導入に対する上限60万円の貸付がございます。優良家畜導入保留奨励金といたしまして、肉用牛導入自家保留に対して、１頭につき10万円。牛の三種混合注射補助金といたしまして、１頭につき１回分のワクチン代。それから、子牛の削蹄補助といたしまして、１頭につき1,000円。連合品評会出陳補助といたしまして、１頭につき5,000円。郡共進会出陳補助といたしまして、１頭につき１万円。以上の７事業が行われております。

次に、相良村でございます。優良家畜保留奨励金といたしまして、繁殖牛の自家保留に係

る経費補助で、１頭につき３万円から５万円。肉用牛の自家保留に係る経費補助で、１頭につき３万円。優良繁殖牛改良導入事業補助金といたしまして、繁殖雌素牛の導入に対する経費の２分の１。連合品評会出陳補助といたしまして、１頭につき5,000円。それから、郡共進会出陳補助といたしまして、１頭につき２万円。飼料作物、１点につき１万円。酪農ヘルパー協議会補助金といたしまして、これはヘルパー利用料の補助で、利用額の４分の１以内、上限が20万円でございます。相良村は、以上の５事業に対しまして補助が行われております。

最後に、本市でございますが、優良子牛保留奨励事業といたしまして、１頭につき５万円。受精卵移植推進協会補助金といたしまして、協議会に対しましては46万6,000円の補助をいたしております。繁殖肉用牛導入等資金貸付基金といたしまして、導入に対する50万円の貸付。それから、自家保留に対します35万円の貸付でございます。これは、先ほど申し上げております。人吉市農業活性化対策事業補助金といたしまして、異常産予防接種の注射代の補助でございますが、１頭につき500円。競り等の引きつけに対する補助で、１頭につき1,000円から1,500円。連合品評会出陳報償費といたしまして、１頭につき5,000円。郡共進会出陳報償費といたしまして、１頭につき１万円。飼料作物、１点につき3,000円の、６事業に対して補助を現在行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　それぞれに各市町村で補助の取り組み事業があるようでございます。同じような形での取り組みをしておりますけれども、補助の金額等については、それぞれの市町村によって差があるというふうに感じたところであります。

実は、きょうは球磨家畜市場におきまして、第69回の畜産共進会が開催をされている状況があります。恐らく、もう終了したんじゃないかなと思っているところなんですが。そこで、今回入ってきた情報として、育成の部が１部、２部ありますけど、１部のほうで人吉のほうで首席をとったと、２部でも二席をとったと、それから経産牛でも首席をとったというようなことで、非常にいい成績が今回とれたようであります。その中で、グランドチャンピオンも、経産牛がグランドチャンピオンになったということで、人吉の方がグランドチャンピオンをとられたというふうな情報が入ってまいりました。飼料作物の部でも、グランドチャンピオンを人吉の方がとられたというようなことで、先ほど、昼休みにちょっと情報が入ってきたところであります。非常に今回いい成績をとられたなというふうに思っているところなんですけども。

ただ、今までずっと共進会の成績等を見たときに、平成17年、18年に、人吉市が２連覇しているんですね。ところが、平成19年から現在まで、多良木が10連覇というふうな形で優勝をされています。そのうちに、あさぎり分区、それから錦分区が準優勝がそれぞれ２回、１回ありますので、多良木が10連覇している中で、７回は人吉は準優勝に甘んじていると、そ

のような結果があるわけなんですよね。ですので、人吉の農家の方も、ことしこそはやっぱり優勝というような意気込みを持って共進会に出陳をされている状況があるわけですよね。ところが、やはり僅差の点数で、どうしても多良木町に優勝を持っていかれている状況がずっと続いてきたという状況があります。本当に、共進会に出陳される農家の皆さん、そして応援に来られる農家の皆さんも一生懸命に努力をされ、そして頑張っておられる、そういった状況があります。ところがなかなか厳しい状況がある。このような形での分区の成績になっているというふうな状況があります。このような成績の状況を見たときに、このような状況を、例えば多良木はずっと10連覇していると、本当に人吉は２位にずっと甘んじていると、そのような状況をどのように分析しておられるのかなというのをちょっとお尋ねしておきたいと思いますし、また今後、それについてどのように対応策を考えておられるのか。この点を、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

私も、先ほど共進会の報告が入ってまいりましたが、おめでとうございます。

それでは、状況の分析ということで、まず申し上げます。近年２位ということでございますので、過去３年間の成績を数字であらわしてみますと、平成27年度、１位、多良木町。多良木町はずっとということでございます。多良木分区でございますが、73.2点です。それに対しまして、人吉市が２位でございまして、人吉分区が65.0と、ちょっと差がありますけれども。３位があさぎり町で、あさぎり分区が59.0。平成28年度を見てみますと、やはり１位の多良木分区、61.6。それから、２位のあさぎり分区が57.1。３位の錦分区51.6。人吉は、このときは４位でございまして、47.7。平成29年度は、１位が多良木町で64.3。人吉分区が60.5。あさぎり町が49.6ということです。平成27年、平成29年度におきまして人吉市が２位だったということですので、大変惜しかったわけですけども。

この成績につきましては、球磨畜産農業協同組合におかれまして審査されているわけでございまして、順位の決定をされているところでございます。審査後の講評といたしまして、牛の個体の特性とか品格、バランス、毛並みなどの説明がされております。この講評を踏まえまして、近年２位という成績に対して分析を行っているかということでございますけど、審査の点数については、説明が詳細にございませんので、なかなか分析ができないところでございます。

それから、バックアップということでございます。人吉市畜産会におきましては、今年度事業といたしまして、審査項目の１つでございます、牛の個体の見せ方を意識した毛刈りの方法について講習会を計画されております。しかしながら、本年度の球磨畜産共進会には、本日でございましたので間に合わないわけでございますけども、来年度以降の連合品評会に、毛刈りを行うことによりまして上位成績を収められるように努力・バックアップをしてまいりたいと思っています。本市といたしましては、共進会で使用されます黒毛和種種牛審査標

準の周知――これは標準がございますので、こういったものを周知して、それから人吉市畜産会で取り組まれることやほかの地域で取り組まれることなど、畜産農家の方々に情報提供も必要ではないかと思っておりますので、こういった支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　確かに、さまざまな情報の支援とか必要だと思っています。ただ、そういった毛刈りの方法等も本当に知識も必要だと思っているんですけれども、やはり、そこにこれだけの各市町村での差があるということは、それぞれさまざまな市町村の支援が異なっていますように、そこに問題があっているんじゃないかなと思っているんですよね。行政の支援の度合いによって、やはり差が若干生じているんじゃないかなと私は思っています。少しでも生産農家の意欲を引き出しながら、また畜産の振興につなげていくためにも、私はあと一歩行政の支援が何らかの形でできないのかなと、やはりそういった支援を農家の方も求めていらっしゃるんじゃないでしょうか。

ですので、先ほど言いましたように、貸付基金の限度額を、今の状況に合わせて引き上げるとか、もしくは子牛保留奨励金については、対象外の子牛が交付されない状況等もある。やはり、そういった対象基準に該当する子牛については、全て対象として交付できるような措置をとるとかもう少し和らげて、そういった取り組み方法を検討をしてすることによって、少なからず、それが農家の生産意欲につながるし、もしくは畜産振興につながってくる、大いに寄与することにつながるんじゃないかと私は思うわけなんですね。

ですので、それはすぐすぐにはできないかもしれませんが、今後そういったことを考えて、本当に農家の減少が進む中で、やはり増頭をどういった形で維持していくのか、畜産の振興をどういった形で守っていくのか、どういった形で振興していくのか、その辺を行政のほうで深く農家の立場を考えて、課題研究をしてほしいなと思っていますので、ぜひ、先ほど私が言いましたことも含めて、今後検討をしていただくように要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で、この項については終わりたいと思います。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時24分　休憩

午後２時39分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今、休憩時間中に情報が入ってまいりました。球磨畜産共進会は終わったようでありまして、人吉分区が11年ぶりに優勝されたようであります。そういったことで、人吉分区が60.7点、多良木分区が55.5点、錦分区が53.5点ということで、11年ぶりに人

吉分区が優勝されました。本当に心よりお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございました。

それでは、次に、学校教育から、中学校における運動部活動指針について質問していきたいと思います。

施政方針におきまして、市長は、「中学校運動部活動につきましては、本年４月に県教育委員会が新たに中学校における運動部活動の指針を示したことから、この指針に沿った人吉市立中学校運動部活動の指針の見直しを行ったところでございます。主な内容としましては、活動日は週５日以内とし、平日で１日以上、週末の土曜日、日曜日で１日以上の計週２日以上を休養日とすること、早朝練習は行わないことなどでございまして、生徒のためのバランスのとれた生活や成長のために、休養日や練習時間を適切に設定したところでございます。なお、市内中学校では、本市の指針を踏まえて活動方針を作成した上で、２学期から運用を開始されており、文化部の活動についても、同様に取り扱うこととされております。」と述べておられます。また、本会議終了後の全員協議会におきましても、教育委員会のほうから、人吉市立中学校における運動部活動の指針として説明がなされたところであります。

小学校部活動社会体育移行問題につきましては、なかなか遅々として進まない状況を追いながら、議会における１年間のけんけんごうごうの議論の末に、執行部の努力の甲斐もあってか、来年度４月１日の本格実施に向け、少しずつ具体的な動きが出てきたように伺っているところであります。

しかしながら、中学校の運動部活動の指針については、熊本県の動向など、ざっくりとした説明を受けたものの、具体的なことは何も知らされないまま、いきなりの指針の説明でありましたので、驚かされたのは私だけではなかったのではないでしょうか。私は昭和32年生まれでありますが、今から約45年前、ちょうど中学２年生のときに、本市においても社会体育移行の動きがあり、実際、幾つかの体育系の部活が外部コーチを招き、手法は違いますけど、社会体育へ移行したことをうっすらと覚えているところであります。ただ、このときは、制度が長続きせずに、しばらくして学校部活動に戻ってしまったというようなことを聞いておるところであります。

やはり、このような教育活動に関する重要案件については、教育委員会、学校だけではなく、保護者、そして何より生徒を巻き込んでやっていかなければ、しっかりとしたものはできないのではないかと思っているところであります。

そこで、お尋ねしますが、これまで、市教育委員会はこの問題を、市議会、学校、保護者と、どのくらいの会議、協議を行ってこられたのでしょうか。時系列で回答をお願いしたいと思いますし、また、そのとき、どのような質問が出され、どのように対処してこられたのか、あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　皆さん、こんにちは。御質問にお答えします。

中学校の運動部活動の改革については、休養日の設定を含めて、以前より指摘をされてきたところでございますが、熊本県による児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を受けて、本市の中学校における運動部活動の指針案を作成し、昨年、平成29年10月11日に開催いたしました市内校長会でお示しをしたところでございます。

しかしながら、球磨管内という枠組や教職員の人事異動等を考慮するならば、人吉球磨で統一した指針を策定すべきではないか、との御意見を頂戴した経緯がございます。翌日には、人吉球磨教育長会議の場において、本市教育長から、そういった市内校長会の意見を球磨郡教育長の皆様へお伝えをいたしました。

議員御承知のとおり、平成30年３月に、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とした、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」がスポーツ庁から示され、それを受けまして、熊本県から４月12日付で、中学校における運動部活動の指針が市町村に通知されております。その通知を受けまして、４月19日と５月25日に人吉球磨教育長会議が開催され、５月の会議時に、郡市中体連大会までは従来どおりという申し合わせがなされております。６月６日の教育長会議の際には、人吉球磨で統一した指針を策定するため、球磨人吉中学校体育連盟素案づくりを依頼され、７月５日の人吉球磨校長会と中学校体育連盟合同会議の場で、その指針案を提示していただいております。その後、国は７月20日付、熊本県は７月26日付で、熱中症予防を盛り込んだ一部改正通知がなされておりまして、これを受けまして、８月16日の人吉球磨校長会意見交換会において、人吉球磨の統一した指針が決定されております。

指針決定までの間、早朝練習の必要性や、今後の実施形態の工夫、開始時期、実施時期などが議論をされてきたとお聞きしております。また、質問ではございませんが、会議の中では、顧問の先生や生徒、そして保護者のモチベーションだけは下がらないように配慮してほしい、という御意見、要請をいただいております。本市におきましても、その決定を受けて、８月21日付で各学校へ通知し、９月３日の市内校長会で改めておつなぎをして、９月４日の市議会全員協議会で、御案内のとおり御説明をさせていただいたところでございます。

なお、保護者への説明でございますが、これまでも、各中学校において部活動を通して、休養日、試合等のあり方等に関して理解を求められてきたところでございますが、改めてガイドラインを策定し、示したということでございます。４月のＰＴＡ総会を初め、現在、各中学校において保護者向けの説明会が開催されている状況でございます。各中学校は、本市の指針に基づき、部活動活動指針を定め、８月末から９月初めの職員会議において職員に周知し、２学期から、新たな方針に基づいて部活動を進めております。

生徒への周知につきましては、各中学校とも２学期の始業式と各部活動において、今回の見直しについて説明をしております。現在、保護者や外部の指導者につきましては、第一中学校におきましては、事前に保護者へ周知する文書を配布し、９月14日に保護者会を開催し

て、詳細を説明する予定になっております。第二中学校におきましては、９月７日に、部活動後援会長、各部顧問の臨時後援会を経て、９月10日に全保護者へ周知文を配布しております。第三中学校においても同様に、事前に保護者へ周知文を配布し、始業式の日から、新たな指針に基づいた部活動の運営を行っております。このことにつきましては、今後も引き続き丁寧に対応し、理解を求めていかなければならないと認識をしております。また、文化部についても、学校教育活動の一環であることから、この指針を準用していくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　人吉球磨校長会等での協議とか何かについては、その会議の中でさまざまに議論されたような答弁をいただきましたけども、生徒に対する、もしくは保護者に対する部分については、ただ、説明文の通知だけということですよね。ということは、みずから出ていって説明をしている状況ではないというふうに、私は感じたところなんですね。これはちょっと後で聞きたいと思いますけれども。

そういった人吉球磨校長会の中で、指針を決定してやっていきましょうというふうになったということで、なら本当に、実際、人吉市と球磨郡の町村の足並みが本当にそろってなされているのかどうか。一部には、やっぱりなかなか足並みがそろっていないというような話をちらっと聞いたところもあるんですけども、その辺できちっと足並みがそろっているかどうかは、今の時点で確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○教育長（末次美代君）　皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

中学校における運動部活動のあり方につきましては、先ほどの教育部長の答弁でもありましたように、人吉球磨小中学校長会で構成する関係団体、特に中学校長会で議論を重ねられ、その内容につきまして、人吉球磨教育長会議でも検討を重ねて、承認をしたところでございます。

８月から９月にかけて、人吉球磨全ての教育委員会で中学校における運動部活動の指針を策定し、各学校に通知をしております。ただ、通知は一斉に行っておりますが、運用の面につきましては、少し時間的な差違はございます。それを受け、校長は、学校の運動部活動に係る活動方針を策定した上で、運動部顧問から提出された年間及び月の活動計画等をあわせて、学校のホームページへの掲載等により公表することとなっております。本市を含めた半分の町村は第２学期の早い時期から、その他の町村も９月中あるいは10月初旬から、スタートされると確認をしているところでございます。

人吉球磨が一体となって、地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であると存じますので、今後も、町村の学校設置者等と連携しながら、生徒の生活全体を見渡して、また休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活

や成長に配慮してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　画一的な話し合いをされておっても、やっぱり運用の中で、それぞれさまざまに違う部分が出てくるのかなとちょっと感じました。そういうことを考えれば、やはりきちっと足並みをそろってじゃなくて、少しずつ足並みがそろっていくのかなというのもちょっと感じたところなんですけども。例えば、そういった指針の中で、生徒の安全確保については、昨今の状況を踏まえながらかなり細かく説明もしてありました。ただ、机上の論理ではありませんけども、実態を踏まえた対応策には若干ほど遠いものがちょっとあるのかなと感じたところなんですね。例えば全国大会の切符を手にして、直前練習に力を入れなければならないと、そういったときにこのような指針、このような基準が足かせになるんじゃないかなとちょっと危惧するところであります。また、勝利主義を優先する生徒とか保護者の理解を本当に得られるのかどうか、その辺も気になるんですね。ですので、本当にこの基準を額面どおりに受け取って、そのとおりに進むのか。若干やっぱり危惧はするわけなんですね。

そこで、やっぱり保護者に一方的な通知文だけじゃなくて、保護者会の説明会をきちっと行うとか、議論をするとか、そういったことをしながらしっかりとしたコンセンサスをとって取り組んでいく必要があったんじゃないかなとちょっと感じますけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心を持ち、希望する同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらし、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級内とは異なる人間関係の育成につながるものと思っております。

このように、運動部活動は学校の教育課程での取り組みと相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。2013年、文部科学省の有識者会議では、学校の運動部活動の指針で、勝つことのみを重視し、過重な練習を強いないことが求められるとの勝利至上主義を否定したガイドラインを策定し、当時の文部科学大臣に提出されております。継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、これは私も認めます。それを、学校が支援すること自体が問題とされることではございませんが、大会等で勝つことのみを重視し、過重な練習や休日もほとんどなく、長時間にわたる活動を強いたり、バランスのとれた生活や成長に支障を来すようなあり方を改善して、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むための運営と指導が求められている時代に来ていると感じております。

生徒個人が取り組みたい種目、身につけたい技能や記録の向上の程度は、さまざまでございます。また、より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、１つの種目よりもさまざまな種目に挑戦したい生徒、そういうふうにさまざまなパターンが考えられます。

今後は、生徒が技能や記録の向上など、それぞれの目標を実現するために、関係者が競技種目の特性等を踏まえた活動内容や実施形態を、今まで以上に工夫して、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮していくことが必要になってくると思っております。今、議員から御指摘がありましたように、保護者とのコンセンサスの必要性ということでございますが、運動部活動は、生徒が自発的、自主的に活動を組織し展開することに１つの本質を有しており、保護者を含めた全ての関係者は、生徒の多様なニーズを把握しながら、さらに理解し、今回のガイドラインに沿って、その願いに応えられるよう努めていくことが求められております。そのようなことから、共通理解を深めることは非常に重要な部分であると考えております。また、各学校において、保護者や地域の方、教員で組織されます部活動に関する校内委員会の場が設けられることが明記されており、具体的な部分につきましてもコンセンサスが図られるものと考えております。

教育委員会といたしましても、学校と地域、保護者がともに、子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで検証しつつ、関係者の理解を求めていくことに努力していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　実は、もう１点、活動時間の中に始業前の早朝練習は行わないというのがありますよね。実は、先週、全員協議会で説明を受けた翌朝、翌日だったんですが、早朝の早い時間帯に中学校の生徒が部活動の服を着て登校していた、そういった生徒を数人直接見かけてしまったんですよね。そうしたので、きのうの説明では、もう２学期から行わないと思ったのに、何でかなと思ってちょっと面食らってしまったんですけども、その辺の実態はどうなっているんでしょうか。その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

全協で説明した翌日ということでございましたが、実際に早朝練習があっている学校があります。と申しますのは、市内の各中学校にもう一度確認をいたしました。第一中学校では、４月のＰＴＡ総会で、事前に保護者へ説明され、８月28日の第２学期の始業式から早朝練習を行わず、９月14日、今週の金曜日に、保護者会を開催して詳細を説明する予定でございます。第二中学校におきましては、先ほども説明がありましたが、９月７日に部活動後援会長、顧問の部長の臨時合同会を経て、９月10日に全保護者への周知文を配布され、本日９月11日から早朝練習を行っておりません。第三中学校でも、事前に保護者へ通知文・周知文を配布

し、８月28日の第２学期の始業式から早朝練習を行っておりません。

各学校とも丁寧に事前に説明に努めておられて、今後の運用の中で改善すべきところがある場合でも、事前に理解を求めながら進めてまいりたいと思っております。早朝練習につきましては、３校しかございません中学校ですが、３校足並みが全て一緒だったということではございませんので、お答えいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　そのところは理解をいたしたところであります。

部活の時間を短縮することで学習時間をふやすとか、家族とともに過ごす時間をふやすとか、何よりも先生方の負担を軽くすると、そういった今回の狙いじゃないかなと思っておりますので、そういった取り組みについては、私は何もとやかく言うものではありません。恐らく今回のこういった指針等については、国家プロジェクトの働き方改革につながるそういった制度だろうということは、明白であると思っております。

ところが、そういった状況であっても、やはり今回の中学校における部活動の指針については、余りにも急ぎすぎるやり方じゃなかったのかなと、今までずっと答弁を聞いておりましたけども、保護者に対する説明も、まだこれから説明をやる。きちっと指針をつくった中で説明をする、もしくは指針をつくる前に説明を保護者にやって、そして指針をまとめる。そうしたら、その取り組み方は違ってくると思っています。もう指針が決まった上で説明をするということでは、こういった方向でやりますよということの説明でしかならない、一方的な説明ですよね。保護者の意見を聞くとかも何もない。そういったように私は感じているところなんですね。そういったところで、そういったやり方に、私はものすごく不安を感じたところなんですけども、やはりそのような中で、今回のこのようなやり方については、恐らく国が方針を示したから、もしくは県がこういった形で方針を示したから、そういった考えで一方的に指針を出してきた感がものすごく強く感じています。

ですので、そういったところについて、どのように、そういった形で本当にやっていいんですかということでちょっと確認をしていきたいと思いますし、市長自身も、保護者会も何も説明をせずに、保護者の意見を聞くこともなく、こういった国・県が指針を示したからということで、こういうような形でやりました、と施政方針でうたわれました。本当に、そういった気持ちで、考え方でやってよろしいんでしょうか。その辺のお気持ちを確認をしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

１回目の教育部長答弁でもありましたとおり、球磨人吉中学校体育連盟、人吉球磨中学校長会、球磨郡教育長との連携協働により、人吉球磨で統一した指針の策定を進めてまいりました。義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とした国と県の指針は、生徒にと

って望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質、能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするための内容でございます。

平成30年３月のスポーツ庁からのガイドラインでは、学校設置者と学校は運動部活動のあり方について検討し、速やかな抜本的な改革に取り組むよう示されておりました。抜本的な改革と申しましても、今回のガイドラインは、平成９年に文部科学省の有識者会議がまとめた報告書で示されております、「運動部における休養日等の設定例」の趣旨と同じであり、当時、教育現場に浸透していかなかった背景から、今回、先ほどお話にも出てまいりましたが、教員の働き方改革の一環として、改めてスポーツ庁がガイドラインを策定することとなったものであると理解しております。

本市にも、以前から中学校における運動部活動の指針があり、今回の指針は、それを改定する形でお示ししたものでございます。しかしながら、これまでの指針が浸透していなかったこと、丁寧な説明による事前の理解の求め方など、議員の御指摘のとおりでございますので、今後は関係者との連携を深め、より丁寧な説明を心がけ、部活動改革への理解を求めてまいりたいと存じます。

これまで、市議会や保護者に対しまして、中学校運動部活動の指針の見直しに着手していることの御報告を申し上げなかったこと、また、今までの経緯につきまして説明が足らなかったこと、この件につきましては、この場をおかりして深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

学校の運動部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことは確かであります。

しかしながら、一方で、部員数の減少や教師の加重負担、スポーツ障害や外傷のリスク、勝利至上主義、体罰、生徒の運動部活動過熱による燃え尽き症候群など、運動部活動における問題は従来から指摘されており、こういった問題を背景に、平成29年３月に改訂されました中学校学習指導要領においては、持続可能な運営体制を整えるように、という文言が付加されております。

教育長答弁でもありましたように、今回の指針は、約20年前に文部科学省から示されました中学校運動部活動の設定例が全国的に浸透していなかった背景から、改めてスポーツ庁が策定したものであり、約20年もの間、課題であったものと理解しており、市長として、１人の保護者としても、早い段階での改革への取り組みを待ち望んでおりました。

今回の国・県の速やかな動きは大変時宜を得たものであり、ありがたく受けとめておりま

す。しかしながら、議員が御指摘の、唐突感、議会、関係者への説明については、御指摘のとおりの部分もあり、反省をするところでございまして、改革がかなわず、長年の課題であったこと、改めて改革を求めていくという現在の状況を踏まえますと、今回だけではなく、我々の本気度、あるいは説明責任や説得のあり方としてどうだったのかといった振り返りも必要だと感じております。

今後は、学校等関係者と連携するなど、より丁寧な説明等を通して部活動改革への理解を求めていかなければならないと存じますし、無限の可能性を秘めている子供たちが一人でも多く運動部活動に参加し、その意義を経験できるように、持続可能な運営体制を整え、関係者が一定の認識を共有し、実践していくことが必要であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　そのような取り組み方についてとやかく言うものではないんですけど、基本的に国からの通達、それから県からの通達の文書を見てみましても、最後にはきちんと、必ず保護者に説明し、理解を求めること、もしくは地域との連携を十分に理解を深めて進めること、と最後にきちんとうたってあるわけですよね。ですので、それがなされずにこういうふうになったから、私は指摘しているのであって、そこの一番きちんとしたところを、なぜすっぽ抜かしてやってしまったかというところなんですね。ですので、そこはやっぱりきちっと保護者の理解、もしくは生徒の理解を求める、また地域の理解も求める、そこはやっぱり一番基本になる部分だと思っていますので、その基本になる部分を、私はきちっと取り組んでからやってほしかったなというようなことで、今回指摘をしたところでありますけれども、今後はそういったところを十分に配慮しながら取り組みを進めていただきたいなということで、今後のそういった教育委員会の取り組みに対して、今後注視をしていきたいと思っていますので、以上で、この件については終わっていきたいと思います。

最後に、市民の声からということでありますけれども、ＡＥＤの設置については、本年３月議会においては豊永議員が、学校教育行政について、学校教育現場におけるＡＥＤの取り組み状況について質問されております。過去にも、数名の議員が設置状況等について質問されているんですけども、犬童議員が平成28年12月議会においても質問をされておりまして、30の公共施設に35器、75の事業所に81器、合計105カ所に116器の設置という答弁があっているところなんですね。ですので、そのときの答弁と比較して、現在の設置状況はどうなっているのか、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

市内におけるＡＥＤ（自動体外式除細動器）の公共施設、民間事業所の設置状況でございますが、人吉下球磨消防組合に確認をいたしておりまして、確認できている数字を回答させていただきたいと存じます。

初めに、公共施設でございますが、29の施設に34器が設置してあります。続いて、病院等の民間事業所の設置状況でございますが、76の事業所に82器が設置してございます。公共施設、民間事業所を合計いたしますと、市内105カ所に116器が設置されているところでございます。平成28年12月議会に、犬童議員のほうからＡＥＤの設置状況の御質問がございまして、お答えをいたしました時点から、設置箇所の合計数は変わっておりませんが、公共施設が１施設１器減りまして、民間事業所は１事業所１器ふえている状況でございます。なお、ＡＥＤの設置につきましては、人吉下球磨消防組合への報告や届け出の義務はございませんので、あくまでも人吉下球磨消防組合で確認できている数字となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　ＡＥＤを効果的、もしくは効率的に活用するために考慮すべきことは、どのように考えておられるのか。また、具体的にどのような施設へのＡＥＤの設置が必要と認識していらっしゃるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

どのような場所に設置するのが効果的か、という御質問でございますけれども、市役所を初めとする比較的規模の大きい公共施設や学校、多数の人が集まる観光施設等の集客施設、スポーツ関連施設、心停止のリスクがある運動場や体育館等の近く、並びに、公共施設以外においても多くの方々が集まる施設に設置するのが効果的であると考えております。

設置に当たりましては、一般財団法人日本救急医療財団の「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」には、次の４つの項目が示されております。１つ、心停止の発生頻度が高い場所であるか、２、心停止のリスクがあるイベントが行われる場所であるか、３、救助の手がある心停止を目撃される可能性が高いか、４、救急隊到着までに時間を要する場所であるか、などでございます。また、施設内での配置に当たりましては、心停止から５分以内に除細動が可能な配置、施設の見やすい、わかりやすい場所、位置を示す掲示や、設置した施設の職員が、その施設におけるＡＥＤの正確な設置場所を把握し、誰もが使いやすい環境を整えることがより効果的と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　そういうようなところで、町内の公民館についても、デイサロンもしくはミニサロン等、またさまざまな会合等についてよく利用されておりまして、町民が集う唯一の場所ということであります。また、その一帯においては夏祭り等の行事も行われている、そのような状況でありますので、そのようなことから公民館にもＡＥＤの設置が必要ではないかということを市民の方からいただいた次第であります。

公民館にＡＥＤの設置をすることについて、どのようにお考えなのか。また、町内単位に

おいて講習会等の開催についてはどうお考えなのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

町内公民館では、町内会、老人会やサークルなどさまざまな行事が行われており、老若男女多くの方々が利用されておりますので、急病など万が一に備えＡＥＤが設置されていれば、安心できると考えております。しかしながら、町内公民館のＡＥＤの設置はほとんどなされていないのが現状でございます。ＡＥＤ機器等は、１台20万円から30万円と高価であり、定期的な保守管理が必要な機器になりますので、全ての公民館に設置するのは難しいと考えておるところでございます。

公民館へのＡＥＤの設置につきましては、町内会からの御要望があれば、町内からの負担も生じますが、地区公民館等整備費補助金――これは補助率２分の１、限度額10万円でございますけれども、これを活用していただければと考えているところでございます。また、市では、市内で開催される各種イベントにおいて早期の救命処置ができる環境を整え、イベント参加者の安全と安心を確保するために、社会福祉協議会においてＡＥＤ２器の貸し出しを行っておりますので、イベント時等でも活用していただければと存じております。

次に、ＡＥＤを使用した救急講習についてでございますが、人吉下球磨消防組合の御協力により、各地域、団体等での受講申請をしていただければ随時講習を受けることができますので、ぜひ受講をお願いしたいと考えております。多くの皆様に、ＡＥＤを活用した救急処置を体験していただければと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　なかなか難しいようでありますけれども、実際、実は夏祭りの終わりごろに、１人の方が倒れられて、心停止の状況になられて、たまたま看護師の方がおられて心臓マッサージをしながら救急車を呼んだと、そういった状況がことしあったわけなんですね。それは公民館のすぐ一帯であったものですから、やっぱりそのときに、ああＡＥＤがあればなと、私も思ったところなんですね。ですので、そういった、町内のこと、町民のこと、やっぱり命にかかわることですから、その辺を十分に検討していただきたいなと思っています。

あと、市民に対する周知の方法はどういうふうに思っていらっしゃるのか。平成27年５月15日に開封された、ひらめき箱にも投書があっております。このときは、市民にＡＥＤの設置場所を知らしめてください、という投書があっているんですけども、このときの回答を見てみますと、対応が悪いのかなといいますか、もう少し丁寧な回答ができなかったのかなとちょっと感じたところですけれども。それを考えれば、命にかかわることですので、広く市民に周知するためには、ホームページ等に掲載をしてするべきじゃないかと思っていますけ

ど、この点についての考えを聞いておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

平成27年のひらめき箱への対応につきましては、適切な対応を欠いておりまして大変申しわけございませんでした。現在、市のホームページ等にＡＥＤの設置場所の掲載はいたしておりませんが、市民の方々に、どこの施設に設置してあるかなどの情報を事前にお知らせすることは、早期の救命処置を行うためにも重要かつ必要であると認識をいたしております。

今後におきましては、市内の公共施設、民間事業所等の設置状況につきまして、民間事業者様の御理解と御協力を得ながらホームページ等に掲載し、多くの方々に周知をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　錦町のホームページを見てみますと、設置箇所53カ所全て、地図情報をつけてホームページで掲載をしてあります。ですので、やっぱりそういった取り組みを早急にすべきじゃないかと思いますので、あと広報等も使って、そういった周知もよろしくお願いしたいと思っているところです。

あと、公民館設置等が厳しい場合には、例えば錦町なんかは消防団の詰所等にも設置してありますので、消防団の詰所を核とした設置の方法等も考えられるんじゃないかなと思いますので、そういったところも検討して、今後取り組みを進めていただきたいなと思っているところです。よろしくお願いいたします。

次に、もう１点、市民プールの円形プールの塗装工事ですけども、これについては、ことし、塗装工事で７月20日まで使用できなかったという状況があります。オープンに間に合わなかった経緯と理由についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

円形プールの塗装工事が、７月１日からのプール開きに間に合わなかった理由は、との御質問でございますが、本市の市民プールの円形プールには、水深75センチメートルのＡプールと水深55センチメートルのＢプールの２つがございまして、今回はＢプールの塗装を実施させていただいたところでございます。相撲場側のほうでございます。円形プールにつきましては、以前より、塗装の劣化により若干の割れや反りが見られる部分がございましたが、簡易な補修として、指定管理者でございますＮＰＯ法人人吉市体育協会のほうで対応していただいておりました。今回の塗装工事につきましては、昨年度の指定管理者との協議の中で、現在の塗装の割れや反りが、今後、幼児等の柔らかな足や肌を傷つけるおそれがある状況であったため、本年度の当初予算にて予算要求をお願いし、３月定例市議会においてお認めいただきましたので、その後、４月初旬に工事設計依頼を建設部に行いまして、所定の手続を経て、５月14日から工事に入らせていただいたものでございます。工期につきましては、当

然塗装工事ということもございましたので、梅雨の時期であること、プール開きの時期、また、今回はＢプールのみの塗装工事ではございましたが、円形プールのろ過器、給排水設備につきましては、構造上片方ずつの利用が不可能であることから、Ａ・Ｂ両方のプールが使用不可能となることが可能性としてございました。さらに、不測の事態も想定し、余裕を持って設定を行ったところでございます。

６月中旬まで、おおむね工事はスムーズに進み、このままいけば７月１日のプール開きに間に合うと予定しておりましたが、梅雨前線に伴う６月20日、21日にかけての豪雨に見舞われるなど、最終工程の段階になって工事の足踏みをせざるを得ない状況となりました。７月20日までの工期の延長を行い、７月19日に竣工検査及び引き渡しとなったところでございまして、７月１日のプール開きには間に合わなかったという状況でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　結局、60日間の利用のうちの20日ということは、３分の１が利用できなかったということなんですね。３分の１は大きいと思っています。市民に対して大きな不利益をこうむったというふうにお考えではないでしょうか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

利用期間60日間のうち、３分の１も利用できなかったことは、市民に対して多大なる不利益を与えたのではないか、工期設定に問題があったのではないか、というような御指摘だと思っております。

工期の設定につきましては、先ほどから御答弁しましたとおりでございますが、施設の改修工事等の工期の設定につきましては、利用者の皆様に不利益を与えることのないよう、特に利用期間から限られているものなどにつきましては、利用期間外に実施するなど配慮をしながら行っているところでございます。しかしながら、今回のプール塗装工事に関しましては、最終工程の段階で天候の影響はあったものの、議員の御指摘のとおり、結果的には７月１日のプール開きには間に合わない、間に合わせることができず、利用期間の３分の１という20日間、利用者の皆様が利用できないという状況でございました。利用者の皆様に対して、多大なサービスの低下を招くことになりました。いわゆる我々のスケジューリングの甘さが、公共の福祉に抵触する結果となってしまいました。このことは、工期の設定につきましてももう少し配慮すべきであったと考えておりますし、今後はこのようなことがないように十分配慮しながら進めてまいりたいと存じます。

今回、市民プール利用者の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを、この場をおかりしまして深くおわびを申し上げたいと存じます。大変申しわけありませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　今後、このようなことがないように十分な配慮をして、お願いをしたいと思っております。ただ、市民プールにつきましても、建設から約50年ほどたっていると思っていますので、もうそろそろ改修時期に来ているのかなと思います。ぜひ、今後、全面的な改修計画を計画的に進めていただくように検討のお願いを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時27分　休憩

午後３時39分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。９番議員の豊永貞夫です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、２項目を通告させていただいております。防災行政についてと学校給食についてであります。

まず、防災行政についてです。ことし６月、７月、８月、９月と、毎月のように豪雨災害、台風災害、そして先週、北海道では震度７の地震災害が発生し、平成30年は災害の年と記憶されてしまうかもしれません。７月に発生した西日本豪雨災害、いわゆる気象庁が命名した平成30年７月豪雨では、14府県で200名以上の死者を出すなど、平成に入って最悪の豪雨災害となりました。また、９月４日に上陸した台風21号では死者９名、９月６日未明に発生した北海道胆振東部地震では震度７、死者41名となり、甚大な被害となりました。地震においては、２年５カ月前に発生した熊本地震の記憶がよみがえったのは、私だけではないと思います。あわせて、犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今回の災害の中で最も多くの犠牲者が出た西日本豪雨災害で亡くなられた理由として、避難おくれが指摘されております。特に、100名以上の犠牲者が出た広島県では、土砂災害による死者の約半数が、ハザードマップに土砂災害警戒区域と掲載され、被害が想定されていた区域であったにもかかわらず、避難情報が行動にほとんど結びついていないことがわかり、逃げおくれが被害を拡大したと判断されているようです。同じ区域内でも、避難された方、避難しなかった方との明暗が分かれた形となりました。今後、避難者心理など検証して減災につなげていくとの報道がなされております。

本市においても、６月19日から20日にかけての豪雨での避難情報が発令されました。また、７月７日から８日の豪雨の際にも避難情報が発令されております。幸いにも人命にかかわる

災害は発生していませんが、避難情報が発令された中で、避難者数が少なかったという新聞報道がありましたので、まずはその状況を確認したいと思います。まずは、６月と７月に発令された避難情報の内容と、それによる避難者数と避難割合、避難指示が発令された地域の避難状況をお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

まず、６月20日の豪雨の避難状況でございますが、当日は、午前３時55分に土砂災害警戒情報が発表され、ほぼ市内全域にわたり、危険のレベルが避難を開始する基準に到達したため、避難準備・高齢者等避難開始の情報を発令いたしております。同日午前７時15分には、さらに危険度が高まったため、市内全域に避難勧告を発令しております。また、胸川においては、午前７時10分に水位が氾濫危険水位を突破し、氾濫の危険が高まったため、胸川流域の上中流域町内の西大塚町、東大塚町、木地屋町、古仏頂町、蓑野町に避難指示を発令いたしております。

避難状況でございますが、避難勧告、避難指示あわせたところの対象世帯数は１万5,525世帯、避難勧告対象者数は３万2,664人でございます。

次に、実際に避難された世帯数と避難者数でございますが、時間帯によりまして避難者の方の出入りがありますので、各避難所で避難者数が最も多かった人数の合計でお答えさせていただきたいと存じます。避難世帯数が34世帯、避難者数が43人でございます。避難者の割合といたしましては、約0.1％でございます。

避難所におきましては、市内８カ所、これは人吉商工会議所、東西コミュニティセンター、保健センター、東間コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、人吉スポーツパレス、西瀬コミュニティセンター、中原コミュニティセンターを開設しているところでございます。

また、避難指示を発令した地域の避難状況を申し上げますと、避難対象世帯数と人数でございますが、西大塚町、世帯数22世帯、対象者数46人、東大塚町、36世帯65人、木地屋町、49世帯101人、古仏頂町、122世帯259人、蓑野町、188世帯408人、合計しますと417世帯、対象者数は879人となります。

次に、実際に避難された世帯数と避難者数でございますが、こちらも時間帯によって避難者の方の出入りがございますので、各避難所で避難者数が最も多かった人数の合計でお答えをさせていただきたいと存じます。まず、西大塚町、東大塚町ともに、避難された方はいらっしゃいませんでした。木地屋町、14世帯20人、古仏頂町、２世帯３人、蓑野町、１世帯１人、合計しますと17世帯24人でございます。避難者の割合でございますが、2.7％でございます。避難所は、東間コミュニティセンターでございました。

次に、７月７日から８日にかけての豪雨についての避難状況についてお答えいたします。７日の午前５時20分に万江川の水位が氾濫危険水位を超え、氾濫の危険が高まったため、午

前５時50分に、万江川流域の井ノ口町、合ノ原町、上林町、中林町、下林町、温泉町に避難勧告を発令いたしております。

避難勧告を発令しました対象町内の避難状況でございますが、避難対象世帯数は1,338世帯、避難対象者数は2,968人でございます。

実際に避難された世帯数と避難者数でございますが、こちらも最も多かった時間帯の人数でお答えさせていただきたいと存じます。避難世帯数が18世帯、避難者数が24人でございます。避難者の割合といたしましては、約0.8％でございます。避難所におきましては、人吉スポーツパレスでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　新聞報道にあったように、大変少ないような感じがしております。この状況だと、避難情報の発令が命を守ることにはつながらないと思われます。先ほどの広島県では、平成26年にも同様の土砂災害が起きていますが、今回の災害には前回の教訓がうまく生かされていないのではないか、と指摘もされていました。

避難情報の発令が夜中の時間帯や、天候の変化などの状況によっては、避難しないほうが安全な場合もあります。本市の場合も、避難情報発令が夜中だったり、朝早い未明の時間だったことも要因かもしれませんが、それでも避難者数が、最も多いときでも全体の１％にも満たないというのは、私は非常に問題だと思っております。この避難者数が少ないことに関しまして、市としてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで会議時間を延長いたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

６月の豪雨では胸川流域に避難指示を発令、７月豪雨では万江川流域に避難勧告を発令いたしております。市としましては、市民皆様の命を守ることを最優先し、防災対策に取り組んでおりまして、その手段としていち早く災害の危険性を察知し、市民の皆様にお伝えすること、つまり避難に関する情報をお伝えすることこそが、命を守る最も有効な手段であると考えているところでございます。しかしながら、議員御指摘のように、実際に避難されている方は少ないという現状でございます。

市民の皆様が避難をされない理由でございますが、ここ数十年大きな災害が発生していないため、大丈夫だろうという気持ち、いわゆる正常化の偏見と申しますけれども、このことや、避難勧告が出るけど、いつも災害は起きないといった避難行動への意識の希薄化や、避難情報が確実に伝わっていない、避難したくても避難所が遠かったり、移動手段がなかったりなど、さまざまに理由があるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　答弁にもありましたように、本市の対応として、いち早く情報を伝えることについては、異論はございません。空振りでもいいから、情報は出すべきだと思っております。ただ、避難情報を幾ら発令しても、その情報を受ける私たち市民が避難行動に移さなければ、助かる命も助からないことになってしまうのではないかと危惧しているところでもあります。

答弁の中にもありましたが、大丈夫だろうという、自分の経験を基準にされている方も多いのも確かです。今回、私の住む町内も避難指示が発令されました。近所の独り暮らしの高齢者に、避難指示が出たので避難されるなら車に乗せて行きますよと声かけしましたけども、大丈夫じゃろ、避難せんばい、という答えが返ってきました。まだ災害も発生していない状況での避難になるので、そういう心理が働くのも無理はないなと感じた次第であります。

答弁でもありました、正常化の偏見――心理学でいう正常性バイアスですが、これは東日本大震災の津波のときにも同じ状況があったと指摘されています。変化に機敏に反応せず、異常事態も過小評価して平静を保とうとする心の働きで、自分は大丈夫と過信しがちで、昔は大丈夫だったという経験から避難しないなど、経験の逆機能が働く可能性もあると指摘されています。今回も、そういう避難しない心理が働いて避難されなかったのであれば、今後、避難するように情報の出し方も改善しないと、命を守ることはできないんじゃないかと考えています。自分の命は自分で守る、最終的には自己責任による判断になるかもしれませんが、避難してもらうような情報発信に努めていく必要があります。

そういった意味からも、市が発令する避難情報は大事だと思っています。３つの避難情報があります。避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、この３つの文言ですけれども、私は以前から緊迫感がないなと感じております。特に避難指示という情報は、受け取る側としても意味をどう捉えていいのかわかりにくく、文言として弱い感じがするんですが、発令する側の本市としては、どのように捉えているかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

避難勧告や指示につきましては、災害対策基本法第60条に、災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる、と定められております。また、避難情報の名称でございますが、こちらは、内閣府が策定をしております避難勧告等に関するガイドラインによりまして、どの地方にいても誰でもわかるようにと、全国統一した名称とされているものでございます。

それぞれ避難情報の目的でございますが、避難準備・高齢者等避難開始は、避難に時間がかかる要配慮者とその支援者は避難を開始し、その他の人は避難の準備を整え、気象情報等

に注意を払い、自発的に避難を開始するものでございます。避難勧告は、予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに避難するよう促すものでございます。避難指示は、災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況で、いまだ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難することで、勧告よりも拘束力が強いものでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、市民の皆様に避難情報の名称が十分浸透しているとは言いがたく、わかりにくいというお声も頂戴しているところでございます。今後は、広報紙を活用した周知や防災行政無線放送、あるいは消防団による広報活動には、もっとわかりやすい表現で情報をお伝えできるよう努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　答弁にありました避難勧告や避難指示というのは、災害対策基本法に定めてあるとの説明でございましたけれども、罰則はないんですよね。法的な拘束力もないので、避難する方の自主性に任せるしかない状況になっているのも、避難者数の少ない要因になっていると思われます。

今回の避難情報、エリアメールで、夜中にスマホにかなりの数が入ったりしておりました。私の地方では避難指示も出たんですけれども、やはり文言として、先ほど申したとおり、避難指示よりも避難勧告のほうが強いように思われている方もいっぱいいらっしゃるのも事実でございます。いろいろ調べた中で、避難準備の際には高齢者等避難開始という言葉が、これは最近ついたというのがございます。これは、内閣府が出しておる避難勧告等に関するガイドラインの中に、ちょっとその部分がありました。避難準備・高齢者等避難開始の部分は、平成28年台風第10号による水害で、岩手県のグループホームで９名の方、全員が死んだという災害がございました。高齢者施設においては、避難準備情報の意味することが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされたということで、この避難準備情報の中に「高齢者等避難開始」という言葉を、この時期からつけられたということでございます。

また、避難勧告と避難指示の差違を明確にするということで、避難指示に（緊急）という言葉も付記されることとしたと書いてございますが、この緊急という言葉が、先ほど言ったエリアメールとかいろんな情報、広報にしても、緊急という言葉がついていないんですけども、この緊急という言葉は、ちょっとここで質問させていただきたいんですけれども、この緊急という言葉は、避難指示とセットなんでしょうか、それとも、これはつけなくてもいいのでしょうか。ちょっとその辺をお尋ねしたいんですけれども。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

議員御質問の内容につきまして、避難指示に対して（緊急）ということでございますけども、先ほど申されました、平成28年の台風10号による水害の避難等を受けまして、このとき

から、名称に対しては避難指示（緊急）ということをつけるようにということでなっておりますので、今後におきましても、避難指示（緊急）という形でエリアメール、あるいはいろいろな情報に対しては、つけて周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。変更前が避難指示で、今後、変更後にこの（緊急）が付されたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今後、緊急という言葉をつけられるということでございます。避難指示に（緊急）という言葉がつくのとつかないとでは、受け取る側としてもやはり受け取る心理的な部分というのは違うんじゃないかと思っております。これがつくことによって、避難をする方も今後ふえてくるんじゃないかということになるんじゃないかと思っております。

先ほど言われましたとおり、今後は、避難指示という部分とセットで表示されますことを強く要望しておきます。

また、各町内に避難行動要支援者の方がおられると思いますが、その方々が避難されるときの具体的な避難方法というのはどうされているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず、避難行動要支援者の御説明をさせていただきますと、災害等で自分の身に危険が差し迫った場合、危険察知能力、情報入手・発信能力、行動能力の面でハンディキャップを持ち、安全な場所への避難行動や避難場所での生活に大きな困難が生じることが予想される方で、家族や隣近所の人、地域に住んでいる人などの手助けを必要とすることが想定される方でございます。具体的に申し上げますと、支援を必要とする高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、難病者などが上げられ、市では、在宅の方のうち、一人では避難が困難な方を避難行動要支援者の対象としております。

この対象となる方々につきましては、福祉課窓口への申請、または人吉市社会福祉協議会が実施しております小地域ネットワーク活動による地域の見守り活動の中で、本人が掲載に同意され、申請された場合に、避難行動要支援者名簿へ掲載を行っております。名簿には、本人の申し出による緊急時の連絡先や避難時などの支援者等を記録した福祉台帳、避難所までの経路を記録した避難支援プランを作成し、添付いたしております。これを、本人の同意のもとに、各町内の自主防災組織の代表でございます町内嘱託員の方々に提供を行っているところでございまして、本年８月末日現在で1,125人の方が御登録をいただいているところでございます。

避難準備・高齢者等避難開始が発令され、避難が必要とされる場合、台帳に協力員として登録されている近隣住民、くらし見守り相談員、民生委員の方々などを中心に、自主防災組織等による周囲の共助による支援を受け、避難支援プランに掲載された経路によりまして、

避難所までの避難を行っていただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　避難行動要支援者の具体的な避難の仕方というのは、今言われましたとおりだと思うんですけども、実際には、今回の避難準備あるいは、それ以上の避難勧告、避難指示の中では、やはり避難につながっていないんじゃないかと思っております。これは、各町内の方々のやっぱり協力が必要になってきますので、実際に各町内で具体的に協議されているところと、まだ協議されていないところがあるようです。ちょっと何カ所かお聞きした中では、ちょっとまだ協議されていないというところもありました。いろんな課題もあるように聞いております。本市としても、この部分は、そういう体制がいわれる中で、そういう部分で各町内が体制が整っていないならば、ちょっと問題がやっぱり出てくるんじゃないかと、命にかかわる部分が出てくるんじゃないかと思っておりますので、本市としましても確認しておく必要があると思いますので、状況の確認はお願いしておきたいと思います。

避難について何点かお聞きしましたけども、速やかに避難行動をしてもらうには、避難情報が発令された際に、その情報を自分自身がどう捉えるかというのが重要になってくると思います。それによって、次の避難行動につながると思います。それが、自分を助ける自助であり、そして避難する際には、自分だけではなく、隣近所や同じ地域の方にも声をかけて避難を促すことも重要だと思います。それが共助であると思います。

防災対策には、自助・共助・公助が重要といわれておりますが、防災・危機管理アドバイザーの山村武彦氏は、こう言われております。地域防災は、自助、共助が基本と言われます。私は、それに近助――近い、助ける、ですね――をつけ加えることを提唱しています。自助は、自分や家族を守る、当然のことで、自主防災会や自治会などでみんなで助け合う共助も大切です。しかし、日ごろの見守りや災害発生時は、遠くのみんなより、家族、隣人、向こう三軒両隣など、近くにいる人が頼りになります。みんなで助け合う共助とともに、顔の見える近くにいる人が近くの人を助ける近助です。少子高齢化社会では、近所の支え合いが不可欠。近助は、地域だけでなく、学校、職場、出先などその場その場で、困った人、手を貸す必要のある人を、近くにいる人が助けます。当たり前のことが当たり前になれば、これからもずっと住みたいまちになるのです、と言われております。

今回、被災地で避難して助かった方へのインタビューで、隣の方への声かけをしなかったことを悔やんでおられた方がおられました。避難の声をかけていれば助かったかもしれない、と発言されております。近所への声かけが重要だと、改めて思った次第です。

ここで、なかなか避難されない方へ速やかに避難してもらう方策として、本市はどのように考えているかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

本市では平成29年３月に、総合防災マップを市内全戸に配布を行っております。この防災マップは、河川の氾濫による浸水想定区域や浸水深及び土砂災害警戒区域など災害が発生した場合、どのような影響、つまり、どのような被害が想定されるかを示したものでございまして、さきの西日本豪雨で被災した岡山県真備町の浸水被害では、防災マップで示した浸水区域とほぼ同じ結果であったことが示されております。市民の皆様におかれましては、いま一度この防災マップに目を通していただき、御自宅の危険性を確認していただき、行政が発する避難情報をもとに行動に移していただきたいと存じております。市といたしましては、出前講座や広報紙等を活用して、今後も周知を図っていきたいと存じております。

また、避難を促すという観点から、災害対策支部や消防団による周知活動に加え、大規模災害時に避難誘導を行う防災サポーターの方々に、避難指示など発令の際には、住民の方々に避難していただくよう呼びかけの活動をお願いしてまいりたいと存じているところでございます。

また、防災活動の、議員おっしゃいました自助・共助・公助、三助に続く近助について、議員のお考えをいただきましたが、防災対策は、まさしく向こう三軒両隣の精神に基づく助け合いであると存じております。災害が発生したら、近所みんなで助け合って避難する、これは災害のときだけ助け合うというものではなく、日ごろから、生活をする上でお互いに何かしら助け合っていくというものであり、近所づきあいの延長であると存じております。このことは、防災に特化するものではなく、日常のコミュニティーを活性化させることが防災にも役立つものと考えている次第でございます。今後におきましても、市としましては、防災に限らず、全庁的に地域コミュニティーが活性化するよう対策・支援を講じてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今回の西日本豪雨災害においては、避難していれば助かった方もたくさんおられたはずです。避難情報のその意味を理解して、実際に避難していただくには地道な広報活動を続けていくしかないと思いますので、先ほど答弁されたように、よろしくお願いいたします。それと、また、先ほど申しました避難指示のところの（緊急）という言葉も、ぜひ、今後は活用していただければと思います。それから、もう１点、避難行動要支援者の件は、市内に1,125名おられますので、各町内での避難支援の取り組み状況というのはやはり確認をしておく必要があると思いますので、その点もよろしくお願い申し上げます。まだまだ台風シーズンは終わっておりません。災害がないことを祈るばかりであります。この項目は、終わります。

次に、学校給食についてであります。学校給食費の徴収について。文部科学省は、平成28年度の学校給食費の徴収状況の調査結果を、ことし７月27日に公表されています。これは、

学校給食を実施している全国の公立小学校・中学校約２万8,000校のうち572校を抽出して、平成28年度の給食費の徴収状況を調査されております。その中で、学校給食費の会計処理で、公会計として処理されている割合は40.1％となっています。私会計は59.9％であります。人吉市の会計処理は私会計になります。

その調査結果が公表されている中、８月３日の新聞報道で、熊本市給食費直接徴収へ、20年度からカード払いＯＫ、という見出しで、給食費徴収に関しての記事が掲載されていました。記事の内容は、学校給食費の徴収を、これまでの学校管理での徴収を、市が保護者から直接徴収して管理する公会計に移行するという内容でした。保護者の利便性の向上や教師の負担軽減が狙いともありました。また、文科省は、16年度から全国の教育委員会へ促していた、とありましたので、この件について、本市の考えをお尋ねしたいと思います。まずは、本市の現状として、現在の給食費徴収の方法などの状況をお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

現在の本市の給食費徴収の状況でございますが、市内の小中学校において給食費徴収を行っております。その徴収の流れにつきましては、各校の地区委員に、地区ごとに徴収をいただき、地区代表の方で取りまとめていただきまして、締め切り期限の月末・翌月初めに、学校へ持参をしていただくという流れを基本としております。また、個人で直接学校へ納入していただいている場合もあるようでございます。

なお、給食費の会計事務におきましては、市で、各小中学校に給食担当事務職員を雇用しておりまして、学校関係になるべく御負担をおかけしないように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今の答弁を聞かれて、給食費の徴収を経験された方々はある程度理解できたと思いますが、簡潔な答弁でしたのでちょっとわかりにくい部分もあったかと思いますので、私も何度か徴収の経験をしたことがあります。もう少し、ちょっと補足したいと思いますが、先ほど、地区委員と言われましたけども、子ども会などの役員で、給食費を集める担当の保護者の方が、各家庭からの給食費を徴収し、町内の代表の保護者の方がそれを集計して、学校に納入するという流れだったと思います。そういう内容でございますが、その先は、学校から人吉市学校給食センター運営委員会へ入り、食材費として委託業者へ支出されます。市の会計に入らないので私会計ということになります。

給食費を徴収される保護者の方は、徴収先の――私も経験ありますけども、家庭の留守のときは何度も訪ねることになって、保護者の負担が大きいという状況がありました。徴収する担当者の期間というのは、町内によって若干違いがあるかもしれませんけども、１年間を通して毎月、この徴収作業を行います。中には、連絡がつかなかったり、徴収がおくれたり

するところもあるようであります。

そこで、給食費の今現在の滞納の世帯について、状況をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　補足をいただき、ありがとうございます。先ほど、私と教育長も給食費集めに大変苦労したというお話をしておりまして、本当、御指摘のとおりだと思います。御質問にお答えいたします。

本市の滞納状況についてでございますが、過去５年間の滞納世帯の数の推移を、平成30年８月末現在で見ますと、平成25年度は12世帯、平成26年度は15世帯、平成27年度は17世帯、平成28年度は２世帯、平成29年度は４世帯となっております。平成28年度から、給食費の一部助成を始めたところですが、そのことに伴い、徴収の強化を図ったことはもちろん、助成金があるということで早めの納付をお願いしやすくなったという状況もお聞きしております。学校現場の多くの皆様に御尽力を賜っておりますことに、感謝申し上げます。

その結果としまして、このように滞納世帯数の減少につながっていったものと考えております。しかしながら、その一方で、それ以前の滞納世帯はわずかながら減りつつありますが、全てを解消するのは非常に困難な状況にございます。今後も、引き続き、学校現場と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　滞納者は、平成28年度からは激減しております。1,000円の助成があったという部分は大きいかと思いますけども、答弁の中で、学校現場の多くの皆さんに御尽力を賜った、とありますが、具体的に、その学校現場の皆さんというのは、これは学校の先生のことなのか。また、それだと、学校の先生も、例えば滞納者に対しての徴収作業をされていたのか、その点についてお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

これまで学校現場におきましては、未納の保護者に対して、電話や文書による督促を行ってまいりました。平成28年度からは、給食費の一部助成が始まり、学校長を初め、先生方が未納の保護者や滞納しがちな保護者に対して、直接面談や相談の場を設け、給食費の一助性や学校給食の意義について理解を求め、保護者として果たすべき責任を十分認識していただいているようでございますので、このことが滞納世帯の減少につながったと認識しておるところでございます。もちろん、学校によっては、先生方、そしてＰＴＡの役員さん方が徴収をされているという状況もあっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　最初に述べました、文部科学省が、16年度から全国の教育委員会に公会計を促したという背景には、働き方改革の一環として、未納金の徴収が教員にとって大き

な負担となっているという現状があって、その負担軽減のために公会計への移行を推進しているとの報道もあっております。

公会計による学校給食会計の流れというのは、今の、現状の流れというのは先ほど述べましたとおりでございますが、公会計では、まず、児童・生徒の保護者の口座から引き落とされ、そして市の会計に入るということで、市の歳入となり、市の歳出で食材費として計上されます。そして、業者のほうへ入ることになります。

導入の狙いというのは、市が集金し、法に基づく監査を受けることになり、透明性が向上する、口座振替を実施し、現金の取り扱いを極力少なくする、複数の金融機関から、希望の振替口座を選択できる、という狙いがあります。先ほど申しましたとおり、今回の人吉市の滞納者が減った働きとして、学校の先生方、ＰＴＡの方、いろんな方たちが働くことによって世帯が減ったということは、非常に御尽力していただいたことには感服するものでございますけども、20年度から熊本市で導入されますが、公会計を導入した場合のメリット・デメリットはどういったものが考えられるのかお尋ねします。また、県内でも導入されている自治体があるようですが、その状況もお尋ねいたします。また、本市として、公会計導入についての考えをお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

まず、公会計にした場合のメリット・デメリットと、県内の動きについてでございますが、メリットにつきましては、先ほど議員からも御意見をいただきましたとおり、市の会計制度の中で、市と保護者の間の金銭の授受の適正化が図られることや、現金の取り扱いがないことで、安全性の確保、透明性の確保などが考えられ、デメリットにつきましては、こちらは行政の立場ですけれども、事務の繁雑さや、事務の増加を軽減する必要があること、まだ、見えない部分でも多くの課題があるものと考えております。

また、県内の動きとしましては、小国町、産山村が公会計を導入をされているようでございます。そこで、本市の考えにつきましては、さきにもお答えいたしましたとおり、メリットもさることながら、課題があるものとも考えており、スムーズにいっている部分もございますので、県内の公会計導入市町村もまだまだ限られておりますことから、熊本市の動向を初め、他の自治体の状況を見守りながら、今後、当然、検討・研究が必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　今の答弁の中の言葉ですけど、行政側の目線での答弁もあったかと思います。視点を変えて見ますと、メリット面では、保護者が現金を毎月徴収することはなくなります。また滞納者への学校からの働きかけもなくなるということで、負担軽減になるというメリットもあるようでございます。

導入に対しての考えは、まだまだ課題もあるようでございますが、ただ、文科省は、今年度中に徴収方法のガイドラインを策定するという報道もあっておりますので、今後、公会計へ移行する時期がくるのではないかと思います。他県では導入されているところも結構あるようでございますので、導入事例などの情報を収集して検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、学校給食費関連として、市長の公約であります学校給食費の無料化について、市長の今の考えをお尋ねしたいと思います。学校給食費は、現在月額1,000円は助成されています。本市の財政が厳しい状況の中で無料化が実現できるのか、現在の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

公約にもあります、給食費の完全無料化につきましては、段階的に実施していくための検討を重ねているところでございますが、その途上にございます。子育て世代を支援するためにも、二の矢、三の矢と進めてまいりたいと考えておりますが、新市庁舎の建設を初め、本市財政を取り巻く状況は極めて厳しいものがあり、政策課題への対応や財政状況を見きわめながら財源の確保に努め、少しでも実施していくことができるよう、引き続き努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　答弁にもありましたとおり、財政厳しい中、庁舎建設もありますので、今期はもう絶対無理だと思っております。来期、どういう行動をされるかわかりませんが、実際に給食費無料化、いろんな方の話を聞くと、保護者の方では、絶対やってほしい、と。でも、中には、やはり親として、子供の食材費というのは、給食というのは親の責任じゃないか、義務じゃないか、と言う方も多数いらっしゃいます。実際に、今回、市長の公約として掲げておられますが、実際に市長も子供さんがいらっしゃいますので、いろんな意味でいろんな人の御意見も聞きながら、今後の考えをまたまとめあげていただければと思っておりますので、この件についてはもうこれぐらいにしておきたいと思います。

今回の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時27分　休憩

午後４時39分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。６番議員の平田清吉でございます。し

ばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は、１項目だけです。市民の声から、を通告しております。

大きな質問の要旨は３項目。１つは、本市の都市計画について、１つは、市庁舎移転建設について、１つは、本市の防災管理体制についての３つの要旨について、質問をしていきます。なお、細部の質問要旨におきましては、執行部との調整の上、また議長の許可を得て質問順番を変更しておりますので、御了承をお願いいたします。

まずは、大きな質問要旨の第１項目め、本市の都市計画についてをお尋ねします。

第１回目、本市の行政組織の中には、本市の過去と現在と未来とを見据えながら、将来の本市のあり方をはっきりと確定しつつ審議されていると思われる都市計画審議会というものがあると思いますが、少子高齢化が進み、全国地方自治体の中でも、将来の消滅都市としてランクインされている本市において、昭和17年に市制施行して以来、今日まで紆余曲折もあったであろうこの75年間、戦後、日本は著しく変貌し、本市のみならず全国の地方自治も大きく変貌を遂げています。

しかし、近年の少子高齢化により、いまや全国の自治体が、財政的な苦難の時期を迎え、存亡の時期をも迎えております。本市の都市計画は、約20年前に制定されたものであり、少子高齢化と人口減少に伴う社会福祉費の増大と市税収の減少への歯どめをかける具体策や具体例をなかなか見出せない中、どこの地方自治体にも言えるかとは思いますが、国の交付金・補助金を頼りに市政運営に当たらなければならない現状にあって、本市の都市計画の現状と将来像を検討するに当たり、本市の現在の都市計画構想の政策立案は、いつ示されたものを活用しているのか。また、世界の流れが、また社会の流れが、余りにもスピード化している現代にあって、本市の都市計画も、はや見直す時期に来ているのではないかと思いますが、この状況をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　皆様、こんにちは。お答えいたします。

都市計画法には定めるべき基本方針として、県が各都市計画区域ごとに定める都市計画区域マスタープランと、市町村がその行政区域内の都市計画区域を対象に定める市町村都市計画マスタープランがございます。後者である人吉市都市計画マスタープランは、人吉市の都市計画区域について、住民に最も近い行政体である市が、当該行政区域内の都市計画区域について、都市全体の将来像を見据えた上で、土地利用や都市施設の配置、規模などについての長期的な見通しを明らかにするものでございます。また、地域の実情に即したきめの細かいまちづくりに対応するため、対象となる都市計画区域を、東地区、西地区、南地区の３つの地域に細分し、それぞれの地域ごとの将来のあるべき姿をより具体的に明示するものでございます。

現在の人吉市都市計画マスタープランでございますが、平成12年度から平成14年度にかけて策定されておりまして、平成15年度に公示をしております。

見直しの時期に来ているのでは、との御質問でございますが、現在の人吉市都市計画マスタープランの計画期間は、西暦で申し上げますと、2003年から2022年までとなっており、議員がおっしゃるとおり、計画期間の2022年まで、あと４年程度でございます。したがいまして、次期都市計画マスタープラン策定に向けて準備をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　本市の現在の都市計画マスタープランは、16年前に策定されたもので、策定された時期は、ややバブルがはじけ、日本の景気も低迷し始めたころで、日本人の誰もが、世界の将来が、また日本の将来が、しかも地方自治の将来が見通せない時期でもあり、バブルの景気をそのまま引き継ぎ、真剣に考えようともしなかった時期ではなかったかと推察しております。

現在も、地球温暖化による気候の変動、世界的な金融の変動、世界情勢の変動等々、世情の動きが余りにも速く、本市の将来像も見通しづらい現実にあることは確かだと思います。また、本市におきましては、少子高齢化、人口減少、社会福祉費の増大、市税の減少、交付金・補助金等の減額なども顕在化しているところも見られると思います。

続きまして、第２回目。本市都市計画マスタープランの制定から16年、マスタープランの見直しもさることながら、本市の都市計画区域及び都市計画税を見直す考えはないのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

都市計画区域の見直しは、社会経済状況の変化に対応し、都市計画基礎調査の結果などを踏まえて変更の必要性が吟味されるべきものでございますが、一方で、目指すべき都市像を実現するためには相当の期間を要しますことから、都市計画には一定の継続性・安定性が要請をされております。したがいまして、都市計画の変更を検討するに当たりましては、その都市計画の性格を十分に踏まえることが必要であり、区域指定や根本的都市施設等といった継続性・安定性の要請が強いと考えられるものにつきましては、より慎重に行われるべきものだと考えております。

また、都市計画区域に指定することで、区域内における建築行為や開発行為等に対しての許可制度や、建蔽率や容積率といった建物の規模に係る規制、また敷地の接道義務や道路後退など一定の制限が課せられることになり、その制限によって区域内を一体の都市として、総合的に整備・開発・保全することができ、都市計画の目的の１つである都市の健全な発展と秩序ある整備、及び、基本理念に上げられる農林漁業との健全な調和が保たれているものと考えておりますので、市としましては、現時点での都市計画区域の見直しについては慎重にならざるを得ないと考えております。

以上、お答えいたします。

○市民部長（廣田五浩君）　皆様、こんにちは。私のほうから、市民部所管の都市計画税の見直しにつきましてお答えいたします。

御承知のとおり、都市計画税につきましては、その使途を特定した上で、課税・徴収いたします目的税でございます。先ほど、建設部長がお答えいたしましたが、本市のまちづくり、生活環境整備・保全等におきまして、さまざまな事業を進める上で貴重な、そして重要な財源としまして、昭和31年に人吉市都市計画税条例を制定し、現在に至っている経緯がございます。したがいまして、見直しによります都市計画税を課税しない、徴収しない、あるいはまた税率の変更につきましても、現状におきましては大変困難であると考えるところで認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　言ってはなんですけども、執行部いわく、都市計画区域を指定することにより、乱開発を防止することができる。建築物の高さとか容積率、これを規制でき、敷地の接道義務や道路後退等の義務が厳しく課せられるとのことでした。果たして、現在の本市での新規建築物において、この言葉どおり制限が課せられているのでしょうか。ただ、単に、建築許可の申請が複雑となり、なかなか建設ができない半面、大型建築物においては、建築法に適合さえすれば、本市の規制などあったものではない。法律が最優先されていると、私は捉えております。そこで、本市の都市計画は、景観計画は、また住みよいまちづくり計画は、どのように考えておられるのでしょうか。ところで、都市計画税はあくまでも目的税であり、使途についても十分に周知しているところであり、本市の貴重な目的税の財源となっているところも周知済みです。問題は、都市計画区域を設定し、都市計画税が徴収され、目的を持って歳出されているところですが、その歳入歳出が目に見えるものとなっていないところが、市民が非常に問題視し、疑問視しているところにあると思われます。よって、都市計画税の歳入歳出においては、歳入歳出の見える化・透明化を図っていただきたいと思います。

続きまして、３回目ですが、都市計画税の徴収方法と活用法について、お尋ねいたします。

○市民部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

まず、１点目の、都市計画税の徴収についてでございますが、都市計画税は、都市計画法第５条の規定によりまして、都市計画区域として規定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その固定資産税の評価額を用いて算定した課税標準額に税率を乗じた税額を、当該土地及び家屋の所有者に課税するものでございます。なお、課税対象につきましては、地方税法第702条で、市街化区域のみならず区域区分をしていない非線引き区域についても、市町村の判断で定めることによって課税することができることとなっております。

本市におきましては、人吉市都市計画税条例第２条の規定によりまして、農業振興地域内の農用地区域を除くところの都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対して課税をいたしております。また、税率につきましては、人吉市都市計画税条例第３条の規定により、100分の0.2、パーセントでいいますと0.2％で賦課課税しまして、固定資産税とあわせて徴収をいたしております。

次に、２点目の、都市計画税の活用法、使途でございますが、都市計画税は、地方税法第702条におきまして、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てると規定されているところでございます。そこで、本市の都市計画税でございますが、下水道事業、公園整備事業、街路整備事業などの都市計画事業に充てるとともに、これらの事業のために借入いたしました、いわゆる市債の償還にも充てているところでございます。なお、さきに述べました事業のうち、一番多く都市計画税を活用充当いたしておりますのは、事業のために借入いたしました市債の償還でございまして、平成28年度につきましては、都市計画税の約66％を活用充当しているといった状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　部長の回答により、都市計画税の徴収方法と使途方法については、十分に理解できたつもりですが、公園整備事業や街路整備事業に対しては、市民みんなが受益を得ている整備事業ではないかと思います。とすれば、都市計画区域を設定して、区域内の市民にだけ負担をかける制度はいかがなものでしょうか。また、下水道事業における市債の償還負担を、下水道事業が及んでいない都市計画区域の市民にも負担をかけていること自体、制度的にも考慮すべきものではないでしょうか。

人口減少は、将来的にも、継続的に問題視していかなければいけない現在にあって、一度始めた制度は、本市が存在するまで続けなければならないというような考え方には問題があるのではないかと考えます。この都市計画税は、前問で回答があったように、昭和31年に課税制度が制定されたものであり、しかも都市計画法においては、地方自治体自身に課税徴収制度の適否を任されたものであり、類似団体においては都市計画税を徴収していない自治体もあり、しかも、いまや都市計画税の課税徴収制を見直している自治体もあるほどです。いま一度、本市の都市計画審議会において、また税の徴収に関する問題ですので審議する場所が違うかもしれませんが、税の公平公正な負担の面から審議していただくことはできないのでしょうか。

続きまして、４回目。下水道事業について、お尋ねいたします。まずは、都市計画区域内にあって、公共下水道が整備されていない地区の市民から、下水道接続を希望する声を聞きますが、今後、本市において、下水道区域を広げる計画はあるのか、ないのか、お尋ねいた

します。

○水道局長（中村則明君）　皆さん、こんにちは。御質問にお答えする前に、本市の公共下水道事業の現況について、少し御説明をさせていただきます。

公共下水道につきましては、大きく分けて、雨水処理と汚水処理の２つの事業がございます。本市におきましては、早くから公共下水道事業に取り組んでおりまして、この２つの事業とも面的整備をほぼ終了し、現在では維持管理や老朽化した施設設備の改築などが中心となっているところでございます。

これらの財源でございますが、雨水処理は公費、汚水処理は市費負担が原則となっておりまして、国の制度にのっとりまして、一般会計の繰出金――公共下水道事業にとりましては繰入金となりますが――及び下水道使用料などにより賄っているところでございます。

御質問の、公共下水道区域の拡大につきましては、平成24年度に、公共下水道全体計画区域周辺の地区等を対象に、汚水処理施設整備に関する調査を行っているところでございます。住民アンケートや下水道と浄化槽の経済性に基づく費用比較、下水道を整備した場合の費用対効果や、将来の公共下水道事業経営の収支についても検討を行っておりまして、人口減によります使用料収入の減少等の厳しい財政状況もあり、これ以上は全体計画区域の拡大をせず、区域外につきましては浄化槽の整備を進めることが望ましいと判断をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、公共下水道と一般浄化槽を比較して、費用対効果の試算を試みた経緯があるとのことですが、試算内容の結果はどのようであったのか、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君）　下水道と浄化槽の費用対効果につきまして、御質問にお答えいたします。

その整備にかかる個人負担の比較でございますが、あくまでも、いろいろな隣接する地区がございますので、１つの例としまして、第４負担区、主に下原田町の国道沿いの地区でございますが、そちらの場合というところでお答えいたします。

第４負担区内で、敷地面積が仮に75坪、247.5平方メートルの場合ですけども、これに単価303円を乗じた額が受益者負担金となりまして、７万4,990円が個人負担となります。一方、浄化槽設置の場合は、これもあくまでも目安でございますが、５人槽の本体設置工事費がおよそ70万円程度、補助金を33万2,000円給付いたしておりますので、個人負担は約36万8,000円になるものと考えております。

平成24年度に行いました費用対効果の試算の一例ではございますが、その全体計画区域に隣接した71戸の地区――これは第４負担区に隣接したところでございますけども、公共下水

道整備を行った場合は、整備費が約２億2,856万円で、１戸当たり321万円余りの金額が必要という試算になっております。先ほど説明いたしました５人槽の浄化槽設置工事費の約70万円と比べまして、4.5倍の費用がかかるという結果になっております。もちろん、公共下水道の整備につきましては、２分の１の国の交付金が充てられますので、２分の１あったとしましても、１億円以上の起債が発生いたします。その元利償還のほか、維持管理経費も増加することになりますので、本市公共下水道事業の財政運営に与える影響は非常に大きくなり、ひいては下水道使用料の値上げにもつながるものと存じます。

ちなみに、月々の使用者の方の負担というところで御説明しますと、現在の下水道使用料で、仮に月に20立方メートルの排水がある場合は、下水道使用料は月額3,780円となっております。一方、５人槽の浄化槽の場合は、清掃維持管理料が月額4,536円のほか、年１回の法定検査手数料3,800円が必要でございますので、この条件では下水道使用料の方のほうが安くなります。しかし、排水量が25立方メートル以上になりますと逆転しまして、浄化槽は使った量に関係はございませんので、あくまでも人槽で検査料とかかかりますので、個人負担のほうが、たくさん使うと安くなると、そういう状況になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　続きまして、今後の公共下水道の整備については、費用対効果の面から、これ以上、公共下水道の区域は広げられないと判断したと言われましたが、先ほど来からの私の質問の中でも述べましたとおり、公共下水道が完備されていない都市計画区域内の市民であって、公共下水道区域の市民と変わりなく都市計画税の負担を背負っているのに、公共下水道上においても、都市計画税上においても、公平公正なサービスが受けられていないと思っておられる住民の方がおられます。市民は誰もが、全ての公共サービスにおいて公平公正なサービスを受けることができるとの観点から、やはり都市計画区域内にあっては公共下水道区域の拡大を図るべきではないかと考えますが、執行部の考え方をお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、公共下水道区域に隣接する地区にお住まいの方々から、公共下水道を整備してほしいという要望があることにつきましては、十分に承知をいたしているところでございます。

しかし、新たな公共下水道整備に係る事業費負担は、先ほど述べましたように、後年の財政運営に大きな影響を与えることになると考えられます。加えて、下水道使用料を改正させていただいた平成26年３月末時点の下水道接続人口は、２万2,993人でございました。平成30年３月末時点の下水道接続人口は２万2,029人で、４年間で964人の減少となっております。今後も、同様の人口減少が、残念ながら現況では続くものと思われます。これに伴いまして、

下水道使用料収入も減少が見込まれるところでございます。また、これから進めてまいります老朽化した施設の改築費用等の増加をあわせて考えますと、将来的に、公営企業であります公共下水道事業の運営は非常に厳しくなっていくものと考えております。このことから、本市としましては、公共水域の保全と持続可能な公共下水道事業運営を両立させていくために、人口減少に合わせました全体計画区域及び処理施設等の縮小と、それにかわる、維持管理の支援を含めた浄化槽設置整備事業の拡大等を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　将来の公共下水道整備事業費の費用対効果の面から、また本市の人口減少に歯どめがかからない現状にあって、公共下水道区域の拡大を図る案は、逆に公共下水道設備整備の現状維持から、設備整備の縮小へとかじを切っていかなければならない時代にあることを思い知らされました。

よって、この現状を、市民の皆様に懇切丁寧に説明し、理解してもらえる努力を、市民の皆様の目線に立って行っていただきたいと思います。

続きまして、５回目。石野公園活性化についてお尋ねいたします。まずは、さきの６月議会におきまして、議会では、執行部から石野公園の道の駅登録化について、国交省に申請したいとの承認依頼があり、承認した経緯がありますが、その後の進捗状況について、また、石野公園の活性化に向けた取り組みの状況について、ソフト面及びハード面から、また全体の構成策定の進捗状況について、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

６月議会後の登録申請の進捗でございますが、石野公園道の駅登録申請基本計画作成業務委託を発注いたしまして、平成31年４月の登録に向けて、現在作成中でございます。

また、国土交通省、熊本県との協議の進捗でございますが、国土交通省熊本河川国道事務所にコンサルタントを同行させまして、第１回目の協議を行い、資料作成の全体的なアドバイスを教示していただいたところでございます。

また、熊本県道路保全課へは、第１回目の協議といたしまして、標識についての協議を行っております。内容につきましては、標識の形式や設置する場所や本数などの協議を進めているところでございます。次回第２回目の協議を、今月中旬に予定をしております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、平成31年１月の道の駅検討幹事会を経て、２月から３月にかけて本省申請を行い、４月の登録、そしてその後のスマートインターチェンジ開通に合わせた開駅に向けての作業を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君）　それでは、ソフト面について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、道の駅のネームバリューは、石野公園の新たな付加価値として大きな魅力ということは間違いないことでございます。それ以前から、石野公園をどのように活性化していくかにつきましては、これまでも議会の皆様を初め、石野公園事業審議会、それから運営協議会といったところで御議論いただいたところでございます。したがいまして、道の駅の登録以前から石野公園活性化、これは本市観光にとりましては喫緊かつ重要な課題の１つであるということでございます。

ソフト面からの課題といたしましては、道の駅の開駅に向けましてマスメディア等を利用した情報発信、これは非常に重要でございまして、ただオーソドックスに打ち出すわけではなく、道の駅に関連しまして話題性を持ちながら、ＰＲを行ってまいりたいと思います。また、効果的な誘客イベントの実施でございまして、例えばキャンプ体験イベント、特にアウトドア関係が、今流行ってきておりますので人気があるというところでございます。呈茶体験とか、本市で10月にサイクリング大会もございますので、親子サイクリング大会も考えてまいりたい。また、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館――通称くまりばで決定いたしておりますが、こことＭＯＺＯＣＡステーションなどの各施設のつなぎながらの連携ということになりますが、こういったもので滞在時間を長くとっていただく方法も、今計画しているところでございます。

なお、スマートインターチェンジの開通、道の駅開駅に予定されております平成31年度につきましては、九州道人吉―八代間の開通、また石野公園の開園ともに30周年の節目の年でございます。石野公園の職人の皆さんも、石野公園企画委員会というのがございますので、この中でも、現在、誘客につながるような記念イベントを計画されているところでございます。また、本市といたしましても、観光協会、こういった地域の関係団体と連絡しながら年間事業を計画してまいりたい。

次に、国内外からの観光客誘致につきましても、石野公園の活性化においては重要な１つでございます。つきましては、クラフトパークならではの工芸体験、非日常的な体験ができる体験型の道の駅というコンセプト、それからスマートインターチェンジと近接いたしました交通アクセスのよさという利点、これを広く周知していただくよう、ウエブサイトやＳＮＳを使ったＰＲ、これをさらに強化するとともに、また、より来訪者の利便性を高めるためのキャッシュレスに伴いますクラウドレジ、それから園内の多言語表示、Ｗｉ－Ｆｉエリアの拡充を行っていくことといたしております。

さらに、現在、工芸体験をされます団体客向けのスペース確保に課題がございますので、課題解決のためには、展望台とか焼酎館の利活用に関しましては見直しを図ってまいりたい。一方で、地元の方にも愛される施設で、やはり地元の方にも多く来ていただくことも肝要でございますので、各種展覧会やイベント会場として、伝統工芸館、芝生広場やステージを御提供していき、地元の方にも大いに使っていただきたい。また、イベントだけではなく、ふ

だんの生活の一部といたしまして石野公園を取り入れていただくかを考えてみますと、石野公園の自然を生かした環境づくりも重要ではないかと存じております。たとえて申しますならば、ステージ前広場を読書の場、語らいの場、アウトドアの会議室とかそういったものとして使用していただいたり、日ごろ運動不足の方には、気軽にウオーキングを楽しんでいただく。また、レンタサイクルで、人吉球磨地域の観光スポットを回遊していただきながら、隣接いたします球磨川サイクリングロードでリフレッシュしていただく。そしてその後、石野公園で休憩や買い物をしていただくといったところの利用を考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから、できるだけコストをかけずに、石野公園の持つポテンシャルを再び引き出せるか、そのためには、また情報収集、アイデア勝負、知恵の出し合いが、活性化に欠かせないものと存じております。今後とも、施設の特性を十分に生かしながら、石野公園のさらなる魅力向上、活性化の充実につなげてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、石野公園活性化に向けた全体構想について、お答えいたします。

石野公園の活性化対策につきましては、先ほど、道の駅整備並びにソフト面での活性化策について、建設部、経済部より御答弁を申し上げたところでございますが、石野公園全体の活性化を図るという観点においては、ハード事業それからソフト事業などさまざまな事業、それから、現在ある計画等を包括するとともに、全体的な利活用を図るためのその根幹となる全体構想の策定が必要であると認識しているところでございます。

その構想の策定のため、庁内関係部署からなる検討会議を、８月末に設置したところです。この会議においては、石野公園の将来像などの検討を行っていくとともに、その全体構想をスピーディーに策定していくためのプロジェクトチームを設置し、現状と課題の整理、新たな活性化策の検討などを行ってまいりたいと考えております。なお、構想の策定に当たりましては、民間事業者や石野公園関係者、また議会の皆様方にも御相談、御報告を行いながら、石野公園の真の活性化に向けた魅力ある全体構想の策定を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　道の駅石野公園、石野公園道の駅、どのようなネーミングになるかわかりませんが、石野公園の活性化に向けた取り組み策の策定と、その策定の確実な実行、言葉だけではなく行動をよろしくお願いいたします。

続きまして、第６回目。大畑駅及び矢岳駅舎の利活用について、お尋ねいたします。６月議会におきましては、大畑駅及び矢岳駅舎を、ＪＲ九州旅客鉄道株式会社から無償譲受契約

を締結するとの説明がありましたが、その後の進捗状況について、また、それぞれの駅舎の維持管理は、今後、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

近代化産業遺産群や日本の20世紀遺産20選に選定されました肥薩線の要衝であります大畑・矢岳駅舎及び旧給水塔につきまして、ことし７月１日に、ＪＲ九州熊本支社と無償譲受について契約を締結したところでございます。

大畑・矢岳駅舎及び旧給水塔は、約100年前に建設され、肥薩線開設当時の姿を今に伝える貴重な資産であり、長期的な目標ではありますが、肥薩線の世界遺産登録に向けた価値ある資産の１つであると認識しております。

まずは、肥薩線鉄道遺産の構成資産として価値を高めるため、将来的に国登録有形文化財の申請を行ってまいりたいと考えておりますので、当面は、歴史的価値を損なうことのないよう現状維持に努めてまいりたいと考えています。また、大畑駅、矢岳駅舎は、譲受に伴い、公共施設が加入する全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しておりますので、火災や落雷、災害などにより損害を受けた際には、共済金を活用しながら修復を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　それぞれの駅舎は、明治期の鉄道遺産であって、歴史的価値が非常に高いものと考えます。維持管理には細心の注意が必要かと思いますので、密接な保存と管理状態の把握、確認をお願いしておきたいと思います。

続きまして、７回目。人吉市まち・ひと・しごと総合交流館及び人吉しごとサポートセンターの今後の利活用について、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の利活用でございます。この施設の第１期整備といたしまして、日本遺産人吉球磨エントランスセンター、それから温泉につきましては、去る７月28日にプレオープンでございます。これは、人吉球磨地域の日本遺産構成文化財、それからそのほかの観光資源の情報発信、それから来訪者を案内するほか、日帰り温泉施設などの運営を開始しておりまして、本館の愛称につきまして先日でございましたけれども、公募によりまして「くまりば」と決定したところであります。

次に、人吉しごとサポートセンターについてでございますが、これは可能な限り速やかに開所できるよう、今、最善を尽くしているところでございます。本市の中小企業事業者の売上向上、それから起業や創業を志す方々の悩みに親身に寄り添うような伴走型の支援の施設として御活用いただけるよう、今、準備を進めております。

今後、第２期といたしまして、ＩＴ企業等を誘致するためのサテライトオフィス、それか

らコワーキングスペース等の整備を予定しているところでございます。これにつきましては、今年度、ＩＴ企業等協創促進事業におきまして、施設の魅力を高めたアイデアソンを開催したところでございまして、議員にも御参加いただきました。

ＩＴ企業等が入居する際の設備的な条件、それと確かなニーズを把握した上で、施設に反映させていきたいと存じます。ＩＴ企業等のニーズを反映した空間をつくりあげることが、ＩＴ企業にとりましては大変魅力的な施設として御活用いただけるものと存じております。

本館は相良家の下屋敷という、本市にとりましては歴史を物語る、ふさわしい場所でございますし、また地方創生のための拠点として整備するものでございまして、まさに相良700年が生んだ保守と進取の文化のとおり、日本遺産を初めといたしまして人吉球磨地域の歴史文化、観光振興の拠点、それから起業・創業支援、ＩＴ企業等の誘致などによります産業振興の拠点とするものでございます。

今後につきましても、人吉球磨地域内外の子供から大人の方までさまざまな人が自然と集い、また交流し、イノベーションを起こせるような場としていくとともに、その魅力をＳＮＳ等で戦略的に外部に発信することによりまして、さらに人を呼び込むための好循環の拠点施設にしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　くまりば及び人吉しごとサポートセンターにつきましては、多額の資金を投入しており、早急なる成果と結果を期待したいと思います。説明ばかりでなく、行動で示していただきたいというふうに思います。

続きまして、第８回目。平成29年度創業予定で、50人の雇用を生み出すとして実行中の、ハラール関連企業を誘致するとして、平成30年度までの国の地方創生事業交付金を活用した事業進行中の人吉中核工業用地の今後の利活用法について、お尋ねいたします。また、企業誘致のめどが立たない場合は、交付金の返還要求があるのか、ないのか、もお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

まず、人吉中核工業用地の利活用ということです。これまでの課題解決に向けました取り組み状況でございますが、まず、屠畜場の整備、それから合理化、地元農業４団体とのコンセンサスということで、この調整につきまして、県とも情報交換をしつつ、また既存の屠畜場の動きにつきましては情報収集に努めているところでございます。

また、人吉中核工業用地の整備状況でございますけれども、先月、工業用地内に混在します、約160筆土地がございますけれども、これを活用しやすくするための合筆作業を完了したところでございます。現在は、工業用地におきます売却面積の確定、それから開発道路の市道認定に伴います用地測量及び分筆作業、並びに鑑定結果に基づきます工業用地の価格設

定の検討を行っているところでございます。

企業誘致等の取り組み状況でございますけれども、株式会社カミチクさんと、今月、担当者同士で意見交換を行っておりまして、ハラール関連企業についての企業訪問を行っているところでございます。今後につきましても、さまざまな課題解決に向けまして関係機関との調整を図りながら、マザー工場となります株式会社カミチクの誘致と、その他のハラール関連企業の誘致を最優先に進めてまいりたいと思います。

もう１つ御質問があった件でございますけれども、内閣府の地域再生計画につきましては、期限が平成31年度末までとなっているということに伴いまして、進出企業の業種などに応じましたさまざまなケーススタディによるメリット・デメリットをシミュレーションいたしまして、地域再生戦略交付金の取り扱いなどについて、ことし６月に内閣府と現在協議をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　食肉加工関連企業の誘致の前途は、非常に困難であることが予想されておりますが、そこで、現状、敷地内の雑草管理だけを手がけるのではなく、企業誘致実現までの間、敷地内の有効活用並びに利活用を考えていくことも必要かと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、９回目。これもまた、平成30年度までの地方創生推進交付金を活用して建設された人吉鉄道ミュージアムの利活用法について、お尋ねいたします。

まずは、人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868の年間運営費は幾らかかっているのか、また、交付金終了後の運営費は、どのように捻出されるおつもりか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868の運営につきまして、平成28年度から事業採択を受けている地方創生推進交付金、それからミニトレイン及びレイルバイクの使用料を、主な財源としております。地方創生推進交付金につきましては、平成30年度までの交付となっておりまして、今年度につきましては、委託料の約２分の１となります600万円の交付額となっております。交付金終了後の財源確保ですが、６月議会において御承認いただきましたミニトレイン及びレイルバイクの使用料改定を、10月１日から実施いたします。運営そのものによる一般財源の収入増加策を、そこで図ってまいりたいというふうに考えております。

また、収入の増加策だけではなく、指定管理者制度の導入などによる経費削減につきましても、今後検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　来年度から交付金が終了するということですので、ただ、レイルバイクだけの使用料だけでは賄えないのではないかなというふうに想定をしております。新たな財源の確保、市税に頼らない確保を検討していっていただきたいというふうに思います。

続きまして、10回目。上青井町の道路上空通路計画に対して、熊本県が建築許可を出したようですけれども、本市としてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

医療法人蘇春堂が、上青井町に計画をしている道路上空通路に対して、去る８月31日に、熊本県が建築許可をいたしました。これまで、人吉市議会におきましても、計画が、法律で定められる基準に対して支障がない場合には許可となることを説明してまいりました。熊本県におかれましては、十分に審査を重ねた上で許可がなされたものと存じます。

しかしながら、この道路上空通路計画に対しましては、市民団体、人吉商工会議所、青井阿蘇神社、そして人吉市議会からも意見書、要望書等が提出され、計画を進める医療法人と地域住民の間にあつれきが生じるという、大変心苦しい状況に至っております。市としましても、これまで地域医療を支えてきた医療機関と、地域を愛し、歴史、伝統を大切に思う住民が、将来にわたって対立やわだかまりを残すことは避けるべきであると考えております。

これまでも、計画を進める医療法人に対しましては、住民への適切な対応や説明会の開催など強く求めてまいりましたが、実現には至っておりません。今後も、住民との対話の実現に向け要望を続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　相良700年の歴史をとるのか、はたまた病院の権利をとるのか、難しいところではありますけれども、そこの采配のほうを、行政としても正しく導いていってもらいたい。また、行動していってもらいたいというふうに念願しております。

続きまして、現在、旧老人趣味の家や旧商工センターは、既に解体工事が終了し、更地になっておりますが、これらの跡地はどのように活用していこうと考えておられるのか。何か活用の具体的な計画はあるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

御質問の、旧老人趣味の家及び旧商工センター跡地の今後の利活用計画でございますが、現在、これらの土地は総務部契約管財課におきまして普通財産として管理をしておりまして、現時点におきまして具体的な利用計画はございません。しばらくの間は、人吉温泉春風マラソンや人吉お城まつりなど、公共的行事の際に利用する予定でございます。

跡地の利活用につきましては、庁内で十分検討協議を行いまして、議会にも御相談させていただきながら、今後進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後５時38分　休憩

午後５時50分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　大きな項目の第２項目め。市庁舎移転建設につきまして、お尋ねいたします。

第１回目。市庁舎移転建設の現時点におきまして、進捗状況と工事等、及び、西間別館倉庫、税務申告会場、保健センター並びに教育部教育委員会執務室の西間別館への移転等が考えておられますが、今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

市庁舎移転建設の進捗状況を説明させていただきます。まず、建設本体工事の前段階として、建設予定地の環境整備でございますが、旧保健センター、旧勤労青少年ホームの解体に引き続き、現在、小永野第一雨水幹線の付けかえ工事を予定どおり進めておりまして、順調なスタートが切れたところでございます。

この後の予定でございますが、西間別館倉庫については、本年11月から解体を予定しております。倉庫の中には、経済部、教育部、この２つの部の文書類、それからお城まつり、人吉温泉春風マラソン、選挙事務などの備品類など多くの物品が集積されており、解体前には、これを旧熊本地方法務局人吉支局へ移す作業が必要になってまいります。現在、文書を置くための棚の製作等を行っており、予定といたしましては、本年の10月までに倉庫の物品を移動させ、年内には西間別館倉庫の解体工事を終える予定にしております。また、西間別館倉庫は、これまで税務申告会場として使用してきましたので、来年の申告会場は、現在、税務課が執務室として使用しておりますプレハブを活用することといたしております。

そこで、税務課執務室の移動も必要となりますので、本年11月ごろ、西間別館にあります、関係する一部の部署の引っ越しを予定しているところでございます。また、隣接しております球磨地域振興局の駐車場用地につきましても、取得に向けた協議を重ねているところでございます。協議が整い、取得ができる運びになりましたら、西間別館倉庫裏のブロック積み擁壁の改修工事を行いまして、別館側から駐車場へ直接アクセスできる階段の設置を行う予定といたしております。

西間別館につきましては、将来は保健センターと教育部、教育委員会の執務スペースとしての利用を考えておりまして、今後、業務内容に応じた執務スペースが確保できるよう改修工事を予定いたしております。供用開始につきましては、新市庁舎と同時期となれば最善で

ございますが、来庁者の多い窓口業務を行いながら改修工事を行うことは大変困難でございますので、新庁舎建設等の工程と調整を図りながら西間別館の改修工事を行っていくこととといたしております。

次に、メーンのアクセス道路となります市道青井西間線についてでございます。現在、拡幅に必要な用地につきまして、土地所有者と交渉を行っているところでございます。工事の時期でございますが、今年度から来年度は、小永野第一雨水幹線付けかえ工事並びに新市庁舎の本体工事が本格化し、工事車両の往来等も多くなりますことから、混雑を避けるために、最終年度の平成32年度に工事を予定しておりまして、平成33年１月ごろの竣工を目指し進めてまいっているところでございます。

以上が、今後予定をしております工程計画でございますが、このほかにも幾つかの工事発注を予定しておりまして、用地交渉も含め、さまざまな要因による工程の変更も十分あり得るところでございますが、平成33年４月の供用開始を目指し、最善を尽くしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　第２回目。移転建設計画に伴う附帯整備につきまして、お尋ねいたします。机、椅子、キャビネット等の什器は備品調達であり、どのように調達されていくのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

什器等の調達につきましては、その品質や競争性に十分配慮した上で、地元の地域経済活性化に資する適切な調達方法を検討してまいりたいと存じております

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　３回目です。麓町旧庁舎の跡地利用について、お尋ねいたします。現在、麓町旧庁舎跡地の発掘作業が行われていますが、発掘作業終了後のその後の整備管理については、どのように考えておられるのか。また、どのように取り組んでいくつもりか、お尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

麓町本庁舎跡地の発掘調査につきましては、７月から調査を開始し、10月までを予定しているところでございまして、その後、11月には埋め戻しを予定しているところでございます。

今後の整備につきましては、この発掘の成果も踏まえ、今後策定をしてまいります史跡人吉城跡整備基本計画の中で、方針を定めていくことになります。したがいまして、旧庁舎跡地の利活用の方法につきましては、今後さまざまに検証を行いながら、跡地利用について検討し、コンセンサスを図っていくこととしております。

具体的には、委託業者の選択も終えておりますので、この史跡人吉城跡整備基本計画の策定に向け、史跡内の現状と課題の整理、庁内関係部署の施策との調整、関係団体の活動との調整や市民への周知を行ってまいります。

市民の皆様への周知につきましては、まず第一段としまして、これまで史跡にかかわる機会が少ない市民の皆様にも興味を持ってもらうことを目的に、楽しく人吉城跡について学ぶことのできるイベント等を企画しているところでございます。このほかにも、御意見を収集する機会を設け、史跡人吉城跡整備基本計画の中に反映をさせていきたいと考えているところでございます。

なお、その後の活用でございますけれども、イベント開催時における庁舎跡地利用につきましては、しばらくは、御利用の市民の皆様の安全が担保できるスペースになろうかとは存じますが、関係者、関係各課とも協議の上、可能な部分は使えるように可能な限り配慮していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　本市の観光におきましては、大型車両を駐車するところがないという状況にあります。11月に埋め戻しを完了するということでありましたら、そういった大型車両の駐車場、このあたりも検討していかれたほうが、観光の面に大きく寄与するんじゃないかなと、そこは文化庁との調整だと思うんですが、早期に検討していただきたいと思います。

続きまして、大きな項目の３項目め。防災管理体制について、お尋ねいたします。

最近の台風は、海面温度の温暖化により大きく発達し、数多くの人命を奪い、数多くの建物等に損壊や破壊等の大きな被害をもたらしております。また、マグニチュード７を超えるような大きな地震も幾度となく発生し、これまた多くの人命が失われ、家屋の損壊や倒壊が相次いでいることは周知のとおりです。多くの方々の人命が失われ、家屋も再建できない状況にある方々に対しては申しわけないのですが、本市におきましてはこれまでのところ、昭和40年以降、人命が失われ、家屋が倒壊する等の災害は発生していないというふうに記憶しております。

しかし、近年の世界的な地球温暖化から、いかなる自然災害に遭遇するかも保証はなく、災害は身近に起きるものとして捉え、いかなる災害にも対応可能な、特に行政職員の災害対応が後手に回らないようにするためには、防災マニュアルの作成と周知徹底が必要であると思います。本市において、職員対応の防災マニュアルは作成されているのか、お尋ねいたします。なお、作成に当たっては、何を根拠に策定されたのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

防災マニュアルの作成に関しましては、平成17年９月に発生いたしました台風14号におきまして、球磨川の水位が、氾濫危険水位を大きく上回る4.16メートルを記録した洪水で市の

防災体制が混乱した経緯があり、その年の平成17年に、各分野における防災対応マニュアルを策定しているものでございます。

具体的には、災害対策本部総務班マニュアル、災害対策支部マニュアル、救護部マニュアル、水防班マニュアル、衛生班マニュアルなどでございます。主に、水害を主としたマニュアルとなっておりまして、昨今の気象状況や防災体制の変化とともに、内容を見直しながら活用しているところでございます。また、地震対策マニュアルにつきましては、平成７年１月に発生いたしました阪神・淡路大震災を機に、人吉市大規模地震行動マニュアルを策定し、初動体制の役割や行動の明確化を図っているところでございます。また、平成29年４月に、大災害による行政機能の維持を目的とした人吉市業務継続計画を策定し、各課の役割を明確にしたところでございまして、現在、個別計画のマニュアルを策定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　防災マニュアルの作成におきましては、本市には、先ほど言いましたように、大きな災害の経験者がいない。このくらいのマニュアルでいいのではないか、というところがあるのではないか。やっぱり経験しないと、なかなか、大規模な災害、洪水もそうですけども、地震等に対応する初動体制、このあたりがどうしても後手後手になってしまうんじゃないかというふうに思っております。

そこで、最近、内閣府におきまして、地域防災マネージャー制度を創設していると聞いておりますが、本市では周知されているでしょうか。周知されていましたら、この制度についての説明をお願いいたします。なお、人吉球磨地方にあっては、球磨村と山江村において、この制度を使った危機管理監を既に採用し、職員及び住民に対する防災意識を高揚中とのことでした。本市におきましても、いかなる災害に対しましても対応できる専門的な知識・経験を有する危機管理監、特に自衛隊のＯＢあたりが大きく動いておりますので、採用されまして、ひいては現職職員の防災安全課職務の経験を図るための考えはないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

危機管理監等の採用の考えは、ということでございますが、内閣府において地域防災マネージャー制度が設けられているようでございます。これは、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を、危機管理監等で採用する場合、必要となる知識・経験等を有する者を、内閣府が地域防災マネージャーとして証明することで、防災対策に必要な人材確保に資するというものでございまして、この地域防災マネージャーを地方公共団体が採用した場合には、上限はあるものの、経費の５割が特別交付税の対象となるようでございます。

専門知識を有する危機管理監の設置につきましては、近年の災害の大規模化に伴い、国・

県、自衛隊、警察、消防等と、これらとの連携や調整がこれまで以上に重要となっていること、また大規模災害に対する経験値の少ない自治体職員へのアドバイスやサポートにより、先手を打った対策の実行が期待できること、また、自主防災組織の育成など、市民向けの防災啓発業務に期待できることなどから、本市の防災力向上に寄与するものと考えております。

今後、他の自治体の事例、本市職員の定員や適正配置、財源等を総合的に勘案しながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　６番。平田清吉議員。

○６番（平田清吉君）　本市におきましては、大規模災害というのは、そんなに考えるところはないのかなとは思いますけども、大規模災害に遭遇した場合には、皆さんも御存じのように、自衛隊の隊員が非常に活躍してくれています。大いに活用していただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　お疲れさまです。13番議員の福屋です。本日最後の質問者となりましたので、ただいまから２時間ほどおつき合いをいただきたいなというふうに思っております。今回は、通告は２点、学校教育から、小中学校部活動について、それと家庭訪問について、それと、新市庁舎建設から、施工は地元業者で行うべき、の２項目について、質問をしてまいります。

まず、初めに、スポーツのすばらしさということで、私はこの何日間か感動で涙腺が緩みっぱなしということなんですけど、日本人初の女性の大阪なおみさんが全米オープンで優勝していただいたということは、すばらしいことです。これは、スポーツの原点です。スポーツをすることによって、涙を誘う、感動を誘う、すばらしいことです。そういうことを考えながら、質問をしていきたいと思います。

ただ、小学校に関してはありませんでしたが、本日、笹山議員が中学校のほうについては行っておられますし、平田議員が市庁舎のほうも行っておられますが、私なりの質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞ答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、学校教育から、小中学校部活動の今後についてお尋ねをしてまいります。これまで何度も、小学校運動部活動が、平成31年４月から社会体育へ移行するとの説明を受け、多くの議員から、何度も一般質問において説明を求めてまいられましたが、私も一般質問の中で、あと３年しか時間がないので、わかりやすく、多くの方々に対し説明を行い、誰でも応援したくなるような態勢をつくらなければうまくいかないのではないですか、と言ってきたつもりですが、まずは、小学校の保護者を初め、子供たちに対しても、しっかりとした説明をしていただき、同時に、地域の方々の協力がいただけないか、またスポーツ経験者の方々に対しても御説明をしていただき、協力をお願いしていただきたい、と話をさせていた

だいていましたが、これまでに、学校部活動が、平成31年に社会体育に移行することに当たり、教育委員会としてどのような内容説明を、どのような団体に行ってこられたのか。また、今後の取り組みについての説明はされてきたのか、これまでの進捗状況についてお尋ねをいたします

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。この問題につきましては、大変御心配をおかけしております。少し長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

平成27年３月に、熊本県教育委員会から基本方針が示され、その基本方針の４つの柱の１つとして、小学校の運動部活動は社会体育へ移行すると示されたところでございます。これを受けまして、本市では、当初は各公民館を中心とした公民館活動としての取り組みとして実施ができないかということで検討を始めたところでございます。その後、ＰＴＡ役員会、学校長会議、教頭・主幹教諭会議等におきましても説明をいたしております。また、指導者確保のため、ＮＰＯ人吉市体育協会加盟の競技団体の方々と意見交換会を実施し、県の方針等の説明を行っております。

平成27年12月には、市内各小学校の保護者へ、１回目のアンケート調査を実施しましたが、意見としては、現在実施している放課後での運動部活動の時間帯で、会場はそれぞれが通学する小学校での実施をしてほしい、という意見が多かったところでございます。保護者へのアンケートは、これまで計３回実施しております。同時に、公民館活動として実施することにつきましても、指導者の確保や子供たちの移動に伴う不安や送迎等の問題、公民館の運営上、公民館にかなりの負担がかかるといった課題も浮き彫りになったところでございます。

こうしたことから、平成28年９月のＰＴＡ役員会の意見を受けまして、社会体育移行に際しましては、放課後の時間帯に、各小学校を会場として実施するとの方針を決定いたしました。平成28年11月には、小学校区ごとに、小学校代表、小学校ＰＴＡ代表、町内連合会代表、スポーツ推進員、子ども会育成連絡協議会代表、公民館館長・副館長、社会教育委員代表で構成する校区検討委員会を組織し、平成28年度には、校区ごとの検討委員会を２回、市全体の全体会を１回、全体会の役員会を１回、計４回会議を開催しております。

平成29年２月から６月にかけ、指導者について、市広報や人吉商工会議所の会報を通しまして、広く市民の方を対象に募集を行い、26名の御応募をいただいたところですが、競技種目ごとでの指導者確保は難しく、また指導可能な時間帯が夜間や休日の方も多く、校区によっても差が生じる結果となりました。その後、平成29年に開催しました検討委員会及び役員会において、競技種目による指導者の確保が困難であることから、総合的な運動を取り入れ、子供たちが運動離れにならないようにすることが重要ではないか、そのときは主となる指導者を中心に据え、補助的なサポーターを交えて指導を行うのがよいのではないか、などの御意見をいただき、教育委員会内で協議をしました結果、本年２月の検討委員会、全体会、役員会にて、現在の運動部活動の時間帯で、各小学校を会場にスポーツ指導者を派遣し、スポ

ーツコーディネーターが策定した年間計画と総合的な運動メニューをもとに、スポーツ指導者とサポーターが共同して実施をする人吉版の社会体育移行の形をお示しをさせていただきました。

加えまして、「児童の教育活動の一環として実施する」、「地域と共にある活動として実施する」、「スポーツの特性を生かした取り組みとして実施する」、といった３つの活動の基本方針も示させていただいております。このことは、指導者として御応募いただきました皆様には、本年３月に開催した説明会にて御説明をし、また、本年４月には、方針決定に伴い区切りをつけさせていただくために、大変失礼かと存じましたが、書面にて御応募いただきましたことに対しますお礼とおわびを申し上げたところでございます。

本年４月から５月にかけまして、各小学校のＰＴＡ総会や各校区公民館総会、体育協会役員会等に出向きまして、今後の本市の目指す社会体育移行の形について御説明をいたしております。また、本年６月７日の小学校運動部活動検討委員会全体会におきまして、１年半ぶりの開催でございました検討委員会全体会が停滞しておりましたことにつきまして、市長、教育長からおわびを申し上げ、活動の３つの基本方針の御承認と、今後、本市が目指す社会体育移行の形、そして検討の進め方として、平成30年度の検討委員会組織の見直しについて御了承をいただいたところでございます。

その後は、本市におきまして、２学期後半から３学期にかけて実施予定の試行期間の実施についての体制づくりのため、スポーツコーディネーター及び指導者確保に努めてまいっているという状況でございます。

以上、経過についてお答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　これまでの経過ということで説明をいただいたんですけど、今までも、議員から、このままではいけないのではないか、というような指摘をずっとしていたわけですね。ただいま答弁をいただいた中でも、ＰＴＡとかいろんな団体と交渉はされていると思うんですよ。今のを聞いていると、３年間で進めなければならない、移行しなければいけないのに、私は前もそういう話をしたんですけど、今、１年半ぶりに開かれたとか、年に４回とか、校区の検討委員会なんか２回でしょう、これ、非常に少ないですよ。３年間という時間だったら、毎月しても、これは確保できない。ましてや、指導者が二十何名、それは当たり前のことですよね。何をどうやっていいかわからない状態で、誰が手を挙げますか。この会場で、議員から、福屋議員もサッカーをされているので、という話を聞きましたけど、したいと思いますよ、でも、その日に議会があったらどうします。そういうことをしっかり考えて進めるべきだったんではないかなと、私は失敗ではないかなということで、来年４月が楽しみですね。教育長を初め、失敗じゃないですかと言われないように、しっかりしてほしいなということを、今思っております。

それでは、２回目なんですけど、小学校部活動が社会体育に変わる取り組みについての説明を行ってこられておられるようですが、これまでに説明されてきたことなどへの問題点は何もなかったのか。あったとしたら、何がいけなかったのか、十分な説明をしてきたのか。何事においても検証を行いながら進めてこられたとは思いますが、それを受け、次回につなげるためのプログラムを作成しておられると思いますが、どのような手順でこれまで進めてこられたのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

これまでの進め方や方法、経過につきましては、先ほどの答弁にてお答えさせていただいたとおりでございますが、これまで検討委員会などにおいてさまざまな御意見を頂戴した中で、市としての方針を明確に打ち出してほしいということでございましたので、教育委員会内で協議を行い、先ほど申し上げました方針をお示しさせていただきましたが、そのほかの意見への対応や報告、関係者への説明、検討会全体会の開催など、長期にわたり停滞をしてしまいましたことに関しましては、関係者の皆様に対しまして不安を与えるなど、問題があったことを踏まえ、本年６月７日の小学校運動部活動検討委員会全体会におきまして、市長、教育長からおわびを申し上げまして、改めて小学校会場にスポーツ指導者を派遣し、総合的な運動メニューをもとに、スポーツ指導者とサポーターが共同して実施する方法での検討を行っていることについて御説明をし、御了承をいただいたところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　うまくいかなかったということで、先ほどもありましたが、市長、教育長のほうからおわびをされたということでありますが、いろんなことをするときに、検討するのは簡単なんですよ。検討した結果、次、何をするべきかというのを検討していただかないと、だめだったことを検討されて、終わりじゃだめなんですよね。だめだったから、次こうしたらいいんじゃないかなということを考えていただくのがいいのかなということを考えております。

次にいきますが、スポーツ少年団加盟団体、こういう人たちに対してとか、人吉市が進めております総合型地域スポーツクラブに対し協力依頼はされておられないと私は思いますが、この流れについて進められていないということを聞いておりますが、これまでに何度も説明会をしていただきたいと、本会議場でも私はお願いしたと思います。でも、その後、一切そういう話は聞いておりません。なぜ開催されなかったのかをお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの説明はなぜされなかったのか、という御質問でございますが、スポーツ少年団を初めとする既存のスポーツ団体の皆様へ、これまでに説明の機会をつくってこなかったことは事実でございます。当初、公民館活動として、そ

の後、地域が協力して取り組むという構想でございましたが、これまでの検討委員会等での話し合いの中で、本市の小学校運動部活動の方針につきましては、従来の小学校運動部活動の時間帯と場所を踏襲し、特定の種目に特化したものではなく、体の使い方や基礎体力を身につけるための総合的な運動に取り組んでいきたいとの方針に至るまで時間を要しまして、また、内容についても具体性が乏しく、検討委員会の構成メンバーであるＰＴＡや校区公民館、さらにはスポーツ団体の皆様への会議の中での説明はさせていただいたものの、そこでとどまっていたという状況でございます。

スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブを含めまして全ての関係者の皆様へ、これまでの経過も含めまして十分な説明や情報提供はできていなかったと反省をしており、このことに関しましてはおわびを申し上げたいと存じます。

現在、形が見えてまいりましたので、今後、時期を見ながら、スポーツ団体の皆様への情報提供や意見交換会等を実施するよう考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今、説明をいただいたんですけど、答弁の中でちょっと気になったところがありましたのでお聞きをしたいんですけど。学校のクラブ活動が社会体育へ移行することの形が見えてきたというような答弁を、今されましたよね。時期を見ながら、スポーツ団体の皆様へ情報提供や意見交換、こういうのを実施していきたい、できればいいなというような発言だったかと思うんですけども、そうじゃなくて、それを言ってしまったら、残り半年は何もできないと思うんですよ、私は。やはり、形が見えてきたんだったら、すぐにでも実施するべきじゃないかなと。いつするんですか、時期を見ながらというのは。来年するんですか。すぐじゃないんですかね。だから、そういうような答弁じゃなくて、やはりはっきりといついつまでに、もう出口は決まっているんですよね、ここまでしなければいけないという出口が。ということは、それまでに逆算して、いつまでに指導者をつくるとか、学校でこういうことをしたいとか、地域でこうしたいというのは、早く決めておくべきじゃないかなと。こういうことを言うのは、実際、私は学校に行ってきました。校長先生、教頭先生、体育の先生、いろんな方とお話をさせていただきました。だから、説明会も少ないし、何をしたいかも見えてこない。だから、私たちは、上から言われて、できなかったらしなくてもいいのかな、というような現場での意見も聞いてまいりました。そういうものがあったもんですから、小林部長の、時期を見ながらというような、そして、できればとか、違うんじゃないんですかね。今すぐにでも実施しますというのが、これは目的が決まってなかったらいいと思うんですよ、でも、目的は決まっていますよね、来年４月に行わなければいけないという、と私は思うんですけど、部長、どうですか。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおりでございますが、今週末14日に、検討会を開催していただきまして、検討することになっております。それを踏まえまして、本当に急いで、お尻は決まっておりますので、きちっと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今のお言葉を聞いて、少し安心したんですよね。14日にはしていただくということで、やはりそれで決まらなかったら、15日も16日も、ずっとするんだというような意識を持って進めていただきたいなと思っております。

それでは、これまでに多くの団体や、それぞれ違う競技に対し、説明と協力依頼をされてきておられると思いますが、協力依頼はどのくらいの範囲の団体にお願いをされたのか、また協力依頼をされてこられた方々から、これまでに社会体育移行に対してどのような回答が返ってきたのか。また、回答を受け、どう判断をされてこられたのか。前回の質問のとき、できなければ、学校は行わない、との回答で、結果次第で、できなければできないでいいと考えておられるのか。前回のときに、そのように感じましたのでお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

これまでに、各小学校ＰＴＡ会長、校区公民館、人吉市体育協会加盟競技団体など、検討委員会参加団体の皆様と協議をしながら、協力依頼もあわせて行ってきたところでございます。広報ひとよし等で、広く市民の皆様に協力の依頼をしてきた指導者の確保が一番の課題でございましたが、当初計画をしていた校区公民館を中心にした計画では、指導者の確保が難しく、種目別の活動が困難なことや、子供たちの移動及び送迎問題など、幾つもの問題点があり、また、公民館の運営上、公民館にかなりの負担がかかることが懸念されるという御指摘や、人吉市体育協会加盟競技団体においては、競技団体の多くは指導者の高齢化や人員不足が深刻化しており、放課後の時間帯に、指導者として派遣することは難しいとの回答をいただいております。

次に、できなければどうするのかという御質問ですが、小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、熊本市を除く、県下一斉に移行を行うことになっており、学校の教育活動の中で行われる運動部活は全て廃止となります、社会体育へ移行いたします。県下各市町村においては、移行への手段は違えども、全てが社会体育へ移行することになりますが、本市におきましては、社会体育に移行することで、特にスポーツをする子、しない子の二極化が進まないように配慮し、これまでお答えをしましたとおり、人吉版の社会体育移行の形を実現させたいと、現在も、子供たちを第一に取り組んでおります。このことを絶対に実現させなければいけないと考えておりまして、来年度４月からの移行に向けて、引き続き邁進していく所存でございますので御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今の答弁の中でちょっと気になった点があるんですよね。平成27年３月に、熊本県教育委員会から基本方針が出されて、小学校の運動部活動が移行するということで、これまでずっと説明をいただいていたんですけど、今お聞きしたところで、社会体育移行については、熊本市を除く発言がありました。県下一斉に移行するというのと、熊本市を除くというのがちょっとあわないんじゃないかなということで、この熊本市を除くということが、もしわかれば、お尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

当初から、県教委のほうが、熊本市を除く全市町村の小学校運動部活動を社会体育へ移行すると発表しておられまして、政令指定都市である熊本市は、当初から、社会体育へ移行しないという独自の路線を歩んでおられますので、こういった表現をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　このことについては言いたいことはいっぱいありますね。例えば、教育長も、県の教育長会議とか行かれると思うんですよね。そういうところで、そういう発言とか、人吉市はちょっと難しいなとか、じゃあ、人吉市はどういうふうな社会体育移行ならいいのかなとか、そういうのを県と話し合ってもよかったのかなと、今になったら、もうこれを言っても始まりませんけど、来年までですから、もうちょっと無理な状態ですけど。

そこで、小学校運動部活動の実施まで、残り半年となりましたが、今後についてはどのように進めていかれるつもりなのか。また、現時点での具体策はあるのか、あるとすればお示しをしていただきたいと思います。また、小学校部活動の社会体育への移行は達成できるのか。達成できないとすれば、保護者に対して、先ほど笹山議員のほうからも質問があっておりました、これは子供が中心ですから、保護者、子供に対して説明するべきだと思いますので、どのような説明をされるつもりなのか、お考えをお尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

本市の社会体育移行につきましては、これまでの答弁の中で御説明をいたしました、現在の運動部活動の時間帯で、各小学校施設――中心になるのは体育館とグラウンドでございますけれども――を使用しまして、専門競技ではなく、総合的な運動を実施することとしております。

現在は、来年４月から完全移行に向け、本年度２学期後半から３学期にかけて予定をしております試行期間の実施方法についても詳細に検討しております。課題でありますスポーツコーディネーター及び指導者の確保につきましては、試行に際しまして具体的な動きが出ておりますので、先ほど申しましたが、今月14日開催の検討委員会にて御協議をいただくこととしております。

社会体育移行が達成できなかった場合ということでございますが、現在実施に向けて全力を尽くして取り組んでおります。どのような形であれ、空白を生むことなくスタートをさせたいと考えておりますので、引き続き、保護者の皆様を含めました関係者の皆様の御協力をお願いしながら、また御意見、御助言もいただきながら、達成に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今の答弁で、まだちょっと変わっていないのかなというのが、運動部活動の時間帯が、例えば学校のクラブの時間帯で何かをしようじゃなくて、例えば休みの日にしようとか、夕方ですね、そんな遅くはだめですけど、土曜日にしようとか、いろんなことをやっぱり検討の中で、今後話し合いをしていただければと思います。それはお願いしておきます。

今後、開催まで期間が少なくなってきている中で、学校で、私なりに話を聞いてまいりましたが、なかなか出口が見えないとのことでしたが、話をする機会も少ないとのことでした。先ほども申し上げましたが、それぞれの学校を中心に、地域での小学校部活動が社会体育へ移行するためにはどうしたらいいのか、地域において、学校、保護者、子ども会、町内会、シルバーサポートなど、多くの方々に参加・協力していただき、地域で子供たちが運動できる環境をつくることが、今後大切であると私は思いますが、これまでに、地域に対しての説明会は行ってこられたのでしょうか、お尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

現在、実施予定の（仮称）放課後スポーツクラブにつきましては、スポーツコーディネーターが年間計画、運動メニューを作成し、指導者と連携をして実施していく予定でおりますが、そこには、児童の見守りや活動の補助として御協力いただくサポーターの存在が不可欠であります。サポーターには、保護者を初め、学校支援ボランティアの方々など、多くの地域の皆様の御協力が必要だと考えております。

御指摘のとおり、地域の御支援・御協力は大変重要な部分、不可欠なものだと考えております。これまで、広く地域の皆様を対象にした説明会は開催しておりませんが、これまでの検討会メンバーには、校区ごとの町内会連合会代表、スポーツ推進員、子ども会の代表の方々、公民館長・副館長、社会教育委員代表の方々に入っていただいておりますので、６月７日に開催した小学校運動部活動検討委員会全体会でお示しした内容につきましては、御説明をさせていただいていると認識をいたしているところでございます。

また、そのほか、本年度の初めに、市内の各小学校ＰＴＡ総会、各公民館総会時にも、時間をいただき、同様に説明をさせていただいております。今後も、検討委員会にて、試行実施及び平成31年４月の完全移行に向けた検討を進めていただきますので、適時、広報での周

知や説明等も十分図っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　地域の方というのは、地域の方にもいろいろ話をしてきたんですけど、やはり、私もそうなんですけど、例えば土曜日か日曜日にはできないかなと言ったら、手を挙げて、土曜日ならできますよとか、今、中学校の部活動もいろいろありますけど、どちらかできますよとか、そういうこともできるんじゃないかなということで、ちょっと私のほうで、提案じゃないんですけど、こういうのはどうかなということで。

子供たちが楽しく運動とかかわり合うことが大切であり、これまでの部活動だけでなく、違った形態の活動でもいいと、私は思います。例えば、スポーツ少年団の夏期交流会を行いましたが、そこで実施しましたアクティブチャイルドプログラムというのがあります。参加者みんなで、楽しく、遊び感覚を取り入れたプログラムで、体力強化もでき、友達もできるものです。これらは、指導者がいれば、そんなに危険を伴わずできるものです。今後、検討する必要があるのではないかと思いますが、遊び感覚で楽しくスポーツを行う取り組みも、社会体育として取り上げてもいいと思います。

内容的に説明しますと、いろんな子供たち、小学校１年生から６年生までが集まり、バラバラに区分けをして、２人、３人、４人というふうにチームをつくり、じゃんけんをして何かをすると。匍匐前進をするとか、新聞紙を胸に当てて走るのを追いかけるとか、いろんなスポーツができます。これは、指導者の免許も要りません。ここでは、安全なスポーツ保険をかけていただければできますから、小学校の部活のかわりに、学校体育館を使ってもできます。これは、何百種類とあります、この競技を合わせ持った。だから、１年間を通してもできるんですよね。こういうのが体力強化にもなるし、あくまでも部活動の、サッカーだ、野球だとか、バトミントン、バスケットボール、そういう競技にこだわらずに、体力ができるんじゃないかなということで、私は考えているんですけど、どうですか、お尋ねしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

スポーツ少年団の夏期交流会の様子は、当日、もう既にお聞きをしております。遊び感覚で楽しめるスポーツを取り組んではどうか、という御質問でございますが、議員から御紹介のございましたアクティブチャイルドプログラムにつきましては、日本スポーツ協会が開発をし、普及を進めている運動プログラムで、子供たちが楽しみながら積極的に体を動かせる、子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得するため、非常に優れたプログラムであると認識をしており、お聞きをしております。

私たちが子供の時代には、今のようにゲームやスマートフォンもなく、基本、野外での鬼ごっこや竹馬、川遊び、草野球などをしながら遊んでおりましたが、実は、そういった遊び

の中で、スポーツに必要な基礎的な体の動き、基礎体力が自然に身に付いていたものと考えられ、このプログラムの中にも、そういった多くの昔遊びが組み込まれているようでございます。内容的にも、我々が想定している総合的な運動について、１つの示唆を与えてくれるものだと受けとめております。今後、こうしたことも含めまして、試行期間や来年度からの完全移行に際しましては、コーディネーター等と十分連携を図りながら、子供たちにとって有益で、子供たちが楽しめる運動メニュー等の作成に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　先ほどもお話をさせていただいたんですけど、競技種目は、地域で対応できる運動であってもいいんじゃないかなということを思っております。学校部活動だけでなくて、運動部を、先ほど言ったように、これまでのを引き継いで、またそれを継続していくんではなくて、子供たちの指導を引き受けていただける指導者は、今後なかなかあらわれてこないんじゃないかなと私は思うんですけど、どのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

これまでの御質問の中でお答えしてまいりましたように、本市の社会体育移行につきましては、現在の運動部活動の時間帯で、小学校を利用して、専門競技ではなく総合的な運動を実施することとしておりますが、このことで熊本県にも御助言等をいただきながら、多くの方が指導者として参加いただける手法について、現在検討を進めることができております。

これまでは、御指摘のとおり、なかなか指導者の確保というところが難しい課題でございました。課題でありますスポーツコーディネーター及び指導者の確保につきましては、５回目の御質問の中でもお答えさせていただきましたが、試行に際しましては具体的な動きもあっておりますことから、今議会の補正予算にて提案をさせていただいているところでございます。まずは、試行をしっかりと実施しながら、来年度からの完全移行に向けまして、指導者の確保とあわせて、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　しっかり頑張っていただきたいなと思います。今後、ますます運動離れが進むと、子供の体力は落ち続け、筑波大学の研究で――これは以前、私はこの本会議場で言った話なんですけど――女子大生の運動能力が、幅跳びで約50センチ飛べなくなるというような、筑波大学が警鐘を鳴らしております。子供たちから部活動を奪うことで、それぞれの学校クラスでの信頼、協力など、運動で会得するものがなくなるのではないでしょうか。このことを念頭に置いて、今すぐ対応していただきたいと思いますが、これまでできなかったのは大人の責任、大人の都合というふうに、私は考えます。子供のことを一番に考えてほ

しいものです。

東京オリンピック2020が開催されますが、日本全国に、東京オリンピックが最初来たときに、小学生の体力強化ということで体協ができて、その後スポーツ少年団もでき、そういう経過がありますが、東京オリンピック2020が今度まいりますから、ますます運動をする機会をつくっていただきたいなと思います。

もう、最後のカーブを曲がれば、直線に入るだけです、この計画は。直線に入れば――日本の４×100メートルリレーで金メダルをとりましたが、アジア大会で――もう早いです。ギアが上って、一段と早くなっていって、もうほかは間に合わなくなってしまうと思うんですよね。社会体育に移行できるように、しっかりと教育委員会、また関係者とゴールを目指してもらいたいなとお願いをしておきます。これまでに行われてきました運動部活動の大会は全てなくなり、保護者間の交流も少し少なくなるんではないでしょうか。これまでは、子供さんの大会参加における保護者での応援の一体感も、今後なくなっていくのではないでしょうか。このことは、保護者の方が言われておりました。学校の環境が大きく変わっていくのではないかな、ということも言われておりました。

そこで、教育長として、今後の学校のあり方について、お考えをお尋ねしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

小学校の運動部活動が社会体育に移行することで、学校の枠の中で、これまで行われてきた小学校の活動の１つが校門を出ようとしています。このことにつきまして、議員からも、スポーツや運動を取り巻く学校の教育環境が大きく変わり、運動部活動を通した子供たち同士のつながりや、また保護者同士の関係が希薄になるのではないか、危惧していただいております。

小学校運動部活動を通して、保護者間の交流・親睦につきましては、同じスポーツをする子供を持つ親同士が同じ気持ちを持ち、自分の子供を含め、チームを応援する中で深まっていくということは、私自身も経験がございますし、その大切さは十分に認識しているところでございます。来年度から、小学校における運動部活動はなくなりますが、今後は、新たにスタートする総合的な運動活動の中において、保護者や地域の方々の協力を得ながら、子供の運動離れやスポーツの二極化を解消し、運動に親しむ子供たちの育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ、たくさんの保護者の皆様にも御協力を賜りたいと存じます。

これからの学校は、地域とともにある学校づくりが中心となります。本市でも、次年度から、第一中学校区で実施しているコミュニティスクールを市内全小中学校に指定し、現在、第二中学校区の地域学校支援本部事業を市内全ての学校に拡大する予定でございます。このことは、保護者や地域の方々が、学校に対しましてこれまで以上に関心を持っていただき、学校経営や教育活動に支援していただくシステムでございます。

また、本市の町内には子ども会が存在し、子供たちは地域の方々に見守られ、伸び伸びと育っていることを、肌で感じております。今後は、これまで以上に、学校と地域がともに手を携え、子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働した学校づくりに努めてまいりたいと思います。400メートルの、ラスト100メートルです。金メダル目指して、頑張りたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　最後、しっかりと目指して頑張っていただきたいと思います。

ただ、一言添えると、藍田校区といいますか東間校区のほうでも子ども会がなくなっている町内もあります。これは、もう合併しないとやっていけないというような状態ですので、やはり地域に懇切丁寧に説明をしていっていただきたいなと思います。

次にいきますが、中学校について、笹山議員のほうから詳しく質問をされておりましたが、私は私なりに、二、三点ちょっと質問をさせていただきます。

今議会中、開会日に全員協議会において、初めての説明をしていただきましたが、人吉市立中学校における運動部活動の指針についての説明がありましたが、説明では、活動日は、平日で１日以上、週末の土曜日・日曜日で１日以上の計週２日以上を休養日とすること、早朝練習は行わないことなどで、生徒のためのバランスの取れた生活や成長のために休養日や練習時間を適切に設定したとありましたが、我々のころは、朝練や遅くまでの練習が当たり前のことでしたが、現代の部活については、私も少しやり過ぎではないかなと思います。でも、いきなり２学期から運用を開始されたようですが、部活動については学校教育の一環として、生徒の主体性が尊重され、生涯にわたるスポーツとの豊かなかかわり方を学ぶことができる魅力がある活動とのことですが、中学校部活動が２学期から変わることについては、保護者、生徒、外部指導者に対して説明はされていると思いますが、説明時期と内容について、もう一度お尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

まず、指針の内容についての説明でございますが、４月に熊本県教育委員会が見直した運動部活動の指針に基づいて、本市でも指針の見直しを行い、成長期にある子供たちが、運動、食事、休養、睡眠等のバランスの取れた生活を送り、またスポーツ障害・外傷を予防する観点から、活動日数や適切な休養日を設定したことについて説明を行っております。

具体的には、先ほど議員のほうも触れられましたが、１週間の活動日は５日以内とし、平日１日以上、週末の土曜・日曜日１日以上の計２日以上を休養日といたしました。また、毎月第一日曜日は家庭の日として、これまで同様に完全休養日としております。また、始業前の早朝練習につきましては、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教師の多忙化を招くことから、行わないものとしております。さらに、週末等に開催されるさま

ざまな運動競技大会や練習試合につきましても、生徒や家庭の過度な負担にならないように、生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、圏域内における参加を基本として、県大会への参加は、中学校体育連盟の主催大会年１回、共催大会年２回程度、また大会参加につきましては、生徒の心身の発達の段階からみて、中学校体育連盟が主催する大会を除いて、中学校体育連盟の共催大会及び競技団体が主催するその他の大会を含め、月２大会までとする。以上のことについて、説明を行っております。

説明の時期につきましては、４月に県の指針が示された後、８月に本市の指針を策定し、８月末に各中学校へ周知いたしました。それまでの間、それぞれの会議の中で、校長会であり、また教育委員会であり、その場でも説明をしてきたところでございます。各中学校は、本市の指針に基づき活動方針を定め、８月末から９月初めの職員会議等において職員に周知し、２学期から、新たな方針に基づいて部活動を進めております。生徒への周知につきましては、各中学校とも、２学期の始業式と各部活動において、今回の見直しについて説明をしております。先ほどの質問の中でもおわび申し上げましたが、保護者、そして一番中心になる生徒への説明等につきましては、まだまだ足らなかったのではないかなという反省はしておるところでございます。

保護者や外部の指導者につきましても、第一中学校におきましては、事前に保護者へ周知文を配布し、９月14日に保護者会を開催して、詳細を説明する予定になっているそうです。第二中学校におきましては、９月７日に、部活動後援会長、各部顧問の臨時後援会を経て、９月10日に全保護者への周知文を配布しております。第三中学校においても同様に、事前に保護者へ周知文を配布し、始業式の日から、新たな指針に基づいた部活動の運営を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　先ほど、笹山議員のときに聞きながら、あれっと思ったのが、やはり先ほども言われましたが、８月に周知をして、２学期から始めるんだと、７日の日に部活の格好をして行かれてたということで、10日からはそれに移行したという話を聞いていたんですけど、説明の中で、例えば一中などは周知文を配布したとしても、それを読んでなかったら誰もわかっていない、９月14日でしょう、まだ先ですよね、それをして初めてわかるんじゃないかなと。だから、先ほども言われてましたが、やはり２学期が始まったらすぐに保護者説明会をするとか、そういうのがやはり順番じゃないかなと、私は思います。これは、もう決まったことですから、しつこく言えば長くなりますし、それを全て聞いていったら何時間あっても足らないと思いますので、そのあたりは今後気をつけていただきたいなと思います。

学校の運動部ということで、担当顧問のほうの意志によって行われることなく、学校教

育活動の一環として、校長を中心とした責任体制のもと、学校の活動方針に沿って行う、とあります。そこでお尋ねしますが、中学校は３校ありますが、それぞれの学校で違うのか、また、毎月活動計画・活動報告を作成し、校長に提出しなければならないのか。これまで以上に、先生方は仕事がふえ、大変であるのではないかなということを考え、前でしたか、塩見議員が言っていました、先生たちの働き方改革に反するんじゃないかなということをちょっと考えたんですけど、そのあたりをちょっとお尋ねします。

それと、運動部活動以外に、この間テレビでやっていたんですけど、文化クラブについても何か検討していくというのをテレビでやっておりました。この件についても、もしよければお尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

まず、各中学校における活動方針でございますが、運動部活の意義を踏まえつつ、本市の指針及び各中学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定することになります。３中学校とも、教育目標や学校の規模、地域や生徒の実態も違いますので、若干の違いはありますが、本市が示した指針に基づいた活動方針を作成していただいております。

また、今回の指針の見直しで、各部活動は、学校の運動部活動に係る活動方針に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。また、運動部活動の方針や活動計画、活動の様子等を、学校のホームページに掲載する、というようなことを盛り込んでおります。しかし、これまでも、その月の練習計画、競技大会への練習試合の参加につきましては、校長の承認のもとに実施しておりました。運動部活動の指導に当たっては、担当顧問の意志のみで行われるのではなく、学校教育活動の一環として、校長を中心とした責任のもとに行われるものでございます。

また、１カ月の計画や実績を作成することは、参加する大会や練習試合を精選すること、１カ月の中に適切な間隔で活動日や休養日を設定することなど、指導や活動を計画的に進め、活動を振り返る機会ともなり、このことが、生徒のバランスの取れた生活を送り、スポーツ障害や外傷を防ぐことにつながると考えているところでございます。

教員の働き方改革の一環のことをお考えいただき、そして負担になるのではないかなと危惧されていらっしゃる議員のお言葉でございますが、若干の事務的なものは出てくるかもしれませんけれども、１つの形式を提示しておりますので、ちょっと慣れるまで少し時間がかかるかもしれませんが、基本的にはそう負担感はないと伺っているところでございます。

次に、校内委員会の設置でございますが、部活動は、多くの保護者や地域の方々も経験があり、関心も高く、部活動に対する考え方も多様であると考えております。そこで、運動部活動を、保護者や地域の方々の理解を得ながら連携・協力して進めていくために、委員会を設置し、部活動におけるさまざまな課題を取り上げて協議し、現状を見直しながら、適正な運動部活動を推進してまいりたいと考えております。さらに、先ほど文化部のこともお尋ね

になりましたが、これも教育活動の一環でございますので、体育部活動と同様に準用ということで明示しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　学校においても、先生方の健康をまず一番に考えていただきたいなということを申し添えておきます。

今後、小学生・中学生がスポーツに親しむ時間が少し減ってくるんじゃないかなということで、体力もなくなるんじゃないかなということを少し考えましたが、それぞれ同じ部活動を通して、将来、かけがえのない友人ができ上がります。小学校運動部活動が社会体育に移行すれば、運動離れが進み、中学校でも、今後、運動離れが進むのではないでしょうか。小学校部活動の社会体育移行が来年から実施されますが、今後、小学校同様に、中学校運動部活動も同じく社会スポーツに移行するのではないかと思います。成長期の子供たちの体力が、運動を行う機会が減り、学校の授業だけで体力が維持できるのか、検証されたのか。今後について、どう変わっていくのか、また中学校も社会体育に変わっていくのではないかと心配いたします。都会では可能な施策でも、人口減の人吉市では、今後、指導者が誕生することを祈るばかりです。

そこで、最後に、教育学部を卒業されておられ、陸上選手としても活躍されてきました松岡市長に、今後の人吉市の学校部活動について、どのようなことを考えておられるのか、ベストな活動と考えておられるのか、最後に御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今御案内のとおり、私も中学時代は陸上部に所属し、さほど活躍はしておりませんが、心通う仲間と夢中になって練習に励み、その中で多くのことを体験し、学んでまいりました。当時の指導は、強いられる練習ではなく、生徒一人一人の自主性が尊重され、週２日程度の休養日があり、早朝練習もほとんどなく、時間的にもゆとりがあり、充実した中学校生活であったと記憶しております。

議員御指摘のとおり、小学校においては運動部活動が社会体育に移行し、総合的な運動にさま変わりし、中学校運動部活動は、今回の指針において休養日の設定や活動日・活動時間の見直しを行いました。また、全国的に、子供たちの体力や運動能力の低下、体験不足が指摘され、本市においても同様な傾向がうかがえますので、体力の向上と健康増進を目指して、望ましい運動ができる環境を整備していくことが重要であると考えているところでございます。

さらに、私の経験からも、部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、自主性や協調性、責任感や連帯感を育成するなど、教育的効果はきわめて大きいと考えているところでございます。このような教育的効果が有効に発揮されるためには、子供たちの発達段階やバラ

ンスのとれた生活を考慮しなければならないと考えております。過剰な勝利主義や、そのための過度の練習は、指針にも示したとおり、スポーツ障害や外傷のリスクを高めることになり、ときにはバーンアウトになることもあるかもしれませんので、必ずしも体力・運動能力の向上にはつながらないのではないかと考えております。

子供たち一人一人の自主性や主体性を尊重しながら、バランスのとれた生活の中で、子供たちが無理なく運動やスポーツを楽しみ、体力向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことのできる、魅力ある運動部活動を期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後７時10分　休憩

午後７時20分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　次に、学校教育から、家庭訪問についてお尋ねをしてまいります。

ある保護者との話の中で、現在は、家庭訪問が行われていない学校やこれまでどおり行われている学校があるとのことでしたが、それぞれの学校で違いがあるようです。現在、人吉市の小中学校ではどのような対応をされておられるのか、お尋ねをいたします。また、これまでどおり家庭訪問を行っておられる学校、行っておられない学校、違う形態をとられておられる学校など、それぞれ違いがあるようですが、実施されない理由や、これまでどおり実施されておられることについて、それぞれについてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

家庭訪問の実施状況につきましては、市内全小中学校９校のうち、４月に全ての児童・生徒を対象として実施している学校が５校、夏休みに全ての児童・生徒を対象として実施している学校が２校でございます。残りの２校につきましては、小学校１校は、６月から８月にかけて教育面談を行い、希望があれば家庭訪問も行っているということです。中学校の１校は、１年生が家庭訪問、２年生が二者面談、３年生が三者面談となっております。

また、そのようにさまざまな形態をとっている理由につきましては、１つ目として、担任が、児童・生徒としっかりかかわる時間を確保して、落ち着いた１学期のスタートを切るため、また、２つ目に、運動会が５月開催のため、学級づくりの時間を確保するため、３番目として、授業時数の確保、などを勘案しているということでございます。スタート時に児童・生徒にかかわった結果、いわゆる子供たちと向き合う時間を確保することで不登校の減少にもつながったという分析も報告されております。

従来どおり行っている学校につきましては、特別な理由はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　現状について御説明をいただきましたが、我々が学生のころは、毎年当たり前のように行われていました家庭訪問が、今後、実施されなくなるのかもしれないと、ある小学校でお話をお聞きしてまいりました。

できなくなる理由について、少し説明をいただきましたが、その１つとして、５月に開催される運動会が理由、と言われておりました。なぜできないのか、ちょっと理解できません。例えば、夏休みに行っておられる学校もあるようですので、例えば夏休み中に、先生方が振替休日を利用していただき、行うこともできるんではないかなと思います。私の勝手な考えかもしれませんが、本当にできないのでしょうか。また、夏休みであれば、出勤時間を遅くしていただいて、夕方訪問をしていただくとか、そういうことができないかなということを考えました。できないとすれば、なぜできないのか、その理由について御説明をいただきたいと思います。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

先ほど御説明いたしましたように、年度初めではなく、夏休みに家庭訪問を実施している学校がございます。しかし、学校の実態、家庭の実態等を踏まえ、各学校で判断し、家庭訪問ではなく教育面談を実施している学校もございます。その理由は、次のとおりでございます。家庭訪問ですと、確かに家庭内の状況、家庭環境等も十分に把握することができますが、児童・生徒も一緒にいる場合が多いため、保護者との二者面談の場がなかなかつくりにくい状況にあるとも聞いております。学校であれば、教育面談の前半を三者で、そして後半を保護者との二者面談に変えることが、家庭で行うよりは実現しやすく、保護者との二者面談をより効果的に実施できることが考えられております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　私は、家庭訪問をすることで、家庭の構成等やどのような家庭環境で生活をしているのか、少しは先生方も感じとれるんではないでしょうか。訪問することで、生徒に何か問題が発生する前に感じとれるのではないかなと思います。家庭環境が全然わからないことで、生徒指導ができるのかなという不安もあります。家庭訪問を行うことで、それぞれの家庭環境がわかり、それぞれの生徒について多くの情報が得られ、それぞれの生徒に見合った指導が可能になるのではないかと思います。

人吉市の生徒の数だけ家庭があり、それぞれに違う環境のもとに生徒は存在しておりますので、先ほども言いましたが、生徒がどのような環境の中で生活をしているのかわかると、もし何かがあったときに、生徒の行動に変化があらわれ、いち早く対応ができるのではないかと考えますが、どのようにお考えかお尋ねをします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

確かに議員御指摘のとおりだと思います。やはり家庭に出向いて、家庭の環境を実際に自分の目で確かめることはとても大切なことだと思っております。しかし、実際に家庭訪問を実施しない学校におきましては、そのために各家庭から家庭環境調査票を提出いただき、自宅や自宅周辺、近所の児童・生徒等を把握し、各担任が一人一人の確認を行っているところでございます。

また、４月当初よりは６月以降のほうが、学校での児童・生徒の様子について、教師もより深く把握しておりますので、必要に応じて家庭連絡や家庭訪問をするなど、児童・生徒へ対応しているところでございます。今後とも、アンテナを高くし、児童・生徒の様子を見守りながら、全力で対応できるよう各学校に周知徹底するとともに、連携を図ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今、答弁いただいたように、家庭環境調査票ですか、こういうのがあるということなんですけど、実際にこれで全部把握できるのかなというのが、ちょっと心配ですが、また、その辺についても調査票を見せていただきながら考えていきたいと思います。

ところで、ある保護者の方に言われました。言い訳になりますが、と前置きをされ、仕事が休めなくて子供に申しわけない、と言われておりました。行きたくても、なかなか学校行事に参加できない、とのことでした。先生方の名前は聞いたことがあるが、実際に先生に会ってもわからない、とのことでした。このことでもわかるように、学校と家庭が連携しなければ、子供たちへ最高の教育はできないのではないでしょうか。学校では、皆さんの前ではなかなか家庭のことや子供のことについて話はできないと思います。何か質問ありませんか、という先生からの質問を投げかけられても、多くの保護者の方の中で、全ての保護者の方が質問できるのでしょうか。まして、子供に関することなど、踏み込んだ質問はできないと思います。何か、相談しやすい体制などをとられておられるのか、どのような方法をとっておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

家庭訪問を実施していない学校につきましては、家庭訪問をしていない全ての児童・生徒に対して、教育面談を実施しております。家庭訪問はなくなったものの、教育面談の時間を十分確保しておりますので、相談体制は整っているものと考えております。

しかしながら、家庭と学校との連携がうまくいっておらず、学校に相談しづらいケースがあるのも事実でございます。日ごろから、気軽に相談できる風通しのよい環境づくりに努めることこそ、学校、教育委員会の使命と捉えております。このような相談しにくい状況にあるということを真摯に受けとめ、保護者の御意見等にも耳を傾け、反省し、改善できるよう、

常日ごろの教育活動を見直し、保護者から、何といっても信頼される学校、家庭との連携を密にできる学校・学級づくりを目指し、各学校と教育委員会はしっかり連携してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今後も、児童・生徒に対して教育面談をしっかりとしていただきたいと思います。私も、これまで一般質問において、登下校時間帯の安全点検を行っていただきたいとお願いをしてきましたが、ある学校で、家庭訪問を行うことで、担任する子供がどのような環境のもと登下校をしているのかがわかり、危険箇所についても、自分で歩くことで確認ができるという話を、先生からしていただきました。子供のことをしっかりと考えておられる先生がおられ、大変ありがたく、感謝するとともに安心をいたしました。

今後の家庭訪問については、それぞれの学校長の判断になるようですが、このような問題に対し、人吉市の６小学校・３中学校のトップである教育長は、どのような考えを持っておられるのか。教育長として、これまで学校教育の運営に携わってきていただいておりますが、今後また、教育長として人吉市の学校教育に御尽力をいただくわけで、これまでの６年間の経験を振り返りどうだったのか、今後、これまでの経験をどのように生かしていかれるのか、お尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

家庭訪問の目的は、今、議員のほうもおっしゃったとおり、家庭環境や保護者の思い、さらに児童・生徒の状況等を、学校が早めに把握したり、また、家庭の地理的位置を把握し、通学路の安全点検をする等、学校と家庭がよりよく連携していくことであると考えております。また、児童・生徒の健全育成に向けて、家庭訪問は大きな役割を担っていると捉えております。

私自身、長年にわたり、教職の中で家庭訪問は、年度当初実施することが当然のように行い、その意義も認識していたつもりでございます。しかしながら、学校の実態や家庭、地域の実態、児童・生徒の実態等さまざまな角度から考えたときに、より効果的な手法について、家庭訪問がいいのか、教育面談がよいのかにつきましては、最終的には学校の教育計画に基づいて実施されることであり、学校裁量であると考えております。

大切なことは、先ほど申しましたとおり、家庭環境や保護者の思い等を学校がしっかり把握し、学校と家庭が連携しながら、児童・生徒の健全育成にどう生かしていくかが重要であると考えております。今後も、家庭や地域から信頼される学校づくりを目指し、教育委員会と学校が連携しながら教育活動を推進してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　家庭訪問のあり方について、教育長からお話をいただいたんですが、先ほどのクラブと一緒で、小学校は人吉市立なんですよね、人吉市立何々小学校ですから、学校の校長先生の裁量と言われますが、やはり人吉市の小学校は、ある程度、教育長のもとで同じような方向で進むのがいいんじゃないかなというのを少し考えております。悪口じゃないんですけど、例えば校長先生がかわられるたびに、家庭訪問があったり、なかったりすると大変だと思うんですよね。だから、行わないなら行わない、するんだったら、こういうことをしようということを、もしよければ、校長会のときでもそのようなお話をして、今後、人吉市として同じような指針のもと、進んでいっていただきたいなと、教育長にはお願いをしておきます。

松岡市長は、現在、保護者でもあり、人吉市のトップでもあり、それぞれの立場がありますが、どのような考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。私の調査においては、保護者の間では、面倒くさく、なくてもいいのでは、という声もありました。また、あったほうがいい、という声もありました。私の聞いた限りでは、あったほうがいいという声のほうが大変多かったですね。この件について、人吉市長として、どのような考えを持っておられるのか、最後にお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

家庭訪問の目的等につきましては、先ほど教育長が述べましたとおり、大変重要な意義があると認識をしております。

各学校におきましては、校長のリーダーシップのもと、家庭の様子や保護者の願い、あるいは悩みなど、実態把握、課題分析とその解決に向けてさまざまな対応がなされているものと存じます。そのような状況の中で、家庭訪問や教育面談のあり方につきまして、各学校では、年度当初に児童・生徒の状況を把握したい、１学期は児童・生徒とじっくり向き合う時間を大切にしたい、より効果的な保護者との面談を実現していきたいなど、学校の実態に応じてさまざまな思い、そして教育方針があるかと存じます。特に実施時期等については、それぞれの学校の年間計画の中で、バランスよく、適切に行われているものと認識をしております。

教育長が先ほど述べましたように、家庭訪問か教育面談につきましては、より効果的な手法について、教育委員会と学校が連携しながら判断していくのがよいかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　この件については、やはり校長会とかいろんなところで保護者の意見をいただくとか、そういうことを今後ともしていただきたいなということをお願いをしておきます。

次に、市庁舎建設から、ということで質問を行っていきます。新市庁舎建設については、

入札時期が迫ってきておりますので、今お聞きし、お願いをしなければならないのではないかと思いました。今現在、人吉市の災害時における災害協力を、業者とも締結をしていただいている企業が数多くありますが、少子高齢化も影響しているかもしれませんが、設備工事を含めた建設関係の従事者もかなり少なくなっています。今後ますます仕事が減っていけば、協力体制にも赤信号となるかもしれません。今後の人吉市の経済にも悪影響が生まれ、最終的に税収減にもなります。

そこで、何とかできないかと思い、質問をしてまいります。まず、人吉市庁舎建設がいよいよ実施される時期が近づいてまいりましたが、建設業者選考に当たり、質問をさせていただきます。これまでに指名入札について、入札制度について質問を行っておりますが、再度質問をさせていただきます。平成27年、入札の方法、決定について質問を行っており、そのときから３年たっております。当時と現在の入札のあり方が変わってきているかもしれませんので、新市庁舎建設に伴い、いま一度お尋ねいたします。熊本県の入札制度について、人吉市の入札制度について、それぞれについてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

熊本県の入札制度、人吉市の入札制度について、平成27年９月議会におきましてお答えをさせていただきましたところでございますが、改めてお答えさせていただきたいと存じます。地方公共団体が行う契約の方法といたしまして、一般競争入札と指名競争入札の２種類が、地方自治法第234条第１項に規定されております。このうち、一般競争入札と申しますのは、契約締結に必要な条件を一般に公告して、不特定多数の者により入札をとり行うものでございます。また、指名競争入札と申しますのは、あらかじめ入札参加希望者の資格審査を実施して、有資格者名簿を作成しておいた上で、案件ごとに指名基準を満たしていると認められる者を指名して、入札をとり行うものでございます。

本市の公共工事の入札におきましては、土木や建築などの工事の種類にかかわらず、通常は指名競争入札を採用しているところでございます。理由といたしましては、一般競争入札では手続が複雑であり、かつ公告等に時間を必要とする点や、施工能力や信用等が不十分な者が入札に参加することにより、損害をこうむる危険性がある点などが挙げられます。なお、専門的で高度な技術を必要とする工事など、指名競争入札では受注者の決定が見込めない案件等につきましては、一般競争入札を採用することにより受注者の決定を行っているところでございます。

国が実施しております入札契約適正化法等に基づく実態調査によりますと、平成27年９月議会において、熊本県におきましては原則3,000万円以上の工事について一般競争入札を採用しており、県下のその他の市町村の状況につきましては、県と同じく、金額により一般競争入札を採用しているところが、県を含めて16自治体、一般競争入札を部分的に採用しているところが、本市を含めまして14自治体、残る16の自治体におきましては一般競争入札が採

用されていない状況であるとお聞きしており、そのようにお答えをいたしたところでございます。

直近のデータによる県下の状況でございますが、熊本県におきましては金額の変更はなく、原則3,000万円以上の工事について一般競争入札を採用しており、県下のその他の市町村の状況につきましては、県と同じく、金額により一般競争入札しているところが17自治体、一般競争入札を部分的に採用しているところが、本市を含めて13自治体、残る16自治体におきましては一般競争入札が採用されていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　丁寧に説明いただきまして、ありがとうございました。

次に、これまでの説明では、私は、熊本県に準ずるというような答弁を聞いた覚えがあるんですが、当時平成27年１月30日付、国の「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、これまで同様に事後公表する、との答弁もいただいておりますが、今後、人吉市として、情報の収集を行いながら入札制度の環境整備と合わせながら、引き続き検討をしていかれるとのことでしたが、どのような検討をされたのかお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

御質問の、情報収集を行いながら、予定価格の公表のあり方について、入札制度の環境整備と合わせながら、引き続き検討は行われたのか、についてお答えいたします。

まず、平成27年９月議会におきまして、事前公表は、熊本県、熊本市を初めとする33の自治体が行っており、事後公表は、本市を含めまして９つの自治体、事前公表と事後公表の併用が２つの自治体、非公表が２つの自治体となっているとお答えしたところでございます。

平成29年度におきましては、事前公表は、熊本県、熊本市を初めとする36の自治体が行っております。事後公表は、本市を含めまして９つの自治体が行っておりまして、事前公表と事後公表の併用が１つの自治体となっているところでございます。

その後、検討したか、についてでございますが、平成27年９月議会におきましてお答えさせていただきましたとおり、予定価格の公表のあり方に関しましては、平成27年１月30日付で国から示されております「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、予定価格については、入札前に公表すると予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないなどの問題があることから、入札の前には公表しないものとするとされているところでございます。本市は、この趣旨に基づき、事後公表をしているところでございます。検討につきましては、関係部署及び人吉市工事指名競争入札参加者選定審査会等におきまして検討を行ってまいったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　説明をいただいたんですが、平成27年と平成29年においては、事前公表のほうに移行しているんですよね。国の指針に沿って、人吉市はするというお話なんですが、その他の自治体は、予定価格公表のほうに向かっているんですよね。ということは、人吉市はおくれていっているということじゃないですか。談合だとか、いろんなそういうふうな話をしたら切りがないと思いますよ。やはり、人吉市は熊本県に準じるというような方法を、いろんなことについて言われますので、やはりこういうのも、今後、熊本県に準じて予定価格公表の方向にかじを切るべきじゃないかなということを、今の答弁を聞きながら考えたんですけど。

そこで、当時、質問したときに、松岡市長も、建設業の安定経営、将来にわたる担い手の育成が課題であり、本市において、公平で公正な入札業務の遂行に努め、適正な競争によって経済性を確保していくことが重要と考え、予定価格の事前公表に関し、これまでの経緯などを検証し、導入の効果等についても検討をしたい、との答弁をされております。もう、あれから３年たったんですよね。その検証について、どのような検討が行われてきたのか、その結果についてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

その後、どのように検討したか、についてでございますが、工事指名競争入札参加者選定審査会におきまして、新市庁舎建設に伴い、予定価格の事前公表及び今後発注を行うものにつきましても検討を行ったところでございます。審査会では、他市の状況を踏まえ、予定価格の事前公表に前向きに取り組むべきとの意見もありましたが、国からは、「発注関係事務の運用に関する指針」の中でも、予定価格については、入札前には公表しないものとするとされているところでございますので、先ほど述べました弊害が生じることがないよう、適切な対応ができるかなど、今後、さらに予定価格の事前公表の実施の適否について、今回の新市庁舎建設に限らず、本市の全体的な入札のあり方について、いま一度検証を行いながら判断してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　いろんな入札については検討をいただくようですが、そこで、核心で人吉市の新市庁舎建設についてお尋ねいたしますが、入札について、工事発注について、今後の計画について、人吉市はどのような方法を考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

工事発注と入札、今後の計画について、どのような方式を考えているのか、についてお答えいたします。現在、庁舎建設本体工事の発注に向けた積算作業の最終段階に入っていると

ころでございまして、体制が整い次第、発注準備に取りかかる予定でございます。あわせまして、これまでの各種団体からの陳情書等や市議会での御議論を踏まえ、人吉市新市庁舎建設関連工事の発注方針等をとりまとめておりますので、その内容を市議会にも説明をさせていただきたく、機会を今後予定しているところでございます。

新市庁舎建設関連工事につきましては、品質や競争性に十分配慮した上で、工事進捗状況などを見ながら、適切な時期に地元事業者が受注機会を確保するよう発注に努めたいと存じます。また、本工事の建設資材納入業者や下請業者等に関しまして、対応が可能なものについては、地元人吉市内事業者の利用に努めるよう、入札公告に明示することも検討したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　人吉のほうでいろいろと発注を計画しておられるということで、地元事業者に受注機会を確保していただくということで、ぜひそうしていただきたいと思います。

現在、日本は東京オリンピック2020に向け、建設ラッシュが進んでおります。大変忙しく、大手建設会社では工事従事者が足らなくて働き手が確保できないとのことですが、人吉市においても同時に、人員不足で困っておられる事業主もおられます。少子高齢化も関係ないと言えませんが、今後の人吉市の対応次第では、いざというときにすぐにでも対応していただくことができなくなるかもしれません。このことは、少子高齢化だけでなく、仕事があるが、働いていただく人が、人手が不足しておるようです。このことでもわかるように、何かあったときにすぐに駆けつけていただく地元の業者が出ないといけないんじゃないかなと思います。

これまでに新市庁舎建設の質問の中で何度も話をさせていただいておりますが、将来、メンテナンスが必要になったとき、または緊急時の対応は地元業者にお願いをしなければならないのではないでしょうか。日本は、東日本大震災から熊本地震、台風における四国、岡山、広島、関西、北海道と、大震災が日本全国で起こっております。このように、いつ何が起こるかわからない状態で、いつでも対応していただける地元企業にお願いしていただきたいと思います。新市庁舎建設を地元企業に発注することができないか、お尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

御質問の、新市庁舎建設を地元企業に発注することができないか、についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、2020年東京オリンピックに向けて、大型建設工事発注の増加が見込まれ、さらに熊本地震や、先日発生しました大阪府北部地震、それから北海道胆振東部地震、西日本豪雨や台風による日本全国的な広域にわたる災害の被害復旧に対する工事の増加が予想されるところでありまして、全国的に建設現場の人材・資材が不足するものと聞き及んでいるところでございます。

これらの状況を踏まえました上で、地元企業に新市庁舎建設の発注ができないかということでございますが、今回の新市庁舎建設に関しましては、高い技術力と高額の資本投入が必要でございまして、市内事業者等のみでは十分な参加数が見込めないおそれがあると思料しているところでございます。ただいま、人吉市新市庁舎建設関連工事の発注方針等をとりまとめているところでございますが、防災の拠点として担保するための品質の確保も重要な視点になるところでございまして、施工事業所の実績及び技術力、資本力等を十分考慮する必要があり、透明性・客観性・競争性を確保するための検討を行い、発注方法を決定してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　高い技術力とかそういうのが必要という答弁をいただいておりますが、そのできない理由ですね、人吉市の建設業者ではなぜできないのか。技術力もＡランクという会社はいっぱいありますよ。地元企業体で建設を行ったら、受注できるんじゃないでしょうか。建設に関し、予定価格の金額において企業ランクがあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

新市庁舎建設を地元企業に発注することができない理由について、技術力に問題があるのか、予定金額において企業ランクがあるのか、についてお答えをいたします。

新市庁舎建設関連工事の発注に当たりましては、市内事業者等の受注機会の確保を十分に考慮した上で、一般的技術力と資本投入により施工が可能、かつ市内事業者等で十分な競争性が確保される工事については、市内事業者等に優先した工事発注ということが重要であると考えております。

一方、庁舎建設本体等の工事につきましては、他の工事と比較して規模が大きく、先ほどお答えさせていただきましたが、高い技術力と高額の資本投入が必要でございます。さらに、防災の拠点として担保するための品質の確保も重要な視点でございまして、新市庁舎建設建築工事に基礎免震構造を採用するに当たり、高度な技術・工法が用いられることに加え、非常に広範囲な知識やノウハウも必要とされるため、これらの実績及び経験を有する施工能力を確保することが必要だと考えているところでございます。

予定価格の金額によるランクにつきましては、人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱の第５条に定めているものでございますが、同第４条に、格付基準としまして、「格付の対象となる者は、工事入札参加者資格審査の申請をした人吉市及び球磨郡内に主たる営業所を有する者並びに人吉市内に権限委任された営業所を有する者とする。」とされているところでございまして、新市庁舎建設における競争入札参加者に関しましては、地元事業者に対して格付を適用するものでございまして、地元外の事業者に対しては適用しないものでございま

す。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　今、答弁いただきましたように、新市庁舎建設関連工事の発注に対しては、市内事業者の受注機会の確保を十分にとっていただくということと、優先的に工事発注をすることが重要であると考えておられ、また、競争入札参加に関しても、地元事業者に対して格付を適用していただくということで、ぜひ人吉市のほうで行っていただけるということを信じてまいりたいと思います。

そこで、松岡市長にお尋ねいたしますが、これまでに建設業協会を初め、設備工事団体などから議会のほうに陳情書が、人吉市議会に対し提出をされています。人吉市議会では、これらの陳情書について趣旨採択をしてきております。このことは、人吉市民の代表として大変重いものです。この案件は、重要な案件として考えていただきたいと思います。松岡市長を初め、執行部の皆さん方にはしっかりと考えていただき、検討をしていただきたいと思いますが、新市庁舎は、人吉市民の皆様方が大きな期待とともに、他の自治体に自慢できるものでなければならないと思います。でなければ、人吉市民の声を、我々人吉市議会が趣旨採択した意味がないと思いますが、どのようにお考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

新市庁舎建設に関しましては、各団体から陳情書が提出されまして、趣旨採択されました議会の議決を、私もしっかりと受けとめておるところでございます。

新市庁舎建設に対する市民の皆様の関心はとても高く、地元企業の振興、育成、受注機会の確保、地域経済の好循環など、地元建設業にも多くの期待が寄せられるとともに、建設業のみならず、多様な業種においても経済浮揚の一助になり得る重大かつ有益な事業であり、地元への影響は非常に大きなものと理解しているところでございます。

これまで、できるだけ地元への好影響が出ることを望み、協議を重ねてまいったところでございます。先ほど総務部長がお答えいたしましたが、これまでの各種団体からの陳情等や市議会での御議論を踏まえ、人吉市新市庁舎建設関連工事の発注方針等をとりまとめておりますので、その内容を市議会にも説明をさせていただく機会を、今後予定いたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　市長からの御答弁をいただいたんですが、私は一昨日、小林市を訪れてきました。小林市の新庁舎建設に当たり、小林市民の代表である市長、議会において、今世紀最大の判断がなされたと思います。小林市の新市庁舎建設において、小林市はすばらし

いキャッチフレーズを提案しておられ、市有林を利用し、地域内で製材、プレカット施工も市内建設会社で行い、伐採から施工まで地域で完結されております。このように、地域でできることは地域で完結する時代ではないでしょうか。人吉市においてもできると思います。

人吉市において建設業に携われておられる方々は、最高の技術を持っておられます。松岡市長を初め、国、県、人吉市が一致団結して、チーム人吉で何事にも挑戦をしていきたいと、よく話をされます。チーム人吉で団結し、地元の木材を内部に使用していただき、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館にお出でいただいた方々が、まず目にする人吉杉が大いに今後生かされ、人吉市の観光に役立つと思います。言いたいことはたくさんあるんですが、地元の企業に仕事を発注していただければ、最高の市庁舎が完成するのではないでしょうか。

最後に松岡市長の判断、決断、これ次第で新市庁舎は地元の企業で建設ができると、私は思います。なぜかと言うと、小林市に行ったときに、このようなパンフレット、いろんなものを見せていただきました。そして、玄関にはすごい、人吉市とちょっと変わった、すばらしい景観の植樹をされておられます。こういうのも、執行部は行って、見てくるべきだと私は思います。すばらしい庁舎です。ここは、全国から、議会の方々が、この市庁舎が木造でできている、議会棟は円形で舟形の天井であるということで、多く来ておられるということです。私は、２時間ぐらいだったんですけど、議会事務局の方に詳しく説明をいただきました。この中にちょっと書いてあるんですが、新市庁舎で使った木材の量は、構造材が365立米、内装材で320立米、工事発注時に小林市が分離発注で市有林から調達して、プレカットをし、建設工事も製材も市内の会社で行ったということを大きく書いてあります。それと、地元の木材を地元で加工して、地元の庁舎に使うというのは、人吉市の意向でもありますし、こういうのを大切にするべきじゃないかなと思います。

最後に、そのあたりを市長の、これは政治的な決断だと思うんですけども、やはり、ここは人吉市内で、人吉のもので、みんなでチームであわせてするべきじゃないかなと、私は考えるんですが、今後の計画の中でもそのような話をしていただきながら、人吉市はどうあるべきかを考えていただきたいと思いますが、市長に、最後にこの件についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

100年先の未来の市民の方々にも愛される建物を引き渡す建設をしなければいけないものと考え、新市庁舎建設により、地元への好影響が出ることを、私も強く望んでいるところでございます。

これまでに、市内業者等だけでも建設施工ができないかも含めて、何度も検討を重ねてまいりました。その一方で、発注者として、透明性・客観性・競争性の確保、及び防災の拠点として担保するための品質の確保を重視し、施工業者の実績及び技術力を十分考慮する必要があるところも事実でございます。そこを踏まえた上で、市内企業等の技術力向上や地域経

済活性化の課題解決のための施策を、強力に推進したいと存じます。

同時に、新市庁舎建設事業に当たっては、建設業のみならず多様な業種においても、経済浮揚の一助になり得る重大かつ有益な事業として認識しておりますので、その効果も十分に反映できるよう配慮してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）　最後に、一人吉市議会議員として言わせていただければ、やはり執行部においても、多分人吉市の業者でつくったのがいいんじゃないのという意見は、私はあると思うんですよね。先ほど免震構造と言われましたが、ゼネコンとタイアップしたとしても、その計算とかそういうのは人吉市の企業でも、Ａランクが３社、４社集まったら、企業発注もできると思うんですよね。だから、人吉市でそういうＪＶを組んでもらって、それで人吉市のために、企業も全部、思い入れは人吉市の庁舎はどうしようかと一生懸命になると思うんですよね。

他の業界から来られた場合には、この金額だからこれでいいやという感覚も生まれるかもしれません。これは、先ほど言いましたが、小林市に行ってみてください。その意欲といいますか、よくしようという気持ちがすぐにわかります、熱意ですね。それと業者の方々、この人たちの気持ちを聞いていただければ、絶対、人吉市は、人吉市の人が、人吉市を自慢できるものをつくろうと思うのは当たり前のことだと思うんですよね。例えば、ほかからの方が人吉市のためにというのは、それは建設の中、設計の中で、ただつくるだけであって、思い入れというのは少ないと思います。だから、今後、やはりできることは人吉市に分離発注でもいいからするべきだと、私は思います。でないと、人吉市はほかに頼んで、何でという話になってしまいますよ。この表紙のほうに、私は感動したのは、中に、一番の問題が、製材は、３階建て木造庁舎、伐採から施工まで、地域完結、というのがあるんですけど、これをすることによって、日本全国に、人吉市はこういう自治体なんだよと言えると思うんですよね。そして、みんなでつくり上げたら、みんなで一生懸命になれるんじゃないかなと思います。

私は、昔、教育委員会をどうして別館のほうに入れるんですかと、新庁舎に入れないんですかという話をしましたが、できるだけ、実施設計もできて、中の積算に入っておられると思いますので、今後はぜひ、そういう考えも取り入れながら、最終的には、地元でできることは地元の人に発注をするというような考えを、まず頭に置いていっていただきたいと思います。これは最終的に、先ほども言いましたが、松岡市長の人吉市長としての政治判断だと、私は思います。そのことによって、人吉市は多分生き残れるんじゃないかなというのを最後に、松岡市長にお伝えして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後８時12分　散会

平成30年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成30年９月12日　水曜日

１．議事日程第３号

平成30年９月12日　午前10時　開議

日程第１　議第59号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第２　議第60号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第61号　平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第62号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第63号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第64号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第65号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第66号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第67号　平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10　議第68号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第11　議第69号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第70号　人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第71号　人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第72号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第15　議第73号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第16　一般質問

１．宮　原　将　志　君
２．宮　﨑　　保　君
３．大　塚　則　男　君
４．塩　見　寿　子　君
５．高　瀬　堅　一　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番	塩　見　寿　子　君
２番	宮　原　将　志　君
３番	高　瀬　堅　一　君
４番	大　塚　則　男　君
５番	宮　﨑　　保　君
６番	平　田　清　吉　君
７番	犬　童　利　夫　君
８番	井　上　光　浩　君
９番	豊　永　貞　夫　君
10番	西　　信八郎　君
11番	本　村　令　斗　君
12番	笹　山　欣　悟　君
13番	福　屋　法　晴　君
14番	村　上　恵　一　君
15番	永　山　芳　宏　君
17番	仲　村　勝　治　君
18番	田　中　　哲　君

欠席議員　（１名）

16番	三　倉　美千子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	松　田　知　良　君
教　育　長	末　次　美　代　君
総　務　部　長	迫　田　浩　二　君
企画政策部長	早　田　吉　秀　君
市　民　部　長	廣　田　五　浩　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経　済　部　長	福　山　誠　二　君
建　設　部　長	山　下　正　純　君
総務部次長	丸　本　　縁　君
財　政　課　長	植　木　安　博　君
秘　書　課　長	永　田　勝　巳　君

水道局長		中村則明	君
教育部長		小林敏郎	君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長		山本繁美	君
次長		栗原　亨	君
庶務係長		井上京子	君
書記		青木康徳	君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）（登壇）　おはようございます。２番議員の宮原です。本日も、私を含めて５名の議員が登壇いたしますので、早速通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、１項目めに、地方創生から、関係人口の創出から移住定住へ。２項目めが、道路整備から、人吉球磨スマートインターチェンジ開通に伴う周辺道路の整備・安全対策について。３項目めが、消防団から、地域を守る消防団員の確保・処遇改善について質問をいたします。

それでは、最初に、関係人口関連の質問をしていきたいと思います。

現在、全国の自治体は、地方創生の名のもとに、人口減少時代であっても、地方が活力を取り戻し、魅力ある地域づくりを押し進めています。その地方創生の引き金となったのは、2014年の日本創成会議の中で、20代から30代の女性が半減する市町村を消滅可能性都市と表現され、896の市町村が消滅の可能性があるといった提言でありました。

地方消滅という言葉に、各自治体は危機感を持ち、活力の源となる人や金を引きつけようと、各自治体間で地方創生の具体化を競っています。その生き残りをかけた地方創生の施策の中で、多くの自治体で取り組んでいるのが移住定住の促進策であります。移住定住の促進策の試みに成功し、活性化している自治体もありますので、移住定住の政策や移住定住してくる人を否定するつもりは全くありませんが、日本全体の人口が縮小する中で、定住人口という限られたパイの奪い合いを繰り広げることは疲弊を生むだけであり、限界があると感じております。ある自治体に移住者がふえれば、当たり前のことでありますが、どこかの自治体から転出者がふえる。これはゼロサムゲームとも言われておりますが、今後は、人の奪い合いといったゼロサム的な考えから、プラスサム的な発想や施策を自治体は行っていかなくてはなりません。

そこで、地域と都市部がウイン・ウインの関係を築ける「関係人口」というキーワードが注目をされております。関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口で

もない、地域や地域の人々と多様にかかわる人のことであり、定住まではいかなくても、その地域の産品を購入してくれたり、足繁く通ったり、地域と都会をつなぐようなイベントを開いてくれたりなど、多様な形で地域にかかわる方々であります。これからは、多様な関係人口を認識し、その方々と継続的なつながりを持てるような施策を展開していくことが重要であると考えています。

そこで、まずお尋ねですが、この関係人口について、どのような見解をお持ちなのか、また、関係人口は、本市にどのような影響をもたらすと考えているのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

関係人口は、現在、地域に住んでいる人を指す定住人口や観光で地域を訪れた人を指す交流人口とも異なり、地域と何らかの形でかかわっている多様な人々を指すものと、私も認識をしております。

現在、本市も含めた全国の自治体が、人口減少に歯どめをかけ、持続的な地域の発展に向けた移住定住施策に取り組んでおりますが、活力のある持続的な地域社会づくりの実現に向けて、そうした関係人口に着目していくことは、大変重要であると考えます。

関係人口がもたらす本市への影響についてでございますが、丹波篠山で古民家再生に取り組んでおられる人との縁から始まった、大畑駅の旧保線詰所を活用したレストランが先週オープンしたばかりでございますが、この事業は、まさしく関係人口によってもたらされた事例と言え、このように、本市の外におられる方々にも地域づくりに力を貸していただくことができれば、本市にとりましても大変ありがたく、心強いことだと考えております。本市とのつながりを持った地域の外にいる方と継続的な関係を構築していくことにより、いずれは移住そして定住につながるなど、関係人口による本市への影響は、さまざまな波及効果をもたらすものと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　これからの地域社会づくりについて、関係人口に着目していくことは大変重要なことであるということで、私もそのように思っておりますし、今、大畑駅のレストランの話がありましたが、まさに、これ、私がこの一般質問をしようと思ったきっかけでありまして、この大畑駅のレストランのオープンには、長年大畑駅を守ってきた地域の方々、そして大畑駅を活用して地域おこしをしようという地元の熱い思いや行動によって、この事業を進めてこられたのが大前提なんですが、話の中でありましたように、地域外の方が加わって、知恵や人脈をつないでいただいたことによってインパクトのある事業となり、全国から注目を浴びる事業となりました。

これからのまちづくりは、地域に住む人の熱意や行動はもちろん大切ですが、関係人口

といわれる地域外の人材がまちづくりにかかわっていく、これが今後の新しいまちづくりの形になるのじゃないかなというふうに、私は思っております。

それでは、次の質問ですが、答弁の中で、関係人口として継続的にかかわっていくことは、移住定住につながっていくとの答弁でありましたが、本市は、移住定住のアイデアソンや大未来会議などを開催するなど、移住定住の促進策に力を入れておられます。そこで、現在、本市が取り組んでいる移住定住の促進策の取り組み状況について、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

本市の移住定住施策におきましては、第５次人吉市総合計画後期基本計画において、移住定住の促進を掲げております。また、平成27年に策定した人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、多様な交流による移住定住の促進を目標として取り組んでおります。

具体的な取り組みとしましては、積極的な情報発信による移住の推進を図るため、平成29年度に、本市の魅力・暮らし・仕事・住まい・支援制度など、移住希望者が求める情報を効果的に発信するポータルサイト「人よしライフ」を開設いたしております。また、熊本県主催による、東京や福岡など都市圏で開催される移住相談会に職員を派遣し、移住希望者からの相談対応や情報の発信などに努めているところでございます。また、国の地方創生推進交付金を活用し、平成28年度においては、先進地の事例や統計資料の収集・分析などの調査や勉強会、普及啓発事業としまして移住定住アイデアソンなどを実施し、平成29年度におきましては、本市の移住定住施策の指針となる人吉市移住定住ビジョンを策定いたしました。今年度におきましては、過去２年行ってまいりました調査結果や移住定住ビジョンを踏まえ、本市が抱える問題である、定住するための重要な要素である働く場や仕事創生に焦点を当てた事業を計画いたしております。

また、移住希望者からのお問い合わせの多い、住まいに関する情報提供となる空き家バンクにつきましても、開設に向けた準備をいたしており、準備が整い次第、人よしライフなどを使った周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　確かに、今、田園回帰とかふるさと回帰という流れで、田舎暮らしが注目されておりますので、こういったポータルサイトを開設して情報発信していくというのは大事だというふうに思っております。ただ、実際移住となると、やはりハードルが高くなってくるというふうに思います。都市圏で、移住相談、移住フェアなどにも参加されていますが、不特定多数の人に呼びかけても、やはり無関心の人にいきなり移住させようというのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。ですので、移住フェアや空き家バンクの開設といったところで移住者をふやすという取り組みもいいのですが、やっぱり一気に移住を目指すというのではなくて、最初に、やはり本市に興味を持ってもらうと、

そして愛着を持ってもらう、そして通ってもらう、そして地域と交流してもらうといった多様な形で、地域や人とかかわりを広げていく、こういったことが移住定住につながっていくのじゃないのかなというふうに思っております。ですので、これから地域に興味を持つ、愛着を持つ、通う、交流するという方々が、関係人口と言われる方々ですので、そこを掘り起こしていく、創出していくということをしていかなければなりません。

そこで、現在、本市が行っている取り組みの中で、関係人口を創出するような取り組みがあるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

関係人口増加への取り組みですが、東京など都市部にある熊本県人会や人吉高校卒業生の繊月会などが各地で開催する総会に、市長、副市長など出席し、あと、特産品の協賛も行うなど、本市出身者とのつながりを現在深めております。また、ふるさと納税の寄附者として本市とのかかわりを持たれた方々に対しましては、寄附金の使い道の報告や本市の話題を掲載した冊子、それからふるさと納税のカタログなどを送付し、本市との関係の継続についてお願いをしております。本市出身者やふるさと納税の寄附者以外への取り組みとしましては、世界中の人たちとのつながりが広められる本市のフェイスブックやインスタグラムで、さまざまな情報を日々発信しております。

今後も、ＳＮＳ等を活用した情報発信により、つながりを積極的に行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　御答弁いただいた取り組み以外にも、先月開催されたハッカソンの取り組みも、私は関係人口を創出する取り組みだというふうに思っております。私も、１日目、２日目と、様子を見させていただきまして、参加者の方ともお話をさせていただきました。参加者の方は、地元の方もいらっしゃいましたが、ほとんどの方は、現在、人吉市外に住む地元出身の大学生や事業家の方々、また、人吉市には縁もゆかりもない方々でありました。お話を聞くと、前回のアイデアソンにも参加しました、とか、参加して人吉が大好きになりました、という方もいらっしゃいましたし、人吉で事業がしたいです、といったような方もいらっしゃいました。そのような方々こそが関係人口になり得る人であります。

これからは、答弁でありました、都市部での地元出身者との交流会や、ふるさと納税の寄附者に対し寄附金の使い道の報告やカタログの送付、またハッカソン参加といったような、そのときだけのかかわりじゃなくて継続的に地域とかかわりを持ってもらうというような仕組みづくりが必要になってくるというふうに思っております。

そこで、関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会やきっかけを提供する取り組みを紹介させていただきたいのですが、今、ふるさと住民票というのを発行する自治体が、

少しずつですがふえてきております。ふるさと住民票とは、民間のシンクタンクと全国の８自治体の首長、研究者が提案した制度ですが、住民登録している人以外で、その自治体にかかわりを持ちたい人に自治体独自の住民票を発行し、まちづくりへの参画や必要なサービスを提供しようというものであります。

ふるさと住民票の内容は、それぞれの自治体がみずからの事情に合わせて決められていますけれども、登録者に、広報紙の発送だったり、行事やイベント情報の提供、また公共施設を住民同様の料金で使用できたり、また行政計画のパブリックコメントにも参加できるといったようなものがあります。では、どういった人が登録しているかというと、進学や就職で故郷を離れた出身者、地域外からの通勤・通学者、ふるさと納税の寄附者、地域に愛着がある観光客やファンの方々などが登録してあるそうです。

私も、地元の方々が進学や就職で、人吉市を出て行く、また、人吉市には出先機関がありますので、そこで働いている方々や、民間の支店で働いている方がですね、異動で、また人吉市から出て行くとなったときに、人吉市とのつながりが薄まっていくんじゃないかなというふうな気がしておりました。そのような方に、このふるさと住民票を発行すると、面白い取り組みになるんじゃないかなというふうに思っておりますし、ふるさと納税においても、寄附していただいた方にふるさと住民票を発行することで、人吉市に愛着を持ってもらい、ファンになってもらって、またファンになってもらうような取り組みをしていくと、またリピーターになっていただきまして、関係人口の創出に加えて、さらにまた寄附をしていただけるんじゃないかなと思っております。

そこで、このふるさと住民票のような地域のファン、地域づくりの仲間をつくっていくような取り組みを、ぜひしてみてはどうかというふうに思いますが、市長は、このふるさと住民票の取り組みについて、どのように思われるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

今、住んでいる人たちをあらわす定住人口や、観光など、実際に地域を訪れる人たちをあらわす交流人口に加え、幅広い意味で地域とかかわる人たちを示す関係人口という考え方は、これからの地域づくりの担い手となることが期待できることからも、私も大変重要な考え方だというふうに認識をしております。

先ほどお示しいただきました事業等に加えまして、旧国民宿舎で、今進めておりますサテライトオフィス、コワーキングスペース等々も、やはり関係人口を増加するための１つの大きな手段だというふうに捉えているところでございます。また、先般、都市部におきまして、人吉市に関係のある方や人吉市出身の方等々にお集まりいただきまして、人吉市また人吉球磨を応援する会というような会を催していただいたところです。そこで、私も人吉市の現状等々をお話させていただきまして、では、その方たちから見たときに、人吉市また人吉球磨はどうするべきかというような意見交換もさせていただいたところでございます。

本市には、日本遺産にも認定されました伝統文化、緑豊かな山々に囲まれた豊かな自然、歴史ある鉄道や、人吉球磨を舞台の参考にしたアニメーションなど、多種多様な財産がございますが、老若男女、日本国内のみならず外国からも、こうした本市の財産をきっかけとして、遠方にいながらもふるさと納税の御寄附やＳＮＳなどでつながるなど、多くの関係人口の皆様がいらっしゃいます。地域の方も当然のことながら、やはり地域外の方をいかに巻き込んでいくか、人吉市のファンをどれだけつくっていくかということが大変重要でございますので、今、御紹介いただきましたふるさと住民票の取り組みは、こうしたつながりを見える形とする手段として大変興味深く、担当職員を先進地に派遣するなど、今後検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　前向きな答弁、ありがとうございました。職員を先進地に派遣するということですので、楽しみにしたいというふうに思います。ほかにも、市長も言われましたけれども、関係人口と呼ばれる方々と継続的なつながりを持つ取り組みはたくさんあるというふうに思っております。これからもさまざまに研究していただき、多様な関係人口を創出していただき、そこから本市が取り組んでいる移住定住の増加につながることを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、人吉球磨スマートインターチェンジ開通に伴う周辺道路の整備・安全対策について、質問したいと思います。いよいよ平成31年、来年の秋、人吉球磨スマートインターチェンジが開通いたします。現在も着々と工事が進められており、跨道橋が設置されるなど、徐々にスマートインターチェンジの姿をあらわしております。地元に住む者として、大変うれしく、完成が待ち遠しいのですが、心配な面もございます。皆様も経験があると思いますが、高速道路に乗って長時間運転を行うと、その速度に慣れてしまい、一般道におりた後もスピード麻痺を起こし、知らず知らずのうちにスピードを出してしまうといったようなおそれがあります。

人吉球磨スマートインターチェンジをおりてから、市街地方面や伊佐市方面に行く際には市道を通行することになりますが、道路の幅員が狭い箇所や子供たちの通学路がありますので、交通量の増加やスピードを出しながら走行する車両によって事故が発生しないか、危惧しているところであります。そこで、スマートインターチェンジ開通後も、歩行者や自転車利用者の安全と車両の円滑な走行環境を確保するために、今後のスマートインターチェンジ周辺の市道の整備と安全対策について、どのように考えているのかお尋ねしていきたいと思います。

まずは、市道紺屋町東間線です。こちらは、人吉球磨スマートインターチェンジをおりると、国道219号の東間の交差点から市街地方面に行く市道で、この道路は中学生や高校生が

自転車で通学する通学路ともなっております。特に、国道219号の東間の交差点から市道田町七地線と接続する交差点の区間は、幅員、歩道と狭く、また国道219号方面から行くと、下り坂でスピードも出るので、東間小学校付近のカーブは大変危険であります。さらに、この市道で危険なのは、市道に覆いかぶさっている樹木や竹であります。先日も、道路上に垂れ下がった葛を、市の職員の方々が取り除く作業をされておられましたが、樹木や竹が道路上に張り出したり、カーブミラーに覆いかぶさったりと、視界を遮っているほか、折れ木、落ち枝等もあり、通行に支障が出ており、実際に落ちてきた枝が車に当たったという方もいらっしゃいます。また、道路ののり面においても、急傾斜地崩壊対策事業でコンクリート擁壁となっている箇所はありますけれども、ほとんどが自然のままののり面ですので、草が生え、この時期は町内の方々も除草されますが、すぐに伸びてしまい、ただでさえ狭い幅員がさらに狭くなっております。

そこで、車両通行の支障となっている、この市道上に張り出している樹木や竹、またのり面の草について、道路管理者としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

紺屋町東間線は、紺屋町の県道坂本人吉線を起点としまして、大橋、東間小学校を通りまして、終点は国道219号となっております。議員御指摘の、市道田町七地線と接続します交差点から国道219号東間交差点までの延長は、約752メートルでございます。

現地の状況を確認しましたところ、道路に張り出している木、竹、のり面の草等を確認をしております。草刈りについては、毎年、草刈り業務としまして業者へ委託を行っておりまして、この区間につきましては、ことし６月に草刈りを行ったところでございますが、現在のところ、草も再び茂ってきておりますので、草刈りにつきましては、また検討をしていきたいと存じます。

道路へ張り出した木や竹につきましては、車両の通行の支障になると、そういった部分につきましては、今後、支障木伐採業務での伐採を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　草刈りについては検討していただいて、樹木や竹については、車両等の通行に支障となる部分は伐採を検討したいということでありましたけども、国道219号の東間交差点から市道田町七地線の間は、全体的に樹木や竹が覆いかぶさっておりますし、所々で落ち枝、折れ木とかがあるんですよね。ということは、全体的に通行の支障になっているというふうに、私は考えております。ですので、部分的ではなくて、広範囲に、また道路上に張り出している、覆いかぶさっている、ちょちょっとこの部分を切るんじゃなくて、ばさっと道路上は切っていただきたいなというふうに思います。

次に、市道に面しているのり面について質問をしたいと思います。市道ののり面は、急傾斜地崩壊対策事業でコンクリート擁壁をしてあるところ以外は、自然のままののり面、また石積みののり面となっております。大雨のときには、そんなに大きくはないんですけども、落石もあっておりますし、熊本地震のときにも落石があっております。市道のそばには住宅もあり、東間小学校もありますので、落石対策も考えていかなくてはならないんじゃないかと思っております。

そこで、この落石対策について、道路管理者としてどのように対応していくのか、また、この地区は、熊本県の急傾斜地崩壊危険区域に指定されていますので、県の急傾斜地崩壊対策事業で対応することもあるのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

まず、浪床町から接続します市道田町七地線との交差点から東間小学校の前を通りまして、国道219号東間交差点までの区間につきまして、落石対策としてどのように考えるのか、との御質問でございますが、この路線につきましては、国道219号から市街地へ向かいますアクセス道路でございまして、交通量が多く、幅員が狭い状況でございます。車道幅員は、平均5.5メートルでございますので、現況の道路幅員内で落石対策を行うことが厳しい状況でございます。

のり面の落石対策といたしましては、落石防護柵等の設置が考えられますが、この落石防護柵の設置につきましては、地権者の方の御協力が必要と考えております。今後は、地権者の方の御意向を踏まえ、落石対応が必要な箇所につきましては、落石防護柵等の設置を検討してまいりたいと存じます。

次に、県事業の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、熊本県に確認をいたしましたところ、昭和54年に急傾斜地崩壊危険区域に設定をされておりますが、現在のところ、事業実施計画はないとのことでございました。急傾斜地崩壊対策事業の条件といたしましては、通常、家屋の戸数、のり面の傾斜角度など幾つかの条件がございまして、地権者の方から寄附同意をいただくことも必要となってまいります。また、この区間につきましては、市の指定文化財の史跡が点在しておりまして、文化財保護の観点も必要でございますので、今後は、教育部などと十分に協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　コンクリート擁壁とかモルタルの吹きつけとかで対応できると、落石も防げるし、また草の繁茂も防げるかなというふうに思っていたんですけども、道路の幅員の問題だったり、文化財との兼ね合いだったり、地権者の理解も必要ということでありますので、そう簡単にはいかないのかなというふうに感じましたが、教育部などの関係各課と協議をしていただいて、もしできる部分があれば、そちらから対応していただきたいと思いま

す。

また、急傾斜地の崩壊対策事業については、県は予定がないということですけども、やはり市から要望を上げないと、県も対応しないというふうに思っております。ですので、今後はのり面の調査をしていただいて、急傾斜地崩壊対策事業で対応したほうがいいという判断をした場合は、県のほうにしっかりと要望活動をしていただきたいと思っております。

次に、市道東間蓑野線について質問したいと思います。この路線は、県道上漆田東間下線から国道267号までの路線ですが、この路線は幅員が狭いため、30キロの速度規制となっております。しかし、スピードを出して通行する車両が多く、また大型車も頻繁に通行するため、子供たちの登下校の際は大変危険だなというふうに、私は見ております。

そのような中で、スマートインターチェンジが開通すると、周辺の住民の方だけでなく、伊佐市の方も利用されるんじゃないかなというふうに思っております。交通量の増加や制限速度以上で走行する車がふえるんじゃないかなという不安があるんですが、この路線は、10年ぐらい前までは少しずつ拡幅工事をしてきて幅員を広げてきたんですが、ここ数年拡幅工事はあっておりません。そこで、現在、東間蓑野線の拡幅計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

市道東間蓑野線は、県道上漆田東間下線から国道267号までの区間、延長1,174.5メートルの市道でございます。起点側、県道上漆田東間下線から東間上町公民館までの区間は、車道幅員４メートルを確保しておりますが、東間上町公民館から終点側の国道267号につきましては、車道幅員が３メートルから3.75メートルとなっております。本路線は、平成11年度から平成20年度にかけまして、部分的ではございますが、車道幅員４メートルが確保できるように、延長約550メートルを整備したところでございます。

現在、拡幅等の計画はございませんが、今後、交通状況の見きわめを行いながら、安全対策等について検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　今後の交通状況を見ながら安全対策をとっていくということでありますので、スマートインターチェンジができて、どのように交通状況が変わるのかを注視していただきたいというふうに思います。ただ、先ほども言ったように、スピードを出す車、また大型車の通行が結構ありますので、できる対策から始めていく必要があるというふうに思っております。

そこで提案ですけれども、市道東間蓑野線の区間を、ゾーン30の区域設定にできないかどうかという提案であります。ゾーン30とは、生活道路における歩行者や自転車の安全を確保することを目的とした交通安全対策の１つでありますが、整備効果として、平成27年度末

までに、全国で整備したゾーン30――2,490カ所ですけれども――において、整備前年度の１年間と整備翌年度の１年間における交通事故発生件数を比較したところ、一定の交通事故抑止効果や自動車の通過速度の抑制効果というのが出ているそうです。

そこで、この路線を通学路として利用する子供たちや地域の方々の安全対策として、市道東間蓑野線の区間をゾーン30の区域設定ができないのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

まず、ゾーン30について、簡単に説明をさせていただきます。

ゾーン30とは、歩行者等の安全な通行を確保する目的として、個別の路線ではなく、区域、いわゆるゾーンでございますけど、これを定めて、最高速度30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策となっております。

現在、市内小学校周辺におきまして、既にゾーン30として交通規制を行っている区域が２カ所ございます。１カ所は、東間小学校周辺の田町、東間上町、東間下町の区域でございます。路線で申しますと、紺屋町東間線の田町橋際から国道219号東間交差点付近の区間などでございます。もう１カ所は、東小学校周辺の五日町、上新町、南泉田町の区間でございます。路線で申しますと、国道445号の五日町交差点付近から上新町踏切付近までの区間などでございます。

通学路の安全対策として、東間蓑野線にゾーン30の区域設定ができないか、との御質問につきましては、熊本県公安委員会により区域を設定するものでございますが、今後、人吉警察署、球磨地域振興局維持管理調整課、道路河川課、防災安全課、学校教育課、ＰＴＡ連絡協議会、小中学校長会で構成します人吉市通学路安全推進会議などで、ゾーン30の区域設定についても検討してまいりたいと存じます

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　ぜひ、ゾーン30の区域設定をしていただいて、速度の抑制、また通過交通の減少を図っていただきたいというふうに思いますので、次開催される通学路安全推進会議で、ぜひ取り上げていただきたいというふうに思います。

次に、市道青井西間線について質問したいというふうに思います。この市道青井西間線は、国道219号の西間交差点から市役所別館前を通り、青井阿蘇神社付近の交差点までの路線となりますが、こちらは都市計画道路の人吉駅蓑野線の区域ともなっております。

そこで、まずお聞きしたいのですが、現在の都市計画道路の中で、人吉駅蓑野線の整備計画の優先度はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

現在の都市計画道路の整備計画における優先順位でございますが、平成14年に策定いたし

ました人吉市都市計画道路整備プログラムにおいて、下林願成寺線、下林柳瀬線、相良鬼木線と下町宝来線の国道445号の区間、人吉駅蓑野線の４つの区間を、短期に対応する路線区間として抽出をしております。その後、平成21年に実施しました交通量調査の結果をもとに、路線区間の絞り込みを行い、下林願成寺線のファミリーマート人吉インター店前からもみの木動物病院前までの、現在事業を実施しているＡ区間、下林願成寺線のドラッグストアモリ瓦屋町店前から寿司まどかインター店前までのＢ区間、人吉駅蓑野線のみのだ内科循環器科そばの交差点から国道219号交差点までの区間、以上、３つの路線区間を、短期に対応する路線区間として選定をいたしました。

優先順位としては、交通量が多かった路線順に、現在事業実施中の下林願成寺線Ａ区間、次に下林願成寺線Ｂ区間、次いで人吉駅蓑野線とすることを、平成23年に決定をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　現在事業を実施をしている下林願成寺線のＡ区間、そして下林願成寺線のＢ区間、その次に人吉駅蓑野線ということで、優先順位が高いということはわかったんですが、人吉駅蓑野線の中でも、みのだ内科のところの交差点から国道219号の西間交差点までの区間を、短期に対応する区間と選定したとのことでありました。この区間については、歩道が整備していない、歩道の未整備の区間でありまして、そういったこともあって、この区間を選定してあるのかなというふうに感じましたが、やはり、この区間においても中学生や高校生の通学路となっており、いつも、車の横をぎりぎりですり抜けていく学生をよく見かけます。また、ことしは自転車の死亡事故も発生しております。こういう状況からも見ても、歩道の設置を早急に進めていかなければならないというふうに、私は思っています。

そこで、お尋ねですが、国道219号の西間交差点から蓑野町そばの267号においては、順次歩道の設置工事が行われていますが、青井西間線においても、みのだ内科付近の交差点から国道219号の西間交差点までの歩道未設置の区間において、都市計画道路として計画がある中で、歩道のみの設置工事ができるのかどうかというのをお尋ねいたします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

歩道がない部分について、歩道だけの整備ができるのか、との御質問でございます。歩道だけの整備は技術的には可能でございますけれども、この都市計画道路人吉駅蓑野線は、幅員14メートルの道路として計画決定がなされております。したがいまして、幅員14メートルに満たない整備計画の場合、街路事業として事業認可を受けることは困難であり、その場合は、通常の道路事業として事業を実施するのか検討する必要がございます。

また、先ほどの答弁にありました平成23年に決定している優先順位につきましても、スマートインターチェンジ開通に伴う交通量の変化等、改めて調査を行い、その調査結果をもっ

て、県の道路局、都市局との合同協議を実施し、今後の整備方針を決定する必要がございます。また、市道青井西間線の歩道未設置の区間は、ほとんどの区間において用地取得の必要があり、財政的な面からも十分検討しなくてはならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　歩道だけの整備はできるけれども、そのときには、街路事業ではなくて、通常の道路事業で整備するということですけれども、国道267号についても、やはり都市計画道路の事業ではなくて、普通の道路事業とか安全対策事業で県が進められているということでよかですね。ただ、街路事業にしても、通常の道路事業にしても、歩道の未設置区間は、家が張りついているということで用地取得が必要で、かなりの事業費が必要であるということでありましたけども、この路線はスマートインターチェンジが開通すると、青井阿蘇神社、人吉駅方面に観光で行かれる方は利用されると思いますし、何といっても新市庁舎が西間下町にできますので、地域の方々、また県外の方が新市庁舎を訪れる際には、この路線を利用されることが多くなると思います。

また、国道219号の西間交差点はちょっとずれているんですよね。ですので、大型車が267号から右折しようとした場合は、曲がりにくいとよくいわれています。ですので、伊佐方面から来た大型車は267号をずっとまっすぐ行かずに、途中から、蓑野三叉路から、先ほど質問した市道東間蓑野線に入っていくんですよ。そういったこともあって、あそこに大型車が頻繁に通行するということにつながるんですけれども。そういった状況ですので、ぜひ前向きに青井西間線の整備を検討し、実施していただきたいと思っておりますが、そこで市長にお尋ねですが、この路線についての今後の整備方針はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員が御指摘されましたとおり、平成31年度には人吉球磨スマートインターチェンジが開通しまして、平成32年度には新市庁舎が完成しますと、車の流れや人の流れにつきましても、道路網や公共交通を含む交通体系が変化することに伴いまして、新市庁舎周辺道路の利用状況がかなり変わってくるものと考えております。車の流れや人の流れが大きく変わることで、周辺地域で生活される方はもちろん、利用される方に対しまして少なからず影響が出てくるものと予測しているところでございます。

市道の整備におきましては、市民のライフラインの根幹であり、市民の皆様の生活とつながっておりますので、市道の維持管理や整備につきましては、その時代の生活形態や交通事情に合わせて計画されていくものと考えており、また、高齢者や児童などの歩行者が、安全で歩きやすい歩行空間を確保することも、今後の大きな課題であることを認識しているところでございます。

現在の道路幅員内におきまして、歩道を含めた整備を行うことは困難と思われますので、市道に隣接します地権者の方に御理解と御協力をいただく必要があると考えているところでございます。

どのような道路整備を計画するかにつきましては、交通状況の変化を見きわめつつ、地域の方の御理解をいただきながら、安全な道路整備の計画を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　確かに家も張りついておりますし、さらに交差点の改良までとなると、かなりの事業費というのが必要になりますので、この事業を進めるのであれば、本当に覚悟を決めて事業に取り組まなければならないというふうに思っております。ただ、人吉市が覚悟を決めてやると決めたら、国も県も動いていただけるというふうに思います。この事業に消極的になるのではなくて、国や県とも積極的に協議をしていただいて、事業実施に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

この質問は、終わらせていただきます。

最後に、地域を守る消防団の確保と処遇改善について、質問をいたします。

近年、災害は多様化・大規模化しており、地域の総合的な防災力の向上が求められるにつれ、消防団が地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割も、ますます大きくなっております。７月の西日本豪雨災害や、９月に入り発生した台風21号、北海道地震の災害現場では、警察、消防、自衛隊とともに、地元消防団が奔走している姿がテレビに映し出されました。熊本地震の際にも、消防団員が後方活動や避難所運営、救援物資の受付など、さまざまに活動されている姿を実際に見てまいりました。消防団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を果たしている姿には大変頼もしく、頭が下がる思いでありました。地域防災のかなめとして、自分たちのまちは自分たちで守ると、地元とともに歩む消防団でありますが、現在、全国的に消防団員の減少が問題となってきております。

本市においても消防団員が減少しており、私も現役の消防団員でありますので、さまざまな消防団行事に参加いたしますが、だんだん消防団員が減っているなというふうに肌で感じております。また、どこの部に聞いても、なかなか新入団員が見つからないというような話も聞きます。消防団の役割がますます重要になっている中で、団員数の減少による地域防災力の低下が懸念されておりますが、本市は、この消防団員の減少に対し、どのように考えているのか。また、現在、どのような方法で消防団員の確保に努められているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

人吉市消防団条例に基づく消防団員の定数は559人と定めておりますが、現在の団員数は、

基本団員386人、機能別団員102人の計488人となっております。条例定数から機能別消防団員数を除いた定数は457人となりまして、在籍する基本団員数との差は71人となりますので、基本団員の減少が進んでいる状況でございます。

団員数が減少しているということは、１人にかかる負担が大きくなり、消防団活動に支障を来すものと認識をしております。さらには、消防団組織としての維持が困難になるものと危惧をしておりまして、消防団員の確保に向けた消防防災の充実強化、こういったものを含めて、消防団員の確保は喫緊の課題というふうに捉えているところでございます。

また、団員確保の取り組みにつきましては、これまでも団員や消防団ＯＢの皆様を初め、町内会や消防団後援会など積極的な勧誘活動がなされているところでございます。市におきましては、市ホームページによる団員募集の掲載、若手市職員の勧誘、次世代を担う少年消防クラブへの支援などに取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　消防団員の減少は組織の維持も困難になるのではないかというふうに危惧されているということでしたが、私も、このまま行くと、組織編成等も視野に入れて、今後検討する時期が来るのかなというふうに思っております。ただ、とりあえず今は、団員確保に努めなくてはなりません。今、本市の取り組みについて御答弁いただきましたけれども、そのほかにも消防団員の確保のために取り組みをされているというふうに思います。

そこで、私がちょっと気になっている取り組みについて、質問をしていきたいというふうに思います。

まずは、人吉市消防団協力事業所表示制度についてです。消防団協力事業所表示制度とは、消防団のサラリーマン化を背景として、事業所の消防団活動への理解と被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備を目的としており、消防団協力事業所として認められた事業所は表示証を掲示でき、表示証のマークを事業所の印刷物やホームページなど広く公表することができるので、事業所のイメージアップにつながると同時に、消防団活動に協力する事業所がふえることにより、消防団の活性化が期待できる制度だといわれております。

そこで、本市もこの消防団協力事業所表示制度を導入していますが、本市の消防団協力事業所の認定基準はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

消防団協力事業所表示制度につきましては、平成24年11月１日に実施要項を定めまして、制度の運用を開始しております。この消防団協力事業所表示証の交付を受けるためには、事業所みずから申請されるか、消防団長等の推薦によるものとなっております。

認定基準につきましては、３項目ございまして、いずれかに適合していると認められる場

合に認定を行うものでございます。まず、第１番目に、従業員が消防団員として相当数――現在３名以上としておりますけども――この相当数入団しており、従業員の消防団の活動について、積極的に配慮している事業所等、２番目に、災害時において資機材等を提供するなど、消防団の活動に協力している事業所等、３番目に、その他消防団の活動への協力により、地域の消防防災体制の充実・強化等に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　この認定においては、従業員が３名以上消防団員として入団していることというものがありましたけれども、この消防団協力事業所の認定を貰われている事業所の方にちょっとお話を聞くと、認定を貰ったときは消防団員が３名いたけども、今はいないんだよね、どうしたらよかっかな、というふうに言われました。また、ほかの事業所の方にも聞くと、そういえば、そぎゃんとがあったねみたいな、そんな感じだったんですね。そういった返事だったので、市からの確認とか連絡はないんですかと聞くと、特にない、というふうに答えられました。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、まず、この表示証の有効期限はあるのか、また表示証を交付している事業所に団員の所属状況、団員が３名以上いるのかどうかとか、事業所を辞めていないかとか、そういったのを確認しているのか。そして、今、認定している事業所以外に、新たに協力事業所としての申請があっているのかどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

消防団協力事業所表示証の有効期間につきましては、実施要項に定めておりまして、原則として、協力事業所の認定を行った日から２年、ただし、協力事業所が、総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、その交付日から２年としております。また、認定の日から２年を経過する前に、当該事業所等における協力事項の現状及び表示証の表示の継続の意思を確認した上で、協力事業所認定を更新することができると定めております。

平成25年４月１日付で、市内の19の事業所を協力事業所として認定を行ったところでございますが、その後に、協力事項の現況把握並びに継続意思の確認はできていないところでございます。この件に関しましては、至急現況確認を行い、実施要項にのっとった運用を行うよう対処してまいりたいと存じます。また、その後、新規事業所からの申請は出ていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　確認していなかったということですけれども、平成25年４月１日に表示証を渡しているということで、認定して、やはりそれっきりだと、事業所の方も関心が薄

くなってくると思うんですよね。やはり最低でも１年に１回は確認していただいて、各事業所に、消防団員の所属状況だったり、勤務中に出動はなかったか等聞いていただいて、消防団活動に支援をいただいていることへのお礼と、消防団活動に対する理解を、さらに深めていただきたいというふうに思っております。

また、新たに申請があっていないとのことですが、これは広報不足というのもありますけれども、やはり消防団協力事業所に認定されてもメリットがないからだというふうに思っております。認定事業者は、表示証のマークを事業所の印刷物やホームページなどで公表することで、事業所のイメージアップにつながることがメリットになるとは言われていますが、これは余り効果的なメリットを得られていないのではないかというふうに思っております。

そこで、現在、消防団協力事業所に認定された場合、本市の場合、どのようなメリットがあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

消防団協力事業所として認定された事業所につきましては、表示証を掲示することで事業所の社会貢献活動が広く認められ、これにより事業所の信頼性が向上するものと存じております。

また、平成27年度からは、認定事業所に対しまして、人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱において、入札制度における総合評価の加点を行うなど、より事業所としてのメリットを享受できるよう対応を行ったところでございます。結果といたしまして、消防団員がより活動しやすい環境づくりと、さらなる地域の防災力の充実強化になっているものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　メリットとして、公共事業に入札する認定事業者には総合評価の加点があるということでしたけれども、認定を受けられている事業所は、建設関係の事業所ばかりではないんですよね。ですので、今、答弁の中に、消防団員がより活動しやすい環境づくりと、さらなる地域の防災力の充実強化になっているものと言われましたけれど、果たしてそうかなというふうに感じているところなんですけれども。

ほかの自治体を見てみると、入札参加資格の加点といったものもありますけども、ほかにも事業税額の減税措置をしている――これは県ですね――や、報償金を支給している制度、また、広報紙の広告掲載料の免除、また消火器の無償提供など、優遇措置を導入している自治体もあります。

そこで、建設関係以外の協力事業所でも、何かメリットになるようなものは考えていないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

建設業以外の事業所において、直接的な恩恵があるのか、との御質問でございますが、現時点では、先ほど答弁をさせていただきましたように、事業所の信頼性が向上するといった間接的なメリットになるかと存じます。せっかくの制度でございますので、多くの事業所に消防団協力事業所になっていただきますよう、先ほど議員からも事例を御紹介していただきましたけれども、他の自治体の取り組み状況など調査しながら、魅力ある制度になるよう改善を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　ほかの自治体の取り組みも調査しながら、効果のある優遇措置を導入していただいて、魅力ある制度にしていただきたいというふうに思いますし、また、せっかく導入している制度ですので、しっかりと運用していただきたいというふうに思います。

次に、消防団応援の店の制度について質問いたします。この制度は、消防団員の確保及び加入促進を図るために、賛同いただいた事業所や店舗等の協力によって、消防団員や家族等を対象に割引等のサービスを提供するといった制度だと理解しておりますが、この制度が始まったときには、消防団員に制度についての周知はあったのですが、現在は周知等はあっておりません。多分、最近入団した団員は、知らない団員もいるんじゃないかなというふうに思いますし、また、身分証を持っている団員も、余り使ったことがないんじゃないかなというふうに思っております。また、人吉市のホームページで応援の店の一覧があるのですが、平成27年１月27日付の一覧で、登録店の中には、現在営業をされていないお店もあります。これも、先ほどの消防団協力事業所と同じで、始めたのはいいけど、それっきりじゃないかなと感じております。

そこで、この応援店に登録してあるお店にどれくらい利用があっているのか、また、消防団員が使いやすい制度になっているかなど、検証をしているのか。また、新たなお店の募集等はされていないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

消防団応援の店制度につきましては、地域防災力の向上を担う消防団員の確保を目的といたしまして、市内の事業所または店舗等が消防団員に対して、積極的に協力や一定のサービス等を提供することで消防団の確保につながることを目標に、平成26年度から取り組んでいる制度でございます。

飲食店を中心に、小売店や温泉施設等に消防団員に対してサービスを提供していただくもので、認定を受けますと「がまんだせ!!消防団」と明記したステッカーを配布いたしまして、地域貢献や集客などの効果を期待するものでございます。現在ではホームページでも公表しておりますけれども、39の事業所を認定しているところでございます。議員御質問の、検証につきましては、集客効果や入団促進などの検証は行っておりませんので、今後、新たな事

業所の呼びかけも含め、早急に検証を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　こちらも検証していないということでしたが、ちゃんと取り組みがどうなっているかというのを検証していただいて、改善点があるのであれば、改善していただき、消防団員が使いやすい制度にしていただきたいと思います。

また、この消防団応援の店ですが、登録しているお店側のメリットとしては、地域貢献度のＰＲができます、というふうに市のホームページに載せてあります。しかし、これは全く周知ができていないような気がしますし、消防団員にも、どのお店が消防団の応援の店なのか、また、どのようなサービスが受けられるかなどの周知があっておりません。このあたりの周知方法は、今後どのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

消防団応援の店制度の周知につきましては、人吉市のホームページにおきまして、加盟店募集を掲載しておりますし、市の広報紙等に消防団応援の店加盟店募集を掲載して、周知を図ってまいりたいと存じております。

また、消防団員への周知でございますが、春・秋に消防団総会を開催しておりますので、その際に、消防団応援の店制度につきましては周知してまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　消防団協力事業所の表示制度にしても、この消防団応援の店制度にしても、消防団員の確保のために取り組んでいますと言いながら、ちょっと実施しただけで、その後は何もしてないと。全国的な流れの中で始められた制度かもしれませんけれども、少しでも消防団員の確保につなげようというのが伝わってきません。ですので、今後はしっかりと確認・検証していただき、消防団員の確保につながるような取り組みにしていただきたいと思います。

次に、団員の報酬、出動手当について質問いたします。現在、国は、消防団員の報酬、出動手当について、団員１人当たり、地方交付税単価として、年額報酬を３万6,500円と算定し、出動手当を7,000円としていますが、全国的に各自治体が定めている報酬は、国が財政措置している額よりも下回っているために改善が求められております。

本市においても、団員の年報酬は２万1,500円、出動手当は、火災出動が１回1,500円、火災以外の災害等で出動した場合が１日3,000円となっており、本市も国が財政措置をしている額よりも下回っております。

平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました

が、この法律の中では報酬等の改善、処遇改善についても明記され、それから毎年のように、消防庁から県を通じて、報酬を引き上げるようにとの通達があっていると思います。

そこで、団員の報酬、出動手当の引き上げについて、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

消防庁から、団員報酬を、交付税措置額を踏まえた水準まで引き上げるよう通達が来ておりますが、本市としましては、強制力のあるものではなく、努力事項として認識をいたしているところでございます。しかしながら、消防団員の皆様には、火災出動を初め、防災活動、災害出動、夜間の訓練など、生業を持ちながらの消防団活動を献身的に行っていただいておりますので、団員報酬、出動手当の引き上げにつきましては、できることならば改正に向けて取り組んでいきたいというのが正直なところでございます。

しかし、市の財政状況や他の特別職の報酬とのバランスなど、総合的に判断すべきところもございますし、また、消防団の重要事項は、団員の処遇に関することは、消防委員会という組織がございまして、この消防委員会に諮る必要がございますので、議員からいただきました御意見につきましては、消防委員会等にお諮りいたしまして、意見を十分お伺いしながら、検討を進めてまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　引き上げてあげたいというのは正直なところだということでしたけれども、最初の答弁にあったように、現在団員が減っている中で、１人当たりの負担が本当に大きくなっているんですよね。また、異常気象ということもあって、本当に、今、深夜に出動する機会が多くなっております。深夜に出動して、睡眠も余りとることなく、そのまま仕事に行く団員や、仕事を休んで待機する団員とかもいるんですね。団員の皆さんは、地域を守る使命感とボランティア精神で活動されていますが、ぜひこういったことも考慮していただいて、消防委員会で審議していただき、報酬また出動手当の引き上げについては、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、近年、これまでの常識では考えられないような災害が連続して発生している中で、消防団が担うべき役割はますます重要なものとなってきています。私たちも、地域住民また消防団員として、消防団員の確保に努めてまいりますが、市長にも強いリーダーシップを発揮していただき、消防団員の確保について積極的な取り組みをしていただきたいというふうに考えておりますが、今後、どのように団員の確保に取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

消防団につきましては、地域防災力のかなめとして必要不可欠でございますし、人吉市消

防団の皆様方におかれましては、日ごろから献身的に消防活動に御尽力いただいておりますことに対しまして、私からも改めて感謝を申し上げる次第でございます。

台風や地震など、いつ、どこで起きるかわからない災害に少しでも早く対応するために、消防団の確保は最重要課題と捉えております。団員の活動しやすい環境づくりも、団員確保対策の１つであり、消防団活動における団員の負担軽減を図る改善や、活動資機材の充実、また事業所に対し、消防団への理解と協力を機会ごとにお願いしてまいりたいと存じます。また、今回、議員より御指摘いただきました、消防団協力事業所表示制度や消防団応援の店制度を充実させながら、消防団員の確保につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　２番。宮原将志議員。

○２番（宮原将志君）　消防団協力事業所や消防団応援の店を充実させたいということでしたけども、これを充実させるには、例えば商工会議所の会議等で、こういったところへの登録のお願いだったり、出動に対する協力要請をするとか、そういったのも考えられますし、ほかの取り組みとしても、成人式の資料の中に消防団のリーフレットを入れるとか、今、市長は、未来カフェで各町内を回られていると思いますが、そこでまた改めて地域の方にお願いするとか、さまざまな取り組みができるというふうに思っております。

今後とも、団員の確保に力を入れていただき、地域防災の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図りながら、災害に強い地域づくりに取り組んでいただくことをお願いし、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分　休憩

午前11時32分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）（登壇）　皆さん、こんにちは。５番議員の宮﨑保です。今回は２項目について通告しておりますので、まず、１項目めとして、公共交通関係について、内容の確認、現状と課題、今後について。２項目めとしまして、市民の声より、鉄道未来遺産関係について、人吉市市民プール関係について、一般質問をさせていただきます。

まず、通告に従いまして、公共交通関係から、現在、人吉市では予約型乗合タクシーが５路線で運行されています。また、通称「豆バス」についても、４つの路線で運行をされております。また、完結の路線バスも多方面にわたり運行されていますが、現在運行されている予約型乗合タクシーと豆バス、路線バスの路線ごとの利用状況と運行状況についてお尋ねします。

１回目の質問を終わります。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

予約型乗合タクシー、豆バス、地域内路線バスの利用状況についてでございますが、平成28年度は、平成27年10月から平成28年９月までの運行、平成29年度は、平成28年10月から平成29年９月までの運行、平成30年度につきましては、平成29年10月から現時点の平成30年８月末までの運行での状況をお答えいたしたいと思います。

まず、予約型乗合タクシーの運行回数と利用人数ですが、鹿目線におきまして、平成28年度が1,526回の4,011人、平成29年度が1,584回の4,105人、平成30年度が1,285回の3,105人でございます。西間経由田野線におきましては、平成28年度が1,441回の2,757人、平成29年度が1,446回の2,644人、平成30年度が1,271回の2,011人でございます。東間経由田野線におきましては、平成28年度が2,027回の7,367人、平成29年度が2,045回の8,129人、平成30年度が1,565回の4,848人でございます。下田代線におきましては、平成28年度が2,094回の3,604人、平成29年度が2,083回の3,708人、平成30年度が1,727回の2,906人でございます。山江線におきましては、平成28年度が1,536回の1,904人、平成29年度が1,656回の2,078人、平成30年度が1,343回の1,639人でございます。西間経由田野線及び東間経由田野線につきましては、平成30年度からスクールタクシーが運行され、第一中学校及び東間小学校の生徒の利用がなくなったことにより大幅な利用者の減となっております。予約型乗合タクシーの合計となりますが、平成28年度が8,624回の１万9,643人、平成29年度が8,814回の２万664人、平成30年度が7,191回の１万4,509人でございます。

次に、豆バスの利用状況ですが、こちらは週２回の３便運行で、大柿線におきましては、平成28年度が600回の358人、平成29年度が588回の460人、平成30年度が546回の578人でございます。上原田線におきましては、平成28年度が552回の326人、平成29年度が564回の403人、平成30年度が522回の404人でございます。七地線におきましては、平成28年度が276回の203人、平成29年度が282回の215人、平成30年度が261回の247人でございます。小柿線におきましては、平成28年度が600回の217人、平成29年度が588回の179人、平成30年度が546回の148人でございます。豆バスの合計ですが、平成28年度が2,028回の1,104人、平成29年度が2,022回の1,257人、平成30年度が1,875回の1,377人でございます。

次に、人吉市内で完結する地域内路線バスの利用状況ですが、平成28年度が、１万2,913回の２万3,723人、平成29年度が、１万2,950回の２万6,285人、平成30年度が１万1,917回の２万6,884人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　ただいま、各路線の利用状況について答弁をいただきました。前回のときに、これも質問したんですけど、そのときの答弁で、かなり減少傾向にあるということ

でしたが、平成28年度を境にして、若干ではありますが増加傾向にあるようであります。また、予約型乗合タクシーにつきまして、前年度までは増加傾向にあったようでありますが、ことしは、４月から田野方面のスクールタクシーの関係とか、鹿目線においては子供さんの縮小で、通学者の減少などで利用が、やはりかなり少なくなっているのではないかということを、やはりこちらも少子化の影響がかなり出てきているのではないかと思います。

では、平成28年度から平成30年度まで、予約型乗合タクシーと豆バス、及び路線バスの補助金についてはどのようになっているのかお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

運行年度につきましては、先ほどの答弁と同じく、平成28年度については、平成27年10月から平成28年９月まで、平成29年度につきましては、平成28年10月から平成29年９月まで、平成30年度につきましても、平成29年10月から現時点の平成30年８月末までとしてお答えいたします。

なお、平成30年度の豆バスと地域路線バスの補助額につきましては、年度が完了しませんと金額が確定しませんので、予約型乗合タクシーのみお答えさせていただきます。

まず、予約型乗合タクシーの補助金額ですが、鹿目線におきまして、平成28年度が202万161円、平成29年度が220万2,399円、平成30年度が180万5,668円でございます。西間経由田野線におきましては、平成28年度が446万5,555円、平成29年度が452万2,348円、平成30年度が403万4,099円でございます。東間経由田野線におきましては、平成28年度が647万7,488円、平成29年度が667万9,975円、平成30年度が525万8,794円でございます。下田代線におきましては、平成28年度が490万4,284円、平成29年度が494万5,395円、平成30年度が408万2,525円でございます。山江線におきましては、平成28年度が192万9,113円、平成29年度が219万6,438円、平成30年度が177万4,961円でございます。合計で、平成28年度が1,979万6,601円、平成29年度が2,054万6,554円、平成30年度が1,695万6,047円でございます。

次に、豆バスの補助金額ですが、大柿線におきましては、平成28年度が140万2,000円、平成29年度が152万8,000円でございます。上原田線におきましては、平成28年度が167万円、平成29年度が187万2,000円でございます。七地線におきましては、平成28年度が51万円、平成29年度が54万1,000円でございます。小柿線におきましては、平成28年度が100万5,000円、平成29年度が115万円でございます。合計で、平成28年度が458万7,000円、平成29年度が509万1,000円でございます。

次に、人吉市内で完結する地域内路線バスの利用状況です。補助金額ですが、平成28年度が1,348万4,000円、平成29年度が1,558万2,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、予約型乗合タクシー、豆バスも、若干ではあります

が、補助金が増加の傾向にあるようであります。これも、先ほど述べましたように、利用者がやっぱり増加している部分で、やはり必要としている結果だというふうに思います。

それでは、平成28年３月の答弁の中で、平成27年12月に設立された人吉市地域公共交通活性化協議会において、平成28年度の計画策定に向けて協議を進めている。この人吉市の計画は、本市の公共交通のマスタープランとしての位置づけとなるので、市内全域においてきめ細やかな調査を行い、持続可能な交通体系の確立を目指して、計画の策定を行う。計画策定時には、当然、公共交通空白地の解消もあわせて、既存の路線の再編も盛り込む予定である。平成28年度に策定を予定している人吉球磨地域公共交通再編の実施計画もやっている。もろもろの課題もある状況の中で、順調にいけば、人吉市地域公共交通網形成計画は、大方平成29年10月ぐらいには、ある程度はっきりするのではないかというふうに考えている、との答弁でありました。

それでは、人吉市地域公共交通網形成計画についても、それからできていれば約10カ月程度経過をしております。それの内容について、策定状況はどのようになっているのか、また協議等はどのようにされてきているのか、また内容についてはどうだったのかをお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

人吉市地域公共交通網形成計画につきましては、人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、交通政策基本法及び改正地域公共交通活性化再生法に基づき、本市における持続可能な地域公共交通網を形成することを目的に、本市の地域公共交通のマスタープランとして、平成29年７月に策定しております。

今後は、人吉市地域公共交通網形成計画をもとに、人吉市内で完結する地域内路線バス、豆バス、予約型乗合タクシーの見直し、また、本市のみでなく地域を跨ぐ路線バスの接続の課題、今後予想される少子化に伴うくま川鉄道の通学者の減少問題等の検証を行い、交通空白地帯解消に向けた地域コミュニティ交通の再編に向けても検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　地域公共交通のマスタープランとしては、平成29年７月には策定をしているとのことです。もう既に１年以上は経過しております。これについても、前回そのように答弁がありましたように、内容が同じようにしか聞こえてきません。なかなか事業が進んでいるようには見えませんので、議論について急いでいく必要があると思います。早急な検討のほうをよろしくお願いをしておきたいと思います。

また、人吉市のほうでも高齢化がかなりのスピードで進んでいると思います。きのうの新聞報道にも載っていたと思いますけども、外出するときは、市外地の方は必ずと言っていい

ほど車は必要というふうになってきます。高齢者の方を車に同乗させてくれる人が、近所等にいてくれたらよいのですが、それも、やはり若い人たちは仕事に行くとかいう関係で、時間のことなどで厳しい状況にあるのが現状だろうと思います。また、高齢者の方の交通事故のニュースも、よく報道されています。そうした中において、人吉市内の方で自動車運転免許証の返納状況はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

人吉市内の高齢者の運転免許証の自主返納者の人数につきまして、人吉警察署にお尋ねしましたところ、平成28年度につきましては、これは人吉警察署管内の人数となりますが、127人、それから平成29年度は、これは人吉市内の人数となりますが、116人、平成30年度が、これは８月までということでお聞きしておりますが、９人とのことでございました。

それから、運転免許証の自主返納の主な理由としましては、先ほどのお話にもありましたが、運転をしなくなったとか、あと体の不調という理由と聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　昨年度は、人吉市だけで116人の方が運転免許証を返納されているということで、やはり運転免許証を持っていらっしゃる高齢者の方が、かなり返納されているようであります。

しかし、その中にやっぱり施設等に入所されている方、また更新されずそのまま失効された方なども数多くおられるのではないかというふうに思います。数字的にはまだまだふえていくのではないかと思います。

そうした中で、次の質問ですが、前回の質問でも述べましたように、高齢者の方の交通事故もニュース等で報道されています。そうした中、今後も高齢者社会が進んでいくことに伴い、体調の不良や運転に自信がなくなった、家族から自主返納を進められたなどの理由により、運転免許証を返納されている方や、運転免許証を更新されていない高齢者の方々がふえてくるのではないかと考えます。特に市外地にお住まいの方については、買い物や通院などによる車の運転は必要でありますが、先ほど言いましたように、体調不良などにより運転ができなくなった高齢者の方も含め、交通弱者の方々の利用が、今後は多くなってくるのではないかと考えます。

現在の公共交通の運行利用に対する要望も変化をしてきているのではないかというふうに考えます。今は車の運転ができるからいいが、今後は公共交通を利用することになるのではないか、といった意見もよく耳にします。そういうことも踏まえ、利用者の方から意見として、運行開始から今まで変更が行われていないので、現在の運行路線の変更、市庁舎も分散しているので、いろんな施設の場所を巡回しているので運行経路を検討してほしい、豆バスについては、１週間に２日と、運行の日数が少ないのでふやしてほしい、それと、現在は１

日に３往復なので、できたら１日の便数をふやしてほしい、また、曜日と時間帯が合わないので利用しにくい、などといったことをよく耳にしますので、現在の豆バスの、１週間に２日や１日３往復の運行本数をふやすことなどができないかについて、お尋ねをしておきます。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

豆バスは、人吉球磨地域公共交通総合連携計画に基づき、人吉市内の公共交通の再編として、交通空白地帯に導入したコミュニティバスでございます。平成22年10月から運行を開始しております。利用者につきましては、平成27年度から減少傾向にありましたが、平成30年度には増加に転じておりますことから、地域の交通手段としての認知度が高まってきていると考えております。

しかしながら、運行本数の増加につきましては、財政負担増加といった課題もございますので、利用実績や地域の交通事情を考慮しながら、地域のニーズに合った運行形態をバス事業者と検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今、言われましたように、豆バスは運行から約８年が経過をしております。たしか、その中で１路線については運行の延伸が行われたというふうに記憶をしております。しかし、やはり皆さんの要望として、運行日数と１日の増便についても、前向きに検討されて、今後実施できるような形で結びつけていってもらいたいと考えております。この点についても、よろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、平成28年度に１カ月間と、平成29年度に約４カ月間にわたり、交通空白地帯の解消として、ドア・ツー・ドアの運行を兼ねた、大畑地区と永野地区の２路線において、お試し号として実証運行を行われましたが、利用状況はどうだったのか、また委託についてはどのようになっていたのかをお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

お試し永野号及びお試し大畑号につきましては、平成28年度に、地域公共交通のマスタープランである人吉市地域公共交通網形成計画作成のため、予約型乗合タクシーの区域運行を試験的に行い、その後、平成28年度に、さらなるデータ取得のため実証運行を行ったものです。

本市では、これまでドア・ツー・ドア区域運行を本格的に導入した事例はなかったため、地域の実情に合った交通手段を模索する上で、試験的に区域運行を実施いたしました。

まず、お試し永野号につきましては、平成28年度の利用状況は、７回運行で15人、平成29年度は、52回運行の71人でした。お試し大畑号につきましては、平成28年度が、22回運行で49人、平成29年度が、154回運行で284人の利用となっています。合計で、平成28年度が、29回運行で64人、平成29年度が206回運行で355人の利用となりました。

実証運行の費用につきましては、運賃収入以外は、人吉市地域公共交通活性化協議会から、市内タクシー会社への委託費として支払われています。平成28年度は、基本委託料を支払っており、計算方法が異なるため、単純に平成29年度との比較はできませんが、お試し永野号につきましては、平成28年度が26万8,300円、平成29年度が７万7,100円でした。お試し大畑号につきましては、平成28年度が58万2,870円、平成29年度が38万9,980円でした。合計で、平成28年度が85万1,170円、平成29年度が46万7,080円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　平成28年度と平成29年度の利用には、若干の増減があるようですが、平成28年度について、たしか無料券が１枚ずつ発行されたことも関連していると思います。また、区間ごとに料金の設定が、150円と300円とか料金が設定をされたことなどがありまして、また、期間についても、平成28年度が１カ月間、平成29年度が４カ月間ということで、比較はしにくいだろうというふうには思います。

では、お試し永野号の運行に関する利用日、便数については、どのように設定されたのでしょうか。また、お試し永野号を利用された方のアンケート調査を行われたと聞いておりますが、結果はどうだったのか。また、今後も、もっと利用しやすい交通手段にするために、新たにアンケート調査を行う必要があると思いますが、行う考えがあるのか。それと、お試し永野号ではなく、本格的運用での永野線について、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

まず、ドア・ツー・ドア区域運行の実証運行につきましては、実施するに当たり、地域において座談会を開催し、地域住民の皆様のお声をお聞きした上で、いただいた御意見を検討した結果、運行の曜日や便数を決定いたしております。

次に、お試し永野号につきましては、乗車された全ての利用者にアンケート調査を行っておりまして、その結果は、乗車目的に通院を上げられる方が最も多く、次に買い物となっております。日常生活に密着した利用が多いことがわかっております。また、利用された理由としましては、自宅付近で乗りおりができることを上げられた方が多く、ドア・ツー・ドアの区域運行の運行形態が望まれていることがわかりました。

利用者増加のため、前回、お試し永野号を利用されなかった運転免許を持っていらっしゃらない交通弱者の方々への新たなアンケートの実施につきましては、町内会長や班長の皆様に御協力のお願いにまいりたいと存じております。

次に、お試し永野号の本格運用についてですが、平成29年度の実証運行の結果としまして、月ごとの平均利用者数は１日当たり２人から2.8人、１便当たりの平均乗車数は1.3人から1.7人と、若干低い利用人数の結果となりました。人吉市地域公共交通網形成計画における

目標は、１日当たりの平均利用者数の目標を8.0人、それから１便当たりの平均乗車人数を2.0人となっております。今後、本格運用につきましては、実証運行によって得られたデータやアンケート結果をもとに、また新たなアンケートによる検証をしながら、住民の皆様への報告を行い、御意見をいただいた上で、今後の計画について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今、言われましたように、利用者のアンケートの中に、やはりドア・ツー・ドア、自宅近くで乗りおりできるのがやっぱり一番いいと言う方が多くおられましたし、また、やはり、今後どのようにしていくのかといったら、新たにアンケートを実施をして取り組んでもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

また、本格運行については、先ほど言われた人吉市地域公共交通網形成計画の目標としては、１日８人、１便２名ということでなっておりますが、それに対して、利用者の方は若干少ないかもしれませんが、それでも必要としておられる方がおられます。そういったことまで含めた中で、早期の本格運行に向けて計画等をよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、現在の予約型乗合タクシーですが、停留所から自宅までかなりの距離があり、重い荷物を持って移動するには、高齢者にとっては今後厳しい状況になってくると思います。自宅前で乗りおりできるといったドア・ツー・ドア、また、そういうことについて要望も数多く出ています。先ほどのアンケート結果でもありましたように、利用しやすいドア・ツー・ドアについて、今後、予約型乗合タクシーを変更していく考えはないのかお尋ねしておきます。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

今回、実証運行を行ったドア・ツー・ドア方式につきましては、自宅付近で乗りおりができるというメリットはありますが、その半面、停留所以外を経由するために、定時的な運行ができないといったデメリットがあります。公共交通としましては、定時性といった視点がございますので、全ての乗合タクシーをドア・ツー・ドアに変えていくことは難しいと考えますが、利用者の皆様の声をお聞きしながら、例えばフリー乗車区間を設けるなどの検討も行ってまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今、言われましたように、フリー区間をふやすのもいいのですが、やはり市外地――市の外ですね――については、特に高齢化が進んでいるというふうに思いますので、高齢者にとっては、停留所から自宅まで１キロとか２キロも歩くのはかなり厳しい状況にあります。人吉市地域公共交通網形成計画の中でも検討されておりますドア・ツー・

ドアを、１つの路線からでもいいですから実施できるように要望しておきたいと思います。

それでは、現在、くま川鉄道を挟んで南北に、２路線を完結型の路線バスが運行しております。くま川鉄道利用促進を図るためにも、例えばＪＲ人吉駅やくま川鉄道の各駅から発着するコミュニティバスなど、そういったバスの運行についての考えはないのかお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

地域を跨ぐ地域間路線バスにつきましては、人吉球磨地域と交通事業者等で組織しております人吉球磨地域公共交通活性化協議会におきまして、平成28年３月に、人吉球磨地域公共交通網形成計画を策定しています。人吉球磨地域公共交通活性化協議会につきましては、地域住民、学識経験者、関係自治体、交通事業者、県、またオブザーバーとして国土交通省九州運輸局にも参加いただき、持続可能な地域公共交通体系づくりに取り組んでいるところです。平成28年３月の人吉球磨地域公共交通網形成計画の策定以降、平成28年度に協議会を２回、平成29年度には２回開催しておりまして、会議では、人吉市を初め、各自治体で抱える財政負担など、さまざまな課題を互いに認識しながら、県を初めとする委員の皆様、国土交通省九州運輸局から、さまざまに御意見やアドバイスをいただいております。

今後も、計画に基づき、地域間幹線系統を対象とした持続可能な地域公共交通網の形成を、くま川鉄道の利用促進も含めまして、人吉球磨郡市一体となって目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　路線バスについては、年２回程度の議論がなされているようであります。せっかく平成28年３月には、人吉球磨地域公共交通網形成計画を作成をしておられます。すばらしい計画だろうと、内容については思います。もう既に２年７カ月が過ぎようとしていますので、今後はやはりスピード感を持って議論を行い、10市町村で実現に向けて進めていってもらいたいと思います。これで、交通関係については終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時12分　休憩

午後１時10分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今から、市民の声より、鉄道未来遺産関係についてお尋ねいたします。肥薩線に対して発足された関係協議会について、時系列に沿って、どのような協議会ができてきたのか、活動も含めお願いをしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　御質問にお答えいたします。

まず、肥薩線利用促進存続期成会でございますが、昭和56年７月、肥薩線の利用促進と存続に向けた活動を推進することを目的として設立され、人吉球磨10市町村と八代市、芦北町、宮崎県えびの市、鹿児島県霧島市、伊佐市、湧水町の16自治体で構成され、会長は、発足以来、人吉市長が務めていたところでございます。主な活動としましては、利用促進に向けた事業として、ホームページや沿線の観光マップの作成、それから、駅を活用した路線地域における助成事業等を実施し、また肥薩線の環境改善や利便性向上に向けた活動として、ＪＲ九州に対し要望活動を行っております。

次に、肥薩線を未来へつなぐ協議会でございますが、肥薩線の歴史的及び文化的な価値を検証し、保存活用を図ることにより未来への継承と地域振興に資することを目的として、平成23年８月に設立し、人吉球磨10市町村と八代市、芦北町、宮崎県えびの市、鹿児島県湧水町の14自治体で構成され、会長は、発足以来、人吉市長が務めていたところでございます。主な活動としましては、肥薩線の世界遺産登録推進事業とＤ51型蒸気機関車復活運行に向けた署名活動を行っております。

次に、肥薩線利用促進魅力発信協議会でございますが、肥薩線利用促進存続期成会と肥薩線を未来へつなぐ協議会を発展的に解散しまして、肥薩線の利用促進及び魅力発信による沿線の振興に資することを目的として、平成29年６月30日に設立し、人吉球磨10市町村と八代市、芦北町、宮崎県えびの市、鹿児島県霧島市、伊佐市、湧水町の16自治体で構成され、会長は、発足以来、人吉市長が務めているところでございます。主な活動としましては、利用促進に向けた事業として、ホームページの運営、駅を活用したイベントなどへの助成事業、魅力発信に向けた事業としてフェイスブックの運営などを行い、肥薩線の環境改善や利便性向上に向けた活動として、ＪＲ九州への要望活動も行っているところでございます。

また、平成30年度の主な事業としましては、昨年、肥薩線が「日本の20世紀遺産20選」に選ばれたことを記念しまして、肥薩線及びくま川鉄道沿線を対象としたフォトコンテストが、今月末から開催する予定となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今、言われましたように、肥薩線が「日本の20世紀遺産20選」に選ばれるまで、イコモスに選ばれるまで関係協議会をかなりなされてきていることがわかりました。

それでは、肥薩線の世界遺産登録に向けて協力をされてきた団体の方々に対して、その時々の情報や経過、今後の方向性といったものの提供については、どのようになされてきたのかお尋ねします。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

これまで、肥薩線の世界遺産登録に向けて、肥薩線沿線で活動をいただいている団体、本

市におきましては、主にＪＲのＯＢで構成され、機関庫の案内など鉄道案内を実施されている人吉鉄道観光案内人会、また大畑駅を拠点として、観光列車のおもてなしや駅周辺美化作業などを実施されております大畑駅を愛する友の会、そのほか地元町内会など、長年にわたる多大なる御尽力をいただいており、心から感謝を申し上げます。

市としましては、大畑駅舎及び矢岳駅舎等の情緒といった鉄道関連の情報につきましては、これまで広報ひとよしや市のホームページ、フェイスブック、また新聞等のマスコミなどを活用し、積極的に広く情報を行ってきたところですが、これまで御協力いただいた関係者の皆様に対して、長年のその時々の事柄につきまして、個別に連絡するといった配慮ができてなかったところでございます。

なお、関係団体との情報交換や意見交換の場を、ことし７月に設定し、人吉鉄道観光案内人会、ＪＲ九州人吉駅、くま川鉄道人吉観光案内所の方々と、人吉鉄道ミュージアムや周辺の鉄道施設等の活用について、情報や意見交換を行ったところでございます。

今後も、必要に応じて開催することとしており、行政からの情報提供のみならず、民間の皆様からの情報もいただきながら、肥薩線の鉄道関連施設の振興を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、ことしの７月には四者の方々に集まってもらい、いろんなことについて情報提供とか意見を出してもらって行ったということですけど、今の話を聞いていますと、今までに１回だけ、関係団体との情報交換や意見交換会を行ったということです。

それでは、なぜ、今まで時折について協力をされてきた団体に対して、その時々の経過や今後の方向性といった情報の提供ができていないのか。また、どういったことで、なぜ、その情報の提供ができていないのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

本市としましては、広報ひとよしや市のホームページ、フェイスブックといった公的なお知らせ、また新聞やテレビといったマスコミを活用したタイムリーで確実な報道により、肥薩線の振興に御尽力いただいている協力団体の皆様に対しても、市民の皆様同様に、情報が行き届いているものといった捉え方をしてしまったことから、これまで、特に個別の連絡をしていなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今まで協力されてきた団体には、個別には行っていないと。報道により情報が伝わっていると思い、長年その時々の情報の提供については行っていないというこ

とであるようです。しかし、鉄道の遺産関係についてですが、今までに３つの遺産登録に向けての動きだったと思います。まず、１つとして、近代化産業遺産であります。これは、経済産業省が出すものであり、主に橋梁や駅舎、機関庫、人吉駅の柱に使用されている100年以上前のレールなど、たしか19カ所だったというふうに思いますが、そういうことをされております、近代化産業遺産についてですね。２つ目については、プロジェクト未来遺産というものがあります。これについては、日本ユネスコ協会が指定したもので、肥薩線そのものがあり、肥薩線の価値を、未来の子供たちに将来にわたって語り伝えていくというメンバーで組織されたものであり、語り部的なものであります。それと、３つ目としては、今回の日本イコモス国内委員会において、平成29年12月８日に、20世紀遺産20選プラス１の中に肥薩線が選定をされましたが、これについては、今まで自治体とボランティア団体が地道に活動を行う中で、信頼関係のもとに行ってきたことが評価されたというふうに思います。そういった中で、民間の活用は大変必要だとは思いますが、地域の発展のためにも大事なことだと思います。

そうした中において、大畑駅や矢岳駅周辺に、初の試みであります商業的な民間活用を行うということについて、なぜ経過や今後のことなどについて、情報の提供や報告ができていなかったのでしょうか。そうしたことにより、今まで築き上げてきた信頼関係が構築できなくなる可能性も出てくるのではないかと思います。今後、協力団体の方々に対して、情報の提供についてはどのように行っていくと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

御協力をいただいている関係団体の皆様に対しては、数年来の御支援の中で喜ばしい事業の進展があったときなど、お知らせが行き届いていなかったことがこれまであったとの御指摘でございます。その点につきましては、配慮が不足していたものと考えております。今後は、信頼関係の維持向上のために、協力団体の皆様に対してお伝えできる鉄道関連の情報につきましては、関係団体の代表の方々へ直接御連絡させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今、述べられましたように、経過や今後のことについての情報の提供などは、信頼関係を構築して、協力関係を深めていくために大変重要なことだと思いますので、このことについては何とぞ滞りのないように、よろしくお願いをしておきたいと思います。

この項目の最後ですけれども、鉄道遺産に向けて、今後、人吉球磨の郡市一体となって広域的な取り組みについても必要だと考えております。人吉市として、どのようなかかわりを持っていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

先ほどの御質問でお答えいたしましたが、現在、肥薩線関連自治体組織としまして、人吉球磨10市町村及び県内外の６市町村で組織し、人吉市長が会長を務めております肥薩線利用促進魅力発信協議会がございます。この協議会におきましては、他の自治体とも協力連携を図りながら、ホームページやフェイスブックによる情報発信、沿線周辺の観光マップの作成による観光客へのＰＲなど、そういった取り組みを行うことによって、100年以上前から今なお元気で利用されている木造駅舎や、全国で唯一の石造りの機関庫を有する肥薩線の歴史的・文化的価値を広く発信しているところでございます。この協議会を通して、構成メンバーの球磨郡市10市町村と一体となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今、言われましたように、やはり情報発信しながら、観光客にＰＲなどを行われ、肥薩線の魅力を多くの方々に発信され、人吉市内に対する観光客の誘致にも積極的に取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。これで、鉄道未来遺産関係についての質問は終わります。

次に、人吉市市民プール関係についてですが、新聞報道によりますと、人吉市市民プール利用者が、昨年度と比べて減少しているとのことでしたが、平成29年度と本年度の２年間の７月と８月の利用状況はどうだったのか。利用者ごとに、人数についてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　皆さん、こんにちは。お答えいたします。

市民プールの平成29年度、本年度の２カ年の７月、８月ごとの利用状況についての御質問でございますが、市民プールの指定管理者でありますＮＰＯ法人人吉市体育協会に伺っておりますので、その集計区分に沿ってお答えをさせていただきます。

まず、平成29年度でございますが、７月の利用者数は総計で6,459人でございました。内訳でございますが、小学生以下が3,656人、中学生が1,193人、高校生以上が1,610人となっております。次に、８月でございますが、利用者数の総計は5,610人でございます。内訳でございますが、小学生以下が3,644人、中学生が394人、高校生以上が1,572人となっておりまして、７月、８月の合計利用者数は１万2,069人でございました。

次に、本年度、平成30年度でございますが、７月の利用者数の総計は3,901人でございました。内訳でございますが、小学生以下が2,045人、中学生が778人、高校生以上が1,078人となっております。次に、８月でございますが、利用者の総数は5,663人でございました。内訳でございますが、小学生以下が3,549人、中学生が494人、高校生以上が1,620人で、７月、８月の合計利用者数は9,564人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　平成30年度は、７月、８月で平成29年度との利用者が約2,500名減少しているようです。また、平成29年の７月と平成30年の７月を比較してみますと、ここでも約2,550人の利用者が減少しています。平成29年度と平成30年度、ともに８月については、あまり利用者については差違がないようでありますが、このことについて、７月の入場者が少なかったのはどのように分析されているのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

利用者につきましては、先ほどお答えしましたとおり、平成29年度が１万2,069人、本年度が9,564人と、御指摘のとおり2,505人減少しております。

減少した要因につきましては、直接的な要因としましては、７月１日から同20日まで、円形プールが塗装工事で使えなかったこと、これは昨日も御指摘を受けましたが、工事の延長にて使えなかったことでございます。あと、プールの水温も、酷暑により28度から29度で暑かったこと、プールサイドは照り返しで40度を超える状況が続いたことにより、プールで遊ぶのは暑いと思われたのではないかということを分析しておられます。これは、指定管理者のほうの分析でございます。

また、間接的な要因としまして、この夏の酷暑により、外出すること自体が暑い、プールに行くまでの間が暑いなど、子供たちを含めまして外出を控えるという傾向もあったようで、そのことも影響したのではないかと分析されているようでございます。駐車場の、プールの入り口の前の自転車が、毎年夏はいっぱいで整理に困っているような状況でございますが、これはことしは少なかったというふうに感じられているということもございました。

以上のような分析でございますが、昨年比で利用者が総数で2,505人減少している内訳から見ましても、小学生以下が1,611人の減、中学生が415人の減、高校生以上が532人の減ということで、特に本年７月の小学生以下の利用者数の大幅な減が見られることから、酷暑を初め、雨天も多く、天候の影響はあったと考えられるものの、当方の円形プールの塗装工事により７月20日まで使用できなかったことが、利用者減少の大きな原因となったことは、本市といたしましても真摯に受けとめ、大変申しわけなく存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　やはり、言われましたように、円形プールの塗装工事が７月20日まで使用できなかったこととか、やはり酷暑による影響があったのではないかと分析をされているようです。確かに、平成29年の７月と平成30年を比べますと、減員が2,500人というふうになっているようです。やはり円形プールの塗装工事が大きくかかわっているのではないかと察します。

市民プールを利用される方から、円形プールが使用できないのなら帰ります、といったような意見もあったと聞いております。私も、円形プールの工事について、なぜ７月20日まで

かかったのかを質問したいと思っていましたが、昨日の笹山議員への答弁があっておりますので、議長の了解を得まして、少し、きのうの工事の経緯を触れさせてもらいたいと思います。

円形プールのろ過器や給排水設備関係上、Ａ・Ｂ両方の円形プールが使用不可能になった。さらに、不測の事態も想定し、余裕を持った工期の設定を行ったとのことだが、梅雨前線に伴う豪雨に見舞われたために、最終工程の段階になって足踏みをせざるを得ない状況になり、現実的に７月20日までの工期の延長になったとの、昨日の、なぜ７月20日までになったかということでの答弁があっております。

しかし、プールは、県民体育祭などといった大会がない限り、９月から翌年の６月まで、10カ月間については使用しないのではないかと考えます。大体６月ぐらいになると、梅雨入りとかが発生するのではないかと思います。そういうことで雨も多くなってくるだろうと感じます。そういった、工事のできないことなどに対する読みが甘かったのではないかということも察しております。プールについては、年間での使用は７月と８月の、たった２カ月間であります。ふぐあいが出た場合は、不慮のことも念頭に入れられて、早目早目の工事をお願いしておきたいと思います。

では、次の質問ですが、答弁でもありましたように、プールサイドの床面が照り返しなどで約40度を超える状況があったということでしたが、プールサイドの床面に常時水を流す設備とか、またひさしを延長するとか、暑さ対策について、何か対処ができないかについてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

市民からの要望等で、プールサイドが暑すぎるので、水を流すとかひさしをつけるとか対処ができないかとの御質問でございますが、２回目の御質問でお答えいたしましたように、現場を管理しております指定管理者の分析の中でも、プールサイドは照り返しで40度を超える暑さが続いたと、今年の状況でございまして、指定管理者において随時水まきも行っていただいたようですが、余り効果がなかったと伺っておりまして、まさにことしの酷暑を象徴するような状況であったと捉えております。

ここ数年、夏の暑さが非常に厳しくなってきておりますので、本市といたしましても、さらにことしのような酷暑が続くことがあった場合、議員が言われたようなことで、水を流すとか、ひさしを設置するとか、何かしらの表面温度を下げるようなことを含めまして、対処を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今まで言われましたように、年々、暑さについては高まっているようでありますので、やはり暑さに対する対策については、何らかの対処方をよろしくお願いを

しておきたいと思います。

それでは、最後に、プール施設の管理についてですが、いろいろな施設関係について、指定管理者だけに任せるのではなく、教育部のほうから出向いて行くなどして現場の状況とかを把握しながら、指定管理者との連携や情報の共有、またプールの現状の確認などといったようなことに取り組んでいかれることを考えてはおられますか。お尋ねしたいと思います。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、指定管理者との関係でございますけれども、本市のスポーツ施設につきましては、ＮＰＯ法人人吉市体育協会で指定管理を行い、常に連携をとりつつ、運営に関する相談や施設・設備等のふぐあい等の報告や情報提供についても、迅速に行っていただいております。特にトラブル発生時などは、両者で現地確認等を行い、双方で対応の協議を行っているところでございます。現課では、必ず指定管理者とともに、現場を踏むということに努めているところでございます。

また、施設の改修工事等につきましても、工期の設定など、利用者の皆様に不利益を与えることがないように、先ほども議員から御指摘を受けましたが、特に利用期間が限られているものなどは、利用期間外、オフシーズンに実施をするなど配慮をしながら行っているところでございますし、行っていきたいというふうに考えております。

今後の施設の管理につきましてでございますが、本市の市民プールは、昭和45年にオープンし、ことし７月で丸48年を迎えた、本市スポーツ施設で最も古い施設となっております。これまで、緊急性を有するもの、さらに必要な改修等につきましては、適時財源の確保に努めながら実施してきておりますが、現在、もう既に50メートルプールの側面のＦＲＰ（ガラス樹脂加工）の表面が浮き上がるという事態の発生、プールサイドのひび割れ、国旗掲揚台や周囲のフェンス等の腐食など、改修を必要とする箇所が数多く出てきている状況でございます。昨日も、笹山議員の一般質問で、全面改修について御意見・御指摘をいただいたように、施設の老朽化がかなり進んでおりますので、本来であれば建てかえも含めまして大規模改修が望まれる施設でございます。

しかしながら、多額の予算が伴うものでございますので、他の体育施設の状況も勘案しながら、市全体での財源の確保と計画的な取り組みの必要があると存じております。以上の状況を踏まえまして、市といたしましては、市民プールを含めまして体育施設の改修につきましては、設置者である市がイニシアチブをとりながら、指定管理者と、さらに情報共有と連携を深めつつ、有利な財源確保と計画的な改修に努めてまいりたいと存じます。

また、安全・安心という点でも、事故防止を含めまして、適正な管理に今後も努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）　今まで述べましたように、やっぱり高齢化により公共交通の問題とか観光客誘致、そういったものに鉄道未来遺産関係、また管理施設の問題など多々あるというふうに思います。時間的な余裕もあまりないというふうに考えております。そういった中で、やはりできない理由でなく、どうしたらできるかを考えてもらい、スピード感を持った行動をお願いして、これで私の一般質問を終わります。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　皆さん、こんにちは。４番議員の大塚です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、１項目、くまりば利活用から、サテライトオフィスＩＴ企業誘致について、旧国民宿舎２階用途変更について、人吉しごとサポートセンター（センター長解雇について）。２項目め、新市庁舎建設から、新市庁舎入札について、６月議会陳情書・趣旨採択反映について、新市庁舎工事監理業務について、申告会場確保に伴う西間別館配置計画案について、新市庁舎等什器整備基本計画（素案）について。３項目、高齢者支援対策から、人吉いきいき高齢者プランについて、買い物支援についてお尋ねします。

まず、くまりば利活用についてお尋ねします。市長は、今回の定例会冒頭の発言の中で、８月18日、19日に、「人吉市を人が集い、笑顔になる観光地にする」をテーマとしたハッカソン開催に、全国各地からＩｏＴエンジニアやプランナー、学生など約40人の方々に参加いただき、本市の観光に対する課題の解決に向けたシステムやアプリケーションなどの試作品を開発していただいた、と述べておられます。さらに、本地域の自然や歴史といった魅力に触れるとともに、観光に対する課題解決にかかわったことにより、本市への愛着をより深く持っていただけたものと存じます。今回、築かれた人的ネットワークをもとに、今後もより積極的にＩＴ企業などの誘致活動に取り組んでまいります、と述べられております。

ただ、残念なことは、人吉中核工業用地への誘致企業についての進捗状況、今後の見通しなどについては何も触れておられないことです。昨日の平田議員の質問の中で、福山経済部長から述べていただきましたが、人吉中核工業用地造成後、いまだ具体的な方向性も示されない中、既に９年目を迎えています。年数を重ねるのではなく、企業誘致に向けての国・県の対応、進捗状況などを示すべきと考えます。

今回、ＩＴ企業誘致活動に取り組むということですが、１つには、くまりば２階を活用したサテライトオフィスの誘致もその１つだと考えます。そこで、ＩＴ企業誘致の可能性について、将来に向け、くまりば２階へ何社程度を思い描いておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

サテライトオフィスとしてＩＴ企業の誘致の可能性でございますが、これまでに、東京都を初め、愛知県、徳島県など全国各地に出向き誘致活動を行っているところでございます。私も、去る５月末に、愛知県内のＩＴ企業を訪問してまいりましたが、温泉つきのサテライ

トオフィスは非常に魅力的、との高評価をいただいておりますし、先週は、外資系ＩＴ企業の日本法人の代表の方に本市にお越しいただき、施設をより魅力的にするための意見交換をさせていただいております。また、現在取り組んでおります人吉市ＩＴ企業等協創促進事業におきまして、「旧国民宿舎くまがわ荘及び人吉市を魅力的にし、人が集まるようにする」をテーマとしたアイデアソン、「人吉市を人が集い、笑顔になる観光地にする」をテーマとしたハッカソンを開催し、これまで延べ20社の企業様に御参加いただいております。このイベントに御参加いただきました企業様と私自身が意見交換した中でも、交流館の温泉、球磨川のロケーションが大変すばらしいと、好評な意見をいただいたところでございます。

このような取り組みの中、ありがたいことに、既に二、三社から誘致の引き合いがあっております。また、熊本県も、本市に対し全面的に御協力をいただき、東京事務所から、都内のＩＴ企業数社から関心がある、との連絡をいただいております。この件に関しましては、自治体間の競争が激化しておりますので、今後は、受け皿となりますくまりばの整備・改修などにつきましては、議会にも相談申し上げながら、よりスピード感を持って魅力的な施設づくりを進めるとともに、積極的な誘致活動に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、市長のほうから、誘致活動を積極的にされているということと、幅広く意見交換会を行われ、20社の参加があって、大変好評な意見もいただいていると。さらに、二、三社から問い合わせもあり、県のほうにも問い合わせがあっているということで、非常に頼もしいといいますか、ありがたいといいますか、希望が持てる。ぜひ、こういった会社を大事にしていただいて、人吉市のほうに誘致していただくようにより一層市長に頑張ってもらいたいと思います。

そこで、くまりばは、これまで宿泊専用でしたが、今回、用途変更することに支障はないのか。また、２階部分を改装するだけでオフィスとして使用できるのか。オフィスとして使用する場合、宿泊専用とでは荷重が異なってくると思いますが、構造的に問題はないのかお尋ねします。また、前回、劣化度については報告を受けていますが、その後の対策はどのようにされたのか。今後、耐震診断や２階部分のオフィス利用によっては、建物全体の見直しなどの必要性もあり得るのではないかと考えます。その場合、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうからお答えをいたします。

まち・ひと・しごと総合交流館、これは愛称くまりばとなりまして、今後は建築物の用途的に事務所としての機能を持つ施設として展開してまいります。そこで、事務所として使用することが可能なのかどうかということでございますので、くまりばの用途につきましては、国民宿舎当時のホテルまたは旅館といった用途から、現在は公衆浴場への用途変更、また、

今後の計画といたしましては、事務所も兼ねました施設として、加えて建築確認申請を行ってまいります。この事務所部分には、今後、第２期整備といたしましてサテライトオフィス、それからコワーキングスペース、多目的ルームを整備いたしまして、その中にＩＴ企業を初めといたします企業に御利用いただくことにいたしております。

参考までに、これまでに企業のサテライトオフィスへの誘致活動を行っている中で、くまりばの天然の掛け流しの温泉、さらには球磨川の抜群のロケーションです、これは先日のアイデアソン、ハッカソンでも御参加いただきましたＩＴ企業の皆さん方には、現地案内として来ていただきまして見ていただいたわけでございます。こういった都市圏等に本社を構える企業にとりましては、非常に魅力のある要素であると好評を得ているところでございまして、ぜひとも誘致を成功させたいと意気込んでいるところでございます。

用途変更について、より具体的に述べますと、現在は公衆浴場に用途変更を行うための申請業務を進めているところでございまして、その中で公衆浴場の条件を備えるための排煙設備と防煙のため垂れ壁設置というのがございまして、この必要性があるようですので、財源を充当しながら、改めて改修工事予算をお願いすることになろうかと存じます。

補足といたしまして、熊本県から許可をいただきます公衆浴場業務につきましては、公衆浴場への用途変更を終え次第、その旨を報告することを確約した上で現時点では許可をいただいているところでございます。また、議員が御指摘になりました、事務所へ用途変更を行う場合、現在のホテルまたは旅館、次の公衆浴場の用途よりもより強固な積載荷重が必要となってまいります。特に、２階部分に企業のオフィスを誘致するということになりますと、まず構造的に二次部材といわれます床の強度が、用途的に事務所として耐え得るのかと、そういった判断が必要でございますので、これを具体的に申しますと、現在は１平米当たり180キログラムの荷重でクリアしていた数値が、事務所とすることによりまして１平米当たり300キログラムということになってまいります。こういった構造が必要になるわけでございます。さらには、構造部材といわれます柱や壁の診断の必要性もあります。

こういうことから、現在、施設の耐震診断の業務を進めておりまして、その結果、いわゆるＩＳ値というのがございまして、この指標が判定の１つの目安になるわけでございますが、このＩＳ値が目標とする一定の数値に達せず、例えば荷重や構造について補強改修が必要と判断された場合には、事務所として使用可能となるように、その規模や予算、必要な予算でございますけれども、それに応じまして、次に講じるべき手段を対応していかなければならないと存じます。さまざまな手法が考えられるわけでございますが、数値いかんによりまして、例えば見晴らしのよい屋上部分でございますけれども、こういったところを一般的に進入禁止といたしまして積載荷重の効果を高めるといった手法も視野に入れる必要があろうかと存じます。

次に、今後の改修のための耐震診断は現在行っております。この耐震診断を行うに至りま

した根拠でございますけれども、昨年度実施いたしました劣化度調査の結果によるものでございまして、この劣化度調査は昨年11月から本年３月まで行ったところでございます。建築につきましては、早急に措置が必要であると、これはＡ判定ということで25カ所、劣化が見られるが経過観察が必要だというのがＢ判定で、36カ所ございます。それから、調査を受け持ちました判定員の所見といたしまして、耐震改修の実施後に、熊本地震の被災による梁や壁等の損傷が見受けられる。再度、被災後の耐震診断を実施いたしまして、耐震性能の確認が必要である。また、外壁・防水等の調査も必要との所見があったわけでございます。また、電気設備及び機械設備に関する劣化度の調査をいたしております。これが、Ａ判定が43カ所、Ｂ判定が84カ所、また、当面措置を要しないとするＣ判定が４カ所でございます。所見といたしましては、築50年以上が経過いたしておりますので、設備の劣化が著しい、それから、厨房や客室の使用していない部屋の劣化が特にあるということでございまして、再度使用するには大規模な改修が必要であるという判断もいたしております。

結果といたしまして、建物及び設備に至るまで、ほとんどの箇所におきまして劣化が進んでいるということでございますので、劣化度調査の結果と、今後明らかになってまいります耐震診断の結果、これを踏まえまして建物及び設備、全てを一律に改修するということではなくて、安全面も考慮した上で、重点的に改修するエリア、それから一方で、緊急的に改修の必要性のない部分も見きわめまして、財源を模索しながら段階的に改築を講じる必要があるものと存じております。

以上、サテライトオフィスへの誘致を心待ちにしておられる企業さんがございますので、早急に耐震診断を進めると同時に、安全面に最大限配慮しながら、引き続き事務所機能としての改修を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今お答えいただきましたけど、公衆浴場への変更とか、築50年たっていますので当然建物は傷んでいるということで、やるんだったら大規模改修になるということなんですが、やはりそこに予算が伴うということで、厳しいかなと思います。

ただ、大事なことは、ここに企業を誘致するわけですので、やはり一番肝心なことは安心・安全なんですね。来てもらった企業の方が、仮に地震が起きて災害に遭われたら、これは悲惨な結果になりますので、やはりここらは第一にやっていただきたい。特に耐震診断、再度行うということなんですが、やはり企業誘致するからには、金じゃなくて、やはり安心・安全を考えて早急にやるべきだと思います。先ほど部長がおっしゃいましたように、改修の予算が必要になる、また新たな、さらなる予算もまたお願いするかもしれないということなんですが、これはやっぱり将来の人吉市の活性化を思うなら、ぜひ議会に投げていただいて、何とか企業誘致を進めていただくということは、ぜひ進めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、人吉しごとサポートセンター業務委託についてお尋ねします。これまでの経緯の確認としてお聞きしますが、解雇されました前任者に対しては、研修期間中にも、富士市産業支援センターから幾度かセンター長として資質を否定する報告があっていたように伺っています。しかしながら、６月21日に本人と面談するまで、本人に対して何ら対策をとられなかったのはなぜなのか、お尋ねします。

もう少し早い段階で対策をとっていたら、研修期間中の給与、解雇予告金も幾分かでも経費削減になったのではないかと考えます。また、しごとサポートセンター開館のおくれも防げたのではないかと思います。このことについてのお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、富士市産業支援センターでの研修内容について説明させていただきます。その特徴として、月給100万円の高いスキル人材向けの研修であり、細やかなカリキュラムは設定せず、本人の意欲次第で得られるスキルが変わるプログラムとなっております。具体的には、１、エフビズセンター長の相談・面談を聴講後、質問・感想を述べる。２、その質問・感想から、エフビズセンター長が要旨を把握していると認められれば、相談現場において提案機会を与えられる。３、相談案件について、みずからリサーチし、エフビズセンター長とともに提案内容を検討し、相談者へ提案する。４、相談者の対応を１人で任せることができると判断されると、単独でも面談機会を得ることができる。このように、自身の成長の機会を自身で創出し、スキルを身につけていくプログラムとなっております。

また、この研修は、送り出す自治体から地域での活躍を期待された人材が受講するものであり、当該プログラムを通じて、過去に15名以上のセンター長が本プログラムを通じてセンター長としてのスキルを身につけ、全国各地で活躍されておりますが、その多くのセンター長が、大変厳しい研修であったとの感想を述べておられます。このような研修でありますので、エフビズからの報告や本人から提出される研修日報を通じて、厳しい研修の様子をうかがい知ることはできていたとはいえ、本市においてセンター長に就任していただく以上、研修期間内にエフビズモデルを習得していただく上で必要な過程でもありますので、研修期間を通じての市及び商工会議所の対応としては、日報の報告内容についてメール等で相互にやりとりし、状況が改善するよう、必要があれば本人へ努力を促すといった対応はとっていたところでございます。また、エフビズ側も、地域からの期待を一身に受けた人材の研修であることから、真摯に改善策を検討し、改善に向けた指示を出すなど対応策を講じられておりました。

もっと早く対応をとることも可能では、との御質問ですが、そういった中、本人も改善に向けて努力する旨、日報等に示している以上、研修の途中段階で、意欲や能力、資質が不足しているとの理由で解雇の判断を下すことは困難な状況であり、研修期間を通じて何とか改

善に向かい、研修終了後はセンター長に就任いただけるものと期待していたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　市長から説明いただきましたけど、私は、その方に会っておりませんので、想像で言っては申しわけないんですけど、要はエフビズの研修方針に合わなかったということだと思うんです。

この方を、後で述べますけど、127名の中から選ばれた５人、さらに選ばれた１名です。ということは、すばらしい方なんです。ただ、何がいけなかったかというのは、私が思うには、要するに市長が押していらっしゃるエフビズの方針に合わなかった。それで、結局は資質ということになってきたんじゃないかと思うんですね。そこの違いが大きいのかと思います。ひょっとしたら、別の教育センターに行けば、すばらしいことだったかもしれません。想像で言って申しわけないんですけど。あくまでもエフビズのほうに合わなかったから、資質がだめだということが問われていると思うんです。

ですから、逆に言いますと、この方の意見も聞くべきだったのかなと、私はそういった気持ちも出てまいりました。今となっては、それはどうしようもないんですが。解雇となったときに、一方的じゃないかなという気がしましたけど、やはり御本人の意見も聞いて、何がいけなかったかということも聞きたかったし、なおかつエフビズの教育方針でなくてはならないのかということも、私はもっと知りたかったなという気も起きたところです。

さらに、今回のしごとサポートセンター長選任については、そもそもセンター長審査要領に基づいて実施されたのか、実は疑問に感じるところがあります。まず、二次審査において、この要領では審査員は５人となっているのに、６名の審査員によって審査会が開催されています。なぜ、センター長審査要領に基づいて実施されなかったのか。また、審査要領では、審査員全員の同意により、２人を採用候補者として選考し、推薦していただく、となっています。127名の中から５名に絞り込んだ優秀な人材だったなら、なぜ要領どおり２名を推薦候補とされなかったのか。センター長選任という大変重要な選考であるにもかかわらず、みずから示されている審査要領に合致しない選考になってしまったのが、私は疑問が残ります。

このような結果については、どのようにお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、７月10日に開催いただきました全員協議会の際、資料として提出させていただきました（仮称）人吉起業創業・中小企業支援センターセンター長審査要領に記載されております中で、１、審査方法の（２）二次審査は、別紙規約に定める審査員５人による個別審査による、としていたにもかかわらず、実際の審査員は６人で行ったのはなぜか、との御質問だと存じます。

この件につきましては、大変恐縮でございますが、同時に定めております別紙規約では、当初から６人を選出させていただいているところでございまして、これまでの全員協議会等におきましても、６人で説明をさせていただいております。しかしながら、全員協議会に提出させていただいている資料につきましては、まだ未定稿の段階で、書類を確認することなく提出させていただいておりました。つまりは、全員協議会のときの資料が、本来６名とするべきところを５名と記しておったということでございます。議員各位に混乱を招くような結果となりましたこと、この場をおかりいたしまして心からお詫びを申し上げます。

次に、同要領の１、審査方法（２）のウにおいて、各審査員の面接採点表を目安に協議、審査員全員の同意により２人を採用候補者として選考し、推薦いただく。なお、審査員全員の同意が得られない場合は、全員不採択とし、採用候補者を推薦しないとあるにもかかわらず、１人しか推薦者がなかったのはなぜか、との御質問だと存じます。こちらにつきましては、要領において２人としているのは、辞退者が出た場合に備えて２人選考することができるということでございまして、本市におきましては、二次審査における面接審査終了後の、審査員による選考協議の中で全員の同意により、推薦できる人物は１人のみであり、他の受験者は補欠合格者として推薦できるには至らないとの結論が示されたことから、結果、１名のみ推薦いただいたということでございます。万一、このときに２名の推薦をいただいたとしても、佐藤氏がセンター長就任を受諾されましたので、補欠者の推薦は無効となります。

また、２人目のセンター長の選考においても、要領どおりできていないのではないか、とのお尋ねでございますが、新センター長の選考におきましては、新たな費用の発生を抑え、責任の所在をより明確にするという趣旨に基づき、新たに要領を策定し、その要領に基づき、選考を実施したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、市長のほうから、５名のことは間違いであったと、最初、私たちが持っているのは間違いであったということを認めてもらったんですが、ただ２番目の、審査員全員の同意により２人を採用候補というのは、この文書でいくと、私はそう受けとめたんですよ。２人していたら、もし１人がだめな場合は――次点ですね、その方を回すという受けとめ方をしていたものですから問題提起をしたわけですけど、そういう意味じゃなかったんですね、これは。私の受けとめ方が違うんでしょうけど、ただ、この文言でいきますと、どうしても、私のように受けとめている方もいらっしゃると思います。ですから、そこはもう少し明確なことを書いていかないと、私は、ちょっとこれは間違った受けとめ方をしてしまいますので。

それとまた、今、新センター長についても述べていただきましたけど、新センター長については、この間、名前も紹介していただいて、私たちも、まだ人物は会っていませんけど、

見ているんですが、結果的に、最初の審査要領は通用しなくなって、これを一応参考にしてということになるんでしょうけど、ところが最初の審査要領どおりにはいかなくて、エフビズから推薦してもらって、そして、さらに選考員も変えてしまって、今度行ったということですので、では、一番最初のセンター長審査要領そのものは何だったのかなとなってくるわけなんです。確かに１名決めて、その方が解雇になったから新しく決めなくちゃいけない、早急にしなくちゃいけないということでそうなったということは理解しなくちゃいけないんでしょうけど、ところが、それにしても、急いでやってしまったということによって、こういう結果を招いてしまっているわけですよね。最初の要領は、もう無視して、参考にされたといわれるかもしれませんけど、一番最初につくった審査要領そのものが生きてこなかった。新しい方を迎えたということです。私は審査のあり方も大きく変わってしまったなと、これでよかったのかなと。市長が最終的に判断されたんだから、それで仕方ないんでしょうけど、私はもう少し慎重に、新センター長を選ぶにしても、もう少し時間をかけて選ぶべきではなかったのかなということを思います。

そこで、しごとサポートセンター長選定という重要な施策において、５月の時点でセンター長に関する問題が生じていたと思います。５月ですよ、５月の時点で。そこで、本年６月議会中に、議会に対して何ら報告がなされなかったのはなぜなのか、ここをお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

６月議会中に報告すべきではなかったのかという御質問でございますが、研修期間を通じた本市の対応については、１回目の答弁で述べさせていただいたところでございますので、６月議会会期中の状況について述べさせていただきます。

全員協議会で御報告させていただいたとおり、６月上旬から、研修先のエフビズからの報告や、それを裏づける資料の提出などを通じて、センター長としてこのまま就任することは困難ではないか、との懸念が出てきたところでございます。また、６月20日には、このような状況でのセンターの開所は確約できないとの判断で、６月29日に予定しておりましたキックオフミーティングの中止を決定し、翌21日には、研修地である富士市にて、雇用主である人吉商工会議所職員と市職員で本人と面談を実施するなどの対応をとらせていただきました。

研修期間終了後、前センター長が人吉市へ帰任した後も、６月25日には、弁明も兼ねて、本人から研修状況の聞き取りを実施し、６月27日には、エフビズモデルの習得が不完全な状況ではセンターの開所が困難であることを伝え、研修期間の延長等を検討していることを本人へ伝えております。しかしながら、研修延長につきましては、研修先から、再研修による効果が期待できない、との回答があり、その実施が困難な状況となり、最終的な判断についてはエフビズセンター長と、熊本市内で双方の意見を確認し、６月28日に、委託先の人吉商工会議所へ推薦取り消しを通知することを決定いたしました。

このように、６月中は、今後どのようになるのか最善の策を考え、対策を講じていた時期でありましたので、議会会期中での報告が困難な状況であったというのが実情でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今お聞きしますと、６月末が非常にばたばたしていたというか、もう１回延長したようなこともあって、御本人とうまくすり合わせができなかったと。最終的には６月28日ですか、会議所に取り消しと、そういった流れになってきたんでしょうけど、やはり、その間、例えば議員の中から、おい、どうなってんじゃ、大丈夫や、というそういったお尋ね等は、行政のほうにはなかったんですか。議員のほうから、誰か、何もなかったんですか。お尋ねなどなかったのか、ちょっと確認です。

○経済部長（福山誠二君）　それでは、事務局の私のほうからお答えいたします。

事務局、私どものほうにはございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　どのことについてですか。（「今の答弁です」と呼ぶ者あり）８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　今、答弁の中で、問い合わせはなかったということでございますけど、私の記憶が間違いでなければ、６月22日の日に、経済部のほうにはこのことについては、私の自宅の固定電話のほうから電話をかけていた記憶がございますけど、確認をとっていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○経済部長（福山誠二君）　申しわけございません。

それでは、事務局の商工振興課に確認させてください。よろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後２時15分　休憩

午後２時30分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

８番、井上光浩議員から議事進行がありましたが、執行部に確認をしましたので、この件について説明を求めます。

○経済部長（福山誠二君）　時間をおとりしまして、大変申しわけございませんでした。

今確認をいたしまして、６月22日に、心配の問い合わせがあっていたということでございます。大変申しわけございません。私も報告を受けていたことでございましたが、失念をいたしておりまして大変申しわけございません。おわび申し上げます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、福山経済部長のほうから、６月22日に確かに問い合わせがあったと、心配の問い合わせがあったということだと思うんですが、部長自身失念していたということでお詫びをされましたが、やはり議員からのそういった心配の電話があったということは、やはりもう少し議会に対する対応というのを考えていくべきじゃなかったのかと思いますよ。もう失念されるくらい、それくらい軽いものかなと、逆に私は思ってしまうんですけど。やはり一番大事な時期、どうしようかという時期だったと思うんですね。それを思うと、やはり、これを電話をいただいたときにもっと真摯に受けとめて、何らかの対策を講じる、議会対応も考えるということも必要ではなかったかなと、私は思いますので、今後十分御注意ください。

センター長解雇ということにより、事業の成果はゼロですが、市民の税金から公金支出は発生しています。責任を含めたところの対応については、昨日、本村議員が質問され、答弁もお聞きしました。現段階で、それ以上の答弁はないと思いますので、私からは、今回、市民の皆さんに不信感を与えてしまったこと、議会に混乱を招いたことなど、しっかりと受けとめていただき、市民の皆様が納得される説明責任のとり方をお願いしたいと思います。

今回、センター長選定において、解雇するという問題が生じたことについては、市長もおわびの言葉がありました。また、サポートセンター開設に御理解と御支援を賜りたい、とも述べておられます。今後大切なことは、市民の皆様が月100万円の給与に対して納得されるセンター長の資質であり、本市にとってさまざまな事業所などから期待される、すばらしい中小企業起業・創業支援として必要となり得る人材になっていただくことではないかと、私は考えます。このことについての市長の思いをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私が、人吉しごとサポートセンター長に期待する役割は、地域の人やもの、資源といった人吉市が持つ優れた力を、産業やビジネスにつなげ、育てていく、そのサポート役を担うというものでございます。よって、求める人材は、人吉市の中小企業事業者の強みを生かし、また地域の強みを生かした創業者の創出を支援することができる人材であり、必要な要素として、地域に入り込み、地域から信頼される人、相談相手をリスペクトできる人、相談者の強みを生かした具体的課題解決策を提案できる人、結果が出るまで伴走してくれる人、この４点が挙げられると存じます。地域の活性化において最も大切なことは、結局、人に始まり人に終わるといっても過言ではなく、たくさんの人が輝いている地域はとても魅力的な地域だと信じております。

人吉しごとサポートセンター長に課せられた使命は、売り上げアップや起業件数など結果を出していただくことはもちろんのことではございますが、相談者に歩み寄り、人を輝かせることができるかどうか、その期待が持てる方が、私の求めるセンター長像でございます。新たなセンター長としてお迎えする予定の松山真一氏は、私が期待していたセンター長像に

近い人材であり、既に人を輝かせる実践と結果を出されており、人吉市に新たな価値の創造をもたらしてくれることが期待できる人材であると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ぜひ、市民の皆さんから喜ばれる人材、そうであってほしいし、そういった方であってほしいと思います。私自身も、仕事を40数年やってきました。やはり仕事の厳しさというのは、人吉市内を含め全部中小企業の皆さん、大変な時期なんです。ですから、そういった方に、本当に支えになってもらえたら、私はありがたいと思いますよ。私も期待をしながら、市民の皆さんと注視してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、新市庁舎建設に関する質問ですが、昨日、福屋議員から質問があっていましたので割愛しようと思いましたが、再度質問させていただきます。

まず、１回目として、市庁舎建設の入札は何月ごろを予定されているのか、お尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

現在、庁舎建設本体工事の発注に向けた積算作業の最終段階に入っているところでございまして、体制が整い次第、発注準備に取りかかる予定でございます。

また、昨日の福屋議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、これまでの各種団体からの陳情等や市議会での御議論を踏まえ、人吉市新市庁舎建設関連工事の発注方針等を取りまとめておりますので、その内容を市議会にも説明をさせていただきたく予定をいたしております。

発注手続に入ってまいりますのは、その後としておりまして、予定といたしましては、契約締結の議案を12月議会定例会で提案させていただきたいと存じております。附帯工事であります外構工事につきましては、建築本体周辺の外構部分や周辺駐車場の整備などさまざまにございますが、基本的には、建築本体工事の進捗や用地交渉などの推移を見ながら、時期を見ての発注になりますことから、現段階で明確な発注時期をお示しできない状況でございます。

西間別館倉庫解体工事、西間別館裏の擁壁改修工事並びに敷地内の水路付けかえ工事などの附帯工事につきましては、建築本体工事の着手前までに完了させる必要がありますことから、今月から来月にかけて発注を予定いたしております。また、西間別館につきましては、将来的な配置、１階、保健センター、２階、教育部、教育委員会を想定した改修工事を予定しておりますが、こちらにつきましては、一部の工事を除きまして、市民部、健康福祉部など現在の部署が新庁舎へ移動した後に改修を予定しておりますので、工事進捗状況などを見ながら適切な時期に発注をしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　入札の時期はなかなか明確にできないということなんですが、ちょっと私、気になる点がありまして、皆さん御存じのように、現在、至るところで災害が起きています。災害、その復旧、あるいは東京オリンピックなどの工事がすごく先行している中で、果たしてこういった地方までの入札、応札ですね、大手ができるのかなということなんですね。スムーズな入札ができるのかなと、不安も持っています。極端に言いますと、ここまで来なくても、都会でいっぱいありますよ、ということなんですよね。本当に、大手さん来てくれるのかなという、そういった気がします。

不落になった場合、どうなるのかなと思うんですね。以前ありました、内容は違うんですけど、麓町の庁舎の解体のときに不落になりました。あれは解体だったんですが。７社ほどあったんですが、不落ということで、また再入札になって、結果的に、不落でも高どまりになってしまうわけです、最安値にしてなかったからですね。今回の場合はつくるほうですから、予定価格は示されなくても、もし応札、あるいは不落になった場合には、予定価格より下回ることはないんですよね。当然上げなくちゃいけない。ということは、高どまりになってしまうわけですね。そうしないと、大手は来ないのかなという、これは私の考えですけど、そういった気がしているんですよ。

そこで、６月議会に人吉球磨建築Ａ１・Ａ２会代表世話人、速永一郎氏から提出されました陳情書の趣旨は、１点目、人吉市庁舎建設建築・附帯工事の発注について、大きな地域経済及び雇用の波及効果があることから、人吉市庁舎建設建築・附帯工事の指名を、熊本県内のＡ１・Ａ２ランクの建設共同企業体による指名競争入札制度の実施をお願いするもの。２点目、地元建設業者の受注機会拡大への配慮、育成をお願いするものでした。議会において、趣旨採択することに決していますが、地元業者に対してはどのように反映されるのかお尋ねしたいと思います。結局、さっき言いましたように、大手が受けないという可能性は十分あるんです。そういったときに、やはり地元の企業もあるわけなんです、できるところが。そういったところを十分考えていかれるということはないのか。お願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

御質問いただきました陳情書の内容につきましては、議員申されましたように、１つ目は、人吉市庁舎建設建築・附帯工事の発注に当たり、熊本県の格付による県内Ａ１・Ａ２ランクの建設共同企業体による指名競争入札の実施について、２つ目は、地元建設業者の受注機会拡大の配慮、育成についての陳情でございまして、平成30年６月１日に、人吉球磨建築Ａ１・Ａ２会から提出され、６月議会において趣旨採択をされた案件でございます。

人吉市新市庁舎建設関連事業は、規模、事業費ともに、これまでに類を見ない一大事業でありますことから、地元企業の振興・育成・受注機会の確保、地域経済の好循環など、地元建設業に多くの期待が寄せられる事業でありますとともに、建設業のみならず多様な業種に

おいても経済浮揚の一助になり得る重大かつ有益な事業であると理解しております。したがいまして、品質及び競争性を確保することが重要な市民の付託であることを踏まえた上で、趣旨採択されました陳情内容をしっかりと受けとめ、総合的な観点から、可能な限り陳情内容が反映できるよう慎重に議論を行い、適切な発注方針を決定してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　趣旨採択を十分御理解いただいて、地元業者での共同企業体というのも、ぜひ考慮していただきたいと思います。

特に附帯工事、外構工事については、地元業者で、下請でなく元請にすること、極力地元業者を中心としていくこと、そうすることから、地元業者の経営安定、雇用の拡大、人口増、人吉市の活性化、購買力の増加、税収の増などにつながっていくと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、工事監理業務が示されていますが、発注方法は、公開入札なのか指名入札なのか、あるいは随契なのか、プロポーザル方式も行われるのかお尋ねします。同じく、西間別館の入札と工事監理業務の発注方法についてもお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

新市庁舎建設工事は、延べ床面積約9,000平米の大規模工事であり、また基礎免震構造等の高度な技術・工法が用いられることに加え、工事監理者が具備すべき知識やノウハウも非常に広範囲でありますことから、本市の技術職員での対応は困難であると判断をしており、適切な現場の監理が図られるよう業務委託を予定をいたしております。

工事監理業務は、施工状況を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかどうかを確認することを主たる目的といたしております。業務を履行するためには、本件工事のような高度な技術・工法が用いられている工事に関しましては、知識・ノウハウが必要なことは当然でございますが、設計内容に精通していること、設計の意図を十分に現場に反映することができるかが重要な業務の目的となりますことから、随意契約も選択肢として、慎重に検討し、契約方式を決定してまいりたいと存じます。

また、西間別館改修工事につきましては、現在、改修工事に向けた実施設計を行っている最中でございますが、特に高度な技術・工法を要する工事ではありませんし、規模も大規模なものではありませんので、工事の監理につきましては本市の技術職員での対応が可能ではないかと判断をいたしております。したがいまして、西間別館改修工事につきましては、工事監理業務委託については予定をいたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　本体工事の工事監理業務は委託をするということですが、西間別館のほうは外注というか、業務委託は考えていないということですね。本館のほうの外注については、随契ということもあるかもしれませんが、今の段階ではこれということは言えないということのようです。

次に、９月５日に行われました市庁舎建設に関する特別委員会を傍聴させていただきました。傍聴させていただいた中で、幾つかの疑問を感じましたのでお尋ねしておきたいと思います。

この設計図は、移動することを前提に設計業者の作成になっていますが、今からさまざまな提案を行ったとして、変更される考えはお持ちなのか、まずお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

西間別館の配置計画案につきましては、まず１番目として、来庁者の安全性・利便性、２番目として、職員の執務環境改善、３番目として、関係各課の連携、４番目、申告会場としての機能確保、５番目、設備改修や使用料の費用面など、さまざまな視点から、関係部署の部課長で構成された西間別館環境改善委員会で議論し、導き出されたものでございます。今後、市民への周知や引っ越しにかかわります準備を考えますと、この計画に沿って進めさせていただきたいと考えているところでございます。何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　いろんな角度から検討されてできあがったものだから、これで御理解いただきたいということのようですが、議事の中で、新市庁舎建設に関して起こり得る申告会場確保に向けた西間別館配置計画案ということになっていると思うんですが、このことについて委員会でも質疑があっていましたが、申告会場確保のための計画なのか、新市庁舎が完成するまでの計画なのか、改めてお尋ねします。

また、例えば、２年間契約で、保健所跡はお借りできないのか。または税務課だけ移動することはできないでしょうか。職員への負担と将来的な別館改修と、二重コストが発生し、事業費削減には反することになるんじゃないかと思うんですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

配置計画案は、申告会場を確保し、新市庁舎開庁までの臨時的な配置変更でございますが、その後の教育部、教育委員会及び保健センターとしての機能移転のための改修計画を見据えたものとしているところでございます。また、人吉保健所の利活用につきましては、熊本県とも協議を重ねてまいりましたが、本市が使用したい期間は活用ができないことが確認がとれましたので、断念したところでございます。

議員御指摘の、事業費削減につきましても、その後の教育部、教育委員会及び保健センターとしての機能移転のための改修計画を見据えたものとしておりまして、今回の改修箇所についても、できる限り最小限の範囲内を扱うことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　保健所も借りれないということで、職員の皆さん、負担も大変なのかなと思います。事業費の削減にも努力していただきたいと思うんですが、大変、申告会場をつくるのに深刻な問題なんですが。

次に、エレベーター設置を検討されていますが、その必要性は何なのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

西間別館におきましては、新市庁舎建設事業の一環といたしまして、１階を健康福祉部保健センター、２階に教育部、教育委員会を配置する予定としておりまして、その機能確保に向けた改修工事の設計を、現在進めているところでございます。その中で、エレベーターの設置につきましては、次の視点から検討を進めているところでございます。

まず、第１点目でございますが、西間別館２階の一部につきましては、保健センターの相談室、また保健センター及び教育委員会兼用の会議室を検討しておりまして、２階であっても、不特定の方の利用が見込まれております。

次に、２点目でございますが、現在、西間別館は、２階への昇降階段が東西２カ所ございますが、利用が多い東側階段は、踊り場までの昇降距離が長く、転落した場合、大けがにつながるおそれがございますので、利用者の安全性及び利便性を確保・向上させる必要があると考えております。

また、エレベーターの設置の時期でございますが、西間別館は、新市庁舎が供用開始されるまでの期間、市民部及び健康福祉部が窓口業務を行うことになっておりまして、市役所の中で最も利用者が多い施設となっております。特に利用者が多い部署については、優先的に１階に配置し対応をしているところでございますが、新市庁舎建設に伴う西間別館倉庫やプレハブ棟の解体が生じてくることから、その対応のための利用者の多い部署であっても、西間別館の２階に配置せざるを得ない状況が生じてまいります。

以上のことから、エレベーター設置については、新市庁舎建設工事期間中の対応を兼ねまして、前倒しして整備できないか検討しているところでございます。なお、財源につきましても、公共施設等適正管理推進事業債の活用を図ることも可能でございますが、設置の必要性と費用対効果も含め、議会に御相談しながら検討を進める必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　私、このエレベーター設置というのは、この前、傍聴に行って初めて

知ったんですけど、いつごろから提案されたのかなという疑問がありました。

それと、先ほどおっしゃったように、別館というのは将来的には２階が教育部、１階が保健センターになると思うんですよね。今回、一時的な移動あって、市民部も２階に上がるんですか、そういうようなことになるようなことだったんですけど。私、本当に、２階建てで、あそこに外付けエレベーターがいるのかなと、どれだけの方が利用されるのかなと思うんですね。例えば、お体に障がいをお持ちの方、車椅子御利用の方がもし来庁されたときに、そのときは職員の方が１階におりて、１階でワンストップサービスで対応したらできると思うし、先ほど会議室と言われました、会議室は、今度できる新庁舎本館のほうにもあると思うんです。そういったのも利用するべきじゃないかと思うんですね。

市長御自身も、非常に厳しい財源という言葉をよく使われます。それだけ厳しい状況ならば、やはりこれは、先ほど部長がおっしゃったように、やはり議会にもう一回提案されて、必要性そういったのを考えてみるべきじゃないかと思います。ありきでなくて、これは、私は検討するべきだと思いますよ。エレベーターでなくても、例えば西側の階段はゆったりしていますので、あそこに昇降機をつけるとか、そういったことも可能かと思うんですね。ですから、一時的にはエレベーターが要るかもしれませんけど、将来的に本当に必要なのかということを、私は考えてほしいし、これは大事なことだと思います。つけるのに、今、何とか事業債とおっしゃったですけど、つけた以上、あと今度はずっと維持管理費がかかってくるんですよ。そういったことを考えてみた場合、果たして市民の方が納得されるかなという気もしますので、この点については、ぜひ再度検討していただきたいと思います。

次に、新市庁舎等什器整備基本計画についてお尋ねします。全てを新しくした場合、概算事業費で２億3,500万円と説明され、大変悩ましい問題でもあると述べられ、既存什器使用可否も行うとのことでした。ただ、この資料を見る限り、全て新しいものでの検討になっているのじゃないかと思います。なぜなら、新市庁舎等什器整備基本計画素案を見ても、取りかえるための説明、新しいものにするための理由づけになっていると受けとめました。私の記憶では、什器類については既存のものを使用するということになっていたと思います。事例紹介の他市の新庁舎も、新しいものばかり紹介してあります。逆に、什器など、既存のものを使用している新庁舎の事例はなかったのかと思ったところです。事業費を上乗せしていくことは簡単なことです。どこで、どのような方法で事業費を抑制していくのか、言葉ではなく、内容を精査していくべきではないでしょうか。先ほどの、事業費が悩ましいとされるなら、この議場の机も、このまま使用してもいいと思いますよ。まずは基本として既存のものを利用するとして、不足するもの、どうしても取りかえが必要なものなど、きちんと精査され、市民の皆様が納得される什器類整備を考えていくべきと思います。示されている什器整備基本計画素案について、私は再度検討すべき点があると考えますので、ぜひ見直しをお願いしたいと考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

什器整備におきましては、新規什器の調達や既存什器の新市庁舎への転用、その転用に伴う引っ越しや、それらに係る事業費、スケジュール調整など、さまざまな条件・課題のもと、総合的・計画的に実施していく必要がございますので、まずは什器整備基本計画にて基本方針を定め、その方針に基づき、実施計画を策定することといたしております。

まず、基本方針につきましては、新市庁舎の機能を阻害することがないよう、次の６つの方針を掲げております。１、災害復旧活動を迅速に行うための業務継続性の確保。２、災害対策本部としての機能向上。３、機能性・効率性の確保。４、オープンフロアへの対応。５、ＩＣＴや文書管理など他の施策との連携。そして、６番目に、コスト削減といたしまして、新規什器または既存什器の転用など、費用対効果を踏まえた総合的な検討を行うこと。また、什器等整備基準を作成し、既存什器の更新基準を検討の上、効率的な利活用を図ることを挙げさせていただいております。この什器等整備基準につきましては、基本方針に基づき、さまざまな基準を検討しているところでございますが、コスト削減を最優先に、柔軟に対応できるように考えているところでございます。また、今後予定をしております実施計画の策定に際しましては、既存什器に関して詳細な現地調査を実施いたしまして、新庁舎への転用可否判定を行いたいと考えております。

この既存什器の転用基準につきましては、議員御指摘のことも踏まえまして、人吉市の財政状況を見て、検討させていただきたいというふうに存じます。なお、新市庁舎へ転用する既存什器につきましては、新庁舎供用開始の直前まで使用しているものを持っていくということになりますので、引っ越し作業が非常に重要になってまいります。この引っ越しに係る人員、費用、期間など、費用対効果も考慮しながら、総合的に精査することといたしております。

この計画案は、あくまでも什器を新規に整備することを目的とするものではなく、厳しい財政状況を踏まえた上で、既存の什器転用も含め、効率的で費用対効果の高い什器等整備を計画的に行うためのものでございまして、並行してＩＣＴの推進や文書管理の再構築など、他の施策と一体となって総合的な検討を必要とするものであると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、部長から述べていただきましたように、全てを新しいものにするための基本計画ではないと。それは、本当、私も理解するんです。私自身も、全てをかえるなと言うわけじゃないんです。それは、財源が豊かだったら全部かえたほうが一番いいですよ、新しいものがいいし、職員の皆さんも、新しい机でするなら能率も上がると思うんですよ。個人の家でもそうですね、全て新しくしたら、本当にいいですから。

ところが、やはり考えなくちゃいけない財源だと思うんですね。もっと使うところが、僕

はあると思うんです、財源も。ですから、さっき言いましたように、まずは既存のを使いますよ、と。しかし、どうしても使えないものはかえさせてくださいという、そういった説明の入り方だったら、私もそうですねと納得するんですけど、かえなくちゃいけないとなると、それはいかがなものかと、つい言ってしまうわけです。ですから、ぜひ既存のものを使うというのを基本にしていただいて取り組んでいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、高齢者支援対策についてお尋ねします。

今議会、市長の発言の中に、本市では、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して健やかな生活を継続できるように、平成28年度から人吉市社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業に取り組んでいる、と述べておられます。さらに、高齢者の皆様が、笑顔で健やかに暮らし、生き生きと活躍できる社会を構築するため、さまざまな課題解決に向けて関係機関、地域住民の皆様と一体になり進めてまいります、と述べておられます。

そこで、生活支援体制整備事業とは、具体的にどのような事業なのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

生活支援体制整備事業とは、高齢者が住みなれた地域で生活を続けるための地域包括ケアシステムを構築しようとするものでございまして、介護保険制度の改正により事業化されました。住民、ＮＰＯ、民間企業等の多様な主体が、地域のニーズに対応した生活支援、介護予防サービスを提供すること、その担い手として、高齢者の社会参加を促進することの２つが柱となっております。

本市におきましては、平成28年度から、人吉市社会福祉協議会に委託し、事業を進めてきたところでございます。また、本市では、昭和33年に校区社協が設置されて以来、各校区社協を中心として、住民主体による見守り、手助けなどの支え合いが行われてまいりました。しかしながら、急激な高齢化の進展や社会情勢の変化により、担い手不足などの問題が顕在化し、さまざまな取り組みの再構築が求められております。

生活支援体制整備事業におきましては、各校区と市全体をまとめる人員を配置し、校区においては校区社協の活動をベースにして、市全体におきましては、福祉、社会教育、農業、商工業など各分野の方々の参加による会議により、現行の取り組みをつなぎ、情報を共有しながら支え合いの体制を再構築することを図ることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、説明をいただきました。生活支援、介護サービスの提供、高齢者の社会参加を促進すると。しかしながら、急激な高齢化や社会情勢の変化で、担い手不足など問題があると。今後は、福祉、社会教育、農業、商工の分野と連携、情報の共有をしていくということのようです。

次に、市長の発言と、この人吉市いきいき高齢プランを重ねてみますと、気になる点がございます。この中の、日常生活圏域ニーズアンケートは、市内の65歳以上の方1,500名に対して実施されたものです、65歳以上ですね。その中のアンケート３、「現在の暮らしの状況を経済的にどう感じていますか」の問いでは、28.1％が「大変苦しい」と「やや苦しい」とされています。アンケート５の「外出を控えている理由」として一番多いのは「持病」ですが、気になる点として「外での楽しみがない」17％、「交通手段がない」14.7％、「経済的に出られない」13.1％です。アンケート６の「外出手段」については、「自動車」の回答――この自動車は自分で運転です――が56.5％ですが、「徒歩と自動車」――このとき自動車は人に乗せてもらう自動車です――が62.1％、「自転車とタクシー利用」が34.1％で、なんと「路線バス」の利用はわずか４％しかありません。毎日の生活についての項目２では、「自分で食品・日用品の買い物をしていますか」の問いでは、80.3％の方が「できるし、している」という回答です。アンケート７、「地域での活動について、どのくらいの頻度で参加していますか」の問いには、「参加しない」と回答しない人をあわせて80％前後です。「いきいきした地域づくりに、参加者として参加してみたいですか」の問いには、「参加してもよい」が47.1％、「参加したくない」35％です。これが、「お世話役として参加されますか」と質問しますと、「参加してもよい」が29.4％、「参加したくない」58.8％です。デイサロンについては、「いずれ参加したい」が43.3％で、最も多くなっています。半面、「参加したくない」が36.6％。校区ごとに若干の違いはありますが、ほぼ変わりません。「日常生活の中で支援が必要とされるもの」として、「掃除」、「蛍光灯・電球の交換等」、そして「買い物」、「ごみ出し」などが高い数値を示しています。

以上のような結果から見てとれるのは、高齢者の皆様が、笑顔で、住みなれた地域で安心して健やかな生活を継続するには、まだまだ課題が多いと受けとめますが、この結果について、どのようにお考えかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、一例として買い物に関しましては、できる、しているというお答えが８割を超えておりましたが、日常生活の中で必要と思う支援の上位に、買い物が入っております。

このような支援ニーズが、今後、顕在化したときに、誰がどのように支援するのかという近い将来像は、いまだ共有されていない状況にございます。昨今、さまざまな地域活動の担い手不足が懸念されておりますが、地域住民が生活支援の担い手としてどのように社会参加していくかについて、それぞれの地域特性に応じた持続可能な仕組みを、地域の皆様とともに構築することが必要となってまいります。それが、生活支援体制整備事業による地域づくりでございまして、生活支援・介護予防サービスの充実と、高齢者の社会参加を両立させることにより、計画に掲げる、高齢者が健やかに暮らし、いきいきと活躍できる社会を構築し

てまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　さきに述べたアンケートの中で、結局、65歳以上のアンケートなんです。私、66歳なんですね、車を運転できます。65歳からのアンケートですから、当然、自分で運転というのは56.5％、わかるんです。この買い物、80％、これもそうです、65歳からのアンケートならば。じゃあ10年後、その方は何歳になるか。私は76歳になります、15年後は80歳になります。じゃあ、その方はどうかということなんですね。現在でも、人に乗せてもらうとか徒歩というのが62％いらっしゃる。この方が、じゃあどうなるかということなんです。先々の、日用品を買うにしても非常に困難な状態になるんじゃないかと思うんですね。

ことし７月21日から、熊日新聞で特集として「買い物どこで」という記事が、８月１日から10回にわたり掲載されました。皆さんもごらんになった方もいらっしゃると思いますが、過疎化の影響で商店の減少、大型商業施設の郊外化への増加、運転免許証の自主返納など、買い物環境が悪化することによる悪影響として、高齢者の外出頻度の低下、いきがいの喪失、商店が遠くなることで、高齢者の転倒事故リスクが増大する、食品購入の多様性が低下することで低栄養化になり、医療費や介護費の増加の可能性が出てくるなど、多くの問題点があり、早目の対応が必要と考えます。

そこで、私が注目することは、買い物支援です。掃除、電球の取りかえ、ごみ出しについては、ホームヘルパーさんやシルバーヘルパーさんで連携してできることではないかと思いますが、買い物支援については、支援する方の安全面、購入したい時期、御自身で物を見て購入したいなど、幾つかの問題もあるかと思います。現在、社会福祉協議会では買い物支援を行っておられますが、どの程度、市民の皆様に周知されているのかわからないところです。今後、さらに進む高齢化、そして免許証返納などが増大していく中で、現在の社会福祉協議会が行っている買い物支援体制だけで対応していくことが可能なのか。現在の買い物支援事業の状況と、買い物弱者対策についてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

平成20年代に入りましたころから、全国的に買い物難民がクローズアップされまして、国におきましても、厚生労働省、経済産業省など横断的に議論がなされ、各地で買い物支援のさまざまな取り組みが行われております。

買い物は、食生活の維持のために必須のものでございます。地域包括支援センターにおいても、その方が、どこで、どのように買い物をして、食を確保されるかについて御相談に乗っているところでございます。買い物支援事業につきましては、社会福祉協議会が、本市からの補助金を受けて実施しているもので、平成23年度から、試行期間を経て現在に至っております。

市内全域の買い物困難者を対象とし、登録制で、カタログで注文された品を、原則週１回、利用料100円で配達をしております。配達がないときも、訪問もしくは電話にて見守りや安否確認を行い、状況によっては、行政や民生委員、関係機関と連携を図っております。

利用実績といたしましては、平成29年度は、月平均で登録者数132人、利用者数48人、宅配回数172回、見守り52回でございまして、年間延べ数では、宅配回数2,066回、見守り回数701回となっております。直近の５年間の状況では、平成25年度の登録者数、月平均76人、年間宅配延べ回数1,699回から、それぞれ増加をしております。

高齢化の進展の中、今後、買い物支援ニーズは増加していくと考えられまして、商工業等他分野とともに連携して、対策を立てていくべきものではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、健康福祉部長の答弁があったんですが、私も買い物支援センターは、買い物困難な方というふうに受けとめておりまして、だったらば、後で述べるんですが、民間の業者と一緒になってやったらどうかという思いがあったんですね。ところが、よくよく見ますと、今、買い物支援センターが行っている支援というのは、介護が必要な方が中心なんですね。買い物に出かけることが困難な方、また自宅までお届けが必要な方、自宅から出られない方ですね、そういった生活環境が厳しい方を中心にされているというようなふうに、私は見えてまいりましたので、なかなかこれは難しいなと思っています。ただ、課題もあるんですね。週１回しか行かれていないものですから、１週間待たなくちゃいけないと。例えば、きょう注文したものは来週しか届かないわけですね、そういったのがあります。それと、今、二人体制ですか、あそこが。もっともっとふえていく中で、この体制では対応できるのかなという課題も見えてきました。

また、民間の方のほうに、一緒にやってみませんかということも話したんですが、民間業者の方から来た答えは、現在、社協が行っておられる買い物支援事業全てを引き継ぐことは、事業内容を見ると、現在、移動販売に支障を来すことから困難である、と。一緒にできないということなんですね、そこは手が回らないということなんです。そういった考えがありました。それくらい、やはり、今、買い物支援のほうは厳しい中でされているのかなと思います。若干見直す点もあるにしても、ちょっと、私が求めている買い物支援、後で出す移動販売と、なかなか一緒にできないのかなというのを、私自身も知り得たところですけど。

そこで、市長が述べておられる、高齢者の皆様が、住みなれた地域で安心して健やかな生活を継続できる支援体制を実現するためには、現在の買い物支援事業を、民間と連携を図り、高齢者の見守りを兼ねた、例えば（仮称）人吉買い物弱者支援対策事業として立ち上げ、継続事業としていくべきと考えますが、どのように思われますかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市における買い物支援といたしましては、まず介護保険の訪問介護による生活援助・介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービスによる援助がございますが、いずれも要介護・要支援等の認定を受けられた方が、ケアプラン作成の上で御利用されるものでございまして、利用回数にも制限がございます。

利用者に制限のないサービスといたしましては、シルバー人材センターのワンコインサービスの作業内容に、買い物代行がございます。社会福祉協議会の買い物支援事業は、公益目的の運送業で商品を宅配するという形態をとっております。九日町商店街やきじ馬スタンプ加盟店と協定を締結し、商品調達等にも御協力をいただいているところでございます。そのほか、移動販売車、生活協同組合の宅配等があり、利用者の状況に合わせて選択をされているようでございます。

いずれにいたしましても、地域における自立した生活をできるだけ長く続けていただくためには、買い物を支援する事業はますます重要となってくるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　今、買い物支援というのがますます今から重要になってくるということなんですが、私も全くそのとおりだと思うんですよ。人吉市は、民間ですけどイスミさんという会社が行っていらっしゃるんです、御存じかと思いますけど。私も各地域を回ってみました、どんなかなと。日用品や商店がない地区、買い物が不便な地区といったら、もう挙げたら切りがないんですね。合ノ原、井ノ口はもちろんですが、上原田から鹿目、大塚、田野、古仏頂、矢岳、たくさんあります、赤池水無。ここに行って聞くと、地域の方は移動販売を楽しみにされているんですね、ああ、来てもらった、と。ところが、一度にたくさんものを買えないものだから申しわけない、と。これは、今後続けてもらえるんだろうかという不安もあるわけです。

また、現在は自分で車で買い物に行っているけど、10年、20年後はどうなるのかな、という不安。若者がいないため、買い物が頼めなくなる。各町内のシルバーヘルパーさん、民生委員さんとの連携で、買い物を自宅まで届けてもらうことができないか。さまざまな声があるわけですね。今されているイスミさんのほうのいろんな資料をいただいたんですが、じゃあ、どんなに大変なのかということですね。１件１件回っている状況なんですね。だから、広範囲にはなかなか回れない、時間的に無理がある。町内によっては、行ったら、皆さん来てもらって、よりどころということで来てもらって、そこでまとめてできるんですけど、ところが、例を挙げますと、田野とかになりますと１件１件回るから、相当時間がかかるということで、毎週回ってもらってますけど、すごく地域が限定されてしまうんですね。そういったことで、現実、回ってもらってないところもあります。お客様からは、販売時間を希望されるとか、曜日の指定とかあるみたいです。販売員さんと、週２回会って会話する楽しみ

ができたとか、商品を直接見て買える、農作業中でも気軽に買い物ができると。こういうものを拡大を図る必要があるが、現段階ではなかなか厳しいと、こういった問題があります。要は、販売の車が１台しかないものですから、だからなかなか回りむかせないし、人手も足りないということなんです。簡単に人をふやせないということなんですが、群馬県の高崎市は、移動販売車の事業者向けの補助制度を設けているんです。運営費補助、月１万円。車両購入費などの補助、上限が100万円ですけど、２分の１です。車両更新費の補助、設備のときの補助、これは全部上限100万円ずつあるんです。こういったのをされているんです、高崎市は。これに参加しているお店が11件あるんです。各地区を回っているみたいです。こういった、「高崎市高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付要綱」というのをつくってされています。

だから、こういった必要ということを感じてらっしゃいますので、このような取り組みをされているんです。人吉市も、やはりかなり山間部がありますので、ぜひ、私は買い物移動車というのを民間だけにお願いしているんじゃなくて、行政としてもしっかり応援してほしい。まずできる応援は、広報ひとよしに、この地域には何曜日に来ますよとか、せめてそのくらいの応援をまずしてほしいんですよ。例えば田野地区にはいつといつですよとか、そのくらいはやってくれないかなと思うんですよね。行く行くは、やはり、高崎市で出ていますように、経費の補助まで考えてもらって事業を継続してもらうということは、私は大切なことと思います。

そこで、買い物移動販売を継続していく上で、行政としての補助を早急に検討すべきと、私は考えますが、見守りを兼ねた移動販売を行っている民間業者と連携を図り、補助金交付などを行っていくことについては、どのように考えるかをお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように、生活支援体制整備事業の市全体の会議が開催され、校区域で把握されたニーズについて検討を行ったところでございます。議員がお話しされましたイスミ商事様の移動販売車は、平成27年度に経済産業省の助成金を活用して車両を整備され、地域貢献を兼ねる収益目的の販売業として事業を開始されておりまして、生活支援体制整備の会議にも御参画をいただいているところでございます。

議員も御紹介されましたように、住民の方々の移動販売への期待は大きく、さらに充実してほしいとの要望が出ておりましたが、イスミ商事様からは、当初は公民館や空き地を予定していたが、現在は個人宅の訪問が多くなっており、市内全域をカバーできない、買った物を建物の上層階まで運ぶことや冷蔵庫に入れることまでを頼まれ、一人では対応できない、人手が足りない等の現状と課題が報告されております。

これを受けまして、校区でできること、ケアマネージャーができることなどについて話し合いを行ったところでございます。今、議員御紹介のありました、高崎市のような数々の事

業につきましても、本市だけで取り組むのではなく、住民、ＮＰＯ、民間企業等の多様な主体により、生活圏域である各校区の状況に応じた形で実現をしてまいりたいと考えております。

買い物支援につきましては、支援を必要とする方々の状況を把握し、社会福祉協議会の得意分野、民間事業者の得意分野、地域や専門職のかかわり方などを、生活支援体制整備の議論の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）　ぜひ、買い物弱者といいますか、そういった方が困られないように、取り組みを早急にやっていただきたいと思います。

今回、シルバーヘルパーさんというのは、各校区ですか、町内ごとに設けておられると思うんですけど、あの方たちも、例えば、地域に来た移動販売車から買い物をされて、自宅に持っていくのは、僕はできると思うんです。ところが、町まで行って、お店まで行って買ってきてくださいというのは、これは車が必要になってきますのでちょっと心配ですけど、だから、まず町内だったら動けるんですね。あとボランティアの方とか、あるいは町内会長さんを通じて、そういったボランティアにお願いすることとかあったら、私は対応できると思うんです。そういったところから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、市長に聞いてほしいんですが、今回の質問において、異議あるいは提案をさせていただきましたが、要は、人口減少、高齢化、若者流出に結びつくものばかりだと思います。推計人口ではありますが、人吉市の人口は、現在約３万3,000人が、2045年には約２万1,000人になる予測が出ています。増加していく要素が見えてこない状況にあります。休日など、子供たちが走り回る姿、公園で集団で遊ぶ姿を見かけますか。自宅の周りで子供の声が聞こえますか。ゲームセンターには、少しはいるかと思いますが、子供がいないのです。子供がいないから、大人の増加は将来ふえる状況にはないのです。やはり人口増に転じないと、人吉球磨の活性化は望めないと思います。

そこで、市長に、今後ぜひ積極的に取り組んでいただきたいものは、若者の出会いの場づくりです。まず、出会いの場を設け、おつき合い、その先にあるのが結婚、そして出産、子育て、地元雇用につながる、そのような施策を、ぜひ考えていただきたいと思います。今、結婚しない若者、少子化の傾向から、子供を家に残しておきたい父母の考えなどがあるようです。冷たい発言かもしれませんが、父母、祖父母をみとり終え、自分１人になったとき、どなたがみとってくれるのでしょうか。家族もいない、会話もない、病気してもそばに誰もいない、ひとりぼっちです。もちろんみとるためだけの結婚ではないことは十分承知していますが、このことは現実問題として捉えていくことではないでしょうか。私たちは、若者に

支えられて、現在暮らしていますが、今の若者は誰が支えていくんでしょうか。早急に、出生率の向上と若者流出の歯どめをかける対策を講じることができるリーダーは、市長です。この件に関しては、今後、広く意見をいただき、真剣に取り組んでいきたいと考えています。市長におかれましても、次回、私の一般質問時には、将来に夢が持てるお答えを期待しまして、本日の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後３時33分　休憩

午後３時48分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は４項目です。

１項目めは、子育て支援で、安心して子育てできる環境づくりと子育てにかかる経済的負担の軽減について質問します。２項目めは、児童虐待の本市の現状と対策について質問し、３項目めに、若者のサポート体制で、その実態とサポートについて質問します。最後に、市民の声より、街路樹の樹種変更について質問をします。

１項目めは、子育て支援についてお聞きしてまいります。これは、平成27年に策定された人吉市子ども・子育て支援事業計画です。市内在住の就学前及び小学生のいる全世帯の保護者2,230人に、平成26年にニーズ調査をし、934人から回答があったものです。その中の「子育て環境や支援への満足度」は、就学前児童を持つ保護者の12.5％が「満足している」と答えています。別の表現をすれば、12.5％しか満足していないと言えます。「満足度が高い」が９名、1.8％、「どちらかといえば満足している」が54名、10.7％、合わせると63名、これが12.5％です。「普通」が199名、39.5％です。そして、「どちらかといえば満足していない」が135名、27％、「満足度が低い」が106名、21％、合わせると48％という結果でした。

私は、この数字に驚きました。人吉市は子育てしやすい、と回答した就学前児童の保護者の割合は、平成20年度には41.9％だったのに、平成25年度には12.5％と低くなっていたからです。

そこで、子育て環境や支援の満足度が12.5％と低い原因は、どのように分析されていますかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ただいま塩見議員のほうから御質問のありました内容と少し重複する部分もございます

けれども、御答弁させていただきたいと思います。

平成27年度から平成31年度までの５年間を、計画期間といたしまして策定しました人吉市子ども・子育て支援事業計画でございますが、策定するに当たりまして、市民の皆様の子育てに関する生活実態や福祉サービスに関するニーズ、要望、意見などを把握するため、就学前及び小学校児童のいる全世帯の保護者を対象に、調査を平成26年に実施しております。2,230人の方に配布し、有効回答数が934人、有効回収率は41.88％でございました。

調査結果からは、「どちらかといえば満足している」、「満足度が高い」と答えられた方の割合が少なかったわけでございますが、この結果といたしまして、やはり子育てに関して、不安感や負担感を感じておられる方が多かったのが関係するのではないかと思うところでございます。不安感や負担感の理由といたしまして、一番多く出された意見が、子育てで出費がかさむ、でございました。ほかにも、自分の自由な時間が持てない、子育てによる身体の疲れが大きい、仕事が十分にできない、といったものもございました。また、自由意見の中では、少数意見ではございますが、他自治体から来られた方で、子育て支援策を比較され、残念に思う、という御意見もございました。

子育て環境や支援への満足度を伺う質問で、その根拠となるような関連質問をしておりませんので詳細な分析はできませんけれども、子育て支援策の充実を求める意見や子育てに対して不安感や負担感といった心理的な影響により、満足度が高くない結果になったのではないかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今、部長がおっしゃったように、このアンケート調査の次の設問に、「それはなぜですか」と問われていたらよかったと思います。つまり、子育てしやすい人吉市にするための課題が明らかになったのではないか、使える調査になったのではないかと、残念に思います。

ともかく、平成25年度の満足度が12.5％という結果を受けて、平成30年度の目標値が30％になりました。子ども・子育て支援事業計画に基づいて施策を展開し、各年度に取り組みを点検評価し、検討してきました。子育て支援が前進した面もありますから、次回のニーズ調査が楽しみでもあります。私はこの間、子育て世帯のお母さん方に、満足度が低いのはなぜだと思いますか、子育てしやすい人吉市にするための要望はありませんかと問いかけてきました。確かに、中学校３年までの医療費の無料化や学校給食費の1,000円補助など、子育て支援は前進していると思います。ですが、何か見落としていることはないか、お母さんたちは、実際何が足りないと思っておられるのか聞いて回りました。その結果、子連れで行けるお店が少ない、小さい子が遊べる公園があったらいいな、中三まで医療費が無料になって助かっている、学級の数が３クラスから２クラスになり、子供の数が減っている、よそに

引っ越す人が多いのではないか、出産祝い金があったらうれしいよね、自然を生かして外遊び・川遊びなど、安全に遊べる遊び場所があるといい、子連れで行ける図書館にしてほしい、雨の日でも遊べる場所がない、病児保育の場をふやしてほしい、託児所があればいいと思うなどなど、要望をお聞きしました。

その声をもとに、子育てしやすい人吉市にするための提案をしたいと思います。まず、遊び場についてです。子連れで遊びに行ける遊び場がないことを、何人もの方からお聞きしました。そこで質問です。子育て親子が遊びに行ける場として、九ちゃんクラブがあると思うのですが、この人吉市子育てガイドブックにも紹介されています九ちゃんクラブについて、概要をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ことしで13年目となりますほっとステーション九ちゃんクラブでございますが、ＮＰＯ法人人吉球磨陽だまりの会へ委託して、運営を行っていただいております。現在は、九日町を拠点に活動し、月・火・木・金の週４日、午前10時から午後４時までの開設となっております。対象者は、おおむね３才未満のお子さんとその保護者でございまして、子育て中の親子が、都合のいい時間帯に来られて、好きな時間だけ広場で遊んでいただき、子育て親子の交流や仲間づくりの場にもなっているところでございます。

単に場所の提供だけではなく、九ちゃんクラブにおいてはさまざまな事業やイベントを実施されておられます。例えば、ファミリー講座や商店街体験ツアー、サークル活動、ボランティアの方による紙芝居、絵本の読み聞かせなどがございますが、昨年度は、親子で延べ4,492人の利用があったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　私も九ちゃんクラブに行ってみました。初めて行きました。まず、やっぱり九ちゃんクラブの名がついたわけは、坂本九ちゃんの九ちゃんではなくて、九日町商店街の九ちゃんです。そして、商店街に九ちゃんクラブがあるというのが、やっぱり特徴だなと、商店街に子供の姿、親子連れの姿がちょろちょろっとするだけで、本当にほのぼのした感じになりますし、九ちゃんクラブに寄ったついでにお買い物をするとか、そういうこともできます。

そして、部長がおっしゃったように、九ちゃんクラブは、子連れで自由に集える広場です。来られている方に、ここにどうして来るようになったか伺いました。そうしたら、転入してきたときに市役所で紹介された、とか、以前も、鹿児島のほうから来られた方なんだけど、鹿児島市でつどいの広場に通っていたから、そして、病院の窓口でチラシがあったから、だから会員になった、というお話でした。九ちゃんクラブに通って、そしてお母さん同士が情報交換をされる、顔見知りになって友達がふえたり、あるいは子育てのヒントを得たり、

九ちゃんがあってよかったと、多くの方が思っておられます。ただ、九ちゃんクラブがお休みのとき、行くところがないと、そういう意見もありました。現在、水曜・土曜・日曜はお休みで、週４日の開館となっています。ですから、１日ふやして週５日にすることや、土日のどちらかの開館はできないでしょうかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

平成18年度から本格的にスタートしました九ちゃんクラブは、平成21年度に、それまでの週３日から現在の週４日での開設となっております。毎週水曜日がお休みとなるわけでございますけれども、毎週水曜日には、市の委託事業でございますデイサロンいきいき筋トレ倶楽部事業を、九ちゃんクラブ内で実施しておりますので、開設日を平日にふやすことにつきましては、現在のところ厳しい状況でございます。

そういった中で、普段、九ちゃんクラブまで行けない方や近くだったら参加したいという方を対象としまして、九ちゃんクラブが校区単位で近くの公民館へ出張する、お出かけ九ちゃんを実施しております。開催日は水曜日となりまして、一月に１回ではございますけれども、１つの校区において開催をいたしております。季節や開催場所に応じて内容は変わりますけれども、触れ合い遊びや散歩などを計画し、ふだんは行くことの少ない町内を知っていただく機会にもなっております。また、２カ月に１回ではございますけれども、日曜日に、ファミリー講座を九ちゃんクラブにて開催しておりますので、ぜひ機会を捉えていただいて御利用いただければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　それまでの週３日が週４日になったということで、次は週５日になることもあると受けとめました。

水俣市の子どもセンター、つどいの広場「ぴよぴよ」は、火曜から土曜まで週５日開館しています。豊後高田市の「花っこルーム」は、月曜から土曜まで6日間開いています。弘前市の駅前こどもの広場にある子育て支援センターは、毎月第一・第三火曜日が休業日で、それ以外はオープンしています。子育て中のどなたでも、子供さんと一緒に九ちゃんクラブに行く機会を提供するために、開館日をふやすことを検討していただきたいと思います。

さらに、この問題は、九ちゃんクラブしか遊び場がないという問題も提起していると思います。小さいお子さんと一緒に行ける遊び場、雨の日にも遊べる場所、公的な施設が、人吉市にあるでしょうか。

そこで、市長にお尋ねです。遊び場が少ない、安全に遊べる場がほしいとの要望に、どうお応えになりますか。児童館や子どもセンターの必要性についての市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

15年ほど前にも、児童館や子育てセンターの必要性に関して御質問があっております。当時におきましては、子育て支援センターあるいは保健センターでの子育てサークルなどを大いに利用していただくことを基本としながらも、児童館の意義・必要性を痛感しており、空き店舗や既存施設の活用を踏まえて検討されましたが、駐車場問題や施設の構造上の問題、管理運営面の問題で、適当な場所の選定には至っておりません。また、当時、児童館等に関する陳情書が提出されており、近隣施設に視察にも行かれております。いずれも、複合施設での運営でございましたけれども、人的体制や周辺環境、遊具等の設備を総合的に考慮する必要があり、児童館を本格的に建設するのであれば、保育園を１園立てる覚悟で取り組む必要がある、との御助言をいただいております。

こういった状況で、必要性は十分認識し、検討はしながらも、実際には財政上の問題もあり、現状のまま現在に至っているのではないかと存じております。

さて、改めて、現在においての私の認識でございますが、児童館が果たす役割は、親子の交流拠点や居場所づくり、子供の成長に応じ、遊びを通じての人間形成、異年齢の子供同士の交流、放課後児童の育成・指導、子供・子育てに関する情報収集と提供といった、多くの機能を発揮することでございます。議員おっしゃるとおり、そういう機能を持った施設の整備によりまして、子育て環境の充実が整い、子育てに対する不安感や負担感の軽減にもつながるかと存じます。ひいては、子育て支援への満足度が高まることも考えられるわけでございます。

しかしながら、当時でも、さまざまな問題から児童館の整備が困難であった状況において、市全体の財政状況や政策の展開、事業の優先度などを踏まえた場合、庁舎建設を控えた現状において、現時点では、児童館等の整備に関し、その考えは持ち得ておりません。

先ほど、ほっとステーション九ちゃんクラブを御紹介させていただきましたが、平成29年度に設置しました「すくすく子育てセンター」や、さざなみ保育園で実施されております「さざなみ☆うぉ〜むはーと」と、こういった既存の事業や取り組みなどを活用し、関係機関とも連携しながら、引き続き、身の丈に合った子育て環境の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　15年前に、児童館や子どもセンターの検討がなされたときに、本当にそのときに、小さい子供ばっかりじゃなくて、子供たちが自由に遊べる場所をつくっておけばよかったのになと思います。そして、市長は、身の丈に合った、と先ほどおっしゃいましたが、保育園を１つつくるくらいの予算は、それはもうすばらしい児童館になると思います。しかし、例えば水俣市の子どもセンターは、閉園した公立保育園を利用してつくられました。つまり、いろんなものが整っていなくても、ある程度のスペースがあれば、あとは徐々に整

備できるのではないでしょうか。

人吉市の子供は、雨の日は大型店やゲームセンターしか遊ぶところがないとは、かわいそうじゃありませんか。公共の遊びの場が必要です。新設も視野に入れて、コミセンに子供の遊び場を設ける、あるいは、新市庁舎に、親子で遊べる広場をつくるなどできないものでしょうか。ぜひ、前向きな検討をお願いします。

次は、図書館についてです。図書館に、小さい子供を連れて行きにくい、声を出してはいけない、と気兼ねをしてしまう。仕事帰りに、子供と一緒に寄れるように開館時間が延長できないか、などの声がありました。このような要望は把握されているでしょうか。また、どのような対策をとられたかお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

お子様連れのお母様方から、使いづらいとの声を、直接図書館で頂戴したことはございませんが、数年前に、飛行機や新幹線の中で泣き出した赤ちゃんへの対応をめぐり、社会的な問題となった事案がございましたので、本図書館も非常に狭い中でのキッズコーナーの併設ということで、そのような現状があるのでは、と常々懸念しておるところでございます。

対応についてでございますが、少なくとも市役所機能が移転します平成33年４月までは、現施設におけるハード的な対応は非常に困難であろうと存じます。現段階で可能な対応といたしましては、子育て中のお母さんを応援する、赤ちゃん泣いてもいいよ活動――赤ちゃんの泣き声がある程度であれば、社会で容認しようという活動のことでございますが、これを取り入れ、児童コーナーに「泣いたっちゃよかばい」というポスターというか、張り紙のほうを独自に作成、掲示して、赤ちゃんが急に泣き出しても心配いりませんよ、といったメッセージをお届けするとともに、図書館の職員からの声かけやお手伝いを積極的に行うことにより、お子様連れのお母様方の心の御負担等を、極力減らすよう心がけているところでございます。

次に、開館時間の延長要望に関する質問でございますが、議員御指摘のとおり、過去に、同様の御要望が数回あっているところでございます。本市では、小中学校の夏休み期間中の平日のみ、18時まで時間延長を実施しているところでございますが、多くの御要望は、通年で、曜日を指定するとした上で、さらに時間も延長をしてほしいとのことでございました。２階部分に位置する現図書館の開館時間を延長するには、カルチャーパレスの開館と連動する必要があり、時間外の施設全体の管理やセキュリティーの確保、ひいては利用者の皆様の安全確保という点でも、非常に厳しい部分がございますので、現在の延長期間と延長時間で対応させていただいているところでございます。御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　面と向かって、図書館で子供を連れて行きにくいとかおっしゃらない

と思います。やはり、赤ちゃんだけでなくて、小さいお子さん連れだったら、やっぱり入りにくいというか、そういうふうな自己規制が働いておられると思うんです。

そして、赤ちゃん泣いてもいいよ活動というので、「泣いたっちゃよかばい」というかわいい張り紙がしてあるんですけど、赤ちゃんが泣いてもいい、だけど、小さいお子さんがきゃきゃきゃっと笑うとか、小さい声でも本を手に、そういうこともやっぱりマナーとしていけないんじゃないかなというお母さんたちの遠慮があるのではないかなと思います。

そして、延長時間ですけど、夏休みに６時まで延長されていると、そして、週に１回でいいから延長してほしいというのは、セキュリティーの関係からちょっと難しいということです。そういうお話をしたいと思います。私は、子供が中心の図書館「やまええほんの森」を見学してきました。十分なスペースがあり、本棚は低く、通路も広く、ゆったりしていました。絵本の読み聞かせができる畳のコーナーには、大きなぬいぐるみがあり、通路にソファーが置いてありました。水俣市の図書館の子供の絵本コーナーは、仕切りがしてあり、独立の部屋でした。そこは、カーペットが敷かれていて、五、六十人は入れそうな広さでした。その隣の子供の本のコーナーには、子供用の低い丸テーブルに、子供用の椅子が５脚、それが３組ありました。ゆっくり本を読んだり選んだりすることができる雰囲気でした。

そこで、人吉市でもキッズコーナーをつくれないでしょうか。狭いですけど、そこに、透明なアクリル板を使って仕切りを設ける、あるいは、別室を子供専用の部屋にすることができないでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

キッズコーナー改善の要望でございますが、アクリル板の設置に関しましては、現在の狭隘なスペースの中で、壁を設けることは圧迫感が増したり、エアコンの移転や増設の必要がございますので、非常に困難であろうと存じます。また、現図書館で、別室を確保し、開設することに関しましては、空きスペースがなく、本庁舎機能が移転するまでは困難な状況でございます。

このような状況の中ではございますが、図書館では、先ほど議員がお話をされておりました九ちゃんクラブのほうへ、年３回、１回につき300冊の児童図書や育児書、料理に関する本などを、貸出文庫として御利用いただいておりまして、九ちゃんクラブの図書コーナーにおいて、来所されたお母様方が子育てに関する本を読まれる、あるいはお子様へ絵本の読み聞かせをされるなど、親子で気軽に、そして安心して本に触れ合える機会を御提供いただいているところでございます。こういった取り組みによって、本市図書館機能の弱い部分、先ほどから御指摘をいただいておりますキッズコーナー等、弱い部分につきまして、当該施設に補完をしていただき、御支援を賜っている次第でございます。また、町の中ということで、にぎわい創出もプラスしていただいているものと考えております。

図書館機能の拡充につきましては、仮本庁舎であるカルチャーパレスの庁舎機能移転後

の利活用の検討や、あるいは新たな図書館の姿を検討する中で、議員御指摘の御要望も踏まえ、市民の皆様が利用しやすい図書館となるよう十分に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　何せ人吉市は図書館のスペースが手狭なので、難しいということは理解します。アクリル板は透明なので、圧迫感はないとは思うんですけれども。

市庁舎が新築されると聞いて、そこに図書館ができたらいいなと期待された方もおられるようです。図書館を市庁舎の中に併設するのは、今からでは無理でしょうが、先ほど、新たな図書館を新築する可能性は全くないとは言えないような表現をされていましたので、それも可能性があるのかなと思います。

また、一番現実的なのは、御説明があったように、市庁舎が完成し、そこへ、今カルチャーパレスに入っている各部が引っ越しをして、その後、図書館の機能を充実させる方法でしょう。それは、そのときに子供専用の部屋を確保して、少しくらい声を出せるようにして、また閲覧室や学習室も広げたら、歓迎されると思います。そうなることを期待します。

図書館に関係して、ブックスタートについて要望があります。ブックスタートとは、親子が絵本の読み聞かせを通し、温かくて楽しい時間をつくることを応援する運動です。1992年に、イギリスで始まりました。本市でもブックスタートが取り組まれていますが、それは、７カ月児健診のとき、絵本の読み聞かせをして絵本の紹介をする活動だとお聞きしました。本をプレゼントする自治体も多くあるようです。水俣市は、４カ月児健診のとき、ブックスタートで絵本を贈呈し、さらに５歳児には、「よむよむセカンドブック」で２冊目の贈呈が行われているようです。

そこで、人吉市のブックスタートでも絵本をプレゼントされたらどうでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

ブックスタートは、先ほど議員から御説明いただきましたように、1992年、イギリスのバーミンガムで興った事業であるとお聞きしております。

当市では、保健センターで７カ月健診を受診される機会を捉えて、図書館職員が保健センターへ出向き、その待ち時間等を利用して、読み聞かせの大切さや本の選び方など、お父様、お母様方へお伝えする活動でございます。その機会に、本のプレゼントはできないかといった御質問でございますが、本市で調査しましたところ、熊本市、八代市以外の県内の市におきましては、１冊から２冊の本をブックスタート時にプレゼントされているとのことでございます。実施している自治体は、３カ月から８カ月ぐらいの健診の機会を捉えて、２冊プレゼントされているのが８自治体、１冊をプレゼントされているのが３自治体あるようでございます。

本市におきましても、心温まる施策として本のプレゼントは、当該活動を進めるにおいて非常に有効であろうと考えております。財政状況等、非常に厳しいものはございますが、運用の方法や効果等について、他の自治体の例も参考にしながら、さらに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　前向きな御答弁ありがとうございました。

ブックスタートは、絵本を通じて親子のふれあいの時間を持つことの大切さ、さらに、人吉市が子育てを応援していることをお伝えできる機会でもあります。子育て世代への応援に、そして、未来の人吉市を担う子供さんに、絵本がプレゼントできればいいと思います。実現を強く求めます。

安心して子育てできる環境についての要望の最後は、病児保育についてです。病児保育の場としては、増田クリニック小児科にあひるハウスがあります。御存じの方も多いのですが、不安もあられるようです。もし満杯だったらどうしよう、断られたら不安だ、という声や、病児保育を充実させてほしい、という声にどう応えたらよいでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ただいま議員のほうからも御紹介のありました、あひるハウスについての御質問でございます。

保護者の方々が、仕事で育児や看護ができない場合、保護者にかわって病気中のお子さんをお預かりする病児・病後児保育でございますが、本市では、増田クリニック小児科さんに業務を委託しておりまして、あひるハウスとして運営をされているところでございます。

利用の条件の詳細につきましては、ここでは省略をさせていただきますけれども、これまで、施設の改修や受入体制の強化に努めていただき、現在の利用定員は10名となっております。基本的に、前日までの予約制ではございますけれども、当日空きがある場合や、状況によっては、可能な限り受け入れをされているようでございます。しかしながら、感染性の強い病気や症状によりましては、お預かりができない場合もあるようでございます。

平成29年度にはインフルエンザＢ型の流行がございまして、平成28年度の利用者649人と比べまして利用者が少なく、延べ510人の利用でございました。今後も、安心してこの制度が御利用いただけますよう、さらに周知のほうに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　かかりつけの患者が優先されるのではないか、断られたらどうしよう、という心配には、十分な説明が必要であると思います。また、事前の登録を早めに済ませておいて、いざというときに慌てないで済む準備の呼びかけも必要ではないかと思います。周

知徹底をお願いいたします。これで、子育て環境についての要望と提案を終わります。

次に、子育て世代の負担軽減についてお聞きしてまいります。この３年間で、経済的な負担軽減のための施策は幾つか実現しました。１つは、中学校卒業までの医療費無料化です。本当によかった、とお母さん方が喜んでおられます。負担軽減をさらに進めて、18歳までの医療費無料化を実現したらどうでしょう。そこで、18歳までの医療費無料化にかかる予算はどれだけでしょうか。あと、どのくらいあったら、18歳までの医療費無料化ができるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市におきましては、平成29年10月から、中学校卒業までの子ども医療費の無料化を実施しているところでございますが、さらに対象年齢を拡大し、18歳まで無料化した場合の負担額は幾らになるのか、との御質問でございますけれども、被用者保険のデータというのが本市のほうでわかりませんので、昨年度の国民健康保険に加入しておられる方で、実際に負担された実績値をもとに算出いたしますと、感染症の疾病による上下はあるかと存じますけれども、年間1,520万円ほどの費用負担が新たに生じると、試算をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　あと1,520万円で、18歳までの医療費が無料にできるとわかりました。この７月に発表された厚生労働省の調査によると、2017年４月１日現在、医療費助成を中学卒業まで行う市町村は1,500、前年度比113増で86％を超えました。そのうち、高校卒業以上まで実施する市町村は474、前年度比97増となり27％を超えました。18歳までの医療費無料化は、保護者にとっては安心が得られる一方、乳幼児と比べ、高校生は相対的に医療費が低く、拡充しても財政負担はさほど大きくふえません。そして、何と球磨郡では、水上村、多良木町、相良村、球磨村が18歳まで無料ですし、山江村、五木村は高校３年まで無料です。一方、中学校３年までは、人吉市、湯前町、あさぎり町、錦町で、４つの自治体が残されています。ぜひ本市も、医療費無料化を18歳まで前進させたいものです。

そこで、市長にお尋ねします。18歳までの医療費無料化実現に取り組むお考えはありませんか。人吉市は本気で子育てを応援します、というメッセージを発信しようではありませんか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私は、平成27年の市長選挙の際、子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる中学校卒業までの子ども医療費の無料化を、公約として掲げさせていただき、昨年10月に、中学校卒業までの医療費無料化を実施させていただきました。まだ、年間を通じた実績額が出ておりませんけれども、実施に当たり、当初見込んだ2,250万円に近い額になるものと思われます。

議員御質問の、さらに範囲を拡大して、18歳までの医療費無料化への考えは、とのことでございますが、対象となる世代の保護者の方がどのくらい望んでおられるのか、また、市全体の財政状況や政策の展開、事業の優先度などを踏まえての判断にもなりますので、実施するか否かについては、さまざまな角度から検討する必要があるかと存じます。

先ほど、児童館等の整備に関しての見解も述べさせていただきましたが、現在の財政状況や庁舎建設の展開を鑑みますと、当面の実施は難しいのではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　当面は難しい、というお答えでした。人吉市は、子供の医療費は中学３年まで無料になって、前進したと思っていましたが、それより、球磨郡のほかの町村が取り組みを加速させていたんです。子育てするなら人吉市で、子育てを本気で応援します、と子育て支援を最重要課題と位置づけて、必要な予算を投入しないと、ますます子育て世代はよその町や村に流出するのではないでしょうか。

子育ての負担軽減のもう１つは、学校給食費の無償化です。これは、市長御自身の公約でもあります。今は、給食費は1,000円補助ですが、３人子供がいるので、給食費で１万円を超えるときつい、1,000円補助で助かっている、と言われたお母さんがおられます。

そこで、学校給食費が1,000円補助になって、どんな効果があったでしょうか。この５年間の滞納額の推移をお尋ねします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、平成25年度から平成29年度まで、翌年度に繰り越した給食費滞納額の５年間の推移を御説明させていただきます。

平成25年度、単年度の滞納額は55万4,527円でございました。以下、平成26年度77万8,074円、平成27年度79万7,916円、平成28年度13万2,012円、平成29年度でございますが13万8,986円となっております。

給食費助成を始めた平成28年度以降、滞納額がかなり減少している状況でございます。そういった部分での給食費助成の効果としましては、昨日の豊永議員の御質問の中でもお答えいたしましたが、一定の保護者の負担軽減ができたこと、給食費の徴収をお願いしている各小中学校では、一部補助に伴い徴収の強化を図ったことはもちろんでございますが、助成金があることで早めの納付をお願いしやすくなったという状況もお聞きしており、滞納額の減少につながっているのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　滞納額がぐんと減っていることがわかりました。そして、球磨郡を見

てみると、全額補助が水上村、山江村、３分の２補助が相良村、五木村です。半額補助もあります。段階的な無償化、と市長が言われたから、次は半額補助になるのかなと期待しているところです。

そこで、市長にお尋ねします。学校給食費の無償化は、どのように進めるおつもりでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先日も、豊永議員の御質問に対してお答えをさせていただきましたが、給食費の全額補助につきましては、私の公約の中でも大きな柱の１つでございまして、これまでも段階的に実施していくための検討を重ねてきたところでございます。現在、新市庁舎等の建設といった一大プロジェクトの本格化に加え、多くの行政課題が存在しており、将来の見通しと市の全体的な予算の中で、財政状況を見きわめながら財源の確保に努めているところでもございますので、給食費の完全無料化に向けて、少しでも実施していくことができるよう、引き続き努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　市長は、財源の問題があると、そして、ほかにも財源が必要なものがあるから、全体を見て、引き続き努力していきたいということでした。しかし、全国の自治体を見ると、財源の問題を見事にクリアしたところがあります。例えば大分県の豊後高田市です。豊後高田市のホームページを見てみると「全国に先駆け「高校生までの医療費無料化」・「幼稚園・小学校・中学校の給食費の無償化」を開始しました」とありました。続いて「全国トップレベル！幼稚園、小学校、中学校の給食費　高校生までの医療費　共に無料！大分県豊後高田市」と大きな字が躍っていました。続けて紹介しますと、これまで重点施策として、人口増施策や子育て支援の充実に取り組んできた結果、４年連続の社会増を達成――この社会増とは、人口移動に伴って、入ってくる数が出ていく人の数を上回っている状態のことです――社会増を達成。さらなる人口増施策として、子育てにかかる経済的な負担を軽減するために、市レベルの支援施策としては全国トップクラスの取り組みで、安心して暮らせるまち、子供たちの笑顔あふれるまちの実現に向けた大きな一歩になりました、と誇らしく宣言しています。財源は、ふるさと納税を使うとなっています。

そこで、市長にお尋ねします。人吉市のふるさと納税の寄附金総額は、平成29年度は１億6,658万808円でした。18歳までの医療費無料化には、あと1,520万円、学校給食費の無償化には、あと１億1,000万円ほど、合計で１億2,520万円。ふるさと納税を使えば、実現できるんです。思い切って子育て支援に力を注ぐ、市長の政治姿勢が問われています。ふるさと納税を全部使う、それくらいの本気度で子育て支援をしたらどうでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ふるさと納税を全部使って、子育て支援に充てたらどうかという御質問でございますが、ふるさと納税に関しましては、御寄附を、これまでももっともっといただくような取り組みを現在進めておりますので、それはそれで頑張っていきたいと思っております。

この使途に関しましては、議会のほうにもその都度お示しをして、お認めをいただきながら、ふるさと納税、有効に活用をしているところでございます。１つの考え方として、そういう考え方もあろうかと思いますが、現在、御提案ですね、これまでしてきましたとおり、さまざまな分野に関して使うようにというような寄附をいただいておりますし、それぞれ、やはり政策課題等がございまして、一つ一つ充てているところでございます。

また、今、給食費全額無償化にするに当たっての金額の御提示もいただきましたが、この事業を完全実施するためには、やはり将来にわたり安定した財源が必要でございます。その確保に大変苦慮しているところでございますので、現在のところは、なかなか厳しいのではないかと見ているところです。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　市長は、その使途はさまざまな分野で、必要なところに手当てするとおっしゃいましたが、ふるさと納税はどの自治体も入ってくる収入です。その収入を、あれもこれもに使うのか、最重要課題に使うのか。市長は、口では子育て支援と言っておられますけど、そこまでの本気度はないと言わざるを得ません。豊後高田市の違いは、そこにあるんではないでしょうか。子育て支援の位置づけを、最重要課題として取り組んでいただきたいと強く思います。

子育て支援についての質問の最後に、次回の人吉市子ども・子育て支援事業計画の策定について、提案があります。１つ目は、最初に申し上げましたが、ニーズ調査をするに当たって、その原因や理由まで書いてもらうことです。また、２つ目は、子ども・子育て会議の委員に、公募によって子供の保護者に入ってもらうことです。兵庫県明石市の子育て施策は、住民参加と開かれた討議が特徴だといわれています。調べてみると、子ども・子育て会議の委員構成は、学識経験者が２名、子供の保護者が４名、地域において子ども・子育ての支援を行う者が12名、その他が２名となっていました。ちなみに、明石市は、子供を核としたまちづくりをさらに進めるために、子供の最善の利益を実現するための、明石市こども総合支援条例を策定しています。この条例を策定するときも、市内の小中学校、高校を訪問し、子供自身の声を聞いたり、子供に関連する会議や機関やパブリックコメントから多数の声を聞きながら、検討を行ったそうです。だから、市民の思いの詰まった条例になっている、と明石市は言っています。子育て環境や支援に対する満足度を上げるためには、計画を策定する段階から当事者の参加が欠かせないと、私は考えます。ニーズ調査の工夫と子ども・子育て会議への保護者参加の２点を提案して、子育て支援についての質問を終わります。

２項目め、児童虐待についてお聞きしてまいります。８月31日の新聞に、「児童虐待最多13万件、27年連続増、熊本1,248件」という見出しがありました。2017年度に、全国の児童相談所が、児童虐待の相談や通告に対応した件数が約13万件となり、過去最多を更新したことが、厚生労働省のまとめでわかりました。熊本県は1,248件で、前年度比1.14倍だったそうです。ことし６月現在、所在不明となっている18歳未満の子供が、熊本など14都県に、計28人いる、とショッキングな記事もありました。

そこで、人吉市での児童虐待の件数はどのくらいか、過去５年間の推移、虐待はどのようにしてつかんでいるか、支援はどのようにして行われているか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

児童虐待についての現状についての御質問でございますけれども、少々お時間をいただきまして、本市の現状を御答弁させていただきたいと思います。

昨年度平成29年度に、本市で児童虐待として新規に受理したケースは９件の12人でございました。相談種別といたしましては、身体的虐待が５件の６人、性的虐待が２件の２人、ネグレクトはゼロ件でございました。心理的虐待は２件の４人でございます。過去の状況でございますが、いずれも、その年度で新規に受理したケースとなりますけれども、平成25年度が９件の12人、平成26年度が５件の６人、平成27年度が13件の18人、平成28年度が13件の24人でございます。

全国的には増加傾向にある児童虐待の状況でございますが、本市におきましては、年度によってばらつきがございまして、10件前後で推移しているような状況でございます。

それでは、実際に通報などがあり、どのように支援につなげていくのか、その支援体制について御説明いたします。昨年度受理したケースは、その全てが、児童虐待ではないかという通報・通告によるものでございまして、保育所、学校、御近所、家族、親族からによるものでございました。通報・通告があった際には、詳しくその状況をお聞きするわけでございますが、まずは子供さんの命の確保・安否確認を最優先に行います。通常、そういった通報・通告がありましたら、過去の記録の有無、関係機関や関係者への聞き取り、目視、場合によっては直接訪問して、状況を整理し、さまざまな情報に基づき、児童虐待として受理するか否かを決定するケース受理会議を開きます。

児童虐待として受理した場合は、虐待者へ、直接の指導や警告・助言等も行いながら、毎月のケース管理会議で状況を確認し、関係する機関とともに見守り支援を継続していくわけでございますが、児童虐待には当たらない場合におきましても、地域とともに見守っていくことになります。もちろん、危険度が高い、重大な事案と判断した場合には、受理会議を待たずに警察や児童相談所とも連携し、一時保護といった対応をとることもございます

児童虐待の背景といたしまして、例えば加害者が同じ環境で育ったとか、自分も幼いころ被害者であったとか、大人になりきれていない方が養育しているケースなどがあり、長期

にわたり支援していくこととなります。支援や見守りを継続している状況で、家庭環境の悪化や改善の兆しが見られず、個々の機関では対応に困難が生じた場合には、関係する全ての機関が集まるケース検討会議を行います。会議では、それぞれが持っている情報を共有した中で、今後の役割分担を明確に定め、それぞれ連携しながら、新たな支援に取り組んでまいります。

今後におきましても、未然予防や早期発見が重要であることは言うまでもございませんけれども、通報・通告があった後の関係機関とのかかわり方、お互いが顔が見える関係で支援体制を構築し、被害者への支援を優先に考えながらも、虐待の背景を捉え、家庭全体として支援を行ってまいりたいと存じます。なお、先般、要保護児童対策及びＤＶ対策協議会の実務者会議を開催いたしましたけれども、その際、児童相談所から、頻繁にケース検討会議をされるなど、他の地域の模範となる取り組みをされている、とのお言葉をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今お話を伺っていて、本当に丁寧な対応をされているなと思っていたところですが、やはり、そうやって一生懸命、前線で頑張っておられる方がいっぱい、たくさんおられると。努力に、本当、敬意を表します。

虐待の原因はさまざまでしょうが、例えば暮らし向きの困難さ、家族や近隣とのトラブル、仕事の悩みなどからも、虐待につながる要因はあると思います。

そこで、福祉課に寄せられる相談件数、件数の推移、相談内容の内訳はどうなっていますか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたのは、新規に受理した児童虐待の状況でございましたけれども、もちろん、それ以外にも多岐にわたる相談業務を行っております。

昨年度は、児童虐待を含め新規に73件の85人に対して支援を行い、前年度からの継続件数を含めますと、97件の137人に対して支援を行っております。継続を含めた最近の推移でございますが、平成25年度が54件の71人、平成26年度が70件の90人、平成27年度が74件の103人、平成28年度が84件の114人でございますので、相談業務全般で見ますと、増加傾向にあるようでございます。

具体的に、どういった相談があっているのかということでございますが、平成29年度の継続を含めた件数の内訳を申しますと、児童虐待は、先ほど申しました９件の12人、保護者などの精神障がいや経済問題、養育能力に欠ける状況、家出・失踪・離婚といった環境福祉相談が25件の33人、保健相談が３件の３人、傷害相談が５件の５人、不登校相談が23件の24人、いじめといった人間関係の相談として、５件の５人、これらの分類に入らないその他と

して、３件の３人でございました。

相談にはさまざまな活動が伴いまして、福祉課に子ども・子育て相談員を２名、女性福祉相談員を１名配置して、対応に当たっておりますけれども、家庭訪問や電話相談、来所相談、関係機関との連絡調整、ケース検討会議など、その活動も多岐にわたり、大変御苦労いただいているところでございます。その活動件数は年々増加しておりまして、対応件数を１件１件積み上げていきますと、年間1,350件という活動状況でございました。

次に、ＤＶ関係の相談対応についてでございます。昨年度、平成29年度のＤＶ相談件数は、継続が４件、新規が７件の合計11件でございました。近年の推移といたしましては、平成25年度が11件、平成26年度が15件、平成27年度が13件、平成28年度が14件でございましたので、11件から15件の間で推移しているような状況でございます

相談経路といたしましては、約４割が本人からの相談でございまして、そのほか、警察や他の相談機関、縁故者、知人からの相談もございまして、年齢も20代から70代までと、幅広く相談があっております。

主に助言や指導を継続して行いまして、場合によっては、一時保護や母子生活支援施設への入所といった措置も行いますけれども、被害者には同伴児がいる場合が多く、安心して自立した生活をしていくために、就業支援や住宅確保、福祉制度の活用、子供の就学支援など、さまざまな観点から支援を多角的に取り組んでおります。

児童虐待での対応と同様に、さまざまな機関とのかかわりがあり、連携の充実強化も必要不可欠でございますので、それぞれの機能を有効に発揮し、総合的な家庭問題に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　福祉課を訪れますと、相談員の先生方はずっと受話器を握りしめておられます。相談件数がふえているとおっしゃいましたけど、そこに相談をする方が多いんだなと、そして、継続して対応している方もいらっしゃるそうですので、なくてはならない相談員だと思います。

また、近年の相談の特徴がありましたら、お教えください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

議員から御紹介のございましたように、昨年度において過去最多を更新し、年々増加している状況にございます。増加の要因としましては、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力――いわゆる面前ＤＶということでございます――について、警察からの通告がふえましたことと、また、児童相談所全国共通ダイヤル189――通称「いちはやく」と申しますけれども、全国共通ダイヤルの広報やマスコミ報道などで、児童虐待への市民の意識が高まったことが挙げられております。

もう１つの要因といたしましては、家庭環境の変化からなる家族の子供養育機能の低下が深刻化している状況がございます。本市の児童虐待に至るケースを見てみますと、次のような家庭の課題や背景が見えてまいります。

虐待者自身の面では、親が大人になりきれていない、親自身が過去に虐待、ＤＶの経験がある、精神疾患や知的障がい、発達障がいを持っているか、その疑いがある、10代での出産である。次に、家庭環境の面では、核家族で支援者がいない、経済的に不安定である、社会から孤立しているなど。児童自身の面では、発達障がいのある子供であること、育てにくい子であったり、手のかかる子であるということでございます、などが課題や背景として挙げられます。

件数こそ増加傾向とは言えませんけれども、こういった環境であったり、背景であったりする家庭からの相談等がふえております。ある意味で、いつ虐待に至るかわからない、グレーゾーンとも言える状態でございますので、発生予防の面からも、指導や支援を引き続き行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　今、発生予防と言われました。虐待を未然に防止するために、市はどんな対策をとっておられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

厚生労働省におきましても、従来から、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきたにもかかわらず、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所における対応件数が増加し続けており、依然として、社会全体で取り組むべき重要な課題としています。

そこで、児童虐待の防止に向け、次の３つの取り組みが進められています。１、児童虐待の発生予防、２、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、３、虐待を受けた子供の自立支援の取り組みでございます。

まず、児童虐待の発生予防ですが、妊娠・出産・養育期の家庭では、産前・産後の心身の不調や、妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要とする場合がございます。そういった方々が相談しやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図っていくとされています。本市では、平成29年４月に、子育て世代包括支援センター「すくすく子育てセンター」を立ち上げておりますので、乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業も行いながら、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談支援を行っているところでございます。

次に、児童虐待発生時の迅速・的確な対応ですが、虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や

考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要として、要保護児童対策地域協議会の活動内容の充実に向けた支援に努める、とされています。本市でも、児童福祉法に基づき、要保護児童対策及びＤＶ対策協議会を設置しておりまして、本年度の活動方針にも、予防対策として、早期発見体制の確立、養育能力の低い保護者に対する支援方法の検討を掲げております。引き続き、代表者会議や実務者会議、必要に応じての分科会やケース検討会議を開催し、それぞれが持つ情報や考え方を共有してまいります。

最後に、虐待を受けた子供の自立支援の取り組みですが、虐待を受けた子供の自立に向けて、親子関係の再構築支援を強化するとともに、里親委託などの家庭養育を推進するほか、18歳以上の者への支援の継続とされています。このことは、国や県の事業とかかわってくることでございますので、引き続き、児童相談所や警察といった関係機関との連携強化に努め、迅速に対応してまいりたいと存じます。

児童虐待は、保護者や子供の身体的・精神的状況や社会的背景といったさまざまな要因が、複雑に絡み合って起こるとされております。単独の機関で対応するのではなく、各機関が果たすべき役割を認識し、早期に適切な支援を行い、虐待の発生予防に努めることが重要であると認識しております。一つ一つ丁寧に、その家庭に向き合い、地域全体・社会全体として見守り活動を続けながら、少しのサインも見逃さない取り組みを、今後も行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　この問題について話を伺っているとき、虐待はあってはなりません、虐待があってからでは遅いんです、との言葉が印象に残りました。強い意志で取り組まれていることがわかりました。

虐待やＤＶについての相談は、一般の相談と別に集計されています。それは、緊急性があり、人命にかかわることもあり、犯罪になることもある、それだけ重大な事案だからです。虐待を未然に防ぐために、私たち市民ができることをやっていかねばならないと、改めて思いました。これで、児童虐待についての質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後５時03分　休憩

午後５時16分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　ここで、議長のお許しを得て、順番を入れかえて質問いたします。

３項目めは、市民の声より、街路樹の樹種変更についてお聞きしてまいります。人吉橋

から永国寺前の街路樹は、イチョウの木です。夏は緑の葉が青々と茂り、秋には黄色く色づいて、道行く人や車で通る人にとってはよい風景ですが、家の前にイチョウの木がある方にとっては頭痛の種です。掃わくのが大変、掃除をする人がよそから来てくれたらいいけど、濡れたら路面にぺたっとひっつくし葉っぱを踏んだら滑る、うちの前だけではなく隣の隣まで掃わかなくてはならない、もう掃わききらん、という声がありました。８軒にお尋ねしたら、６軒が「違う木にしてほしい」、１軒が「わざわざ変えなくてもいい」、１軒が「秋の風物詩と思っている、どちらでもよい」と回答されました。半年ぐらい前に、街路樹の１本が植えかえになったとき、同じイチョウの木の若木になっていました。ここは、イチョウの木しか許されないのかと疑問に思いました。

そこで、１点目の質問です。ここはケヤキ通りとかイチョウ通り、といったぐあいに街路樹が決められているのかどうか、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

まず、落ち葉の清掃等に関しまして、近隣住民の皆様に御迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っているところでございます。

街路樹の種類は、道路によって決まっているのか、との御質問でございますが、樹種の選定に当たりましては、路線別の街路樹の位置づけ及び植栽の目的を明確にし、管理方針や機能目標を勘案して、道路施設との位置関係、自然条件、環境、景観、生態系などの各設計条件の重要度を定め、決定するのが一般的な考え方でございます。

都市計画道路は、それぞれの路線によって、都市計画道路決定の幅員が異なります。この幅員構成によりまして、歩道幅員も変わり、植栽可能な樹木の選定に影響することになりますので、道路によって、樹種が絞られて決定されると御理解いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　道路の幅や歩道の幅によって、樹種が選定されるとわかりました。

では、２点目の質問です。青井相良線のイチョウの木を変えてほしい、鬼木のイチョウの木を変えてほしい、と議会でも取り上げてきましたが、一向に変わっていません。樹種の変更の手順はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

樹種を変更するときの手順でございますが、近年に、市道下林南願成寺線の相良町交差点から温泉町までの延長約1,350メートルの街路樹を、ナンキンハゼからサルスベリに変更を行っております。その事例を挙げて御説明させていただきたいと存じます。

ナンキンハゼは成長が早く、種子が水田に落ち発芽をするために、水田を耕作される方々から苦情が出ておりました。また、台風の時期には枝が折れやすく、歩行者や車両に対して非常に危険な状態でございまして、さらにはナンキンハゼの根が歩道を押し上げて、歩

行者の通行に支障を来している状態でもありました。このような状況を踏まえまして、平成24年度から平成25年度にかけまして、４回ほど関係町内の方々と協議を行い、樹種の変更を行う方針が決定いたしました。平成25年度に樹木の決定後、平成26年度から平成29年度まで４年をかけ、市道下林南願成寺線の歩道の改良に合わせまして、ナンキンハゼ262本からサルスベリ194本へ樹種の変更を行っております。

この事例で申し上げましたように、樹種を変更するには、樹木の特性により、通行車両、歩行者や近隣の住民へ悪影響を与えていないかなど、町内会と協議した上で進めていくという手順になると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　ナンキンハゼからサルスベリに変わった原因、いいなと思って見ていたんですが、それは、農家の方が迷惑だったとか、あるいは枝が折れて危険だと、そういう実際に危険な状態とか迷惑をかけている状態というのが発生したら、樹種が変更されることになると。ですから、葉っぱで困っているというところでは、ちょっと難しいのかなという印象を受けました。

最後の質問です。イチョウの木を、葉の落ちない木に変えてほしいと、そういう声は、願いは実現するのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

市道青井西間線のイチョウの樹種変更の考えは、との御質問でございますが、実際に樹種の変更を行うといたしますと、計画から工事の実施までには、先ほどの答弁で事例を挙げましたとおり、長い期間を要し、また財源は人吉市の単独費となります。市道青井西間線に関しましては、樹種の変更を行う予定はございませんが、昨年、永国寺側の交差点部分のイチョウを、交通の支障になるということで伐採を行っております。今後は、交通の支障となる交差点部や植栽が密なところなど、一部の伐採の検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　樹種変更はなかなか難しい、と。でも、枝をもう少し減らすとか、抜くとか、とにかく、そういうことで対応していただきたいと。要望のあった方には、きょうの御説明を報告しようと思います。これで、街路樹の樹種変更についての質問を終わります。

最後の質問です。若者へのサポート体制についてお聞きしてまいります。例えば、児童虐待の実態を把握するには、保育所や幼稚園・小学校・中学校・高校などから情報が手に入ります。手がかりになりますし、乳幼児健診からも情報が寄せられます。逆に、行政の側からいろいろなお知らせをすることもできます。つまり、中学生までは、公の機関とつながっていると言えます。手のひらの上に乗っているのです。

しかし、残念ながら、高校は義務教育ではありません。中学校を卒業して、高校に行かない子供さんもいますし、中退する子供さんもいます。そういう子供へのサポート体制、相談や支援はどうなっているのか、私は気になっていました。全員が全員、自分のやりたいことを見つけ、仕事を頑張っている、目標を持って生活しているわけではないと思います。相談相手が身近にいるのか、困りごとはないか、引きこもりになって孤立していないか、気になっていました。

そこで、１点目の質問です。人吉市は、15歳から18歳の子供の実態を把握しているのでしょうか。高校あるいは高専に在学中の人数、中卒で働いている人数、高校中退の人数などつかんでいるのかどうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

子育て支援という観点から、健康福祉部のほうで御答弁させていただきます。

高校中退された方あるいは高校へ通われていない方の状況につきましては、把握をしていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　その実態をつかむこと、把握することが難しいことは理解できます。でも、実態がわからないから、必要な支援が受けられないことになってはならないと思います。まず、実態をつかむ努力から始めるべきではないでしょうか。その責任は、住民に一番身近な行政にあります。

２点目の質問です。中学校卒業後の子供の実態把握が必要であるとお思いでしょうか。その認識をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

実態を把握できない背景といたしまして、そういった困り感を、行政として情報を得る手段がないこともございます。福祉課の相談業務におきましては、継続してかかわってきた方が高校に入学したケース、学校からの相談により、かかわっているケース、家族や周囲からの相談、また本人からのＳＯＳといった何らかのきっかけがありましたならば、関係機関との連携のもと支援を行っていくわけでございますが、情報がない場合は、実態として動けない状況がございます。

先ほど、児童虐待の未然防止策として、地域や周囲からの見守りが重要だと御答弁させていただきました。民生委員・児童委員の方々や、平成30年度から名称を変更いたしました、くらし見守り相談員の方々を核として、地域での見守り活動にも重点を置くということで、情報を得やすい環境、または提供しやすい関係性を築きまして、若者への支援やサポートについてもかかわってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　ずっとかかわってきたケース、そして学校や家族からの相談があったら動けるんだけど、なかなか情報がないと動けない、きっかけがないとできない、というお話でした。

そして、くらし見守り相談員さんたち、地域で見守っていく中で、またそういう情報が得られたら、ということも言われましたが、でも、ぜひ、15歳から18歳までの子供の実態調査をしていただきたいと思います。例えば、中学校３年担任の先生から、中学卒業後、高校に行かなかった子供の数を聞いて、また、高校の先生からは中退者の数を聞いて、合計すると高校に行っていない子供の数が明らかになるのではないでしょうか。調査の方法は検討することにして、何人ぐらいが高校に行っていないのかをつかんだら、次はサポート、つまり支援が必要な人にサポート機関をつなぐことです。

そこで、３点目の質問は、若者サポートステーションについてです。福祉課の窓口に、このチラシが置いてありました。ここにある若者サポートステーションとは、どんな団体でしょうか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

若者サポートステーション、担当が商工振興課でございますので、それで経済部ということになります。通称サポステというものでございまして、まず、全国の若年の無業者、いわゆる15歳から39歳の若者ということで、就労をしていない、また家事も通学もしていない、こういう方を指す言葉でございます。

この数でございますけれども、昨年６月に、内閣府が発表いたしました子供・若者白書がございまして、これでは2017年は約71万人ということでございます。前年より６万人減少しているんですけれども、これは若者全体の人口が年々減少いたしておりまして、これから判断いたしますと、無業者数の割合というのはほぼ横ばいの状況にあるということでございます。

これらのことを踏まえまして、国におきましては、若者無業者の就労を支援すること、これは若者の可能性を広げるのみならず、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止する、それから、経済的に自立させ、地域社会・産業の担い手を育てなければならない重要な施策と位置づけるところでございます。さらに、人口減少社会の中で成長を実現していくためにも、若者の活用がより一層求められるということがございます。そのため実は厚生労働省が所管しておりまして、若年無業者等の若者が、充実した職業生活を送り、また我が国の将来を支える人材となっていただく。そのように、地域若者サポートステーションの事業を実施しているところでございます。これが県になりますと、県労働雇用創生課が窓口になりますので、そこで私ども商工振興課が担当しているということでございます。

そういう中で、ＮＰＯ法人や民間事業者への委託事業といたしまして、県内には県北、

県央、県南の３カ所に設置されていることになっております。現在は、熊本市、玉名市、八代市に置かれています。具体的な事業の内容でございますが、自分に合った職業・職種がわからない、就職に不安がある、こういったように働く意欲を持ちながらも行動に踏み出せない若者、御家族からの相談を受けたり、キャリアカウンセラー、診療心理士、こういった方々がカウンセリングを通じまして、一人一人の支援プログラムをまず作成する。さらには体験就職のマッチング、こういったものを行っているところでございます。なお、平成25年度から平成28年度までの４年間、人吉球磨若者サポートステーションとして本市に設置されたことがございます。平成29年度以降でございますけれども、八代市に設置されております若者サポートステーション八代が人吉球磨地域も対象となっておりまして、出張相談、セミナー、体験就職と、こういったものが行われているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　私は、若者サポートステーションについて、ハローワークの若者版、就労あっせんをするところだと、狭い意味で思っていました。しかし、部長のお話とちょっと違うんですけど、お話を聞いてみると、働くことについてのさまざまな悩み、働く以前の悩み、そして、行動に踏み出せない、そういう方に寄り添って支援をする、伴走型の支援をするところだと、私は理解しています。コミュニケーションが不安、将来が不安、どんな仕事をしていいのかわからない、そういう方々の相談にも乗るところです。ですから、だとしたら、大いに若者サポートステーションを活用したらいいのではないかと思います。

４点目の質問です。もっと若者サポートステーションを活用して、悩んでいる子供さん、親御さんに紹介したらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

紹介、活用、その対策ということでございます。本市におきましても一定人数存在すると思われます若年無業者に対する施策の１つといたしまして、また、近年、本地域でも有効求人倍率の上昇、それと失業率の低下、こういった労働市場が大変逼迫しているところでございますので、事業所の人手不足は深刻な問題となっているところでございます。これらの解決の一助ともなりますので、若者サポートステーションの活用、これは大変有効なものと認識しているところでございます。

こういう中で、これまでも、市の広報を初めといたしましてホームページやフェイスブック、ＳＮＳを活用いたしまして周知広報活動も行っておりますし、また、市の福祉担当部局や社会福祉協議会、さらには人吉商工会議所やハローワーク、それから県などとも連携をとりながら、周知活動を現在進めているところでございます。

今後でございますけれども、さきに述べました周知方法に加えまして、県の球磨地域振興局に窓口が設置されておりますジョブカフェとも情報共有を行う、それから、効果的な手

法を模索しながら、広く周知を図ってまいりたい、より積極的な活用を促進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　サポステばかりではなくて、ジョブカフェとか、これは紹介いただいたんですけど、熊本県子ども・若者総合相談センターがあって、そういう出張相談会が人吉でもあっている、と聞きました。

なかなか足を踏み出せない若者に、こっちに出ておいで、というのも、来ることができたら、その悩みは半分解決したも同じだなと、私は思うんですけど。でも、情報は、広報は、周知はしていかなくてはいけないんじゃないかなと思います。

最後に、市長にお聞きします。若者のフォローアップの必要性についてのお考えをお聞かせください。実態をつかんで、必要な支援につなげようではありませんか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まずもって、先ほど経済部長が答弁いたしましたように、人吉球磨若者サポートステーションが、平成28年度をもって終了したことは、非常に残念に思っているところでございます。

そこで、行政として、困り感を抱えている若者に対しての支援でございますが、先ほど健康福祉部長からも答弁しましたとおり、地域や家庭、または関係機関での見守りが肝要ではなかろうかと存じます。連携や関係性が、より一層深まることによりまして、少しの変化、きっかけが情報となり、支援またはサポートにつながっていくのではないかと存じます。また、平成27年４月に、生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴いまして、本市においては、市社会福祉協議会にひとよし生活困りごと支援センターを、委託により設置しております。平成29年度は106件の新規相談を受け付けておりまして、生活困窮者の抱えている課題を、評価・分析しながら、最終的に自立の促進を目的として、機関と連絡調整を行っているところでございます。

生活困窮者世帯の中には、困り感を抱えた若者も含まれている場合もあることから、就労準備支援や子供の学習支援等について、側面的なサポートとして実施しているところでございます。さらに、行政がやるべきことといたしましては、現在、市が窓口を設置している就労支援・就労促進相談員等のさらなる普及を図ることはもちろんでございますが、地域や関係機関との連携を築くこと、具体的には、議員から御質問いただきました若者サポートステーション、ハローワーク、ジョブカフェなどの就労支援機関を初め、教育機関、発達障がい支援センターや精神障がい福祉センターといった健康福祉機関、あるいは民間での取り組みなど、さまざまな機関と地域一体となったサポート体制を構築することではなかろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）　地域一体となってサポートしていく、大切なことだと思います。子育てに悩んでいるお母さんも、困りごとを抱えている市民の方も、そして引きこもりの若者も、相談できる人や機関につながっているかいないかで、不安は大きく違うのではないでしょうか。相談する力があれば、問題の解決は近いのです。一人で悩んでいないで、お気軽に御相談ください、と広報や声かけをよろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わります。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員の高瀬堅一です。本日の一般質問も、私で最後となりました。皆さん、大変お疲れとは思いますが、よろしく御協力のほどお願いいたします。

今回、通告いたしましたのは、１、人吉しごとサポートセンターについて、２、市職員の採用について、３、学校教育現場からとしております。

１の、人吉しごとサポートセンターにつきましては、私を含め５人の方が一般質問の通告をされました。いかに大きな問題であるかをうかがい知ることができます。それと同時に、市民の方々も、本件につきましては大きな関心と不信、不安と疑問をお持ちであります。このようなことから、私も質問するわけですが、もう既に３名の方が質問を行われました。私の番になりますと、既に質問された方々と内容が重複し、また表現が同様なところが多々あり、少々困惑いたしております。当然、割愛したり、表現を変えたり、視点を変えて行いますが、既に通告書の順序に従い、一般質問を組み立てておりますので、丸々重複する部分が出てきたといたしましても、確認事項ということで捉えていただければというふうに思います。

早速ですが、先ほど、大塚議員の質問の中で、センター長審査要領の審査委員の数について、市長のほうから訂正とおわびがありました。私も同様の質問を用意していたのですが、私が調査した内容と違うのではないかと疑問点が出てまいりました。議長のお許しをいただいているので、先にこの点を質問させていただき、以後、通告に従い進めてまいりたいと思います。

先ほど、市長から、審査要領の審査委員の数は５人ではなく６人の間違い、と訂正とおわびの発言がありました。単純な間違いとのことですが、先ほど、事務局の議事録を見て、コピーしてまいりました。これは、平成29年９月の人吉しごとサポートセンターの関連補正予算の上程があり、経済建設委員会の審査を経て、本議会で採択したものでありますけども、そのときの笹山委員長の委員長報告を読み上げます。少し割愛することもありますが、このように報告をされております。一次選考、二次選考において、審査委員は誰がやるのか、と

の質疑に、一次選考はエフビズの小出センター長、オカビズの秋元センター長、それに市、それぞれ15名程度ずつ選考し、最後に三者で15名程度ずつ持ち寄って、その中から５名から６名程度選んで、一次選考の合格者とする。二次選考は、面接試験を予定している。エフビズの小出センター長、オカビズの秋元センター長、県のよろず支援拠点のセンター長、地元商工業者から２名、市からも入る予定。市の裁量が働かないような５名を考えているとの答弁、と報告をされております。

これからいきますと、市からも入る予定と明記をされておりますので、６名の訂正でいいのですけれども、これまで、市は審査の中に入っておりません。これはどういうことでしょうか。なぜ、現実として入っていないのでしょうか、市長にお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成29年９月議会の経済建設委員会における審査の中での、質疑の中での担当課長からの説明においては、議員御指摘のとおり、二次選考は面接試験を予定している、エフビズの小出センター長、オカビズの秋元センター長、県のよろず支援拠点のセンター長、地元商工業者から２名、市からも入る予定、市の裁量が働かないような５名を考えている、と答弁をしているところでございます。

昨年９月の段階では、まだ審査会運営の制度設計の段階であり、答弁の中でも、予定ということで回答させていただいたものと思っております。その後、同様のセンター長二次審査を実施しておられる他市の状況や、エフビズセンター長、オカビズセンター長などのアドバイスをいただく中で、やはり実際に相談・支援を受けるのは地元商工業者であり、その受益者が実際に困っていることを、面接審査の際に尋ねていただき、その対応状況を審査の基準と照らし合わせて採点するには、市関係者が審査委員として入るよりも、より多くの地元商工業者により審査いただいたほうが、本当に相談に行きたいセンター長を選定できるものとして、11月29日の審査要領及び審査規約制定の際には、市関係者は入れず、地元商工業者から３名としたものでございます。なお、結果として、昨年９月議会において説明しました審査委員構成を変更したことについて、結果といたしまして、翌年２月26日の全員協議会における選考結果の御報告まで、議会に対しまして報告がなされておりませんでしたことをおわび申し上げます。以後は、このようなことがないように、しっかりと報告をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

以上、お答えといたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　答弁いただきましたけれども、このことは経済建設委員会の審査を経て、本議会で採択したものであります。このときは、市のほうから審査に入っていないということで、実質は５名だったので５名になっているのではないか、そして、このように、先ほど市が入っていないということもありますけれども、経済建設委員会とか議会に、そうい

う変更をされたということをこれまで話してもおられない。ということは、このように委員会審査を経て決定されたことを、そのように変更して進められてきたということは、議会軽視ではないかと、委員会の軽視ではないかというふうに思いますけども、そのあたり、市長、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ただいまの件に関しましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。事業を進める中で、よりよいだろうと思われるような要領を作成いたしましたが、その件を議会に対しまして、御報告がおくれましたことは、大変申しわけなく思っております。以後、このようなことがないように、注意をしてまいります。大変申しわけございませんでした。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　市長、今は、そのときはこういう進め方がよかったであろうというふうな答弁をされましたけども、そういう進め方が、やっぱりこのような解雇というような事態を起こしているんじゃないかなというふうにも思っております。

それでは、平成29年11月29日施行で、審査委員としての組織を、人吉市内の女性経営者１名というふうにも変更されております。恐らくそこは人吉市が入る予定だったところが、女性経営者１人、ここでも地元企業経営者２名というところが３名に変更されていると。ここで６名となっているんですけども、こういった女性経営者１名、それから、その後が地元中小企業経営者３名というふうに、それぞれ表現が変わってきているんですよね。このことについて、表現が非常に不的確ではないかというふうに思いますけども、この表現の違い、変更になっていった経過や理由などは、なかなか理解できません。なぜ、このようになってきているのか、このあたりについていかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後５時53分　休憩

午後６時25分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）　時間をいただきまして、大変申しわけございません。先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

まずは、９月の経済建設委員会における審査の中での表現に対しまして、地元商工業者から２名、市からも入る予定ということでお答えをさせていただきましたが、その後11月29日に作成をいたしました審査要領のほうは６名というふうに記しております。さらに、細かく審査規約をつくっておりまして、その規約の中で、人吉市内の事業者２名、人吉市内の女性経営者１名ということで記しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　私も規約を持っておりますけれども、このように変更をされたということは、委員会のほうには報告しなくてもいいんでしょうか。そのように進めてまいりますということで、どうなんでしょうか。そのあたり、どうなんですか。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後６時28分　休憩

午後６時31分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）　再び時間をいただきまして、大変申しわけございません。ただいまの御質問に対してですが、昨年の９月の段階では、まだ審査会運営の制度設計の段階であり、予定ということで回答させていただいております。ただ、その後、変更いたしたことにつきまして、結果といたしまして、翌年の２月26日での報告になったことに対しましては、先ほどおわびをさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　次に、質問いたしますけれども、このとき、市から入る予定、と委員長報告の中であったように、私は、やはり市から、市長が審査委員に入っておけば、また違う展開になっていたんではないかなというふうに思いますし、このような問題が発生したときに、迅速かつ的確に対応ができたのではないかなと、大きな損失額にならないような対応ができたのではないかなと考えますけれども、そのあたりについて、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、同様のセンター長二次審査を実施しておられる他市の状況やエフビズセンター長、オカビズセンター長などのアドバイスをいただく中で、やはり実際に相談・支援を受けるのは地元商工業者であり、その受益者が実際に困っていることを、面接審査の際に尋ねていただき、その対応状況を審査の基準と照らし合わせて採点するには、市関係者が審査委員として入るよりも、より多くの地元商工業者により審査いただいたほうが、本当に相談に行きたいセンター長を選定できるものというふうに捉えたところでございます。

仮に、今御質問のように、市が審査委員の１人として入っていたとするならば、もっと早急な対応が図れたのではないか、との御質問ですが、審査委員につきましては、１月の二次審査にて任期が終了しており、その後は市が主体的にかかわってまいりました。つきまして、市が審査委員としてかかわっていたといたしましても、今回の解雇に至るまでのプロセ

スを、短縮することは難しかったのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　このことを最初に質問しましたのは、結果的には解雇処分でありますから、審査委員の過失になるのではないかなと、これは紛れもない事実であります。初期の段階で、甘く見ていたという結論になります。審査委員に入らなかった市と、富士市のセンター長に問題があったのではないかなというふうに、私は思っております。この点を含めて、また質問します。順次出てきますので、またそのときも触れていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を行っていきたいと思います。本事業の目的について、としておりますが、いろんな機会に述べられております。議会のネット中継録画や議事録を見てみましたけれども、まさに平成29年９月議会での答弁は、見事なものでありました。これが基本的な第一歩で、大きくつまづくことになろうとは予想もされていなかったんじゃないかなと。私たちは、大変不安になりました。

そこで、この事業の発想のきっかけ、いわゆる動機、そこで研究をされた経緯と内容、目的、目標などをお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンターを設立する必要性や、エフビズモデルとはどういったものか、また、他の自治体のビズについては、平成29年９月議会において、宮原議員の御質問で経済部長が答弁をしておりますので、エフビズモデルで実施すると決めた経緯を中心に述べさせていただきます。

私は、これからの本市の商工振興政策には、若者の起業支援、地元企業の経営支援の強化や民間からマーケティング・プランニングの専門家を登用することが必要であるとの思いがあり、108つの施策にも掲げさせていただいたところでございます。

エフビズモデルに関心を持ったきっかけといたしましては、国の中小企業支援の新たな取り組みである熊本県よろず支援拠点が平成26年度に、平成27年度には、天草市で天草市起業創業・中小企業支援センター――通称アマビズが設立され、いずれも富士市産業支援センター――通称エフビズをモデルとしていたことから、エフビズモデルというものに注目し、関心を持ち始めたところでございます。その後、エフビズモデルを実施されている天草市のほか、静岡県熱海市、愛知県岡崎市、大阪府大東市、長崎県大村市、宮崎県日向市などの取り組みを研究する中、大都市圏ではなく、人口規模もそう大きくない自治体においても設立可能で、規模の大小に関係なく、一定の成果・実績を上げておられることを確認し、本市の中小企業支援の手法に適した手法ではないかと認識したところでございます。

このような過程を経て、平成28年度にエフビズとアマビズの両センター長に本市で講演いただき、また、商工会議所も大いに関心があるということで、人吉商工会議所70周年記念

の基調講演の場におきましても、エフビズセンター長に講演いただいたところでございます。聴講された地元企業、金融機関、人吉球磨地域自治体関係者からも、好意的な感想もいただきました。このような経緯から、エフビズモデルの本市での実現に向けて動き出したところでございます。

次に、意気込みとの御質問でございますが、地方都市が、中央から企業等を誘致するだけの手法では、地域経済の活性化や産業振興を図ることは難しいと認識しておりまして、もう１つのエンジン、手法として、地域の人やもの、資源といった、人吉市が持つすぐれた力を、産業やビジネスにつなげ、育てていく、そのサポート役を担う人吉しごとサポートセンターの開設は、本市の発展には欠かせないものという思いを強くしております。また、関係人口の創出拠点と位置づけるくまりば内に開所することで、誘致を予定しているＩＴ企業と地場企業との連携の創出や、外部人材による市内での創業サポートが実施できるなど、地場産業の振興のみならず、移住定住政策にも寄与するものと期待しているところでございます。

最後に、当該事業は、準備期間から実施までに３年を要しており、その間、さらに少子高齢化、人口減少により、地域のマーケットが縮小しており、中小企業事業者の置かれた状況は厳しい経済状況となっている中、人吉しごとサポートセンター事業の必要性は、さらに増しているものと認識をしております。

私が、まちづくりや地域活性化に必要不可欠な考え方として掲げております民間活力こそが、地域を活性化させる原動力という理念の、本市でのさらなる推進、その中心的役割を、人吉しごとサポートセンターが担うことで、さらに元気で活気のある地域となるよう努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　市長の大変すばらしい発想や目標、目的はわかります。しかし、その志の第一歩は、センター長を就任させることからではなかったでしょうか。そこに重きはあったのでしょうか。市長は、人吉しごとサポートセンター――いわゆるヒットビズは、センター長の人選に委ねられる旨を、今力説をされております。発言内容を列挙しますけども、嘱望されるような優秀な人材、日本全体あるいはワールドワイドの中、この人吉市を選んでいただくことが必要不可欠だ、全てを投げ打って、本市のためにキャリアを傾注する人、この給料でも、来てもらってよかった、この給料では気の毒だと思われるような獅子奮迅の活躍をもって応えられること、本市の経済にとって、なくてはならない人材になってもらう人、など熱望されてきました。果たして、このような人というのは存在されるのでしょうか。この閉鎖的な土地柄、球磨モンローといわれる風土ですけども、見知らぬ土地に来て、人と出会い、事業主の性格、事業所を把握して、１年で目標を達成させるということは不可能ではないかなというふうに、私は思っておりますけれども、まさに夢物語と思います。

そこで、富士市の小出センター長が中心であればこそ、市長もセンター長審査にかかわるべきではなかったかなというふうにも思ってもおります。事業経営、起業するということは、私は並大抵のことではないと思っております。市長におかれましては、大変失礼な言い方かもしれませんけども、理想と現実の違いが理解できていないのではないかなと思ってもおります。

次に、目的遂行のための諸整備についてですけれども、この件で、事業、人材確保、研修等について調べてみますと、なかなか理解ができない仕組みだらけになっています。

まず、頻繁に出て来る名前で、富士市の支援センター、いわゆるエフビズの小出センター長は、もう１つの顔があることがわかりました。人吉商工会議所との人吉しごとサポートセンター長実施研修業務委託契約書を見ますと、この小出センター長が、株式会社イドム代表取締役をしておられ、商工会議所との契約の相手方です。さらに、平成29年９月議会で、本市議会で採択されたセンター長公募に要する経費378万円の委託先は、随意契約で株式会社やろまいとなっています。そして、岡崎市支援センター、オカビズの秋元センター長、この方々との関係と仕組み、構図がなかなかよくわかりません。つまり、人吉市、人吉商工会議所、富士市の支援センター及び小出センター長、岡崎市の支援センター及び秋元センター長、小出センター長が社長兼任の株式会社イドムと募集会社やろまいなどですけれども、この関係と仕組みをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　それでは、私のほうからお答えをいたします。

人吉しごとサポートセンター事業の選考過程を含めまして、センターに係る契約の仕組みとかというお尋ねでございます。

まず、平成29年度に実施した事業から御説明をさせていただきます。センター長選考のための契約といたしまして、センター長公募業務委託契約がまずございます。平成29年度は、人吉市と株式会社やろまいと契約いたしました、（仮称）人吉市起業創業・中小企業支援センターのセンター長公募業務委託を行いまして、募集業務を実施したところでございます。それから、株式会社やろまいというのは、岡崎ビジネスサポートセンター――通称オカビズでございます――の運営を、愛知県岡崎市から受託している民間会社でございまして、社長をオカビズセンター長が務めているところでございます。なお、株式会社やろまいに委託した経緯につきましては、ビズのセンター長となり得る人材がどのような人材かを理解した上で、転職ウエブサイトへの掲載、それから日経新聞等を活用いたしました公募方法、それと東京都内での募集セミナーの開催、それからセンター長を全国から募集するという手法についてのノウハウを持っていたということでございます。また、過去に実施されておりますほかの自治体のビズセンター長の募集のほぼ全てにかかわられていたという実績があるところでございます。

次に、平成30年度に、本市が実施しております人吉しごとサポートセンター事業の仕組

みと運営の概要についてでございます。まず、人吉市が商工会議所に委託している内容について説明をさせていただきます。１つが、センター長及び事務員の雇用、勤怠、それから服務管理ですが、雇用契約、勤怠、服務管理のほか、旅費手続等の事務などがございます。２つ目、センターの運営業務は、委託契約書にセンターの業務の指導的かつ中心的な役割を担うといたしまして、センター長に係る業務を定めておりますので、センター長を運営全般の責任者と位置づけております。サポートにおける事務員とともに、マネジメントをしていただくということになっております。３つ目に、センター長のエフビズでの研修がございます。これは、富士市から富士市産業支援センターの運営委託を受託しております株式会社イドム、先ほどおっしゃいましたように、代表は富士市産業支援センター長でございます。イドムと人吉商工会議所の委託契約により実施するものとしております。

株式会社イドムを委託先とする理由でございます。これは、今回、本市が取り組む支援方法が、エフビズモデルの実践でありますことから、そのエフビズの運営を受託しております株式会社イドムに委託するものでございまして、ほかの自治体にて実施しておりますビズモデルで活躍しているセンター長の方々は、全て株式会社イドムとの委託によりまして、富士市産業支援センターにて研修を行っているところでございます。

４つ目でございますけれども、エフビズの出張相談と運営アドバイスがございます。センター開所後、１カ月から２カ月に１回になりますけれども、相談カルテの確認、運営方法に対するアドバイスを目的といたしまして、エフビズのセンター長またはオカビズのセンター長が人吉市へ来ていただきまして、実施するものでございます。センター長のエフビズでの研修と同じように、株式会社イドムと人吉商工会議所の委託契約により実施いたします。なお、センター長の実績評価も、当該契約の中で実施をいたすということでございます。

以上が、商工会議所の委託の内容による、仕組みと運営方法でございます。人吉市は、事務スペースとしての施設の提供、機器・什器等の整備、消耗品やランニングコストなどの支出事務を行っております。このような形態により、このセンターを運営してまいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　今の答弁の中では、ほとんどのビズの方が、この株式会社イドムと募集会社やろまいと契約を交わされているということで、なかなか理解できない部分もございますけども、今後また、今の説明を調査して、機会がありましたら、また再度お尋ねしたいと思っております。

次に、今回の最大の問題であります、前佐藤センター長の選定と解雇のことになります。センター長になりたくて、24都道府県から、海外から、男性121人、女性６人、合計127人の方が応募され、12月に一次審査の書類審査が行われ、５人が二次審査に選出をされました。

審査委員６名により、前佐藤センター長が選出されたわけですけれども、ところが、突然、ことしの６月29日付で解雇した旨を、同７月10日の市議会全員協議会で執行部から報告を受けております。大きな衝撃を受けたわけですけれども、サポートセンターの開所のほうを心配をいたしましたけれども、市民の方たちは大変困るな、というふうな思いでありました。以後、２回の全員協議会が開催され、３回目には、新しいセンター長を選出した旨の報告でありました。

この一連の出来事について釈然としていませんけれども、執行部から、前佐藤センター長の解雇の理由等を説明されましたけども、そのとき、同僚議員から、この佐藤氏を見たことも会ったこともないし、本当に実在するのですか、という発言も出ております。全議員といっていいほどです。議員が実情を知らないということでありました。

配付された採点表などを見てみますと、前佐藤センター長は圧倒的な高得点でありました。しかも、実質専門家の、富士市、岡崎市の両センター長によって選ばれております。その方を解雇するというのにはいろいろと問題指摘がありましたけれども、真相はよくわかりませんでした。聞くところによると、本人の方は解雇通知は受け取らなかったとか、この問題で市を相手に提訴するというような、こういった発言をされているということも聞いております。

そこで、私は執行部の説明を疑うわけではございませんけども、余りにも一方的な意見での判断でいいものかどうかを考え、経費はかかるかもしれないが、本人の弁明を聞きたい。また、無理であれば、本人の弁明書を議会に提出してほしい、と求めました。しかも、議会全員協議会という公式の場でありながらのことです。この点について、なぜ、対応、報告をされなかったのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今、センター長の選定と解雇というものもございましたし、また弁明ということもございました。センター長の選定と解雇に至る経緯を含めて御説明したいと思います。

まず、選定方法でございますけれども、本市が定めました（仮称）人吉起業創業・中小企業支援センターセンター長審査要領により実施したところでございます。選定方法でございますけれども、書類審査によりまして一次審査、これは人吉市と富士市産業支援センター長、それから岡崎ビジネスサポートセンター長、先ほど議員がおっしゃいましたように127名の応募があったところでございます。そこで、まず15名から20名のリストアップをしたということでございます。二次審査の対象者５名を選考いたしました。次に、面接審査によりまして、これが二次審査でございまして、１人につき、自己ＰＲ10分、質疑応答30分、合計40分の面接によりまして、受験者５名の審査を実施したということでございます。審査委員につきましては、先ほど６名ということで、富士市の産業支援センター長、岡崎ビジネスサポートセンター長及び熊本県よろず支援拠点コーディネーター、人吉市内の事業者３人。先

ほどは申しわけございませんでした。審査の方法で、ビジネスセンスが高いか、それからコンサルティング能力が高いか、コミュニケーション能力が高いか、起業家・中小企業者といった事業者をリスペクトできるか、情熱があるか、の５項目です。各項目５点の採点方法によります。これは、先ほど議員がおっしゃいましたように、100点を満点に直しますと点数81点でございました。そういうところで、審査委員がそれぞれ審査をいたしまして、その合計点数の高い人材について、審査会が市へ推薦するかどうかを審議されて、全員の同意が得られれば、市に推薦する。最終的には、市が決定するという流れで実施されたところでございます。

次に、解雇に至る過程でございます。全員協議会では御報告させていただいたところでございますが、６月の上旬から、研修先のエフビズからの報告、それを裏づけます資料の提出などを通じまして、センター長として、このまま就任することは困難ではないかという懸念が出てきたところでございます。そのような状況を踏まえまして、６月20日は、現状でのセンターの開所は確約できないとの判断でございまして、６月29日に予定しておりましたキックオフミーティングの中止をまず決定いたしまして、翌21日には、研修地であります富士市に、雇用主であります人吉商工会議所の職員、それから本市の職員、本人と面談を実施するなどの対応をとらせていただきました。

研修の期間終了後、前センター長が人吉市に帰任した後でございましたが、このときも６月25日には、弁明を兼ねまして、本人から研修状況の聞き取りを実施いたしまして、６月27日には、エフビズモデルの習得が不完全な状況ではセンターの開所が困難であることを伝えまして、研修期間の延長等を検討していることも、本人には伝えたところでございます。しかしながら、研修延長につきましては、研修先から、再研修による効果が期待できない、という回答がございまして、その実施が困難な状況となりまして、最終的な判断でございますけども、エフビズセンター長と、熊本市内で、私どもとの双方の意見を確認いたしました。６月28日に、委託先の人吉商工会議所へ推薦取り消しを通知することを決定したところでございます。

そこで、前センター長に弁明の機会という御質問でございますけれども、推薦を取り消す前に、数回にわたり弁明の機会として聞き取りを行ったところでございます。本人からも、研修先からも、現状把握をするために必要となる十分な情報収集を行ったものと認識しておりまして、前センター長の弁明の機会を設ける必要はないと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　弁明の機会を設ける必要はない、というふうな答弁でしたけれども、その点については、私はちょっと理解はできない、おかしいなと思っております。真相解明

するためには、やはりそういった弁明書であったり、そういったものを提出していただきたかったなというふうな思いであります。

それでは、次に、市長並びに福山部長にお尋ねをいたします。市長、また福山部長は、センター長人材に期待する３つの要素を、たびたび発言されております。その３つの要素を、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

３つということでございますので、まず、高いビジネスセンスを持った方ということ、それからコミュニケーション能力のある方、情熱にあふれる方、この３つでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ビジネスセンス、コミュニケーション能力、そして熱い情熱、と言われましたけども、この問題は、エフビズの小出センター長と前佐藤センター長に問題があったのではないかなというふうに思っております。プロ中のプロ同士が、中小企業の方々とのコミュニケーションの大切さ、と言われる方々が、自分たちは全くコミュニケーションがとれてなかったということになるんではないかなと思いますけれども、この点についてどう思われますでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

プロ中のプロ同士で、コミュニケーションということでございます。１つは、佐藤さんという方でございますけど、前センター長、御自分でマーケティング関連のコーディネートをしていたというのがございまして、やはり、どうしても自分の考えが捨てきれなかったというか、自分のやり方でもできるんじゃないかという考えが強かったんではないかと、私はそのように思っております。

研修中でも、まず、小出センター長のほうから、今のままではだめだということで、幾つかカリキュラムを与えられているわけです。例えば、こういう事業の報告書をちゃんとつくりなさいとか、ビジネスモデルの研究をしなさいとか、そういう指示をされておりますが、どちらかというとおろそかにされたというところがございます。あくまでも、コーディネートを自分でやっていたという自負が強かったのかなと。また、小出さんのほうも、こういう方は初めてだったそうで、そういうところのそごがあったのではないかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　大塚議員の質問と重複いたしますけども、さらに問題点は、なぜ、いち早くこの問題に対処し、解決されなかったということになります。前佐藤センター長は、ことし４月９日から６月22日まで、富士市産業支援センターで研修を受けておられます。執行部から提出された、人吉しごとサポートセンター長の解雇についての報告書を見ますと、

佐藤氏の研修態度に問題があり、改善が見られない、と再三にわたって改善に向けて努力をするよう指摘をしているが、改善されない、との報告を受けているとなっております。

これからいくと、既に早い段階で問題が発生したわけですので、市と商工会議所、富士市の支援センターとの連携不足が招いたことは、明らかではないかなと。70万円の報酬、それと解雇時の違約金の支払いは、発生しなかったのではないかなと思っております。損失額を、少しでも抑えることができたのではないかなと思っています。ここで、あえて答弁は求めませんけれども、そのように思っております。

次に、損失額の責任についてですが、この件につきましては、昨日、本村議員が質問をされ、一定の答弁がなされておりますので、答弁は求めませんけれども、しかし、私は、去る８月20日の市議会全員協議会で、多額の市民の税金が損失している、これに対する市長の責任は、とお尋ねをしましたけども、昨日の答弁と同様でありました。７月24日の人吉新聞にも、同じことのコメントが掲載されております。期日が経過していくばかりで、何回も繰り返される態度は適切ではないのではないかと思っております。次に進むのであれば、やはり、みずからの責任を、ここで一旦区切りをつけ、はっきりさせるべきと思います。このことを強く申し上げておきたいと思います。

次に、任命責任についてですが、同様に、先日、はっきりと責任の所在を認められましたので、今申し上げたことにとどめておきたいと思います。

次に、今後についてですが、公募により、127名の中から１人を選出したわけですが、富士市のエフビズ小出センター長が中心的役割を担われたわけですけども、今回の選出に当たっては、前回の最終選考に残った方への対応は一切なく、採用の対象とせず、小出センター長の推薦する方を任命するというのに違和感を感じておりますけれども、また、当初は、できるだけ若い方をとの切望もありました。今回は、その意思は反映されておりません。年齢も高く、本当に大丈夫か、と心配する方々もおられます。このような声に、市長はどのような感想をお持ちか、また、今後、今回のようなことがまた起きた場合、どのような責任をとられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

採用候補者となった松山真一氏のもと、今後、どのようなセンターを目指していくのか、とのお尋ねでございますが、人吉しごとサポートセンター事業は、富士市産業支援センターをモデルとした産業支援手法を人吉市で実践するものであり、経営課題を抱える中小企業や起業を志す人の売上向上に向けた挑戦を後押しし、事業者と同じ目線に立って、一緒になってチャレンジするための拠点として設立するものであります。

そこで、まずは、その実践を通じて、売上向上や創業支援により、具体的成果の創出に期待しているところでございます。我々が、エフビズモデルに着目したのは、相談に来られた方と一緒になって、具体的成果が出るまで伴走することで、結果にこだわった支援手法を

実践され、開所されてから、ことしで10年目となりますが、その間、常に結果を出し続けておられる点にございます。人吉しごとサポートセンターも同様、中小企業事業者や創業を志す方が、そこに行けば結果が出ると期待されるセンターを目指していきたいと存じます。

また、松山真一氏のパーソナリティーの部分におきましては、大手航空会社で長年お務めになり、地域の中小企業事業者との商談やアドバイザーとしての経験のほか、大学等での非常勤講師としての経歴をお持ちの方でございます。特にファシリテーションの分野において、全国的にも名を知られた方であり、数多くの講演実績をお持ちで、その能力のみならず、これまで培ってこられた多様な人脈の部分についても高く評価しており、我々が想定していた以上に優れたキャリアをお持ちの方が、センター長に就任していただくこととなり、期待を膨らませているところでございます。

年齢について懸念される方もいらっしゃるかと存じますが、現在も、民間企業に勤務される傍ら、副業として、大学講師、講演活動等、精力的に御活躍されている方であり、その点につきましては、全く心配はいたしておりません。よって、受け入れる側の我々も、当該業務に集中していただけるよう、人吉商工会議所と協力し合いながら、松山氏に最高の事業効果をもたらしていただけるような環境づくりと、取り組みに対してできる限り協力してまいりたいと存じます。

次に、今後、同じようなことが起きた場合、どう責任をとるのか、との御質問でございますが、センター長人材に事業の成否がかかってしまうこの事業の性質上、御心配されることにつきましては、私も重々承知でございますが、そういったリスクがあるといたしましても、本市にとって必要な事業であるとの信念を持って取り組んでおります。当該事業に対し、期待していただいている方のためにも、人吉しごとサポートセンターが本市にとって必要な事業であるとの信念のもと、尽力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　今回、失敗はありましたけれども、もう次のさいは投げられております。いろいろと質問や要望をしたのは、今後二度とこのような、他の分野も含めて、失敗がないよう願うからであります。

やはり、市政の主役は市民であるということを、再度御確認いただき、真摯に邁進していただきたいと思います。そして、早目早目の対応が必要であります。さらに、議会との活発な議論は展開しつつも、対話と協調の姿勢で行政の推進を行ってほしいと心から願い、人吉しごとサポートセンターの質問を終わります。

次に、通告しております市職員採用についてです。なぜ、この質問をするのか申し上げますと、皆さん御存じのように、昨年度、余りにも退職者の方が多く、しかも、若手・中堅の方が多数を占めました。その驚きからであります。２つ目は、自主的に開催される退職者

送別会に、18人中５人の出席だったそうです。詳しいことは存じませんけれども、自主的な開催で自由参加でしょう、市職員ＯＢの方から聞いた話でありますけども、盛大な心温まる趣向が施された、退職者が主役で、最後は、参加者全員のアーチで送り出してもらった。退場するときは、心癒やされ、何十年振りの喜びを感じました、と語っておられました。時代背景なのか、それとも何か理由があるのかわかりませんけども、関係者ではありませんが、少々寂しさを感じております。３点目については、先ほど質問いたしました、人吉しごとサポートセンターの採用に当たり、あれだけの大がかりで、しかも人材確保のプロ集団の方々の手によっても、あのようなことが起きるんだ、という驚きと同時に、市職員採用について、どうなっているのだろうと思ったからです。日ごろから、市民の方々からも問いかけをいただいております。実態を知っておきたいということで、主に情報をいただき、さらに、職員採用のあり方の一助になればと思い、質問するものです。

それでは、まず、現在の市職員の形態及び人数等についてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

市職員の任用形態についてでございますが、近年、非常に多様化・複雑化しておりますので、まずは一旦、任用形態を整理させていただいた上で、それぞれの人数をお答えさせていただければと存じます。

まず、勤務状況に応じまして、常勤職員と短時間勤務職員に大別した上で申し上げてまいります。常勤職員としましては、定年制のもとに任用しております正職員、それから、条例の規定に基づき、任期を限定して任用しております任期付職員、また、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき任用しております育児休業代替任期付職員、そして、職員の産前産後休暇中に任用をしております臨時的任用職員、最後に、緊急的な業務の補助として任用をいたしております臨時補助員がございます。

一方、短時間勤務職員といたしましては、特定の業務に従事する、非常勤職員と呼んでおります任用形態がございます。また、このほか、正職員としての勤務を経て、一定の条件のもと、60歳を超えて、引き続き65歳までの任用を可能とする、再任用職員と呼ばれる職がございますが、これは、常勤職員と短時間勤務職員、双方の任用形態があるところでございます。

続きまして、任用形態ごとの職員数につきまして、平成30年４月１日現在で申し上げてまいります。まず、常勤職員でございますが、正職員が322人、条例規定の任期付職員が12人、育児休業代替任期付職員が４人、臨時的任用職員が１人、臨時補助員が19人でございます。

一方、短時間勤務職員の非常勤職員が154人でございまして、再任用職員につきましては、常勤が３人、短時間勤務職員が13人の合計16人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　それでは、次に、退職者数と新規採用者数を、過去７年間で結構ですので、お尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

過去７年間の退職者数と新規採用者数の推移という御質問でございますが、正職員に限定してのお答えとさせていただきますので御了承のほど、よろしくお願いいたします。なお、退職と新規採用の比較がしやすいように、前年度の退職に対し、翌年度の新規採用の数を、年代別に申し上げさせていただきます。

まず、７年前でございますが、平成23年度の退職が、定年10人、50代３人の合計13人に対しまして、平成24年度の採用が10代２人、20代６人、30代３人の合計11人でございます。次に、平成24年度の退職が、定年７人、50代２人の合計９人に対し、平成25年度の採用が、10代１人、20代３人、30代１人の合計５人でございます。次は、平成25年度の退職が、定年４人、50代４人、20代１人の合計９人に対し、平成26年度の採用が、10代１人、20代２人、30代３人、40代１人の合計７人でございます。続いて、平成26年度の退職が、定年８人、50代１人、30代１人、20代１人の11人に対し、平成27年度の採用が、20代４人、30代２人、40代２人の合計８人でございます。次に、平成27年度の退職が、定年２人、50代２人の合計４人に対し、平成28年度の採用が、10代１人、20代が３人、30代が２人の合計６人となっております。次は、平成28年度の退職が、定年14人、20代１人の合計15人に対しまして、平成29年度の採用が、20代５人、30代５人の合計10人でございます。最後に、平成29年度の退職が、定年６人、50代３人、40代５人、30代２人、20代２人の合計18人に対し、現時点における平成30年度の採用が、10代２人、20代６人、30代４人の合計12人という状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ただいま、答弁いただきましたけども、先ほども申し上げましたように、昨年度の退職者は18名ということで、異例の多さでありました。定年退職者の方は６名、ほかは中途退職者となります。若年層から見ますと、20代が２人、30代が２人、40代が５人、50代が３人というふうになっているようです。

そこで、お尋ねですけれども、このような事態に、何か原因があるものなのでしょうか。そのあたりについて、お尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年度の退職に関しましては、これまでにない大量退職となっております。例年であれば、おおむね年内には退職予定者を確認できているところでございますが、今回は、年明け後に退職を申し入れた職員も複数名おりまして、私どももその対応に苦慮した面があるのも事実でございます。

定年退職６人以外に12名が退職をしておりますが、死亡退職１名を除きましては、それぞれ一身上の都合によるものでございまして、平成29年度は、それが集中した結果、昨年度の大量退職に至ったという状況のようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　プライバシーであったり、そういう問題、人権の問題もあり、なかなかこういったことについて把握をされるということは、大変困難ではないかなというふうに思っておりますけども、市民の方から、安定した高嶺の花の職場であるというふうに思われております。希望が叶えば、こういった職場で仕事をしたい、という若い方もたくさんおられます。

そういった中でも、競争率もかなり高く、今年度は4.7倍でありました。平成28年度は14.3倍と、高い競争率となっております。そのような中での、特に20代、30代の方々の退職者の方には、大変驚いておられるのが実情であります。

次に、特に市民の方々の関心が高い職員採用者数の決定と採用の方法について質問ですけども、このことについては、市民の方から頻繁に問い合わせもあります。どのような方法なのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

職員採用に係る一連のプロセスに関する御質問でございますが、職員採用試験につきましては、例年、筆記試験等を主体とする一次試験と、面接等を主体とする二次試験の、二段階選抜により実施をいたしております。一次試験におきましては、各職種共通で、作文試験や事務適性検査等を実施し、これに加えて、事務系職員では教養試験等を、また、専門職種では、その専門分野の試験を実施しているところでございます。

この一次試験の合格者に対しまして、面接等を主体とする二次試験を実施しているところでございますが、近年では、おおむね集団討論と個別面接による人物評価を行っているところでございます。

次に、採用数の決定についてでございますが、基本的には、当該年度における退職者数の見込みや組織機構の動向を見きわめながら決定をいたしているところでございますが、中には、昨年度のように想定外の駆け込み退職等により、採用計画と大きなそごが生じることもございまして、人事管理の難しさを痛感することもしばしばでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　それでは、次に、職員採用の公表と研修等についてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

二次試験の合格発表から採用までの事務的手続きについてでございますが、まず、二次試験の合格通知を行います際に、合格者に対し辞退届というものを同封させていただいております。これは、他の就職試験等を併願し、本市採用試験に合格はしたものの、採用の意思がない方に対して提出をお願いしているものでございます。

その後、身体検査受検の通知とともに、資格調査依頼の通知を行っております。この資格調査は、採用に際しての資格を調査するものでございまして、最終学歴の卒業を証明できる書類、専門職等の資格を要する職種におきましては、その免許と資格を証明できる書類、また民間企業と実務経験を要する場合は職歴証明書、また公務員としての欠格条項に該当しないかを確認する身分証明書等の提出をお願いしているものでございます。これら身体検査の結果、及び、資格調査の確認を踏まえた上で、最終的に採用を決定し、採用通知というものを出しているところでございます。

続きまして、採用後の研修についてでございますが、市単独では、おおむね月１回程度の研修を計画的に実施しております一方で、熊本県市町村研修協議会が実施しております初任職員研修にも、前期と後期の２回参加をさせているところでございまして、他の自治体の新規採用職員との交流も行っているところでございます。

それでは、市単独の研修につきまして、その概要を簡単に御説明いたします。まず、採用直後に、市の組織や公務員倫理、文書作成の実務やＩＴ研修といった基礎的な研修を実施し、その後は、月１回程度の割合で、企画、財政、会計、環境、文化財、観光、議会事務局など市政全般に係る基礎的知識を取得するための研修を実施しております。また、下球磨消防組合における規律訓練やＡＥＤ研修、人吉衛生設備でのごみ収集体験、また、人吉社会福祉事業団における介護実務研修など、関係機関の御協力のもとでの実務研修等も実施しているところでございます。このほか、市長から直接講話をいただく場や、100円商店街の参加など、視野を広げるためさまざまな経験を積むべく研修を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　詳細に御答弁いただきましたけども、職員の研修もかなり多く、充実したものになっているというふうに感じております。それだけに、立派な職員に育てたいという意気込みなんかも感じたところであります。

次に、退職者の実態とその事由についてお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

過去７年間の退職者数につきましては、２回目の御質問に対する答弁の中で申し上げたところでございますが、ここでは、定年退職以外の退職者について、条例上の区分によります早期希望退職、それから死亡退職を含めた普通退職、そして、退職という区分に含めてよいか迷うところもありますが、懲戒免職という３区分の事由に分類した退職者数を、まずもっ

てお答えさせていただきます。

まず、平成23年度が早期希望退職のみで３人、平成24年度も早期希望退職のみで２人、平成25年度が、早期希望退職が３人、普通退職が２人で合計の５人。平成26年度が、早期希望退職が１人、普通退職が２人で合計の３人。平成27年度が、普通退職１人、懲戒免職が１人で合計２人。平成28年度が普通退職のみの１人。平成29年度が、早期希望退職が３人、普通退職が９人の合計12人という状況でございます。

次に、実際のその退職理由ということでございますが、職員個々の退職理由につきましては、それぞれ個別のさまざまな理由によるものでございますし、その理由を一つ一つ掌握しているわけではありませんが、中には、退職理由を最後まで明かさずに去りゆく職員もいないわけではございません。そうした中でも、退職後のそれぞれの状況を見聞きしますときに、転職するために退職をされた方、この中には、他の自治体や他の職種の公務員への転換を含みます。それから家族の事情、これは、配偶者の転勤や家族等でございますが、このような理由で退職をされた方が多いように見受けられるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　それぞれに退職される方は理由もあるようですけれども、本来、一番この部分についてお尋ねをしたい点ではありましたけれども。先ほども申し上げたように、非常に困難性があるのかなと思います。そういう点もありますので、このことについては結構です。

次に、中途退職者についての認識についてでございますけども、このことにつきましても、わかる範囲で結構ですのでお尋ねをいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

採用後、在職期間を短くして退職する職員の状況についての認識という御質問でございますが、まずは、その実態について申し上げさせていただきます。

ここでは、過去10年間で、採用後10年以内に退職をした職員数を述べさせていただきますが、平成25年度、平成26年度、平成28年度で各１人、平成29年度が４人で合計７人となっております。昨年度が突出しているような状況でございます。

市職員として採用されるためには、公務員としての高い志を持ち、数倍にも及ぶ難関の競争試験を勝ち抜く必要があるわけでありまして、市としましても、そうした結果、ようやく獲得できた優秀な人材が、在職期間を短くして退職をしてしまうことに対しましては、非常に残念であると言わざるを得ません。在職期間が短いとは言え、採用後に習得された知識や経験を、その後市政運営や業務遂行に高く活用してもらえた一方で、後進の若手職員の育成等にも役立ててもらいたいという正直な気持ちがございます。

しかしながら、退職という行為は、その人の人生における１つの区切りであり、ある意味、

大きな人生の分岐点にもなるものでございまして、職員が熟慮の末、決断を下した退職という行為に異を唱えることはできないものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　これまで各面において質問をしてまいりましたけれども、本当に、職員採用と職員育成等には大変で難しい側面があるということを知りましたけれども、しかし、高い能力の職員の方々ばかりと思っておりますので、努力を期待するものです。

それでは、最後に市長にお尋ねですけども、今後の職員採用の課題と計画についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

高瀬議員におかれましては、職員の退職と採用の実態等に関心を寄せていただいておりますとともに、特に昨年度の職員の大量退職、ひいては採用後間もない職員の退職が多かったことについて、御心配をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第です。

職員の退職と採用の実態につきましては、総務部長から御説明を申し上げたところでございますが、議員から御質問のありました、今後の採用のあり方といったものをしっかりと構築していくことが何より肝要かと存じております。

御質問にありました、職員採用の課題につきましては、１、優秀な人材を確保するための採用試験のあり方、２、再任用制度と段階的定年延長制度が混在する中での今後の新規採用のあり方、３、多様化・複雑化する公務員任用制度の中での職員採用のあり方、４、大規模災害や緊急業務対応等に対応できる組織構築のための採用のあり方など、その課題は多岐にわたるものと認識をしております。

職員の採用につきましては、これらの課題とともに、定員の適正化、市の財政状況、また、今後の施策の取り組み内容や業務のアウトソーシングを踏まえた組織機構等との関連性も深く、その時期に応じた、適切で、かつ適確な採用計画としてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中　哲君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後７時34分　休憩

午後７時43分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　次に、最後の項目になります。学校教育現場からとして、大きく２つのテーマにしております。

まず、小中学生のスマートフォン、いわゆるスマホ問題になります。私は、現役の保護者

でもありますので、私を取り巻く環境は、このスマホ問題に大きくかかわることになっております。本議会でも、時折取り上げてまいりましたけども、何しろ、この世の中の移行するスピードは尋常じゃなく、特にＳＮＳにおいては、その急激なテンポ、発展には驚くばかりです。

今や、子供たちにとってスマホは必需品となり、その半面、スマホ依存症やながらスマホによる事故、インスタ映え問題、グループラインでのいじめ問題など、スマホにまつわる問題がさらに加速しています。そのようなことから、今回、一般質問を行うものです。

小中学生のスマートフォン利用実態について、また、児童・生徒のスマホ個人所有率や使い方に関する実態について、さらに、学校での利用制限はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

熊本県では毎年11月に、小中学生を対象に、心のアンケートを無記名で実施しております。したがいまして、平成29年度12月に実施したアンケート結果をもとにお答えいたします。

まず、携帯電話やパソコンなどネットに接続できるものの所有率は、小学生67.4％、中学生88.7％でございました。昨年度は、小学生67.1％、中学生86.6％でございましたので、昨年度より、その所有率が、小学生が0.3％、中学生が2.1％高くなっております。ネットに接続できるものを所有している児童・生徒の中でのスマートフォンの所有率は、小学生19.6％、中学生49.3％でございます。昨年度は、小学生18.5％、中学生46.2％でございましたので、昨年度より、スマートフォンの所有率が、小学生が1.1％、中学生が3.1％高くなっております。また、全ての小学生の中でのスマートフォンの所有率は13.2％、全ての中学生の中でのスマートフォンの所有率は43.8％でございます。昨年度は、小学生12.4％、中学生39.7％でございましたので、昨年度より、スマートフォンの所有率が、小学生が0.8％、中学生が4.1％高くなっております。いずれも、個人所有の割合が、昨年度より本年度のほうが高くなっている状況でございます。

また、使い方に関する実態につきましては、よく使用する機能やサービスを多い順に申し上げますと、小学生では、ゲーム、メディアプレーヤー、電話、カメラ、ライン、メール、勉強に使う、の順になっており、中学生では、メディアプレーヤー、ゲーム、ライン、カメラ、電話、ホームページを見る、最後に勉強に使う、の順になっており、小学生と比べ、電話、メールより、ラインを使用している生徒が多いようでございます。

また、スマートフォン等の学校の制限につきましては、全ての小中学校におきまして、原則持ち込みは禁止となっております。特別に持ち込みの許可を申し出ている保護者もいないという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　この問題につきましては、平成27年12月に一般質問をさせていただいておりますけれども、そのときより、はるかに所有率などふえているのではないかなというふうに思っております。また、所有率については100％の時代が来るんではないかなというふうに予感、また心配もしているところですけども。

次に、スマートフォンにかかわる諸問題についてですけども、スマホ依存症、ながらスマホ、出会い系サイト、ネットいじめ、ゲーム課金での親の負担増など、スマホ利用による問題も多くあります。私は、保護者がもっと責任を持って子育てをすべきという主張でありますけれども、保護者そのものが、子供たちの悪い見本になっているところも見受けられます。学校に依存ではなく、自己管理が原則と思いますけども、保護者との共有認識はできているのでしょうか、その辺についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

スマートフォンにかかわる諸問題につきましては、教育委員会としても喫緊の課題として捉えております。先ほどの心のアンケートの調査の中に、一日平均どのくらいの時間を使っているか、という問いがあり、ネットに接続できるものを所有している児童・生徒の中での小学生の割合は、「30分未満」が33.9％と最も多く、次いで「30分以上１時間未満」が26.9％でございました。また、「２時間以上」が13.9％という結果でございました。中学生の割合でございますが、「30分以上１時間未満」が23.8％と最も高く、次いで「１時間以上１時間30分未満」が19.3％でございました。また、「２時間以上」が29.7％と、３割近い結果でございました。ネットに接続できるものを所有している児童・生徒の中で、１日２時間以上使っている小学生は約７人に１人、中学生は3.3人に１人という状況でございまして、まさに依存性があると強く感じているところでございます。

また、フィルタリングをつけていない児童・生徒が全体の８％、ネットいじめを受けた、と回答した児童・生徒も全体の１％と、全くゼロではない状況であり、今後も起こり得る深刻な問題として捉えております。

そのほか、新聞やテレビ等でも、ながらスマホによる死亡事故や出会い系サイトの問題等、報道がなされております。議員御指摘のとおりでございます。今後も、学校へ、情報モラルや情報セキュリティー等の指導のさらなる周知徹底を図ってまいります。

また、保護者との認識の共有につきましては、各学校でさまざまな取り組みがなされております。特に、中学校での家庭教育学級等での取り組みは、子供と保護者の両者に対する活動でございます。ＰＴＡ主催で、ＳＮＳ等のアンケート調査を実施し、小学校区の地区懇談会で情報を共有する取り組みも展開されております。さらに、人吉警察署生活安全課から、保護者に対して講習会を開催している学校も、数校ありました。大きな部分では、全市的な取り組みとしましても、人吉市青少年育成市民会議において、スマートフォンなどソーシャルネットワークサービスへの青少年対策を、課題運動の１つとして捉えていただいておりま

す。

教育委員会としましても、今後このようにさまざまな機会や手段を講じながら、保護者への情報提供・情報共有の機会を定期的に位置づけ、個人・家庭・地域、あるいは社会全体の問題として、意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　それでは、次に、私、非常に心配している部分でもありますけども、スマートフォンの部活動等の連絡等、そしてまた親同士、そして教職員のラインの使用状況、及び教育委員会に、そのような状況の中で、教育委員会の考え方についてをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、こんばんは。御質問にお答えいたします。

ラインの使用状況につきましては、保護者同士では、部活動や学級間等で使用がなされているようでございます。グループラインを活用して、連絡を一斉に行い、把握できるので、そのメリットは大きいかと思います。部活動に関しては、ライン以外にも一斉メールという形で活用している部もあるようでございます。また、教職員も加わってのラインの使用状況につきましては、部活動のグループラインに入っている部が幾つかございました。学校でも、使用する場合は、個人ではなくグループラインを使用すること、誤解を招かないようにすること、使う頻度や場面、場所を考えることなど、教職員にも指導している、とお聞きしております。

教育委員会としましても、教職員が保護者とライン等を使用する場合には、本来の使用目的から逸脱せず、必要最小限にとどめ、使用するよう十分配慮してほしいと考えております。

便利さも大切ですが、顔を見て直接言葉で、というのが前提だと考えております。今後も、特に教職員においては、あらゆる場面において教育公務員としての自覚と責任を持ち、決して信用を失墜することがないよう、継続して指導していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ただいま答弁をいただきましたけれども、基本的には、やはりスマホ使用上の問題や、マナー等については親の責任だというふうに思っております。学校教育でできる指導など、対策はあるのか、そのあたりにつきましてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、スマートフォン利用への正しい理解や情報モラル、情報セキュリティー等の指導の徹底が重要であると考えております。そのため、各学校でさまざまな取り組みがなされております。人吉警察署生活安全課や県立教育センターから講師を招いて、児童・生徒に対して講習会を開催している学校が数校ありました。また、日常的な実

践では、ある中学校、一中でございますが、生徒指導担当職員が、県のパンフレットや新聞記事等の資料を準備し、月２回程度、下校指導時に、各担任が一斉に各学級で指導しているという取り組みがなされております。

また、議員のほうから、親の責任について言及されましたが、人吉市ＰＴＡ連絡協議会が、平成26年に、「人吉市子どもを守る五つの宣言」を作成され、児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用について、保護者の管理責任が示されております。その１つに、「携帯電話やスマートフォン、インターネット等の通信機器によるコミュニケーションを極力避けるように保護者が注意します。」と示されております。これを設定した理由は、ライン等に熱中する余りに生じるいじめや人間関係の悪化、凶悪犯罪等から児童・生徒を守るためであります。

先ほども申し上げましたとおり、ネットいじめは非常に見えにくく、深刻な問題であると同時に、スマートフォン等のアプリも多様化・複雑化していると認識をしております。この人吉市子どもを守る５つの宣言も、本年度５年目を迎え、今後、見直す時期にも来ていると感じておりますが、例えば、この中の４つ目、４というのがありまして、「食事中や人と話をしている時、勉強中、自転車を運転している時など、携帯電話やスマートフォン等を使用しないように保護者が注意します。」という部分があります。歩きスマホ、自転車でのスマホの利用は、これまで被害者であった子供たちを、自転車事故の加害者にしてしまうものであり、マナー以上の社会のルールとして、指導していく必要性を強く感じております。

今後も、保護者への啓発と児童・生徒への指導を、バランスよく継続的に行うことが重要であり、人吉市ＰＴＡ連絡協議会や青少年育成市民会議、警察等関係機関の皆様と協力をしながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ぜひ、保護者への啓発であったり、使用者、子供への指導を、学校教育の中でもしていただければなというふうにも思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、学校教育現場の中から、２つ目のテーマとなりますけども、学校施設・設備の整備についてでございます。この質問には動機がありまして、私は現役保護者でありますので、当然、保護者間での交流があります。それは、部活動グループであったり、クラス単位、またＰＴＡ単位でもあり、保護者の声をよく聞く機会もございます。

先般、ある保護者の方々から、学校の下駄箱等、かなり老朽化物があるので、寄附活動でもして、きれいにしてもらえたらな、という発案があったものです。大変ありがたいことではあるんですけども、一応義務教育機関でもありますので、市の教育委員会で実態を把握してから検討しようという話になりました。その寄附行為の件はさておき、老朽化している学

校の設備について把握できているのでしょうか。また、整備していく考えはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

市内の小中学校につきましては、現在の校舎が、建設から30年以上経過している学校も多くございますので、校舎や体育館などの建物はもちろん、今おっしゃいましたように、下駄箱や机、椅子など学校内のさまざまな設備等も老朽化しているものが多くあるということは、教育委員会としても認識しておりますし、さまざまに御要望や御指摘もいただいておるところでございます。

また、そうした状況により、学校現場に御不便をおかけしているということにつきましても、大変申しわけないと存じておるところでございます。教育委員会では、学校訪問時の点検や学校からの報告を通して、設備・備品等の状況の把握と修繕等の対応に取り組んでおるところでございます。

学校内の設備の更新や修繕、備品等の購入につきましては、各学校から毎年要望を提出いただくこととしておりますので、その内容や程度、緊急性・安全性、学校の望む優先順位等を考慮し、教育委員会におきまして、予算の範囲内で更新・修繕等の対応を行っているところでございます。多額の予算を必要とするものにつきましては、補助金等の活用のため、少し時間を要する場合もございますが、できるだけ現場の意に沿うよう努力しているところでございます。

今後も、施設及び設備の整備につきましては、予算の確保に努め、計画的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　ぜひ、計画的に取り組んで、整備していただければというふうに思います。

次に、保護者や市民の要望についてですけども、先ほど申し上げましたとおり、保護者、市民の方の中には、設備の更新のために寄附を募るという意見もありましたものの、教育委員会の対応についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

保護者や同窓会、地域住民の皆様、あるいはボランティアの皆様の御厚意で、実際に学校に寄附や物品をいただいたり、美化活動や給食エプロンの補修のほか、設備や備品の修繕を行っていただくなど、多くの方々のお力により、子供たちの教育環境がよりよいものに保たれているということを実感しております。

ここ最近でも、株式会社人吉球磨林業機械センター様から寄附をいただき、各学校にＩＴ機器を購入させていただいたところでございます。皆様の絶大なる御支援・御協力に、改め

て深く感謝申し上げる次第でございます。

こうした御支援につきましては、ＰＴＡ等の呼びかけにより行われているものが多いと存じますが、議員御指摘のように、学校の設備等の更新や修繕など、特に高額な費用を要するものにつきましては、第一義的には設置者である市町村教育委員会で取り組むものであると存じております。したがいまして、設備の状況の把握に努め、できる限り教育委員会において、計画的に整備に努めていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　善意の形をどのように反映させるかを考える必要があるというふうに思いますけども、ただいま答弁いただきましたように、第一義的には設置者である市教育委員会においての取り組みの姿勢を示していただきました。その善意の力を協調しながら推進していただければというふうに思います。

最後に、今後の学校施設・設備の計画についてでありますけども、特に老朽化している設備の更新や整備計画はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

市内の小中学校からは、さまざまに要望をいただいているところでございますが、財政的な事情もあり、全ての要望に一度に応えることができない実情にございます。したがいまして、学校の設備の補修や設備等の更新・修繕につきましては、緊急性や安全性、教育活動に係る費用とのバランス等を考慮しながら、計画的かつ実現可能なものから順次取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

特に、公共施設等総合管理計画の進行管理の中で、学校施設だけではなく、全市的な枠組みの中で進められることもあり、関係各課とも十分協議を行いながら取り組むこととしております。

財源につきましても、ふるさと納税といった部分で、地域の将来を担う子供たちを応援する事業への使い道を多くの皆様に御支持を賜り、これまで教育費関係に多くを充当させていただきました。本当にありがたく存じております。

委員会としましては、非常にありがたいんですが、今後も関係部局と協議をいたしまして、市の財政状況に応じた取り組みを進めてまいりたいと存じております。何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）　何事にも財源が必要なことであることは、承知をしております。私は、幾度となく自主財源の確保を提唱してまいりましたけれども、なかなか難しいものがあることも承知しております。

しかしながら、ふるさと納税による財源確保が順調のようであります。これから、郷土、ふるさとを担っていく子供たちのためにも、ふるさと納税による財源補塡を希望するものです。市長におかれましては、ぜひ、この点について御配慮いただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後８時06分　散会

平成30年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成30年９月13日　木曜日

１．議事日程第４号

平成30年９月13日　午前10時　開議

日程第１　議第59号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）
日程第２　議第60号　平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３　議第61号　平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第４　議第62号　平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第５　議第63号　平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議第64号　平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第65号　平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議第66号　平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第67号　平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10　議第68号　平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第11　議第69号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第70号　人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第71号　人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第72号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第15　議第73号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第16　一般質問

１．村　上　恵　一　君
２．犬　童　利　夫　君
３．仲　村　勝　治　君
４．井　上　光　浩　君

日程第17　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番	塩　見　寿　子　君
２番	宮　原　将　志　君
３番	高　瀬　堅　一　君
４番	大　塚　則　男　君
５番	宮　﨑　　保　君
６番	平　田　清　吉　君
７番	犬　童　利　夫　君
８番	井　上　光　浩　君
９番	豊　永　貞　夫　君
10番	西　　信八郎　君
11番	本　村　令　斗　君
12番	笹　山　欣　悟　君
13番	福　屋　法　晴　君
14番	村　上　恵　一　君
15番	永　山　芳　宏　君
17番	仲　村　勝　治　君
18番	田　中　　哲　君

欠席議員（１名）

16番	三　倉　美千子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	松　田　知　良　君
教　育　長	末　次　美　代　君
総　務　部　長	迫　田　浩　二　君
企画政策部長	早　田　吉　秀　君
市　民　部　長	廣　田　五　浩　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経　済　部　長	福　山　誠　二　君
建　設　部　長	山　下　正　純　君
総務部次長	丸　本　　縁　君
財　政　課　長	植　木　安　博　君

秘書課長	永田勝巳君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中　哲君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇）　皆さん、おはようございます。14番議員、市政クラブの村上恵一でございます。

思い起こせばこの半年の間、６月の大きな災害が多発しました。６月の大阪府の北部地震、そしてその後７月の西日本豪雨災害、また先日四国から関西地方を襲った台風21号、そして９月６日の深夜に北海道厚真町を震源とする震度７の北海道胆振東部地震、この異常ともいえる相次ぐ大きな災害に、もうこれ以上起きないでほしいと誰もが願っているのではないでしょうか。犠牲になられた方の御冥福をお祈りすると同時に、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、２項目通告しております。地域活性化、行政ポイントの推進。まちづくりの視点、今後、本市はどのようなまちを目指すのか、の２項目を通告しております。

まずは、行政ポイントの推進について質問を行っていきます。

地域通貨として全国に広がりつつある行政ポイント。実は、本市はもう既にある分野でその取り組みを行っております。それは市民健診、つまり特定健診受診者に付与している健康ポイントでございます。本年度の特定健診受診者に対する健康ポイントの付与の方法が変わったと思っております。そのリニューアル後の状況についてお聞きいたします。

まず最初の質問でございますが、市民健診での健康ポイントとしてのきじ馬ポイントの発行はどのような状況になっているのかをお聞きいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは村上議員の御質問にお答えいたします。

健康ポイント事業につきましては、特定健診受診率の向上などを目的に平成27年度から健康ポイントカードを発行し、きじ馬商品券と交換するものでございましたが、カードを利

用しづらいというお声がありましたことから、本年度からは特定健診を受診された方々に対しまして、きじ馬ポイント50ポイント分の引換券を健診結果の発送時に一緒に入れてお送りする形に変更をしております。このお受け取りになられました引換券を、お近くのポイントを付与できる店舗にお持ちいただきますと、ポイント入力ができるものでございまして、８月末現在で2,259枚発行しておりまして、そのうちポイント入力がお済みになられた分が806枚でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　この50ポイントというのは結構大きいですよね。4,000円の買い物に匹敵するということでございます。この付与方法を改善したことによって、さまざまなプラスが生まれたんじゃないかなと思っております。やはりこの2,259枚発行のうちの約806枚が既に交換されているということですから、かなり今までからすれば使い勝手がよくなったんじゃないかなというふうに思っております。

ところで、この特定健診を受診されて健康ポイントを受け取られた市民の方々のさまざまな感想等があると思いますが、どのような声が多かったでしょうかお聞きいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

昨年度までは保健センターまで出向いていただいて、健康ポイントを発行しておりましたけれども、今年度からは特定健診受診者全員に引換券を郵送にてお渡ししているという形に変更しております。

市民の皆様からは、「保健センターまで出向く必要がなくなった。」「買い物時に引換券を渡すだけでいいので使いやすくなった。」「健診を受けてポイントまでもらえるのはうれしい。」などのお声をいただいているところでございます。また、その一方で、きじ馬ポイントを入力できる店舗が近隣にない市民の方々からは、「入力できる店舗が近くにないので利用しづらい。」というお声もいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　喜びの声のほうが多かったんじゃないかなというふうに思っております。これが、受診率向上につながれば最高なんじゃないかなというふうに思っております。しかし反面、きじ馬スタンプ会の加盟店の増加を求める声があったということは、これはこれからの課題じゃないかなというふうに思っております。しかし、健康ポイントのような行政ポイントが各方面に広がっていくことを今後は求められていくんではないかなというふうに思っております。

そこで質問なんですが、健康福祉部でもさまざまな市民向けの講座とかセミナーを行っておられると思いますが、そのほかの部、課で、さまざまな講座とかセミナーを行っておられ

ると思いますが、どのようなセミナーを行っているのか、その数等ですね、わかれば教えていただきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　皆様、おはようございます。それでは、全庁的な部分になりますので私のほうでお答えさせていただきます。

まず、市民向けの講座につきましては、市全体でさまざまな講座を実施しておりまして、まず健康福祉部では、「シニアいきいき講座」「手話奉仕員養成講座」「はつらつ健康教室」等の高齢者関係、それから福祉関係、健康づくり関係の17講座を実施しています。

教育部では、校区ごとの「公民館講座」「子ども講座」勤労青少年ホームにおける「教養講座」「歴史講座」「はなまる講座」など大きなくくりで７講座を実施しています。

そのほか、わかりやすく親しみやすい市役所及び市政の実現を図るために、市民のグループなどの御依頼に応じまして、市政に関する情報を「人吉市職員出前講座」として提供しております。

平成29年度におきましては全部局で設定しました55項目のテーマのうち、防災に関する基礎知識、消費生活問題、ごみや環境問題、上下水道など延べ150回の出前講座を実施いたしました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　主に健康福祉部並びに教育部が中心で、さまざまな講座が行われていると思います。ほかにも多分企画政策部であるとか、あと建設部は少ないかな。経済部なんかもあるんじゃないかなと思いますけどね。さまざまな講座とかあるいはセミナー等が開催されているんではないかなと思っております。年に１回のものから数回連続で開催されるものまで、かなり多くの講座等が行われているんではないかと思います。私も、「歴史講座」とか「はなまる講座」そして「出前講座」を含めて、さまざまな講座を受講した経験がございます。

そこで今後ですね、この健康福祉部だけではなくて、さまざまな部、課で行政ポイントとして発行できるようなシステムづくりを進めていくことはできないでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

先ほど、本市で取り組んでいる各種の講座につきましてはちょっと御説明させていただきましたが、行政ポイントの活用につきましては、他の自治体での各講座の行政ポイントの付与の状況とか、また講座以外の取り組みにも活用できないかというような視点で、私どもも先進的な自治体の状況もお聞きするなど、まずはちょっと先に情報収集に努めてまいりたいと考えています。そういった情報を基に例えば必要な経費等、手法、やり方等についてメリットやデメリットも整理して研究してまいりたいと考えています。また、その集めた情報を

全庁的に共有してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　今答弁がありましたけれども、講座以外にもということで、本当にそうなんですよね。例えば、結婚のお祝いであるとか出産であるとか、あるいは移住定住なんかにも結びつけていくことができるんじゃないかなと。あるいは免許の返納に結びつけるとかいろんな方法があると思います。そういうことで情報の共有をまずは行っていただきたいというふうに思っております。

この行政ポイントを付与する目的は、例としましては福祉分野であれば福祉への興味を深めて、またその福祉活動の充実につなげることが目的になるというふうに思っております。健康ポイントの場合は、特定健診の受診率向上を目指すのが目的ということですね。つまりはその病気の予防と健康推進につながっていくと。そしてリピート作用によって、さまざまな事業の推進を後押しすることだというふうに思っております。全国的に広がりつつある行政ポイント――あるいは自治体ポイントという表現もありますけれども――についてその執行部としては把握しておられますでしょうか、いかがでしょうか。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

今御説明いただきました行政ポイント、自治体ポイントともいいますが全国の状況を把握しているかということでございますが、まだ、全国全ての状況につきましては把握しきれていません。ただ九州内の幾つかの自治体におきましては、本市の健康ポイント以上に行政ポイントに取り組まれています。行政ポイントを付与した活用方法は、本市の健康ポイント、きじ馬スタンプカードのように、地域で使用できるポイントカードを利用するものが多いようでございます。

県内では、そういったポイントカードを利用して制度を行っている自治体としまして、玉名市が挙げられます。約120店舗で使えるハローポイントカードという名称で利用されておりまして、カードは年会費、入会費は無料、350ポイントで満点となり500円の買い物が利用可能と。行政ポイントの付与は特に福祉事業ではありますが、「こくほ運動実践講座」、「健康食育フェア講演会」などが100ポイント、あとは「ハートフルコンサート」のボランティア、そういったものには300ポイントなど、そういったイベント、ボランティアなど17事業がその対象となっておるようです。各自治体において、その対象事業など制度がさまざまなようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　恐らくウエブ上で調べられたんじゃないかなというふうに思うわけなんですけども。マイナンバーカードでの自治体ポイントというのも国は進めたいみたいなん

ですけど、恐らくマイナンバーカードの普及を狙っての話なんじゃないかなと思いますけど、ローカルの事業者にはちょっとそぐわないかなというふうに思っております。

ところで、３月19日に柳川市のほうに出向きまして、この行政ポイントの勉強をしてまいりました。柳川市の人口は７万1,800人です。本市のちょうど約２倍近くですね。集団検診事業から移住体験とかマラソンでのボランティアなどの25の事業で、ポイントを付与しているという話を聞いております。その後、また本年度に入りまして事業がふえているんじゃないかなと思うんですけども。例えば先ほど申しましたように、免許の返納推進事業あるいはここに資料がございますけれども、結婚おめでとうポイントですね、先ほど申しました。そして出生おめでとうポイント、もえもん家（ハウス）体験事業――これは柳川移住体験施設もえもん家（ハウス）というのがあるらしくてですね、このもえもん家（ハウス）での居住体験者に対してポイントを発行する。集団検診、あるいはマタニティセミナーですね、あるいは「住まえるバンク」これは空き家バンクですね。あるいは柳川おもてなし健康マラソン大会、これはマラソン大会をサポートしてくれるボランティアに対してのポイント付与と。あるいは成人式にポイントを発行するというようなことで、さまざまな事業にポイントが付与されております。

ほかの自治体においては、議会の傍聴に来られた方にポイントを付与するという自治体もあるみたいですから、いろんな方面で、いろんな部局で活用できるんじゃないかなと思っております。

年間予算は、柳川市の場合は216万円ということでした。これは商工振興課の報償費として取り扱っているみたいです。ですからそんなに大きな金額ではないんですね。自治体規模が人吉市の倍ですから、人吉市の場合はその半分と考えても、同程度で考えた場合は100万円ちょっとということになります。柳川市の場合は加盟店数が240軒、カード会員数は３万人ということですね。人吉市の場合はきじ馬スタンプ加盟店は63軒ですから、まだまだ広げる必要があるというふうに思っております。ただ、カード会員数はきじ馬スタンプの場合は３万3,000人ですから、柳川に勝っております。ただ、人吉球磨を対象にしていますので、柳川は柳川市に限っているということで若干の違いはあると思いますけれども。それに加えてきじ馬スタンプ会の最大の特徴は、こども応援券ですね。400ポイントで１枚の引換券がもらえて、その引換券３枚で1,000円の商品券になるみたいなんですけども、その引換券の隅っこに、こども応援券というのがありまして、それを切り取って集めていただくと。年間これを全て使い切れば約150万円ぐらいになりますので、今きじ馬スタンプ会では、この地域貢献ということで市内の３カ所の子ども食堂に、できる限りこのこども応援券でバックアップしようという動きを今やっておるところです。というようなところで、いい好循環が生まれるこのポイント事業なんですよね。住民よし、企業よし、行政よしの「三方よし」の事業というふうに言われております。

そこでこの事業について、最後に市長にお聞きしたいと思いますが、本市も前向きに検討してみる必要があると思いますがいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　皆さん、おはようございます。お答えいたします。

行政ポイントの付与は、市民が積極的に行政へ参画していただくことを促すインセンティブの１つの手法でございますが、健康福祉部でも取り組んでおりますように、全国の自治体でも健康ポイントやボランティアポイントなど、さまざまに取り組まれているようでございます。また、本市におきましても、きじ馬スタンプカードとの連携は先ほど議員もおっしゃいましたように、地域経済の活性化にもつながるものと考えます。ポイントの付与に関しましては関係予算等が課題となりますので、対象事業の拡大を模索する中においては、その費用対効果を分析する必要がございます。今後行政ポイント対象事業の拡大につきましては、国や他の自治体の動向も含め、調査研究し検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　この事業も予算を伴うものではございますが、そんなに大きな予算ではないですね。最小の予算で最大の効果を引き出すことをやればやるほど可能性は出てくるんじゃないかなと思っております。さまざまな面でプラスの効果が期待できるために、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。まずは、玉名市とか近隣の柳川市とか自治体に視察に行って、研究していってほしいと思います。柳川市の場合は、庁舎内のプロジェクトチームによって進められているということです。メーンは商工振興課でございました。商工振興課の職員さんがもう何か全て取り仕切っているような、私たちもいろいろもっと頑張らんといかんですよと怒られたぐらい、商工振興課の職員はやる気満々でございました。ということで、ぜひですね、研究をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。これで、この行政ポイントについての質問は終わります。

続きまして、次の質問に入ります。まちづくりの視点、今後、人吉市はどのようなまちを目指すのかという質問でございます。

平成８年に橋本首相のころですね、大店法――大規模小売店舗立地法が撤廃されました。その後は郊外へ大型店の出店が相次ぎまして、中心商店街は見るも無残な姿になっております。規制緩和がマイナスに働いてしまった最悪の事例ではないでしょうか。全国的に中小商店が激減していった。そして本市も同様に厳しい状況に追いやられております。

そこで市長に質問をします。本市の中心市街地の空洞化などについて厳しい状況をどのように感じておられますか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成30年８月に実施しました熊本県商店街実態調査におきましては、本市の各商店街振興組合等の空き店舗率は約12％となっております。単純な比較はできませんが、熊本市を除い

た平成29年度の熊本県空き店舗率と比較いたしますと、マイナス３ポイントとなっており、他地域と比べ、わずかではございますが低くなっているようでございます。実際、中心市街地の活性化は、本市のみならず全国的な課題であり、昨今の少子高齢化や人口減少と相まって早急な課題解決が求められております。本市では、第５次人吉市総合計画の後期基本計画において、空き店舗対策を取り組みの１つに掲げるとともに、中心市街地にて頑張っておられる事業者の集客力向上支援等を通じ、商店街が一体となった取り組みを促進し、地域の思いを生かした中心市街地活性化を目指しています。実際には中心市街地に対する思い、考え方は人それぞれであり、昭和の華やかだった時代を懐かしく思う方もおられますが、かつて晴れの場であった中心市街地を知らない世代も多くなってきています。また、活性化や満足度のゴールは人によって異なっていることから、小さな取り組みは行うことができるものの、大きな課題への目標設定や合意形成などの初めの一歩を踏み出すことができていないのが現状です。本市の中心市街地への新規出店につきましては、空き店舗開業支援事業補助による新規開業支援事業に、平成25年度以降、既に４件は５年間の補助期間を終了され、自立して事業を展開されておりますし、現在も26軒の方が利用されており、本市の中心市街地活性化の取り組みとして一定の成果を上げているものと認識をしております。

一方で、経営者の高齢化と後継者の問題、空き店舗において不動産の所有者に賃貸に出す意思がない場合や、貸し出す意思はあっても金額が折り合わないなどさまざまな問題があり、新規出店が一定数はあるものの、空き店舗も一定数存在しております。これらのことを踏まえ、人口減少の局面を迎えている今日の日本において、不動産価値は景気で決まり、まちの価値を行政がつくる時代は終わったのではないかと認識しております。

高度経済成長期においては、商店街はものを売る場でありましたが、現在では郊外の大型店やインターネットにその役割を取って変わられました。半世紀も前の価値のままで活性化を図っても、中心市街地のエリア価値を高め、人を呼び込むことは困難な局面を迎えているのではないかと感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　空き店舗率の話もされましたけれども、西九日町商店街では、27軒、軒を連ねていますけれども、その中の８軒が空き店舗です。ですから30％が空き店舗ということですから、平均の約倍の空き店舗率。もう本当に非常に苦しいです。私はあそこにおること自体も、本当に心苦しい感じがするんですよね。先ほどもおっしゃったように、商店街、まちを知らない世代も確かに本当に多いと思います。昔は、私も洋服屋やっておりました。今はちょっと違う形でやっておりますけれど、そのころはもう、この中にも大分うちのお店にも来ていただいた方もおられます。議員の方でも何人かおられますけれども、本当そんな状況で形態が変わってきた。例えば大型店だけではなくて、影響を与えているのは楽天市場

とかアマゾンとか、ネット通販のポータルサイトの出現が大きな影響を与えているというのは、本当間違いないというふうに思います。先ほど家賃補助の話もされましたけれども、この事業は大きなプラス効果を与えていると思います。ただし、昼間の事業にということで条件を与えているものですから、夜の商売をしながら昼間ちょっと昼食をというところが多くて、できれば物販の店舗に大いにこの事業を利用していただきたいというのが、本当に我々の商店街のみんなの願いでございます。

それと空き店舗はあるけれども、家主さんが貸す意思がない。これが一番厳しいですね。数カ所ありまして、「うちはもう貸さんでよかばい、大丈夫ばい。」というようなことをおっしゃるものですから、ここを何とか打破していかなければならないというふうに思っております。

先ほど、ものを売る場からちょっと転換をと言われましたけれども、やはりものを売らないと生活できないもんですから、やはりものを売る場としてやっぱり最低限生き残っていくその条件づくりをしていかなければならないと私は思っております。この34年間ですね、私はその商店街に身を置いていますけれども、この老舗商店、楽器店とか総合衣料店あるいは雑貨店などが次々に閉店に追い込まれていっております。ということで、今後さまざまな課題、問題点があると思うんですが、現在の本市の中心市街地の今直面する問題と今後の課題は、何だと思いますか、市長。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、消費者の行動が大きく変わったことで、商店街で待っていてもものが売れる時代ではなくなってまいりました。世界中のものが手に入るインターネットや大規模小売店と小さなパイを奪い合っていても、中心市街地の展望はなかなか難しいのではないかと存じます。また、本市の商店街組織においても構成員の高齢化が進んでおり、今後後継者がいない事業所において、事業継承ができず廃業を余儀なくされることも予測されます。

一方で、昨今では中心市街地にはこれまでと違ったさまざまな役割が求められるようになりました。働く場としての機能はもちろん、人々が出会い、交わる交流の場としての機能、さらに高齢化社会、人口減少社会の中で、コンパクトで快適に生活できるくらしの場としての機能も必要とされています。つきましては、これからの中心市街地がどのような場であるべきかを遅滞なく再定義する必要があるというふうに思っております。そしてエリアの価値を高めることによって新たな出店、事業者の進出などの投資が呼び込まれ、中心市街地の活性化につながるのではないかと存じます。そのためには人口減少やライフスタイルの変化を事実として受け入れ、その前提のもとに中心市街地に不動産を持つ人、事業を営む人、住んでいる人など、実際に中心市街地にて事業を営んでおられる方を初め、関係者がその地域の価値をいかにして高めていくかを真剣に考え、議論する場が必要であると存じます。

先進地の事例として、商店街の空き店舗の機能や価値を改修により再生させ、有効活用してエリア価値の向上を図るリノベーションまちづくりというものがございます。民間のまちづくり会社が、不動産業者、不動産オーナー、行政と共に経営視点による事業としての採算を見据え行うもので、極力補助金に頼らないという取り組みが全国で注目されております。また、郊外に大規模企業を誘致して100人の雇用を生むのではなく、中心市街地に小規模の事業所などを100件誘致することで、100人の雇用と合わせて町なかの活性化を目指すものなどもございます。本市におきましても、従来の空き店舗の利活用にとどまらず、都市圏に本社を置く企業のサテライトオフィスを中心市街地の空き店舗へ誘致する取り組みも行っております。本市といたしましては、市民に働く場、余暇を過ごす場として選ばれる中心市街地にするために、その最大の魅力である多様性、にぎわい、そして立地する事業者が稼ぐことができるというまちづくりを行うことが重要であると存じます。そのため、商店街などの合意形成や具体的なプロジェクトを運営する機関である人吉ＴＭＯなどと連携し、さらに先進地の事例を参考にしながら、よりよいまちをつくるため、関係者と共にさまざまな協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　リノベーションによるまちづくり、私も情報は得ております。先ほどおっしゃったサテライトオフィスですね、国民宿舎だけではなくて空き店舗、町なかにもいいかなと思います。実際、日南はそうですよね。立派な企業がちゃんとしっかりと根付いておられます。やはり確かに議論をぶつけ合う場というのは、本当に必要だと思います。その１つとしてやっぱりＴＭＯも必要であるし、やはりその発展形としてまちづくり会社、これをやはり立ち上げなければならないんじゃないかなと私は思っております。手弁当でいいですから皆さんから年間数千円ずつでも出資していただいて、まちづくり会社をつくって、こつこつと積み上げていくという方法も必要じゃないかなというふうに思っております。それとやっぱりキーマンですね。本当は私が議員を辞めてキーマンになればいいんでしょうけども、やはりよそ者とか若者とばか者と、この３者がまちをつくっていくというふうによく言われます。私はこのばか者にはなれるかなというふうに思うんですけども。

ところで、３月の議会において一般質問を行いまして、市内中心部への図書館の移転、この動きがあったということに触れました。しかし、実を結ぶことはなかったと。その一般質問の中で、図書館建設に関するプロジェクトチームの設置を私は要望しております。あれから５カ月がたったわけなんですけども、この市中心部への図書館移設に関するプロジェクトチームの設置は行われましたか。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成30年３月議会におきまして、市街地への図書館等の公共施設の設置を目指して、プロ

ジェクトチームの設置を行い、検討してまいりたいと答弁をいたしております。その後につきましては、まずは私自身が担当の部長等と市中心部での公共施設等として活用できそうな施設を確認し、プロジェクトチームとしての設置までは至っておりませんが、去る７月に総務部、企画政策部において、そして８月上旬には、総務部、企画政策部、経済部、建設部、教育部の関係部長等で、図書館等の公共施設の設置を含めた中心市街地の活性化についての協議を行っております。

今後も引き続き、地域住民の方々の声をお聞きしながら、図書館を含めて中心市街地にとってどのような公共施設がいいのか、関係部長等で検討を重ねるよう指示をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　その動きはしていただいているということなんですけども、やっぱり明確にですね、横断的な組織として図書館移転に関するプロジェクトチームとか、そういうプロジェクトチームを立ち上げていただきたいと私は思います。前回の市長の私の要請に対する答弁は、ちょっと読み上げますけれども、市庁舎建設の「次の課題は図書館移転であると認識をいたしております。今回の移転計画が成し得なかったことはまことに残念ですが、再度、体制を整えて取り組むべきテーマであると考えております。」とずっと行きます。そして、「議員から御提案のありましたプロジェクトチームにつきましても、そこから大きく派生するものであり、そのほか公共施設の適正配置も含め、土地利用計画を踏まえて検討すべき課題が多々ございます。そういったものも含めて整理をし、市街地への図書館等の公共施設の設置を目指して、企画政策部を中心としたプロジェクトチームの設置を行い、着実に検討してまいりたい。」というふうにおっしゃっています。そしてその後、再度「早急に検討する部を、先ほどお答えしましたように企画政策部の中に立ち上げまして、その中でそういった年次計画等も立てていきたい」と。ですから、やっぱり名称も加えて、皆さんの意思統一を行いながらぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。今おっしゃった体制でもいいんでしょうけども、やっぱり若干不備ではないかなというふうに思います。ということで、再度名称まで含めたところでのプロジェクトチームを設置していく考えはございませんでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

図書館設置の目的を持ったプロジェクトチームを設置するべきたということでございますが、先ほど申し上げましたように図書館を含めて中心市街地にとってどのような公共施設がいいのか、関係部長等で検討を重ねていくように指示をしているところでございます。またカルチャーパレス仮本庁舎業務終了後のあり方検討会議においても、図書館としての活用も検討課題となっているところでございます。その検討会議の状況も踏まえ、具体的な検討を

行うプロジェクトチームの設置を指示したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　図書館等でもいいです。あるいは図書館が入らない場合でも中心市街地に何々のプロジェクトチームとか、そういうような形でやはり立ち上げていっていただきたいと思います。ぜひ、前に進めていただきたいというふうに願っております。よろしくお願いいたします。

今、図書館移転建設の話は今後の課題というふうに私は受けとめておりますが、今、目の前に塞がっている問題点としてこの上空通路がございますね。国道445号上に計画されている医療法人による上空通路でございます。市長にお聞きいたします。この上空通路は今後、本市のまちづくりにどう影響するというふうに考えますか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在の町割りは、西暦1600年ごろ、犬童休矣、相良清兵衛父子によってその礎が築かれたと言われています。それから江戸時代、西南戦争、さらには日本の近代化などを経て今に続いています。最近結婚35年目を迎えるという方とたまたまお会いする機会があったのですが、その方が言われるには、当時は永田市政でございましたが、結婚するために必要な家具、電化製品を初め、あらゆるものを人吉市内のお店で準備することができたと、当時の中心市街地のにぎわいを懐かしく振り返っておられました。その後、福永市政時には、高速道路の開通により交通事情が大きく変化し、いわゆる陸の孤島と言われておりました本市におきまして、人とものの流れが大きく変わり、営業所関連は八代以北に移転し、通勤範囲も拡大し、通いの勤め人が増加し始めました。また、郊外移転進出と相まって中心市街地の勢いが徐々に衰え、その後も車社会・ネット社会の到来により、少しずつではありますが、買い物の形態もまとめ買い、あるいはネット注文が主流になってきたのも確かでございます。そして田中市政時には、ネット社会が完全に構築されたこと、コンビニエンスストアの進出で買い物に対する多様な選択肢があふれ、住民の視点からしますと中心市街地で買い物をという必要性はなくなり、あわせて中心市街地の後継者問題なども顕在化し、田中市長マニフェストの目玉であった中心市街地活性化策も実現に至らなかったことは、皆さんもまだ記憶に新しいところかと思います。そして私が市長に就任いたしました。もちろん私に対する期待の大きさはひしひしと感じておりますが、中心市街地の置かれている状況につきましては、先ほど述べさせていただいたとおり厳しい環境でございまして、行政のみの力でその抜本的な解決策を講じていくことが難しい状況であることもまた事実でございます。

そのような中、上青井町における道路上空通路建築につきまして、医療法人蘇春堂から熊本県に対し、建築許可申請が提出されました。県におかれましては、地元連絡調整会議を皮切りにさまざまな協議が進められ、一昨日の平田議員の質問で建設部長がお答えいたしまし

たとおり、本年８月31日付で熊本県から建築基準法第44条第１項第４号に基づき許可が行われました。また、本市に対しましても、都市計画法第53条に基づく許可申請が出されており、建造物の基準や近隣の開発計画などの判断基準に照らし合わせた結果、法的に支障がないことを確認しましたので、去る９月６日付で許可をいたしております。しかし、一方でこの計画につきましては、市民団体、人吉商工会議所、青井阿蘇神社等から、本市に対し意見書・要望書等が提出されており、また、熊本県及び市議会に対しましても、同様に意見書・要望書が提出されました。これまで提出された意見書や要望書等の内容は、道路上空通路計画に反対するものや、申請者に対して計画見直しの働きかけを行うことを要望するものでございまして、あわせて人吉市内外において市民団体による計画中止を求める署名活動が行われ、その数は5,673人となっています。上空通路の建設について住民と地域医療を支える医療機関との間で、わだかまりや対立が生じることは好ましくないとの思いを強くしておりましたので、この間、申請者に対し住民説明会の実施や代替案の検討について、市民感情等に配慮した対応を申し入れました。あわせて、反対する市民団体とも協議を行ってきましたが、そこに住む方々と申請者の対話と相互の理解は図られておりません。

私個人としましては、相良清兵衛がつくった町割りをこのまちの歴史を未来永劫守っていきたいという気持ちは全く揺らいでおりません。しかしながら、日本が法治国家である以上どうにもならない案件であるという現実に直面し、その狭間でどうしようもないジレンマに陥っていることも事実であります。

先日住民団体の方々が、熊本県知事と面会された際、蒲島知事が言われた「皆さんが期待されるほど知事は独裁者ではないんです。」という言葉は、まさにそのとおりであり、首長の政策遂行における苦渋をわかりやすく、かつ重みもある言葉として発せられたものと感じた次第でございます。5,000人にも及ぶ反対者の方からの署名は、人吉市のまちに熱い思いを寄せる行動のあらわれであり、私もその思いを重く受けとめております。また一方、表立って声を挙げることができない別の考えもあるのではと思います。薩摩藩に「一方聞いて沙汰するな」という言葉がありますが、政治家が最も大切にしなければならないことは、さまざまな考えに対し、常に公正中立に対処していくことであると存じております。

そのような状況ではありますが、まちづくりは待ったなしです。現在、市全体として交流人口、関係人口、そして移住者を増加させるため、さまざまな取り組みを進めております。中心市街地につきましてもやはり同様で、「くまりば」において中小企業支援と創業支援を充実させるとともに、空き店舗や空き家、空きスペースの活用等に取り組んでまいりたいと存じます。人口減少が進む中、協力者を巻き込みながら、あるものを生かし新しい価値を創造し続けることが重要だと考えます。加えまして、現在中心市街地は、商業地域として築100年を超す町家から、病院、ホテル、マンションなど中高層建築物が混在し、経済発展を遂げてきたわけですが、人口減少社会に突入し、コミュニティーの維持や市全体を見回した

ときの福祉や公共交通、買い物難民等の課題を解決する役割も同時に果たしていくことが重要ではないかと考えております。今すぐにでも御紹介できるものが我が国の都市部において、そのあり方が注目されている町内連合体構想なるものがあります。要は、中心市街地の場合、昭和の七町は町の名前だけ残して、東校区町なか連合体にするとかそういう時代なのではないでしょうか。

上空通路が今後本市のまちづくりにどう影響すると思うかという御質問ですが、これからのまちづくりを進めていく中で、上空通路をできない理由にしてはいけないと思っています。受け入れる方、そうでない方おられますが、まちづくりに終わりはなく、我々はこれからもずっと中心市街地の持続発展に向けて取り組みを続けていかなくてはなりません。対話を重ねながらできる理由を見つけ、皆様と共に歩んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　非常に長い施政方針の２ページに値するぐらい長文じゃなかったかなと、思いを込められておったとは思いますが、状況説明が多かったかなと私は今そういうふうに感じたところです。ところで８月23日に九日町商店街の方々を含めて、今後の動きに危機感を抱いて市長室へ９人でお伺いしましたよね。そのときに、県において協議会で読み上げられた文面を私たちの前でも読み上げていただきました。まさにそれは、現状の市民団体の動きなどの状況説明しかなかったと私は思うんですよ。正直言って市長本人の危惧するその思いというのが入ってなかったんです。ですから県の協議会の場で危惧する、危惧の念が伝わっていないんじゃないかなって思うんですよ。私も危惧しているという一言が欲しかったんですよね。皆さんおっしゃいます、それは。他人事のような説明にしか思えんかったんですよ。その場にいた全員ががっかりしました、正直言って。

先ほど都市計画法第53条においての許可を９月６日に出したというふうにおっしゃいました。一昨日の経済建設委員会の協議会の場で、その他の事項で私もその報告を受けました。これどうして事後報告なんですかね。事前に９月６日に出す予定でございますと、そういう説明はできなかったんでしょうか。お聞きします。それと、もう１つ。市長を応援している方々にもこの事業に反対している人はかなり多いんじゃないかなと思います。その方々には、今この許可されたことをどのように説明するのか、そして自分の思いをどのように伝えるのか、ここをお聞きしたいと思います。

○建設部長（山下正純君）　皆様、おはようございます。

村上議員のおっしゃいました経済建設委員会の協議会で事後報告といった形であったと、９月６日に許可をおろしたことはなぜかということでございます。県内の許可権を持ちます自治体に調査をいたしましたところ、各自治体共に申請届出から一、二週間で許可をしているところでございました。市では受理を含めて15日ということで許可をしたわけでございま

すけど、期間的には適正な期間ではなかったかというふうにまず考えております。また、審査の過程の中で申請書の誤記があったため、申請の代理人――設計事務所でございますけれども――修正を依頼したために若干期間が想定していたところよりも長かったというふうな結果になっております。ちょっと事後という形にはなりましたけれども、期間的にはこういったところで本市も考えて対処をしたというところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

私を支援していただいている方、また関係者の方にまず今回の件をどういうふうに説明をするのかという話でございますが、今答弁させていただきましたような内容で説明をしたいというふうに考えております。私個人としての考え方は当然ございますが、やはり自治体の長として法に従って、しっかりとその中で精査をしていくべきものというふうに捉えております。先ほどの知事の言葉ではございませんが、やはり法治国家、そして法のもとで我々は業務を遂行しておりますので、その件はお伝えをしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　私は、どうして事後報告になったのかということをお聞きしたんですよね。結構です。もう流れとしての説明しかなかったと思うんですよね。

市長の答弁ですけれども、自治体の長としてというふうに、自治体の長は、これは一企業の事業ですけれども、公共事業ではございませんが、法にのっとっての事業ですから公共事業と同じ意味合いで私は考えております。こうこう事業に対して、ノーと言っている自治体の長はいっぱいいますよ。沖縄県知事もそうでした。あるいはその原発とかさまざまな産廃、さまざまなところでノーという自治体の長はいっぱいいます。法を覆すことはできなくても、ノーと言っている長がいっぱいいますよ。私はその辺はしっかりとですね、あなた政治家なんですから、市職員じゃないんですよ。その辺をしっかり頭に置いて行動していただきたいというふうに思います。

ところで、この事業は今後どのような流れで進んでいくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○建設部長（山下正純君）　お答えいたします。

上空通路の今後、工事着手までのスケジュールというところでお答えをさせていただきたいと思いますが、必要な許可、届出といった手続に関してどのようなものがあるかを答弁させていただきたいと思います。

工事着手までに必要な許可、届出等でございますが、市に提出されるものとして建築確認申請事前調査報告書がございます。この報告書は用途地域、準防火地域、地区計画といった市が都市計画で定めるものについて確認をするものでございます。次に、熊本県景観条例に

関する景観形成地域における行為の届出書がございます。この届出書は、許可自体は熊本県が行うものでございますが、受付は市が行い、県に進達することとなっております。主に、色彩に関する審査が行われますが、熊本県からは上空通路連絡協議会において支障なしと回答がなされております。

次に、熊本県に提出される許可、届出等でございますが、道路占用許可申請書がございます。この申請は道路上空に通路を建設することから、道路空間を占用することとなりますので、許可を受ける必要がございます。この許可につきましても、道路上空通路連絡協議会において道路管理者である熊本県から支障なしと回答がなされております。これまでの許可申請、届出を経まして、最後に建築確認申請書が、建築主事もしくは指定の確認機関へ提出されることとなります。この申請は計画される建築物等につきまして、建築基準法及び関係法令について審査を行うものでございますが、今回の道路上空通路のような建築物の場合、耐震性の解析に時間がかかるということをお聞きしております。

以上の許可、届出等が工事着手するまでに必要であると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　今、今後の流れを説明いただいたわけなんですけれども、１つすごく気になることがございます。この現在人吉中央温泉病院、川側のほうに建っている建物ですね。この場所は、昔は河川だったんじゃないかなと思います。あるいは川原。隣のホテルサン人吉さんから熊本銀行の駐車場までは、国道から数メートル低いですよね。昔は、球磨川が増水したときには必ずあそこは浸かっていました。洪水の常襲地帯だったんです。ということで、すぐ横が低くなっているという現状を考えると、低い土地に盛り土をして、現在の人吉中央温泉病院の建物が建っているということになります。昭和40年前後の写真を持っております。上流側から全て下のほうまで、下流側の右岸も写真に載っております。これ多分洪水が起きた後、昭和37年、昭和38年そして昭和40年、たしか昭和40年ぐらいの写真じゃないかなと思います。既に、あの今人吉中央温泉病院が建っているこの土地にはもう盛り土がしてあります。球磨病院も今建っている写真がここにあるわけなんですけど。この盛り土をしているこの写真の角っこがやっぱり新しい石積みなんですね。ここを崩壊した後やり直しているような状況が見えます。ということはですね、昭和40年ぐらいの写真には既に盛り土してあるわけですから、相当昔の技術で盛り土を行っているということですよ。非常に心配ですね。今回の北海道の地震で、軟弱な地盤で液状化現象が多発しましたよね。大変な問題になっております。そして、20年以上前に私も現場を見ましたけど、この人吉中央温泉病院の角っこの先ほどの写真と同じ場所ですよ。ここの今昭和43年以降につくられた堤防が決壊しました。そして今はそれを補修して石積みの堤防につくりかえてあります。だから、あそこは圧力がかかるんですよ。山田川の打ち出しですから。山田川の上流部で相当な雨が降っ

て、球磨川もずっと下流に流れていく。ところが山田川の水量を受けきれなくてバックウオーターが発生している。圧力がかかるんですよ。非常に怖い場所です。

そこでお聞きしたいんですけども、人吉中央温泉病院の建設前にはボーリング調査は行われたと思うんですが、このＮ値の確認はどのような数値だったのか、問題はなかったのか、非常にこれは大事なことだと思うんですよ。それと先ほど申し上げました20年以上前に崩壊した実績があるんですけど、この崩壊はいつだったのか、これをお聞きいたします。その崩壊がいつだったのか、これはちょっと調べんと時間かかるかもしれませんから後ほどでもいいですけど、まずはこの質問を投げかけておきます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）　質問者の村上議員は、このことについては市長にしか答弁を求めていらっしゃらないですよね。なぜ議長は部長の答弁を何回も認められるんでしょうか。村上議員は市長のみ答弁者として通告されています。そういった村上議員の意図があって、市長にしか通告されていないんじゃないでしょうか。それをなぜ部長の答弁を許可されるんでしょうか。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時05分　休憩

午前11時46分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

12番、笹山欣悟議員から議事進行につきまして、通告書には市長とのみなっておりますが、通告書につきましては議事をスムーズに進行するために細かい答弁者を求めているものであります。ただ、誰が答弁するかにつきましては最終的には執行部で決定するものであります。この質問につきましては、市長が部長に答えさせたいということでございましたので、ここで改めて村上議員の御了承をいただき、部長の答弁につき認めることといたします。村上議員、この件につきましては御了承いただけますでしょうか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　はい、そのようによろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　それでは、一般質問を続けます。山下建設部長。

○建設部長（山下正純君）　時間をとらせまして非常に申しわけございませんでした。お答えいたします。

市が許可をいたしますのは、まず都市計画法第53条の許可となっております。これは都市計画施設内に建築物または工作物が建築される計画がある場合に審査を行うものでございます。審査の内容としましては、都市計画施設の区域内に計画される建築物等の階数、地階の

有無、構造、移転撤去の容易性、将来の整備計画に支障があるかということでございまして、建築物の耐震性や地盤の強度などは建築確認申請時に審査をされるため、市は地盤調査の情報を求めておりません。地盤調査につきましては、熊本県によって審査されるものでございます。従いまして、この場合Ｎ値ということでございましたけれども、把握ができておりません。

それと、護岸の崩壊の時期をお尋ねでしたので、その時期としまして平成８年の７月３日から８日の間に出水しました。その間ということで、日付は特定ができておりません。原因としましては基礎の洗掘による護岸崩壊というふうなところで聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　そうですよね、市は都市計画法にかかわる部分のみということですから、これは県のほうにお聞きしなければいけないような案件だと思うんですよね。でもやっぱり市は、私のほうからこうやって要望があったとしたならば、県のほうにつないでいただいて県のほうにちょっと確認をしていただくという橋渡し役をやっていただきたいというふうに思いますので、この辺はよろしくお願いいたします。

先ほどからあっております耐震性を非常に重要視するということでおっしゃいました。崩壊した堤防は、現在は大きな石積みの堤防に改修されております。しかし、先ほども申しましたように山田川が想定以上に増水したときには、バックウオーターでかなりの圧力がかかるというこの場所です。非常に危険な場所なんです。

先月の８月28日に蒲島県知事に上空通路の件で要望活動を行いました。30人ほどで行ったわけなんですけど、そのときに土木部の職員の方が、「もし、仮に地震で両側の建物がだめになっても、上空通路だけは残るような強固さを要求している。」とそんな話をされたんですよね。ちょっとひどい話だなと私は正直思いました。みんながっかりしたようなところでした。正直言ってそんなことは考えられません。今回の上空通路に関しても、柱を立てて、そして両側に道路の両端に建てて、建物に直接つなぐんじゃなくて柱をちゃんとつくりなさいという指導はあっているみたいですね。その柱を立てる際にも、やはりボーリング調査をしっかりしてＮ値を確認した上でやらんといかんと思います。インターネット上で、「河川の近くの土地　Ｎ値」というふうに検索すれば、非常にやっぱり地盤が弱いところが非常に多いと、危険であるという言葉でよく出てきます。調べてみてください。怖いですよ。市長はこのことについてどう思われますか。しっかりと調査していただくようにですね、県のほうにお願いしていただきたい。県知事のほうにもお願いしていただきたい、そのように思います。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今、村上議員がおっしゃいましたことは、しっかりと県のほうにもお伝えさせていただき

たいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　８月28日にお伺いした際に、この事業の目的は何なのかということで質問がありました。この30人の団体の中から。そこで、県のほうから回答があったのは、この事業の目的、申請者の２つの病院を１つの道路で結んで経営の合理化を図りたい。その合理化を図られた分で新たなサービスを患者等に提供したいというのが目的であると。ということは１企業の利益追求なんですよね。この１企業の利益追求のために人吉の未来が脅かされているんですよ。私はですね、多くの市民の危惧の念を今代弁しております。

これから申し上げることは、人吉の将来を考える会の代表の一人の方であるＮ氏のメッセージなんです。私も同じ気持ちです。これをちょっと市長に投げかけます。「先人たちから国宝や日本遺産を残していただいた。法治国家であることは理解しているので、許可をおろすことは仕方ない。しかしながら、我々の世代が後世に負の遺産を残すことになっては恥である。許可はされたことは変えられないが、市長も後世に恥じぬよう共に病院にこれからも建設を考えてもらえるよう、控えていただけるよう働きかけをお願いしたい。」と、こういうふうにおっしゃっています。市長、このことに関してどう思われますか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今回のこの件に関しましては、先ほども申しましたように、申請者とそして住民の皆様方の対話不足が１つの大きな原因であろうというふうに考えているところでございます。本市といたしましても、常々、申請者側に話をする機会をつくっていただくようにこれまでも打診をしてきたところでございますが、我々といたしましても、なかなかその機会を得ることができておりません。引き続きしっかりと対応していただきますように、働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）　相手の事業者側は、本当に聞く耳を持っておられません。対話の場にもつこうとしない、本当にちょっとひどいんじゃないかなと私は思っております。正直言ってその建築基準法の法の不備にも憤りを感じます。学校関係、医療機関も申請すればオーケーですというような法になっております。ただし書きがないんですよね。ただし、云々と。やっぱりそういうただし書きをつけて、やはりその自治体のまちづくりに影響を与える場合は市民との対話がどうのこうのとか、あるいはその協議会を設立してどうのこうのとか、そういうところをやはり法にプラスしなければいけないんじゃないかなと思っております。このまま、はい、そうですかと言っているわけにはおられませんが、一応締めくくりとしてここで締めますが、まだまだこれから私たちの働きかけは続いていくと思います。

以上で終わります。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員の犬童利夫でございます。一般質問３日目の午後ということで大変お疲れとは存じますけれども、しばらくお付き合いをお願いいたします。

ことしは日本列島で多様な大規模災害が発生し、異変が起きております。台風12号は、異例のコースを進んだことから逆走台風とも呼ばれ、信じがたいことが起きました。また、新潟では気温が39度、北海道でも36度を記録したとのことでございます。７月23日には、埼玉県熊谷市で最高気温が41.1度を記録、国内の観測史上最高を更新するなど、猛暑となった日本列島でありました。そして、過去30年以上で最悪の被害となった西日本豪雨災害では、200名を超える方々が犠牲になられております。また、台風21号は、関西地方を中心に被害が相次ぎ11名の方々が犠牲になられております。高潮で水没した関西空港の光景は、東日本大震災を思い出し、目を疑いたくなる光景でありました。６月には大阪北部地震、そして９月６日未明には、北海道の胆振地方を震源とする地震がありました。震度７を観測し、厚真町では大規模な土砂崩れが起きるなど41名の方が犠牲になられました。今回の地震は、2004年の新潟県中越地震と同じ直下型地震とのことでありました。道内全ての約295万戸が停電し、国内初めてのブラックアウト現象ということで、ニュースで取り上げられていました。不思議な光景でありました。台風や豪雨、そして地震等でとうとい命多くの方々が犠牲になられております。また、各地域で甚大な被害に見舞われました。犠牲になられました皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の１日も早い復旧復興を御祈念申し上げます。またこれからも心配されるのが秋の台風です。秋雨前線を刺激し、強風の被害だけでなく大雨をもたらすことが多いとのことでございます。災害が起きないよう願っているところでもございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をしてまいりたいと思います。今回は２項目について通告しております。１項目めの平成30年７月豪雨についてでございますが、議長の許可をいただきましたので、「７月豪雨」を「６月豪雨」に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。２項目めが、防災重点ため池についてでございます。平成30年６月豪雨に関連する、災害対応や防災対策等を含んだ防災重点ため池について質問をさせていただきます。

まず１項目め、豪雨災害の対策等についてでございます。豊永議員も防災行政の中で避難行動などについて質問されました。質問通告要旨に変更しない範囲で理解したところは割愛し、そのほか重複するところもありますが質問させていただきたいと思います。ことしの梅雨前線豪雨に伴う災害については、６月26日の全員協議会にて説明があったところでございます。その説明によりますと、６月18日から20日にかけて梅雨前線が九州の南部に停滞したため当地方でも豪雨があり、人吉市では特に田野町で430ミリと最も多い雨量を観測し、大雨警報や土砂災害警戒情報、洪水警報が市内全域に発表され、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。その後、土砂災害警戒情報のレベルが上がったため、市内全域に避難勧告が発令され、また胸川の水位が氾濫水位を超えたため、木地屋町、古仏頂町、蓑野町、大塚地区に避難指示が発令されました。この避難指示発令の地域の対象世帯数や人員等については、豊永議員の質問の答弁の中で理解しましたので割愛させていただきます。

次に入りたいと思いますが、西日本豪雨で岡山県は、災害情報などを伝える岡山防災情報メールの配信が、災害時に最大２時間程度のおくれや着信しないものがあったと発表されました。岡山県は避難のおくれなどに影響した可能性はあるとして報道されました。今回の豪雨の避難指示について、どのような方法で伝達がされたのか。また、車両等での避難の呼びかけはなかったのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　議員の皆さん、こんにちは。お答えいたします。

今回の６月豪雨に伴います避難勧告発令時には、市民への伝達方法といたしまして、防災行政無線放送やＬアラートシステムによります携帯電話の緊急速報メールや、テレビのテロップ文字放送及びホームページやフェイスブックで周知を行ったところでございます。また、民法のテレビデータ放送のデタポンを利用し、メディアでの周知も行っております。また、消防団におきましても、市内全域に積載車での周知を行ったところでございます。５町内への避難指示発令時におきましても、先ほど御説明いたしました伝達方法で周知を行い、再度消防団による積載車での周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　伝達方法で、消防車両、緊急車両こういうものを消防団の車両を使われたということでございますけれども、まずやはり避難指示を伝えるに当たっては、今回は特に川沿いであったり山間部であったため、やはり２次災害防止といいますか、こういうものには十分注意する必要があるんじゃなかろうかと思うところでもございます。

そのような中で総務省消防庁によると、今回の西日本豪雨で広域に出された避難指示、勧告の対象は最大で合計860万人を超えたということでございます。自治体が指定する避難所に来られた人は３万人以下で、避難者が少なく行動のおくれが被害拡大の一因となったことが報道されました。甚大な被害のあった岡山県真備町では、42年前にも河川が氾濫し、県

内で17名の方が命を落とされ、水害を伝える記念碑があるとのことでございますが、年配の多くの住民は、この水害を経験されていたそうです。それなのになぜ多くの人が早く逃げなかったのか、あのときの光景を鮮明に覚えておられ、大雨が降ってもあのときぐらいだろうという自己判断や、長い人生でどんなに雨が降っても避難をしたことがないなど、救助された方々のコメントが報道されておりました。西日本豪雨で死者、行方不明者が出た45町村の首長に読売新聞がアンケート調査を行ったところ、避難勧告または避難指示を出した市町村の約９割が、発令のあり方などについて検証が必要と答えておられます。６月の豪雨では、木地屋町、古仏頂町、蓑野町、大塚地区も避難指示が発令されましたが、避難された人は対象世帯数、人数で879名、避難された方が24名とのことでありましたが、避難所でなく親戚や知人の家に避難された方もおられるのではないかと思いますが、今回の避難状況から避難のあり方や住民への周知などについて検証が必要と思われますが、考えについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

今回の避難指示発令につきましては、東間校区の５町内に発令をいたしております。実際に避難された方は議員申されましたように24名でございまして、５町内の対象者数は879名でございました。避難者割合といたしましては2.7％でございまして、避難を促す難しさを改めて実感したところでございます。報道によりますと、西日本豪雨では気象庁が事前に記者会見をするなどして、警戒を呼びかけていましたが、避難しなかった人が多く、専門家からは人間の心理的特性である正常性バイアス、この正常の偏見が働いたことで行動がおくれた可能性を指摘されております。本市におきましても数十年に一度の大雨が予想されます大雨特別警報がいつ発令されるかわかりませんので、今後も市民に対しましてあらゆるメディア、伝達手段を通して周知を行い、検証を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　答弁いただきましたけれども、検証については検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしておきます。

次に、防災訓練についてでございますけれども、防災訓練につきましては毎年計画的に実施されておるところでございますけれども、訓練のあり方といいますか地域ごとの小さい規模の単位での訓練や、地域での自助・共助のあり方について話し合いなど必要でないかと思っておりますけれども、訓練のあり方等について考えをお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

現在、防災訓練につきましては、校区ごとに毎年行っております。昨年度は、人吉高校を会場といたしまして、近隣の地域住民及び人吉高校生96名の参加のもと、ＨＵＧ訓練――これは避難所運営訓練でございますけれども、これと避難行動要支援者訪問訓練、トリアージ

訓練を行ったところでございます。ことしは、球磨工業高等学校を会場に防災訓練を行う予定でございます。また、西校区の住民の皆様に参加していただき、避難訓練や避難所運営を体験していただくなど、体験型の訓練を実施いたしまして防災への意識及び知識の向上を目指し、防災訓練を実施してまいりたいと存じます。

また、地区ごとの避難訓練につきましては、各町内におきまして自主防災組織がございますので、町内嘱託員連合会の総会などで呼びかけを行い、御要望に応じまして防災についての出前講座等を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、７番」と呼ぶ者あり)

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　体験型の訓練を計画されているということで、非常に期待するところでもございます。災害で逃げおくれが繰り返される原因について、先ほど答弁でもありましたけれども、正常性バイアスと経験の逆機能という２つの人間心理が関係しているということにつきましては、先ほど答弁の中でもありましたが、このことにつきましては、西日本豪雨につきましても指摘されているところでございます。この正常性バイアスにつきましては、今回と平成23年６月の定例会で、豊永議員が一般質問の中で取り上げられております。また、平成27年６月の定例会の私の一般質問の中で、訓練のあり方について正常性バイアスに関係する答弁をいただいているところでもございます。そして平成28年６月の定例会では、村上議員が熊本地震を例にとり、執行部や防災関係者などを含めての防災心理学の勉強会の開催について提案をされているところでございます。また、私たちことし８月20日に、第26回熊本県市議会議員研修会に参加させていただいたところでございますけれども、今回は、精神科医の名越康文氏の「地域を元気に～心がフッと軽くなる瞬間の心理学～」と題しての講演でありました。その中で、西日本豪雨の避難状況で正常性バイアスについての質問がありました。そのときの話では、訓練をしている人は脱却できるということでございました。ふだん行ったことのないところはなかなか行かない。地域の祭りなどの場所であれば、誰もが行くのではないかと述べられております。そのときの災害時の行動を実効性のあるものにするためには、日ごろから住民を巻き込んだ計画が特に必要であると思ったところでもございます。先ほど今回も住民を巻き込んだ訓練も計画をされているということでございますけれども、多くのやはり住民に呼びかけていただいて、参加してもらうようにお願いしたいと思います。

次に、土砂災害警戒区域の不感地帯の課題についてでございます。西日本豪雨で甚大な被害が出た広島県、岡山県、愛媛県３県で、土砂災害による犠牲者が出た住宅などの建物の約50％は土砂災害警戒区域にあり、またそれ以外でも、警戒区域の指定に向けた作業中の区域もあったとのことでございます。土砂災害の危険の高い場所であったとのことでございます。犠牲者の多くは自宅で亡くなられたとのことが報道もされておりました。今回避難指示が出

された地域、特に土砂災害警戒区域に防災無線などの不感地帯はないのか。また、今後の課題等についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

防災行政無線の不感地帯につきましては、カバーできないエリアがございますので、その対応策として子局に設置してあります屋外スピーカーの音量及び向きを調整し、不感地帯の解消に向けて対応を行っているところでございます。また、放送が聞こえない世帯及び土砂災害警戒区域にお住まいの一部の方に戸別受信機を設置しているところでございまして、現在296機を設置いたしております。また避難指示（緊急）を発令しました５町内の設置状況につきましては、蓑野町１機、古仏頂町３機、木地屋町37機、東大塚町17機、西大塚町15機で計の73機を設置いたしております。西日本豪雨では、土砂災害の現場とハザードマップの土砂災害危険箇所とほぼ一致して土砂災害が発生したとのことでございます。本市の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域にお住まいの方で、防災行政無線が聞こえない世帯につきましては、平成31年度から希望に応じまして、戸別受信機の設置を行ってまいりたいと存じますし、引き続き啓発も行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　戸別受信機の設置については、これから検討して平成31年度に計画していくということで答弁いただきました。土砂災害警戒区域や河川の流域の住民の方々の声なども聞きながら、対応していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、防災サポーターについて地域別の人員や活動の現状などについてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

人吉市消防団の防災サポーターにつきましては、東校区15名、西校区８名、東間大塚校区24名、大畑矢岳校区７名、西瀬校区７名、中原校区９名、合計70名となっております。また、人吉市消防団機能別消防団員の特定の消防事務に関する要項におきまして、消防団員または消防吏員としての経験を有するもので、職種は大規模災害時における避難支援となっており、現在は、防災訓練時に災害対策支部員とともに、区域内の市民に対し声かけ活動を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　定員数の70名ですか、各地域に、校区におられるということで、安心したところでございますけれども、職務につきましては大規模災害時における避難の支援ということでありましたが、予算的なこともあるかと思いますけれども、防災サポーターの職務など行動できる防災に関する研修会などに参加してもらうことも必要ではなかろうかと思います。訓練とか研修に参加しないと、なかなか動けないといいますかそういうのもありま

すので、ぜひそういう研修などの参加も必要じゃなかろうかと思っております。また、地域のリーダーを目指してもらうためにも必要と思いますけれども、市の考えや課題等についてお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

現在、防災サポーターに対し研修等は行っておりませんが、今後熊本県主催の「火の国ぼうさい塾」を受講していただくなど情報を提供し、防災士として地域活動をしていただければと存じております。

また、ことし９月23日に人吉市総合防災訓練を球磨工業高校で開催いたしますが、ことしも災害対策支部員と合ノ原町内会の土砂災害警戒区域を回りながら、戸別に訪問し避難の呼びかけを行う訓練を予定いたしております。本来ならば、大規模災害時に活動を行う防災サポーターではありますが、今回の６月豪雨時のように避難指示等を発令した際には、防災サポーターに避難支援を行っていただくよう検討してまいりたいと存じます。また連絡体制等の見直しを行い、速やかに招集できる体制づくりを構築し、防災体制の強化に努めてまいりたいと存じます。また、防災サポーターの人員確保につきましては、平成26年４月１日から防災サポーターとして活動を行っていただいておりますが、一部の地域においては年齢的にも高齢化が進んでおりますことから、防災サポーターの確保につきましては、各地域の実情、現状を見ながら検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　答弁いただきましたけど、防災士としても検討しているということで大変前向きな答弁をいただきました。また今回も地域のその土砂災害警戒区域ですか、そういうところも見て回るということでございましたけれども、そういうのも地域の人たちも自分の地域の起こりうる災害を知る意味で、非常にいいことじゃないかと思っております。ぜひ、そういう訓練を今後も続けていただきたいと思います。そういう地元の人であったり、あるいは顔の見える人であったり、地域のリーダー的存在であったり、信頼関係が築かれることで住民の方々は指示などに従われるのではないかと思っております。今後も防災サポーターの確保や育成につきましても、いろいろ検討いただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。地域のコミュニティーや活性化、地域に合った防災力の向上のため、よろしくお願いしたいと思います。

次に、中小河川の水位計の設置についてでございます。九州北部豪雨では、福岡県と熊本県で氾濫した27カ所の中小河川のうち、約８割で水位計が設置されていなかったとのことでございます。中小河川にも水位計があれば事前に危険を把握して有効な避難につなげることができるとして、平成28年６月の定例会で村上議員も提案されていたところでございます。国土交通省によりますと、九州北部豪雨を機に小型で設置が簡単な水位計が研究開発された

とのことでありました。一般的な水位計とは異なり、一定の水位を超えて洪水の危険が高まった場合のみ発信されるシステムで、2020年までに全国約5,000カ所の中小河川に設置する方針が発表されております。当市の中小河川に設置されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

九州北部豪雨等の近年の豪雨災害を踏まえ、実施されました全国中小河川の緊急点検を受け、球磨川水系の山田川と出水川２カ所に危機管理型水位計を設置予定でございます。危機管理型水位計は、従来の水圧式水位計とは異なり、超音波式水位計となります。超音波式水位計は超音波パルス――瞬間的な電気信号でございますが――これを水面によって反射し、そのパルスの伝達時間が距離に比例する性質を利用して水位を検出する方式でございます。また従来型の観測間隔は10分に対し、超音波式は平常で１時間、洪水時に５分間隔での観測となっております。設置いたします山田川の場所といたしましては、駒井田町の五十鈴橋、それから出水川、下林町となっております。また、現在設置されております市内の水位計の設置場所といたしましては、県が指定をしております水位周知河川の万江川、これは井ノ口町です。それから胸川、西間上町西間児童公園内でございます。この２つとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　市内２カ所で設置していただくということで、山田川と出水川に設置されるというところで、有効な避難につなげることが期待できると思います。今回設置される水位計につきましては、これまでの水位計とは異なり簡素化されたようでありますが、その川の危険度などそれぞれ川で違うし、また、特徴もあると思います。住民の方々や特に地域の住民の方々へ、設置場所やその活用の方法など周知が必要と思いますがお尋ねいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

県によりますと、今回設置されます危機管理型水位計は、今後携帯回線等によりインターネット上で閲覧できる仕組みを構築する予定で、熊本県統合型防災情報システムからリンクを張る予定と伺っております。また先ほど御説明いたしました、万江川、胸川につきましては、平常時から熊本県統合型防災情報システムで河川水位情報が閲覧できます。また、熊本県統合型防災情報システム及び人吉市総合防災マップに記載してございます「早よ見なっせ球磨川」これでは、河川のライブカメラも閲覧できますので、ぜひ御利用いただきたいと存じます。

市民への周知方法につきましては、出前講座や市の広報紙等にて周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　現在、熊本県でインターネット上で閲覧できる仕組みを構築する予定とのことでありました。地域住民の方々は、パソコンやスマートフォンで確認できるため、身近にある河川の水位を小まめに見ることを習慣づけることで、早期の自主避難行動の判断などに期待できるようになると思っております。広報などで周知をしていただくということでございますので、ぜひ以前に設置されている河川監視カメラなども含めまして、周知していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。この項については終わります。

次に、ため池についてでございます。農林水産省によりますと、農業用水の確保を目的とするため池は、全国に約20万カ所あり、特に西日本に多いとのことでありました。西日本豪雨ではため池の決壊が相次ぎ、広島県では土砂崩れでため池が決壊し、下流の住宅が流され、子供２人と母親が犠牲になられました。今回の西日本豪雨で決壊や一部損壊などの被害を受けたため池が500カ所以上あり、24カ所で決壊し、土砂が流出するなどしていたことが報道されました。本市のため池について、設置場所やその容量、目的などについてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　皆さん、こんにちは。

今、本市のため池につきまして、場所、容量、目的とその機能ということで。本市には４つため池がございます。これは寺尾ため池、これは鬼木でございます。それから梢山のため池、これも鬼木でございます。それから村山のため池、それから上原のため池でございます。まず、鬼木町の字寺尾にございます寺尾のため池でございますけれども、これは貯水量が８万立方メートル、受益面積――これは水田面積でございますけれども、10ヘクタールとなっております。次に、梢山ため池、昔は「こいけ」と呼んでいたようでございますけれども、鬼木町字梢山の梢山工業団地内でございまして、貯水量が１万2,000立方メートル、5.7ヘクタールの受益水田となっております。それから３カ所目の城本町字観音堂の村山公園内にございますが、これが村山のため池でございまして、貯水量が１万6,000立方メートル、4.0ヘクタールの受益水田となっているところでございます。４カ所目の上原ため池、これは上原田町字上原に貯水量が１万立方メートル、8.6ヘクタールの受益水田の面積がございます。各ため池につきましては、かんがい、これが一番でございますけれども、そのほかに洪水調整でございます。それから土砂流出の防止といった目的もございますし、また１つは生物の生息の場所ということもございまして、非常に多面的な機能があると。例えて申しますと、寺尾のため池でございますけれども、私が行きましたときにはちょうど鷺がおりまして、ああ結構大きな鷺がいるなと思いました。そういった鳥の生息地、こういうふうになっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　市内に４カ所ということでありましたが、私はもう少しため池は多く

あるものと思っていたところでございます。裏を返せば、人吉は河川や沢であったり、小さな川が多いんではなかろうかと思ったところでもございます。この農林水産省によりますと、ため池をめぐる状況について、昨年７月の九州北部地方において、豪雨により農地や農業施設に甚大な被害が発生しています。土砂流出防止機能が発揮された複数のため池もある一方で想定を上回る豪雨や土砂流木が流入した影響により、福岡県下で45カ所、大分県下で４カ所のため池が被災したということでございました。大雨などよる災害が起こるおそれがある場合など、調査、管理などはどうされているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

調査と管理状況でございます。まず、地震災害に関しましては、国は平成23年の東日本大震災を契機といたしまして、平成26年４月１日からでございますけれども、震度４以上の地震の際には、農業用ため池の緊急点検要領を運用いたしているところでございます。さらに昨年の九州北部豪雨を受けまして、本年７月でございますけれども、防災重点ため池もしくは地域防災計画等に位置づけられております農業用ため池について、これは数十年に一度の降雨量となります大雨が予想されるとき、こういうときに発令されます大雨特別警報の発令前における事前の防災や減災対策、あるいは発令後におきます緊急の点検等、これに係る要領が策定されておりまして、本市にもその通知がされているところでございます。これは熊本地震がございましたが、そのとき４月14日にまず午後９時26分に地震が発生したわけでございますけれども、午後10時過ぎに私どものほうに地域振興局の農地整備課から、すぐに連絡がございまして、震度４でありましたならば調査にすぐ行ってくれと。当然翌日の本震のときも調査を行ったことがございます。

一方、本市といたしまして、大雨や台風に関しましては、本市の災害対策本部それとか支部が設置されますような予報を目安に体制を整えまして、実際に被害が予想される大雨や台風、それから震度４以上の地震、この発生等を受けましてまず必ずでございますけれども、市職員による被害状況の確認や調査を実施しているところでございます。なお、大雨の基準となります降雨量につきましては、その時点におきます貯水量や前日までの降雨状況、こういったものによりまして少々異なっているかと存じますので、その都度現場の状況、気象情報を注視しているところでございます。また、寺尾ため池と梢山ため池の２カ所につきましては、受益地がひとよし土地改良区の区域となっておりますので、土地改良区におきましても調査をしているところでございます。

一方、管理でございますけれども、これにつきましては日常的にパトロールや点検を実施いたしておりまして、災害の未然防止に努めているところでございます。このような日常のパトロール点検を行っておりますところで、平成28年度は寺尾ため池の排水門の修繕工事を行っております。老朽化がございましたので、これは土地改良区と市でそれぞれ負担しながら工事をやったと。それから昨年平成29年度でございますけれども、このときには上原のた

め池災害復旧工事、これも堤防に穴が開いたということでゲート等そういったところの工事を行ったという経緯がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　調査とか管理については、大雨や地震の場合など述べていただきましたけれども、その都度その都度で気象条件に応じて調査をしていただいているということで安心したところでもございます。また、先ほど工事箇所もひび割れとかそういうものが見つかって工事していただいたということで、安心したところでもございます。

ため池をめぐる状況については、東日本大震災におけるため池の決壊など、豪雨による被害の発生を踏まえ、全国のため池を一斉に点検を実施したということで、先ほど部長もちょっと述べられましたけれども、この全国一斉点検などでも点検などがなされたのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

点検ということでございます。平成23年３月11日に発生いたしました東日本大震災、これを受けまして平成25年度に農林水産省から全国のため池の目視による点検、それから周辺環境や下流の状況に係ります現地調査、あるいは地図や文献等によります資料等を用いまして一斉点検の通知がございまして、そのため、ため池につきましても一斉点検を実施したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　一斉点検とかそういうことをされるときには、行政だけではなくて、やっぱり地域の受益者といいますか、農地なんかを有している人たちにも、やはり一応何か連絡とかそういうものがあるのか、それは後で、ちょっと通告しておりませんでしたので、そういう先ほど連絡体制なども密にしているということで、恐らく連絡などはしておられると思いますけれども、やはり、今後もそういう連絡体制でやっていただければと今感じたところでございます。

農林水産省は東日本大震災で、先ほどから何回も申しておりますけれども、福島県のため池が決壊して８人の方が犠牲になられたケースを受けて、都道府県や市町村に対し下流域に住宅などがある場合など、ため池を先ほどから話されております防災重点ため池に指定するように求めたとのことでありましたが、その指定の条件や定義などについてお尋ねいたします。また、今回の西日本豪雨でも広島県でため池が決壊して犠牲者が出たほか、雨が収まった後にもひび割れが発覚して、避難指示が出されるケースが相次ぎました。防災対策の対象となるため池も選定基準を見直す方針ということも報道されておりました。このことについてもあわせて伺います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

防災重点ため池ということでございますが、これにつきましては梢山のため池でございますので、この件でございます。なお、調査したときには、私どもこの梢山ため池につきましては特に問題点はなかったところではございますが、これも申し添えておきます。

防災重点ため池等の指定についてでございますが、この件につきましては下流域にまず住宅や公共施設がありまして、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある農業用ため池、またはこれは堤の高さですけど10メートル以上もしくは貯水量が10万立方メートル、これの農業用ため池を指定することとなっております。これに基づきまして、梢山ため池でございますけれども、下流域に高速道路がございますし、また住宅地、これは鬼木の前平でございますが、これがあると。また堤の高さがここは12メートルほどございますので、そういう施設でございますので防災ため池として指定をしているところでございます。

しかしながら、昨年の九州北部豪雨におきまして、防災重点のため池に位置づけられていないため池が決壊した場合と、下流域の住宅等が被災したということがございまして、本年１月、これは国でございますけれども、防災重点ため池に係る再確認を行うというそういう通知もあったところでございますので、本市にございますほかの３つのため池につきましても指定の可能性というのは、今後県と協議してまいりたいとそういうことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　今後もまた調査を進めるということで答弁をいただきましたけれども、私が１ついろいろお聞きした中で気になったのが、やはり村山公園のため池、ここを農地用のため池も兼ねていると思うんですけれども、下に民家等もあります。ちょっと離れてはおりますけれども、そういうことであそこなどもやはり検討に入る場所じゃなかろうかと思っております。またいろいろ検討していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

熊本県には現在、防災重点ため池が71カ所あり、うち33カ所でハザードマップを作成して公表しているとのことでございました。今回の定例会の補正予算で、提案されています人吉地区ため池のハザードマップ作成に至った経緯と公表についての考えをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

ため池ハザードマップ作成に至った経緯、これの公表ということでございます。防災重点ため池に指定しましたため池というのは、平成32年度までにハザードマップを作成し、地域住民への配布や関係者の周知を実施するように県から通知がなされているところでございます。また近年の豪雨や地震、こういったのによりまして多くのため池が被災しているとさっき議員も紹介されたように、また甚大な被害が発生している状況を踏まえまして、また梢山ため池の下流域、先ほど申し上げましたけども、高速道路や住宅地がございますし、また介

護施設もございますので、そういうことから早期のハザードマップの作成に至ったところでございます。

ハザードマップの作成に当たりましては、想定される被害にかかわる対策等を地域住民、それと関係者に説明していく過程におきまして、地域住民の皆様からの御意見等が反映されたものとなりますよう必要な情報等を提供してまいりたいと思います。また、県のほうからこういう指示も来ていますので、きょうの熊日の朝刊でございましたけれども、ちょうど県内のやはり西日本豪雨でありましたので、県内も緊急に調査をしろというのもございましたので、こういうことに関連しましても、こういったハザードマップを早急につくってくれということでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、７番」と呼ぶ者あり)

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　ハザードマップ作成に当たっては、答弁いただきましたように、ぜひ、特に避難経路などについては、地元の人はよく地元のことはわかっていると思います。そういう経路などについてもやはり地元の人の意見、住民の方の意見をお聞きして、いろいろ作成の参考にしていただければと思ったところでございます。どうぞよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、今後の管理についてでございますが、ため池は農業用用水など多様な生態系の確保にも役立つなどこれまでさまざまな役割を果たしてきました。利用されてきた農家は、高齢化し減少傾向にある中、管理する仕組みを構築しなければならないと思っております。今後の管理などの仕組みづくりについて考えをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

管理についてでございます。本市はひとよし土地改良区によります多面的機能支払交付金事業を一番活用いたしておりまして、これで対応しているところでございます。これは特に補修工事などを除きまして、ため池周辺におきます日常的な維持管理につきましても、地元の受益者の皆様により行っていただいているというところでございます。しかしながら、施設の老朽化もございますし、また後継者不足、高齢化、こういった課題も多く日常的な維持管理も大変苦慮されているのは、私どもも把握しているところでございます。このような状況の中で、今後どのような維持管理や地元受益者との連絡体制を構築できるのかというのを含めまして、今地元の方々と話し合ったり、検討したりということを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、７番」と呼ぶ者あり)

○議長（田中　哲君）　７番。犬童利夫議員。

○７番（犬童利夫君）　ため池のその管理といいますか、そういうものについては様子を見に行くことが一番大切だろうと思います。そういうことで漏水などの損傷を見抜くために、周

辺の草刈りをしたりすることが有効ではなかろうかと思います。危険性を下げる取り組みを検討していただければと思います。また、管理については先ほど答弁いただきましたように、関係機関と情報連絡体制を構築されて、今後の安全管理に万全を尽くしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

防災についての解決策は、永遠の課題であると思っております。ことしの全国の災害の状況を見ましたときに、個人の備えはもちろん必要でありますが限界もあります。今後ますます強靭な社会の備えが必要であると思ったところでもございます。お金と時間がかかります。そのような中、地震などの災害には想定以上で立ち向かい、台風や豪雨などには情報を得ながら最善を尽くし、対応していかなければならないと思ったところでもございます。また、災害時には逃げることも重要であると再認識したところでもございます。これからも地域の防災力の向上につきましてよろしくお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時25分　休憩

午後２時41分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇）　こんにちは。17番議員の仲村勝治でございます。通告に従いまして、質問いたします。通告の項目としては、野生猿の被害対策についてと学校教育についての項目の順に質問してまいります。

野生の動物には、猫、犬。野生猫がおります――普通野良猫と言いますが。また、狐、狸、アナグマ、猪、鹿、猿、烏等の鳥類もおります。そのほかにも野生の動物は人吉球磨にはいっぱいいます。野生動物の中には、農林業や人間の生活に被害を与える動物もいますので、有害鳥獣として駆除隊によって捕獲等がなされております。

野生猿は群れて行動し、移動し、優れた学習能力があります。野生猿も有害鳥獣として鉄砲、わななどで捕獲されていますが、なかなか思うようにはいかないようであります。私が人吉市内で野生の猿と遭遇したのは二度あります。一度は８年前でございますが、北願成寺町の市営住宅笹栗山団地の前の市道でございます。このときは一匹で道路上にうずくまっておりまして、近づくとすぐ逃げました。もう一度はことし７月の末、12時ごろ上漆田町の公民館の近くにおりました。民家の家の屋根の上に１頭がいまして、その民家の周りに五、六匹の野生の猿がいました。私は車の中からでございましたが、怖くておりられずに車の中にいましたら、しばらくしていなくなりました。これはほんの短い時間でございましたが、このとき初めて猿の群れと近くで対峙したわけでございます。そのときの怖さといったらです

ね、本当怖かったですよ。もう五、六匹車の周りを走り回ってそれは怖くて出られない。本当にそういう怖い思いをしました。東校区では北願成寺町の公民館の近くに市営墓地がございますが、この墓地に時々出没するようでございます。市民が猿と出会う機会があると思います。質問は、市内の各校区で猿が出没する地域をお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

私も漆田のほうに土地がありまして、そこでしょっちゅう猿とは会っております。日本猿の野生猿ということでお答えいたします。

まず、出没する区域でございますけれども、今まで本市に寄せられました出没の報告、捕獲といいますか対応の相談、そういうところでの区域というところで申し上げます。主に、赤池、蓑野、古仏頂方面、それから大畑、漆田方面となっております。また本市が委嘱いたしております人吉市鳥獣被害対策実施隊、ここから先ほどの区域のほかになんですけれども、永野方面とか中神方面でも出没しているという状況の報告がございまして、これは離れ猿ではないかということです。校区単位ということで申し上げますと、東間校区、大畑校区、西瀬校区、中原校区ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　大体、川南のほうが主に出るようでございますが、最近は西瀬校区にも出るという話を聞いておりますので、しっかりと対応をしていただきたいと思いますが、猿の群れと頭数について次の質問をいたします。

猿は数頭から数百頭の群れをつくり、これは昼間動くということでございます昼行性で、泣き声で集団行動をとります。鹿、猪のように昼間にはその姿を確認するのは難しいのではなく、昼間に目視できる猿は分布、個体数と、正確な情報を得ることができます。猿の一日は、朝起きる、そして食事、休憩、移動、そして食事、休憩、移動。これの繰り返しでですね、二、三回ずっと繰り返して晩になったら寝床といいますか、猿床といいますか、そこに行って寝るそうでございます。猿はその食事は雑食性で、葉っぱ、花、果実、種子、農作物、ドングリ、木の芽、樹皮などを食べるそうでございます。群れは季節によって食べ物は違いますが、餌場を年間を通じて回るそうでございます。猿の習性から、出没地域の群れの頭数、特性の把握はできると考えます。猿の群れと頭数についてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

たしかに議員がおっしゃるように猿というのは定期的にやってまいりまして、私のところにもそのように来ておりますので、よく把握しております。

群れの数と頭数ということでございます。本市で把握いたしております群れは赤池、蓑野、古仏頂方面を縄張りとします１群がございます。それと大畑、漆田方面の縄張りを持つ１群と。その規模は全体で100頭を超えているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　２群で100頭と言えば、大分私は大きい群れかなと思いますが、その100頭大変大きな数字ですね。これがその食べる量というのも大変大きい数字になるかなと思います。

それでは２回目の猿の駆除についてなんですが、人口の高齢化、駆除隊の高齢化、追っ払う人のその人数の不足などですね、猿にとっては暮らしやすい地域が出ているのではないかと思います。現在の猿の群れにどんな方法で対処しているのか、その効果はあがっているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

対処方法と効果ということでございます。まず対処方法でございますけれども、捕獲に関しまして、本市の特別職の非常勤職員であります人吉市鳥獣被害対策実施隊――これは70人いらっしゃいますので、この方々によりまして、銃器またはわなを使用した活動を通年で実施しているところでございます。また山への追い払い、まずは追っ払うことが先決でございますので、これにつきましては地元の方を対象に電動ガン――これは市のほうで無償の貸し出し、それからロケット花火も交付をいたしておりますので、これでお願いしているところでございます。さらには捕獲技術等の向上や地域ぐるみの追い払い、あるいは有害鳥獣の餌場となるいわゆる残菜でございますね、残った野菜等こういったものを田畑への投棄防止、これに関しての指導や周知を目的といたしまして、人吉市鳥獣被害対策実施隊、農家振興組合長を対象としました研修会を毎年開いているというところでございます。

次にその効果といたしまして、これも捕獲頭数ということになりますが、銃器とわなを含めまして平成27年度から申し上げますが、平成27年度に31頭、平成28年度に12頭、これは昨年度でございますけれども25頭を捕獲しているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　猿は餌を追って出てきますから、やっぱり餌が一番重要かなと思います。それでは、次の３番目に入りますが、農作物生活用具ですね、人身等への被害と被害額について質問してまいります。

猿の食事である餌は、季節によって違います。猿にとって畑、果樹園、山林、墓地、民家の周辺などいろいろなところに餌があります。今言われた残菜も民家の近くだろうと思います。例えば墓地に饅頭やお菓子があれば、猿にとっては餌となります。墓石や灯籠に上って周囲を見張る猿がいるとするとき、逃げるときに墓石を蹴りますのでその墓石、灯籠は倒れるわけでございます。猿はけがをするかもしれませんが、注意して逃げるようでございます。しかし、墓の所有者にとっては大変な問題でございまして、元に戻すのに大変苦労するわけ

でございます。こういう猿の被害、餌場について農作物の種類の被害と被害額、それと生活道具、雨どい、屋根瓦、生け垣、窓ガラス等の被害についてはなかったのか。また人が被害に遭ったことはないのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

まず、猿の農作物の被害と被害額でございます。毎年本市の農家振興組合を通しまして、被害調査を行っておりますのでその結果で申し上げます。直近３カ年の被害農作物、上位２作物の被害額についてお答えをさせていただきますが、被害作物はクリ、野菜、今ちょうどクリの時期でございますので。被害額は平成27年度が約57万円、平成28年度が約21万円、平成29年度が約104万円となっております。なお被害調査で報告されない分もこれはあるんじゃないかと思いますが、実際には、この数値以上の被害があるものと推察されるところでございます。

また、生活用具でございますけれども、こちらにつきましては、人身への被害等につきましても、直接的な調査は今のところ行っていないところでございますが、警察や消防等と連絡し、そのような事案が発生した場合も含めまして、日ごろから情報交換には努めているところでございますので、今までのところはそういった人身被害等は生じていないものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　クリ、野菜はですね、57万円から104万円の間で被害額が出ておりますが、人に被害がなかったということだけで安心しております。しかしこのクリ、野菜についての被害はですね、野菜も家庭菜園なんか精いっぱいがまだしてつくるわけでございますから、被害に遭うと気落ちが、そしてまたつくろうという気にはならないはずでございます。農家の御苦労、つくる人の苦労を考えると本当に残念でなりません。

それでは、猿についての被害がまだほかにもございます。それで、１つの共通の感染症がございますので、それについて質問していきたいと思います。１つの共通の感染症について質問いたします。住居の周囲に猿の集団が出没するようでは、農作物の被害はもとより、生活用品の被害や猿による噛みつき、ひっかきなど人身に対しての被害も考えられます。人身についてはなかったという報告でございました。野生動物による感染症はいろいろありますが、ことし球磨郡内では、マダニによるＳＦＴＳに感染した女性が亡くなった事例がございます。また、日本猿は耕作地にいると、必ずといっていいほど糞や尿をして回るとの記述がございます。感染症とは直接の因果関係は明らかではないものの、この糞や尿については衛生的には危険な状態であると思います。

感染症法に基づく獣医師の届出は、10疾患ありまして、猿ではエボラ出血熱、マールブルグ病、細菌性赤痢、結核の４疾患でございます。鳥類ではウエストナイル熱、鳥インフル

エンザ、犬ではエキノコックス症。プレーリードッグではペスト。イタチアナグマ、狸、ハクビシンでは重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）。ヒトコブラクダでは中東呼吸器症候群の以上の10疾患でございます。このヒトコブラクダの中東呼吸器症候群では、今インターネットで出してもらったんですが、ことしの９月８日ですね、韓国のほうに発生したというのが伝えられております。９月８日今月ですよ。それで、日本に来る防波堤で今国が大変な危機感を持って対処していると思います。質問は、猿が感染する疾患についてですね、この10疾患のうちの４つ、これについてどんな症状なのか、細菌なのかウイルスなのかについてお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

感染というと感染症法という法律がございまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律です。これに基づきまして獣医師の届けのうち猿に関する４疾患ということで、厚生労働省から出されております指標によりますと、先ほど議員がおっしゃいました４つのまずエボラ出血熱ですね、これ以前テレビでよく出ておりましたけれども、これはウイルスでございます、エボラウイルス。これに感染し発症するものでございまして、症状は、発熱、疼痛、無力症、こういうものがあり、重症化しますと約１週間で死に至るということが多いとのことです。次に、マールブルグ病。これはウイルスでございます。マールブルグウイルスというもので、これに感染し発症するものでございまして、症状は発熱、頭痛、筋肉痛、これが重症化しますと下痢、消化器官からの出血が見られます。それから細菌性ということで赤痢でございますね、これは赤痢菌という細菌でございます。これに発症するもので、症状は発熱、下痢、腹痛こういったものが見られます。最後の結核です。これも結核菌ということで細菌でございます。これに感染し発症するものでございまして、症状は咳、たん、発熱、呼吸困難、風邪に似た症状ということでございます。

また、細菌とウイルスはどう違うのかというのがございますので、細菌というのはウイルスよりも数十倍から100倍ぐらいサイズが大きい、ただ目に見えるものではございません。細菌は自分の力で増殖する、しかしウイルスというのは、人や動物の細胞の中に入らなければふえることができないという違いがございます。細菌というのはペニシリンなどでこれを破壊することはできますが、ウイルスには全くペニシリンが効かない、そういうこともございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、猿は耕作地に入りますと糞や尿をして回ると。これは私の畑でもそうでございます。白菜をですね、上だけかじりまして、その上に糞をして回る。大変私も被害を受けておりますけれども、そういう中で、これは人間にもございますけれども、いわゆる昔ありましたぎょう虫とかですね、猿の場合は線虫というのがいるそうでございます。特にこういうのは手で触って作業をしているとそういうのに感染する可能性もありますから、そういうのは触らないようにして破棄をするということもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　今答えをいただきましたが、尿と糞はですね、本当にこれその場に行かないとわからないんです。もう食べた食害だけじゃなくてですね、こちらは誰にも言われずですね、もう処理の方法がない。だけどこの感染症についてはあるわけなんですよね、人に言われない。この違いというのをしっかり住民に教えてもらう必要があるんじゃないかなと私は思います。猿にはそのほかにＢウイルス感染症というのがございます。このＢウイルス感染症については、被害に遭って治療をしなかった場合には80％の致死率だそうです。ですから、この小さな傷でも、やはり猿に対しては十分注意しないといけないということになります。この症状についてちょっとお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

Ｂウイルス感染症の症状ということでございまして、これは国立感染症研究所から出されております資料によりますと、発熱、それから寒気、吐き気、嘔吐、持続する頭痛などがございまして、これが進行しますとけいれんや呼吸障害に及ぶとされております。

なお、猿から人への感染症の症例でございますけれども、これはいずれもペット用に輸入された猿からの感染が主でございまして、これを受けまして平成17年の７月１日からでございますけれども、ペットとしての猿の輸入は禁止されているところでございます。猿類ということで。

一方、人吉保健所にもお尋ねをいたしました。国内に生息する日本猿から人への感染症につきまして、発生の報告はないのかということでございまして、今のところはないということでございます。しかしながら、先ほどの御質問にもありました細菌性の赤痢とか結核、それから腸内に寄生する寄生虫でございますね、こういったものは人と共通します病原菌等も保有する日本猿、こういったものも多いという研究結果も出ているようでございますので、人が直接日本猿に接触した場合、議員もおっしゃいましたように猿の糞、そういったものには感染症の可能性も否定できないのではないかと、そのように存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　さっき言いました韓国の発生ですね、これ感染症なんですが、感染症には国境なしと言われます。デング熱、マラリア、腸チフス、狂犬病などの感染症が、将来日本にも波及すると言われております。大畑小学校、第三中学校ともに民家の多いところにあります。野生の猿は学校周辺の国道221号を横断するだけでなく、国道沿いの民家の屋根に上ったり、国道沿いの畑に出没します。集団登下校する児童・生徒に対し、猿の集団の中でも年老いた猿は凶暴になります。猿のひっかきや噛みつきによる感染症が発生しないとも限りません。熊本県感染症予防計画の初めに、県知事の言葉がございます。その中に、「感

染症は、その疾病の特性から、不安や恐怖心、混乱を招きやすく、患者及びその家族等への差別や偏見が生じる場合があります。県民の皆様一人一人に感染症に関する正しい知識を持っていただくことで、迅速かつ的確な対応が可能となり、県民の安全・安心につながるものと考えています。」と、熊本県の感染症予防計画の中で述べられております。児童・生徒に、動物由来感染症をしっかりと正しい認識を伝えていただきたいと思います。伝えられるかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

先ほど経済部長も申し上げましたとおり、猿由来の感染症につきましてはＢウイルス感染症を初めさまざまな感染症があり、その症状もさまざまで深刻な問題であると考えております。日本猿が本市内においても出没している状況から、学校や家庭でも猿由来感染症等の危険性についての正しい知識と理解が必要であると考えております。

教育委員会としても、特に子供、高齢者は抵抗力も弱いことがあります。登下校を含めた児童・生徒の安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携しながら子供たちはもちろん、各家庭、地域に周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　感染症のことでもう１つ猿についてではないんですが、猿に感染症ということで哺乳類にはいっぱいおるんですが、人吉の子供たちも外国に行きます。外国でちょっと発生したことについていっぱい事例がございますが、１つだけ事例を紹介したいと思います。コウモリに御用心……」、狂犬病が発生したことでございます。これは、米国に語学研修の生徒を引率して、渡航した日本の高校の先生に起きたお話でございます。現地の宿泊先の大学生の寮に戻った先生が、洗面所の流しで手を洗う際、うずくまっていた小動物に右手親指を噛まれました。この小動物はコウモリだったそうです。指から出血はあったものの大した傷ではなく、先生は医療機関に行くつもりはありませんでした。しかし、大学関係者に勧められて救急病院を受診しました。先生は病院で狂犬病の発症を防ぐ予防ワクチン、免疫グロブリンの注射を行いました。問題のコウモリは検査の結果、狂犬病であることが判明しましたが、適切な治療を受けた先生は狂犬病を発症することはありませんでした。ということがございます。米国では、野生の動物を中心にした狂犬病が発生している国でございます。狂犬病は発症するとほぼ100％死亡する、哺乳類に感染する感染症でございます。日本から外国に行った場合は、つまり感染症に皆さん十分注意して行動していただきたいというので、一例を出したわけでございます。

それでは、次の児童・生徒への対策ということで質問しますが、猿は母系社会という集団、ボス猿は数頭しかいません。雌猿は生まれた群れで一生を過ごします。野生猿の繁殖は栄養の状態がよいと毎年出産するそうでございます。100頭の雌がいると100頭の子供が生ま

れ、寿命は20年から28年だそうでございます。児童・生徒の減少に対してですね、野生の猿は毎年毎年ふえていくという状態になります。さっき２群で100頭ということになりますと、数年で倍に膨れ上がる可能性がございます。猿の増加に対する登下校の対策、学校の対応をお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、市内児童・生徒の野生猿による被害につきましては報告はございません。大畑校区で児童が数回猿を目撃したという情報は入っておりますが、幸い被害には至っておりません。また大畑校区の学校、大畑小と三中では日ごろから児童・生徒に対して猿と遭遇したときにはということで指導しております。目を合わせない、近寄らない、威嚇しない、逃げる等の指導を行っております。

それと、ほかの自治体の例を調べてみると、餌が一番だという先ほど議員も言われましたけれども、餌を見せないとか餌をやらないということも入っているようでございます。これも今後ですね、ちょっと検討してみたいと思います。今後もいつどこで野生猿に遭遇するとも限りませんので、もし目撃したら他の学校への周知を徹底するとともに、関係機関と連携を図りながら、危機意識を持って対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　今まで質問しましたのは、猿の現在の現況についての報告、調査等のいろいろな現況を聞いたわけですが、今後、今から質問するのはですね、猿の群れに対する今後の対策についてというようなことで質問してまいりますのでよろしくお願いいたします。

まず個体数の調査についてでございますが、私はことし75歳になり後期高齢者でございます。私が子供のころ、約60年ぐらい前ですね、野生の猿は相良村の四浦地区が有名でございました。野生の猿は人吉にはいなかったようでございます。環境省生物多様性センターの自然環境保全基礎調査の哺乳類分布調査の日本猿の表でございますが、1978年、昭和53年でございますが、人吉球磨では１カ所が記入されていると思います。この１カ所は多分四浦だと思います。それから30年後の現在、人吉市は、野生の猿の最も好む場所になっていると思います。野生猿の生息状況、被害状況を調査し、計画的な管理計画が必要と思います。

まず、生息状況を調べるにはいろいろありますが、猿の餌場、猿のねぐらなど猿の行動範囲を調査するため、ＧＰＳ発信機を利用した調査方法があります。また、環境省は被害対策及び生息状況基礎調査に利用している日本猿群れ出没カレンダー調査があります。群れの基礎情報を収集するためには、機器を利用する方法、地域の人たちに出没カレンダーを記録していただく方法、またいろいろな調査方法がございますが、人吉市に猿の群れの個体数を調査するお考えがあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

個体数の調査ということでございます。調査方法といたしましては、個体数や群れを目視で確認する直接調査でございますね、それから猿に発信機を取りつけて行動等を把握するテレメトリー調査、目撃情報に係りますアンケート調査、こういったものに伴います出没カレンダー調査などがあるわけでございます。ただし、いずれの調査にも長い期間と多額の費用が必要でございます。特にテレメトリー調査に至りましては、発信機を取りつけるためには猿の捕獲そのものが大変難しいと。私もなかなか、わなも仕かけましたけど捕まりません。そういうことから調査を行っていないのが実情でございます。

こういう中で、現在本市が進めておりますスマート林業事業、これで欠かせない位置情報や地図の地形情報、通信技術等、これを応用いたしまして、現在猿を含めたところのこれは有害鳥獣の生息状況を写真付きで記録できるシステム、これを現在構築しているところでございます。まだちょっと時間はかかるわけでございますが。これによりまして、実際に林内で仕事をされております森林組合や鳥獣被害対策実施隊、こういった方々の協力も得ながら、デジタル版の出没カレンダーの調査として使えるものと存じますので、引き続き実用化に向けまして取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　猿の群れの個体数の調査はですね、目視、テレメトリーなどがあるそうでございますが、目視は大変重要でございます。その目視に関しましては、野生の猿は、子供・高齢者に対しては恐れず出没するようでございます。児童・生徒の目撃情報は大変重要だと思います。学校でも個体数の調査に協力し、猿がいつ、どこで、何をしていたのかなどの情報を市のほうへ報告する体制をとっていただきたいと思いますが、報告できるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました大畑校区で猿を目撃したという情報のように、児童・生徒から学校に随時連絡がなされているようでございます。私も経済部にいたころ、大畑小学校から猿がいたと連絡を受けまして、農林整備課の職員が出て行ったことを覚えております。これまでも動物の出没により児童・生徒に危険を及ぼす可能性がある場合など、学校から情報提供がございました。今後もなお一層の連絡体制の精度を高めていきたいと考えております。

具体的には議員御指摘のとおり、猿を目撃した時刻、場所、数、状況とか行動につきまして学校、教育委員会の連絡体制を強化していきたいというふうに考えております。山言葉で猿のことを「あんちゃん」と呼ばれておりますが、我々子供のころは学校では「まちのあんちゃんには気をつけろ。」というように指導を受けておりましたが、今後は「山のあんちゃん」にも気をつけるように配慮することを感じております。情報提供、情報共有を大切にし、今後も関係機関と連携をしながら対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　次の村落環境診断について質問いたしますが、議長の許可を得ましたので、「村落」を「集落」に変えて質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

ニホンザル分布研究会の「ニホンザル生息隣地における分布“不”拡大山地の特徴について」の資料によりますと、猿が嫌いなところは荒地、原生林、樹木が大きい林だそうです。日本猿の好む森として若い二次林や林縁部、川辺の林や海岸部の林、断崖部の林など明るく見晴らしも風通しもよく植物種類も豊富で、生産量も多く変化に富んでいる。こうした明るい森を好んで利用する、とあります。人吉市内の野生の猿の好む環境を調査するのに、町内かまとまった地域にするのか、調査方法があると思います。

新潟県の胎内市では、集落環境診断という手法を用いているそうでございますが、その方法についてお尋ねいたします。また、人吉市においてもこの手法を参考にして、できるものがないのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

今言われました集落環境診断ということでございます。これは農林水産省が作成いたしております集落環境診断チェックリストを活用いたしまして、有害鳥獣、有害獣等が入り込む余地のない集落づくりへどういうことが足りていないのか、こういうものを診断するものでございます。不足する項目を満たすことによりまして、有害獣に強い集落や圃場をつくるというものでございます。

集落環境診断に当たりましては、現地調査に基づいた地図をまず作成いたしまして、それから専門家や行政を入れましたワークショップを開催すると。集落ごとにどのような対策が必要なのかを決定していくものでございます。これにより決定いたしました対策を地域の方が中心となって講じていくわけでございますが、猿の場合ですとその対策に順応するように、今度は猿が行動を変化しますので、その都度対策を見直していくという、こういったことを繰り返し、猿が来ない環境を整備するものでございます。集落環境診断に基づくこの対策につきましては、地域住民の皆様の合意と協力、それに根気、それに加えまして何よりやる気が必要不可欠でございますので、ハードルといたしましては高めとは存じますが、これは中長期の視点に立ちますと大変大いに参考になるものと存じます。また、これが実現できますと本市といたしましても現在、検討中のＩＣＴ――情報通信技術でございますけれども、これを活用した遠隔監視とわなの遠隔操作による捕獲がより効率的に運用できるものと存じます。

なお、猿対策といたしまして議員が例として挙げておられます胎内市でございますけども、このほかに村上市や長岡市こういったところでも一部の集落で実施されております。この事業は新潟県が取り組んでおられるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　やっぱり集団の猿に対するには、やっぱり地元の協力とやる気と根気、これがやっぱり一番重要だなと思っております。今言われた地図づくりとワークショップ、これも重要でございますが、次の目標を持った管理計画について質問してまいりますが、野生の猿に対して明確な管理目標のない、場当たり的な対策では効果は上がらないといいます。対策として農地に依存させない群れの行動管理、分裂させない群れのサイズ管理、個体数をふやさない農村環境管理など猿対策の手法として用いられるそうであります。捕獲による加害数の削減だけを目指すのでなく、計画的な捕獲と効果的な被害対策を組み合わせて計画する個体数の管理は重要となります。野生猿の管理計画はできるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

目標を持った管理計画ということでございます。第12次鳥獣保護管理事業計画といたしまして、これは熊本県が本年３月30日に公表いたしております。これによりますと、有害鳥獣捕獲許可の基準といたしまして、日本猿に係る捕獲許可は、許可１回につき一人15頭までと規定されているところでございます。

一方、本市におきましては鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律がございまして、これに基づきまして、人吉市鳥獣被害防止計画を作成しているところでございます。その中で被害の状況や傾向、過去の捕獲実績、これを基にいたしまして、捕獲計画数を全体としては年間50頭と定めているところでございます。しかしながら、捕獲によります弊害といたしまして、群れの中のいわゆるボス猿を捕獲いたしますと、この群れが分裂すると。そういうことで個体数が一時的に減少しても、群れの数は逆にふえると。そういった個体数を増加するといったことにつながってまいりますので、かえって被害が拡大するということも想定されるところでございます。

そうしたことから群れの行動域や規模を把握していく上でどのように効果的な捕獲を実施して、個体数を管理していくのか非常に重要なことでございますので、困難な対応になりますことから新しい技術を取り入れまして、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　新しい技術で管理されるそうですが、その群れの管理は、私は行政でやるべきものと考えております。集落に出没するのは、集落で集団で対応していただく、ただし人吉市に２群の群れがおれば、その２群からふやさない、その頭数を維持させるという管理は、人吉市でいろんな方法で管理して対処していただくというような、そういう猿をふやさないという管理計画は、行政で対応していただきたいという考えでございます。

それでは、次の行動調査班の設置について質問いたします。野生猿の群れを管理するには、

群れの基礎情報が必要でございます。どこにいるのか、どのくらいいるのか、どのような被害なのか、これらの情報は現地を歩き、被害状況、加害状況を見るなどの必要があります。行政の担当者、獣の専門家、地域住民等で組織した新しいグループ、これ仮称ですが行動調査班の設置が必要と思いますが、市の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

調査班の設置につきましては、班としての業務内容あるいは個々の身分や待遇といった位置づけなど、整理しておく課題も多いかと存じます。本市の鳥獣被害対策実施隊の御意見等も参考にいたしながら、研究させていただきたいと存じます。

一方、猿の捕獲に関しましては、先ほどの部長の答弁のとおり、また議員もおっしゃいましたとおり、捕獲を誤ればむしろ群れが分裂し、頭数が増加するといった問題も抱えており、難しい側面もございますが、スマート林業で培った技術等も応用いたしまして、市民の期待に沿えますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　しっかり対処していただきたいと思いますが、猿の被害は被害額は小さくてもですね、柿やクリ、果樹園などの収穫物は、１年に１回しかできないわけでございまして、被害に遭ったら耕作する人の落胆は本当に涙が出るようでございます。追っ払ってもですね、個々でやっていては効果が出ないわけでございますので、猿の集団には一致団結して集団で対抗しなければならないと思います。そういう野生の猿の組織に対応するような調査をしていただいて、確実な追っ払いをやっていただきたい。その組織を立ち上げるのに市長が先頭に立って立ち上げていただいて、その意気込みが元気な市民をつくり、地元に愛着を持っていただけるものと思います。市長も大変忙しい中でですね、体が幾つあっても足りないと思いますが、365日の毎日の積み重ねがこの猿対策には必要なんです。市長は先頭に立ってですね、猿の追っ払いをしていただくことに、また猿の被害現場を一度視察していただくようお願いいたしまして、この猿に対しての項目を終わります。

それでは、教育について質問してまいりたいと思います。紫外線対策についてでございますが、文科省の通知についてでございますが、最近は地震、集中豪雨、異常乾燥、大雪など地球環境は今までになかったような異常気象が世界の至るところで発生しています。上空ではオゾン層の破壊により、紫外線が６％から15％に増加し、今後も増加すると予想されています。紫外線の浴びすぎは、日焼け、しみ、しわなどの原因になるだけでなく、悪性の腫瘍、白内障などを引き起こすことが予想されます。また、カルシウム代謝に重要なビタミンＤを皮膚で合成いたします。最適な紫外線の量は個人差がありますが、浴びすぎには注意しなければなりません。子供たちは１日をほとんど学校で過ごします。戸外で活動も多く特に運動会の練習、プールの水遊びでは紫外線を多く浴びると思います。文科省は、児童・生徒の紫

外線対策に対してどういう指導を通知しているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

たしかに文科省から平成27年８月28日付事務連絡にて、「体育活動中における紫外線対策について」が示されております。その内容は、環境省において紫外線についての新しい科学的知見や関連情報を紹介した「紫外線環境保健マニュアル2015」が改訂されたので、情報を提供するというものでございました。熊本県では、平成30年５月30日付球教第461号にて学校における紫外線対策について通知され、その中には公益財団法人日本学校保健会、環境省、及び気象庁からの参考資料の情報を積極的に活用するように示されております。この環境省からの資料が先ほど申し上げました「紫外線環境保健マニュアル2015」でございます。その中の項目を見ますと、紫外線とは、紫外線による健康影響、紫外線による影響を防ぐためには、保健指導の進め方などさまざまな角度からわかりやすく示されております。このように文科省から３年前に通知された資料の活用につきまして、本年度熊本県から再度通知されておりますので、各学校にも通知したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　紫外線については、環境省のほうからマニュアル2015が出ているそうでございますが、これはいろいろなことが書いてございます。教育委員会で学校の先生用にまとめて出してもらったら一番わかるかなと思ったんですが、県のほうから通知が出ているそうでございますので、それを読んでいただくとしまして、次の禁止事項に入りたいと思いますが、小中学校では、各学校でいろんな規則等がございます。また指導方法はされていると思いますが、紫外線については、日焼けしてからの手入れでは遅いので、保護者が予防用の日傘やサングラスなどを持たせます。しかし、学校が禁止している場合がございます。日傘はだめよとかですね、いろんな禁止事項がございます。プール使用では、日焼け止めクリームが禁止されているところもあるそうでございます。市内の小中学校で、児童・生徒が学校生活で禁止されていることはどんなことがあるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

紫外線対策のための各学校での留意事項等につきましてはありますけれども、禁止事項等は特にございません。ただ、紫外線対策につきましては、今後とも児童・生徒の状況や保護者の要望等に応じて、学校と教育委員会が連携を図りながら対応してまいります。何事も手おくれにならないように、先手先手でやっていきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　それでは、保護者への通知に入ります。紫外線対策は子供が小さなころからの日常生活の中で身につけていかなければならないことと思います。保育園や学校の

先生たちの研修は重要でございます。保護者の紫外線に対する理解がなくては、日常の紫外線対策は進まないと思います。例えば校外学習、プール時の服装などの学校の行事の中で、紫外線対策が必要と思ったらですね、保護者に連絡するとか保護者との密接な連絡が必要になると思いますが、校外学習等のいろいろな関係で、そういう簡単な通知のようなものは学校からできないのかお尋ねします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、熊本県から出されました「学校における紫外線対策について」の通知文の周知徹底を各学校にお願いしております。その内容は、主に次の４点でございます。日差しが強いときは帽子をかぶる。つばが７センチ以上ありますと、約60％の紫外線がカットされるようでございます。また衣服を調節する。これは袖や襟のついた服を着用するという内容でございます。さらに、テントや木陰を利用するなどの配慮をする。２点目が紫外線が強い時間帯での長時間の活動は、できる限り避けるようにする。３つ目として、肌の露出が多いプールでの活動では、紫外線の影響を特に受けやすいことから、日焼け止めクリーム等を効果的に活用する。４つ目として、アレルギー体質や皮膚の弱い児童・生徒につきましては、家庭と連携し長袖、長ズボンの着用や日焼け止めクリームの使用など十分な対応をとる、などでございます。

今後も、先ほども申し上げましたとおり、４点につきましては、継続的に指導するとともに、児童・生徒の状況や保護者の要望等に誠実に対応しながら、学校と家庭が密接に連携を図っていくことが大切であると考えております。今議員のほうからおっしゃっていただきましたように、いろんな行事をするときに一言添えるということも心がけてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　水泳の授業についてですが、今言われた帽子、衣服、テント、いろいろなもので紫外線対策されていますが、プールの利用が紫外線が最も強い時間帯にするわけでございます。そして、クリーム等も使っていいそうでございますので、そういう強い時間帯を省いてなるだけ行動していただくということをお願いしまして、次の水泳の授業についての２番目に入ります。１番目は今回答が出ましたからカットいたしまして、プールの中でのことについてお尋ねいたします。

このプールは、１つのプールで生徒が使うわけでございますが、プールに多くの人が入りますと、汗や体の汚れでアンモニア性窒素と塩素が反応してクロラミンという物質が出ます。クロラミンは皮膚や目、呼吸における刺激や痛みを伴い、不愉快なにおいのもとになります。pH（ペーハー）が低くなると別のクロラミンが発生いたしまして、目の赤み、鼻、喉のひりひり感があります。また肌のかゆみ、髪のパサパサなどがあらわれると記述されてお

ります。学校現場でのプールではこのような状況はなかったのかお尋ねいたします。目の痛みとかですね。また、学校のプールの水はどのくらい使用しているのか、１回入れてそのままその学期は使うのか、途中で水を全部入れかえて使うのかということですね。そして、そのプールの清掃をしているのか。そしてさっき紫外線のクリームは使っていいということだったんですが、ゴーグルのほうは利用できるのかということについてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり目や鼻、喉が痛くなったり、充血したりする児童・生徒が確かにおります。その原因につきましても、今詳しくお話していただきましたとおり、御指摘のとおりだと認識しております。

また、プールの水の入れかえにつきましては、定期的に水をつぎ足す形で対応しております。清掃状況につきましては、消毒剤を入れて機械を作動しておりますので特に問題はないと認識しております。その一定期間はそのままだということでございます。

また、日焼け止めクリームにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。学校と家庭が連携しながら対応させていただいております。

それと、最後にお尋ねのゴーグルの件でございますが、ゴーグルの使用につきましては、各学校での児童・生徒は原則ゴーグルは使用せずに水泳の授業に参加しております。しかしながら、眼科から特別に許可を得た場合や、家庭のほうから御連絡等があった場合、水泳の指導上ゴーグルを装着したほうがより効果的と学校が判断した場合等は、ゴーグル等を使用する場合ございます。原則ゴーグルを使用しない理由といたしましては、水の中で目を開けられるようにすること、ゴーグルがなくても水になれるようにするということ、ゴーグルの破損によるけが防止等が挙げられます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　今言われましたが、ゴーグルの使用は、文科省は禁止しているわけですね、低学年はですね。だけど、今水泳教室やなんかに行ったらほとんどゴーグルはつけるんですよ。やっぱり消毒液によって、消毒液が蒸発してしまってなくなるから消毒液がだんだん濃くなる可能性もあるし、同じ水を使っていたらきれいにならない、浄化が完全にできないという状況もございますので、ゴーグルは今利用するようになっています。目が痛い生徒には、ゴーグルをつけて泳ぐように先生の指導も必要じゃないかなと思うわけです。わざわざ眼科まで行って診断書をもらってつけるというようなことだったら、保護者には大変手間がかかりますから。ことしのプールの水泳のときにはほとんど毎日のように目が痛かったという子供がいますので、やっぱりそういうときには、先生は注意していただくというようにお願いしたいと思います。

それから、私は今教育長の回答なんですが、水をつぎ足していくという考えで回答があ

ったんですが、東小学校は人数が多いですよね。１つのプールでああいうところの人数が多いとですね、つぎ足すだけではやっぱりプールの水はきれいにならないと思うんですよ。やっぱり途中で１回は入れかえて完全にやっていただきたいと思います。

そこで、次の質問に入りますが、その今言ったプールを何回も使うと汗や体のアンモニア等で汚れますが、今現在プールに設置されているのは水で体を洗って入るようになっていますよね。あれを温水シャワーならば十分にきれいに体を洗って入れると思うんですよ。そして十分な汗を流すことができると思いますので、その温水シャワーの設置ができないかお尋ねします。

○議長（田中　哲君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

温水シャワーがあるといいなあと思う職員もいるだろうし、子供ももちろんそうですけれども、思いますが、そのシャワー設置には多額の経費がやはり必要となります。現状では難しい状況でございます。ただ、プール改修を進める必要が出てきた場合には、改修の計画の段階で温水シャワーの設置につきましても検討させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）　感染症について少し詳しく説明しましたが、感染症は本当に重要な問題になります。猿というのは365日やっぱり追いかけないといけないんですよ。それで、しっかりとした体制をつくっていただいて、市長にも現場を視察していただくことをですね、希望いたしまして私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（田中　哲君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時52分　休憩

午後４時04分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。８番議員の井上光浩でございます。ただいま４時４分でございますけれども、人吉市内に夕焼けこやけが流れないまでに終わりたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。本日、私最後の登壇でございますけれども、私含めて14名の方の登壇でありました。13名の方の一般質問を拝聴しながら、私の一般質問に入りたいと思いますが、私が通告しております３点のうち２点は同僚議員と相まっておりますので、重複しておりますけれども一般質問の流れとして私自身で精査しながら簡潔に質問をし続けてまいりたいと思います。質問に入ります前に、本市の教育長をお務めであります末次教育長におかれましては、本日は誕生日ということでお聞きをしております。そ

ういったことも考えながら一般質問を続けてまいりたいと思いますので、執行部の明確な答弁を求めたいと思います。

今回は、市民の声よりということで３点通告をしております。大畑地区交通実証運行後の方向性について、ふるさと納税の現状と今後の取り組みについて、そして市民の声「人吉しごとサポートセンター長の解雇はどうなったの」を受けて検証をされた内容について質問をいたします。

９月９日矢岳町におかれましては、もう早々と敬老会のお祝いがございました。私と同僚議員一緒に出席をしたわけですけれども、市長の施政方針の中でも触れられておりますが、我が国の平均寿命は、男性が81歳、女性が87歳と長寿大国という表現を使っておられました。私もこの敬老会というのは年に一度、ことしは特に平成最後の敬老者のお祝いでありますので、ある意味どういった要望が出るのかなと思いながら、もうほとんど戦々恐々としてまいりました。やはり、矢岳地区におかれましては、高齢者の方が大変多い地区でありますし、自分が行かれました小学校は廃校と相なったことで、非常に堰を切ったように要望が出されました。その中で交通体系については非常にシビアに質問もありましたし、要望もあっております。そして買い物弱者も大変多い地区でありますので、これを踏まえて最初の質問に入らせていただきたいと思います。

今回、大畑地区を選定された理由をまずお尋ねしておきたいと思います。この点につきましては、宮﨑議員も質問されておりますけれども、大畑地区を選定された理由をまず最初にお聞きしたいと思います。１回目を終わります。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

大畑地区におけるドア・ツー・ドアの区域運行の実証運行につきましては、平成28年10月からの１カ月間と平成29年12月から平成30年３月までの４カ月間実施いたしました。本実証運行は、公共交通が利用できない地区や不便な地区での移動手段の確保、及び新たな交通手段の導入の検討を行うことを目的に、本市でこれまでに取り組んだことのない自宅から目的地までを結ぶドア・ツー・ドアの区域運行の試験的な運行を行いました。

大畑地区の選定理由としましては、現在運行しています予約型乗合タクシーとドア・ツー・ドア区域運行との比較に適していたこと。また、これまで交通体系についての御議論を熱心にしていただいた地区であったことから大畑地区を選定いたしました。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　交通体系について大変議論が熱心な地区であったということですけれども、乗合タクシーを導入された経緯もありましたので、非常にこのことについては熱心な地区というよりも、不満を持っておられる地区でもあります。そういったことで私も同僚議員と一緒にこの会合等には全部出席した経緯があります。担当された職員の方、大変つらい

思いをされたのではないかなと、職員側の気持ちになるぐらい激しくこういった乗合タクシーについては、またお試し号についても不満の声が上がったのは事実でありますので、申し添えておきたいと思います。

また、同僚議員の皆さん方、執行部の皆さん方にこの朝、議会事務局より一般質問資料としてお配りをしております幹線路線バス補助金・輸送人員の推移、これは上段であります。下段には、人吉市公共交通施策補助金、それと輸送人員の推移ということでお配りをしております。これ後ほど使いますけど先に申し上げておきますけれども、宮﨑議員の質問のときにもありましたけれども、やはり補助金等々がありましたので、一括してまとめていただいております。上段につきましては、これは21路線、湯前のほうにも回ります人吉市を産交発着にした分、それについての補助金と輸送人員。そして下段がこれがじゅぐりっと号、豆バス、乗合タクシーを含みます補助金と輸送人員の推移ということでありますので、これを見ていただければ、後ほどの私が財政面の質問をいたしますけれども、それがわかる資料をお配りしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、２回目でありますが実証運行を実施されました平成29年度の予算でありますので、もちろんもうまとめに入っていらっしゃると思います、４カ月間でしたけれども。この利用状況の中で、利用者の特性という部分が出てきていると思います。それについてお尋ねをしておきます。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

まず、大畑地区においては、月・水・金曜日に上り３本下り３本の合計６本のダイヤで運行しております。運賃は、一律300円。大畑地区からイオン錦店や市の中心部を結ぶルートとなっております。利用状況につきましては、４カ月間で延べ284人、実質37人の方の御利用となりました。運行日数は、計画上総運行日数が52日に対して45日。運行便数は、計画上総運行便数としまして312便に対しまして延べ154便となっており、稼働率としましては49％となっております。また、１便当たりの平均乗車人数は1.8人、１日当たりの平均利用者数は6.3人となっております。また利用者の特性としましては、高齢者の中でも70代から80代の方の利用が多く、上田代町及び大畑町にお住まいの方が多く見られました。利用区間としましては、イオン錦店までの利用が半数近くを占めており、そのほかは札の辻や人吉市役所の西間別館の利用が多く見られました。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　やはりこの実証実験をやられて非常によかったと思います。こういうふうに数字的に出てまいりましたので、非常にわかりやすいと思いますし、評価する点につきましては、イオン錦店まで乗り入れていただいたということについては、実証実験の４カ月ですけれども、非常にこれにつきましては評価されている方が多いようでございました。

先ほど矢岳町内につきまして触れましたけれども、ここでも高齢者の70代80代の方が利用されている。これはもちろんそうであるだろうと予想はしておりました。きのうも宮﨑議員の中でも免許を返納された方の数字も羅列されましたけれども、やはり免許を返納された方、しかしながらやっぱり交通手段がないというような方が多うございましたので、非常にこういったことについての取り組みについては、本当に一定の評価をしたいと思っておるところであります。

ただ、今ちょっとお時間をいただきますと、私がショックを受けた事例がありました。東漆田という地区がございます。皆さん方御存じかと思いますが、ちょっと高台にありますけど下漆田の高台のところに御自宅がある方でした。国道を南国ドライブインの大畑のほうに走っておりますと、バス停があります、石野公園前というバス停。あそこまで歩いて来られて路線バスを待っておられたんです。私はそれを見たときに非常にショックを受けました。ここまで来られて、乗合タクシーがあるのになあと思いながらそこを通ったところです。その方も私の同級生のお母様でございましたので、80歳を超えてらっしゃると。あの方たちが国道を歩いて来られているのかなと思うと、ちょっとぞっとしたところであります。ちょっと一例を紹介いたしましたけれども。

次に、この実証実験をされましたけれども、もちろんアンケート調査をとられていると思います。そのアンケート結果から見えてきたものがあると思います。それについてお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

実際にドア・ツー・ドア区域運行を御利用いただいた方にアンケートに御協力をいただきました。その結果、自宅近くで乗降できるということに満足されている利用者の方が多く見られましたが、ただ区域運行につきましては、ダイヤ運行本数、市中心部の停留所の位置に対する満足度が若干低い結果となりました。また、現行の予約型乗合タクシーにつきましては、予約のしやすさ、運行ダイヤ、運賃に関しましては満足されておられますが、自宅からバス停までが遠いことに対する不満も見られました。また、ドア・ツー・ドア区域運行と現行の予約型乗合タクシーの両方を利用された方に、どちらを利用したいか御質問したところ、それぞれの利用を希望される方が半数ずつという結果となりました。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　利用された方が半々だったということでございますので、４カ月間やってもやっぱり半々ということでしたので、やはり利用者の方も悩んでらっしゃるのかなと思います。ドア・ツー・ドアの場合、ちょっと時間がわかりにくいという御不満が上がっておりましたので、料金帯についてはほとんど御不満はなかったようでありましたので、このあたりの調査研究がまた必要になるのかなと今思っているところであります。これも今調査

研究の途中でありますので、こうしてくださいよということは言えませんけども、ある程度の調査結果がまとまりましたら、もちろん宮﨑議員の地元でも一緒でございますけれども、中間報告なりまとめの説明なりはするべきだろうと思っております。

次に、区間運行を導入していただきましたけれども、メリット、デメリットが見えてきていると思います。その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

ドア・ツー・ドア区域運行の最大のメリットとしましては、停留所にて乗降する現行の予約型乗合タクシーと異なり、利用者の自宅にて乗降できるため、高齢者、小さい子供、障がい者の方など、歩行が困難な方にとって有効な移動手段であることが挙げられます。デメリットとしましては、利用者の予約状況によって指定のエリア内のルートが変化することから、先ほど言われていましたように到着時間のおくれと、そういった定時性の低下が挙げられます。さらに停留所以外の自宅への送迎が必要なことから、事前に利用者の住所の登録、また利用者等の自宅の場所を把握しておく必要があるということなど、利用者、事業者共に運行上の課題としてその辺は考えられます。また、指定エリア内では変則的なルートを運行するため、経費関係の予測が難しくなることもデメリットとして挙げられます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　やはり指定エリア内での変則的なルートというのは、私どももわかります。皆さん方大畑校区、大畑地区来られてもそうそう全部わかってらっしゃる方はいらっしゃらないと思います。まあ、矢岳校区を入れて570軒ほどですけども、私たちでもわからないところがありますので、大変こういったことも今後の喫緊の課題になってくるのは間違いありません。ですからこの点につきましては、福祉関係のほうの観点も必要になってまいります。これは縦じゃなくて横のつながりで進めていただかないといけない部分が出てくるのではないかと私は思っております。ここでは答弁をいただきませんけれども、そういったことも今検証中でありますので、それについては盛り込んでいただいて、さまざまな角度から出さなければいけない結論というのは出てくるのではないかと思います。

そこで調査研究から見えてきた今後の方向性、ある程度の柱を立てていただかないと、やっぱり地元では定期運行――豆バスではありませんけれども、以前のような朝、昼、夕方というのを根強く思っておられます。しかしながら、私どもも経費のこと財政面ということをまず出しますと、やはり御自分でもわかってらっしゃるんでしょう、はっきり表に出さずに話をされません。そういったことも含めながら質問いたしますけれども、調査研究から見えてきた今後の方向性の柱、ある程度できあがっていると思いますのでお聞きをしておきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

先ほどのこれまでの実証運行を通しまして、先ほど申し上げましたメリット、デメリットそういったものも、地域の皆様には一応御認識を少しはいただくことができたのではないかと思っております。今後、利用実績、それからまたいただいたアンケートをもとに、まずは御協力いただきました地域の皆様に、今回の実証運行の結果の御報告、それから現行の予約型乗合タクシーにつきましても、改善できる点がないかの検討を行い、そしてまた地域の皆様の御意見もお聞きしながら、地域に合った公共交通のあり方を模索していきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　今部長のほうからございましたけれども、やはり模索しながらやっていくということでありますけど、まとまり次第地元に説明されると思いますが、その際私たちも必ず行きます。一緒に怒られようじゃないですか。一緒に怒られんといかんという立場でありますので、それはもう覚悟してまいりますけれども、しかしながらこの状況であります、難しい状況があります。そこで、皆さん方にお配りしましたけれども、ここに上段と下段がございます。一番見やすいのは下段のほうがよろしいと思いますけれども、この折れ線グラフ、輸送人員は下がっております。しかしながら補助金は上がっているということになっております。これは人員が、乗る方が少なくなれば、必然とお金が足りませんから財政面には負担がくるということになると思います。これが最終的にやっぱり乗っ掛かってきていると思うわけです。この乗合タクシーを導入されたときもこの財政面からきているのは皆さん周知のことだと思います。ですからこれについて、おい、お金ばどぎゃんかつくろうとは言えません。

そこで、松岡市長にお聞きしておきたいと思います。これはお願いも入ります、要望も入ります。補助金、利用者のこの推移を見てですね、もう限界が生じてもう持ちこたえられないのではないかと思います。これについては、国から県、県から国に協力を仰ぐしかないと私は思っております。ですから、10市町村の首長と共に早急にこういった要望を上げるべきだと私は思いますが、市長、松岡市長がリーダーシップをとって早急に対応すべきだと思いますが、市長はどうでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人吉市予約型乗合タクシーは、平成24年10月から運行を開始しております。平成24年10月から平成25年９月までの運行で１万6,511人だった利用者は、平成28年10月から平成29年９月までの運行では、２万664人と増加傾向にあります。しかしながら、人吉市予約型乗合タクシーのほか路線バス等の公共交通網を維持する経費は、御指摘のとおり年々増加する傾向にあります。また人吉市内のバスのほか本市と他地域を結ぶバス、鉄道があり、公共交通の維持は本市だけの問題にとどまらないため、関係する自治体との課題の共有、解決に向け

た体制づくりが重要であると認識しております。

現在、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会を組織し、地域住民、学識経験者、関係自治体、交通事業者、熊本県、またオブザーバーとして国土交通省九州運輸局にも参加していただき、持続可能な地域公共交通体系づくりに取り組んでいるところでございます。会議では、本市や関係自治体が抱える財政負担を初めとしたさまざまな課題を互いに認識しながら、熊本県を初めとする委員の皆様に幅広く御議論をいただき、また国土交通省九州運輸局からも御意見やアドバイスをいただいております。私自身も、非常に厳しい、非常に難しい課題であるということを認識しているところでございますが、今後も引き続き関係自治体と協力し、この協議会で議論を重ね、また国土交通省九州運輸局並びに熊本県にも御協力をいただき、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、８番」と呼ぶ者あり)

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　期待をしたいと思います。私どもがバスを使っていた昭和40年代みたいに満杯で走ることはもうあり得ないと思いますけれども、やはり山間部にはまだ人が住んでおられます。今まで御苦労された明治、大正、昭和、平成と頑張って来られた皆さん方いらっしゃいますし、これから今車の免許を持っておられる方もやはり歳をとっていきますので、このことはもう以前から何度もこの質問いたしましたけど、なかなか出口が見えない。最終的にはやっぱり財政的な問題ですよ。これはよくわかっているつもりでありますので、皆さん方にこうせろああせろと言っても、やっぱり財政的な問題だと思います。このことは10市町村首長さん方と密接に打ち合わせをしていただいて、早急に陳情なりしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それでは、ふるさと納税の件について入ります。最終的にはこのふるさと納税について私は大変期待をしておりました。これはなぜかといいますと乗合タクシーや交通体系にも回せるからという期待があります。このことを踏まえてこの順番にいたしました。昨日は塩見議員からは新たな提案があって、そういうふうに使ったらどうですかという要望もありましたけれども、私は、この交通体系のほうにも目を向けていただいて使っていただければなと思うところであります。

私の手元にはこういう返礼品のカタログをいただきました。皆さん方も見られていると思いますけれども、どう見てもこのイラストのリヤカーを引いている方が松岡市長にしか私には見えません。見てみますと「あのとき助けていただいたおひとよしでございます」というふうに、これでございますね。見ておりますけれども。

それでは、ふるさと納税の現状と今後の取り組みについて通告をしておりました。順次質問をさせていただきますけど、これ重複するかもしれません。しかし、流れ上質問させていただきますが、平成29年度の本市の寄附額、実績をお願いしたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

本市のふるさと納税平成29年度の実績でございますが、まず寄附件数6,049件、寄附額が１億6,669万5,808円でございました。これは前年度との比較で寄附件数が約４倍、寄附額は約５倍となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　ただいま実績を答弁いただきました。前年度からすると４倍、寄附額が５倍と、非常に担当課、担当部署頑張っていらっしゃると私は評価しております。非常に頑張っていらっしゃると思いますが、全国的に見ますと、全国の調査がされております。これは、総務省自治税務局市町村税課でございますけど、ふるさと納税に関する現況調査結果とございます。全国では3,653億円対前年度比約1.28、そして寄附の件数にしますと1,730万件ということであります。目を移していただきますと熊本県は九州で残念ながら余り高いほうではありませんで、前年度から比較しますと落ち込んでいるような状況であります。九州で一番大きいのは佐賀県ですね。その後宮崎県ということで、佐賀県が逆転されているようでございます。こういった結果が出ておりますけれども、非常にこれ平成20年に施行されたものでありますけれども、近ごろの新聞等々では、総務省からはこういった新聞報道がされました。返礼過熱化。返礼過熱化に大なたということで、私はこの新聞の記事を見たときに何を言っているんだと、地方のことがわかっとらんなとはっきり思いました。皆さんはどう思われたかわかりませんけれども、しかし、これを見て、ああ、なるほどというところもあります。全国的に見ますと第１位は大阪の泉佐野市でありまして、ここはすごい金額があがっております。金額等々は申し上げませんけど、その後が都農町、都城市でありました。都城は第１位から落ちてまいりましたけれども、やっぱりこういったものを見ますとやっぱり返礼品が高いわけですね。返礼品の割合がもう非常に高いという数字的にも出ております。こういったことを踏まえながら、後ほど申し上げますけれども、人吉市は30％、３割ということで、このパンフレットを見させていただいております。残念ながらこれは９月30日までということで、新たに切りかわるようでありますので、これを見させていただきました。順序的に見ますと、寄附をする自治体や寄附金の使い道を選べるということで記載されております。そして寄附金の使い道１番、２番、３番、４番、５番、６番というわけでありますけれども、皆さん方からの温かい寄附がございます。内容を見ますと農産品、肉、水産物加工食品、酒、お茶、お菓子、衣類、化粧品、工芸品、雑貨、体験サービスということでございます。珍しいところでは補聴器もあるようでありますし、１万円から80万円まであるようでございます。皆さん御存じだと思いますが、結婚式を国宝青井阿蘇神社で挙げようというプランが80万円の寄附ですね、これが一番高いようであります。そこで、返礼品の募集の際に取り決め、また今まで進めてきた今後の取り決めと今後の方針ですね。こういった国からの

指導もあるやに聞いておりますけれども、今後の方針についてお聞きをしておきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

返礼品の募集に際しましては、人吉球磨地域で生産・製造された商品、原料に当地域で生産されたものを使用している商品、ラフティングなど当地域において体験する商品、本市在住の親に送る親孝行タクシー券といったような故郷を思う気持ちを形にあらわした商品など、いずれの商品におきましても当地域との関係性を有することを条件としています。また、返礼品の価格につきましては、寄附額に対して３割程度とすることや出品する事業者についても原則として本社や支社、営業所や工場などが当地域にある企業、団体、個人であることなどを条件として求めております。

今後の方針でございますが、現状の募集条件を継続していくことを前提として考えておりますが、ふるさと納税につきましては、先ほど議員が御紹介されたように、総務省においても制度の変更などを検討されているようでございます。制度の変更があった場合には、ふるさと納税本来の趣旨を逸脱することなく、国の方針に沿った形で取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　やはりこの報道にもありますが、まじめにやっているのが馬鹿を見るというようなコメントを寄せていらっしゃる自治体もございます。これはまじめにやって来られた自治体でしょう。人吉市も本当にまじめにやって来られたと。その中でここまで上がってきたということについては、本当によく頑張っていらっしゃるなと思いますし、これについては本当に評価をするところでありますが、大体、ふるさと納税の本質は何かといいますと、自分の出身地等々にやはり貢献したいという気持ちのあらわれでありますし、過剰な返礼品ということについても反論があるのも実際であります。これは一番最初強制力がない通知であったわけですね。返礼品を余り高くしてはいけませんよと。今回は本腰を入れて入ってきているようでありますので、この点につきましては、非常に人吉市としても危惧をされているんではないかなと思っております。先ほどちょっと大阪府のことを触れましたけど、調べさせていただきました泉佐野市は、135億3,300万円が集まっている自治体であります。その後都農町が79億円、その下の都城市が74億円ということで、その後の佐賀県みやき町、みやきって御存じですかね、昔は三の養うの基地の基と書いて「三養基」と呼んでおりますけれども、その下が上峰町です。これは私どもが大学時代は上峰村でありました、今は町になっておりますので。そこで66億円集めていらっしゃいます。そういったところのふるさと納税のこれを見ますと、今頑張ってらっしゃるけど人吉市としてはまだまだかなと思うところでもあります。

そこで、今回委託業者を新たに変更されております。それについての理由等々について

まだお尋ねしておりませんでしたので、お尋ねしておきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品に関する業務を委託する事業者につきましては、今年度の目標である寄附額５億円達成を目的として、ことし４月に業者選定のプロポーザルを実施いたしました。この委託事業者選定のプロポーザルを実施した理由でございますが、現在利用しているポータルサイトふるさとチョイスに加え、ネット通販大手でふるさと納税サイトも展開している楽天の新規利用も計画したことから、これら複数のポータルサイト運用を効果的に行い、あわせて寄附の受付から返礼品の受発注、寄附者情報の管理等を行うことができる民間事業者を求めたものでございます。プロポーザルの結果、熊本市に本社を置き熊本県のリーディング育成企業にも認定され、ふるさとチョイス、楽天、双方の正規業務提携企業でもある株式会社サイバーレコードを新たな委託業者として選定し、ことし８月１日から業務委託を開始したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　サイバーレコードさん、熊本市に所在をお持ちでございますけれども、今回ふるさと納税支援提携ということで福岡ＦＧと熊本の企業ということで、自治体向けで提携をされておるようであります。これ日経新聞でありますけれども出ておりました９月の12日の朝刊になりますけれども。やはり、そういう会社の方に委託業者をかえられたわけですけれども、やはりかえられたことによってふぐあいは実際に起きておりました。毎日ＦＡＸが届いてきたんだけれども、１週間ぐらい空いていっぺんに来ると。そういうふぐあいが実際寄せられておりました。人吉市の業者の方ですけれども、それについては、これは通告はしておりませんでしたが、対応は担当課のほうには私は申し上げましたけど、担当課のほうから実際対応はしていただいたんでしょうか。確認をしておきます。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

そういったお話、ほかにもいただきましたので、すぐ担当課のほうで担当者とすぐ協議をするようにということで申し伝えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　やはり委託業者さんを悪く言うわけじゃありませんけど、従来のやり方と変わってくるとやっぱりこれに協力いただいている業者さん、やはりなれておられる方式を好まれますので、そういったことに対しての対応は早かったと思いますが今後も細心に注意をしていただいて、委託業者にもそういった旨をお伝えいただければと思います。

それで、今流れ的に質問をしてまいりましたけど、実際人吉市ですね、今回上がってまいりましたけれども、一体平成29年度で本市の寄附額というのは何位なのかなと思います。

全国で約1,700ぐらいあるわけですけれども、その中で何位ぐらいで、熊本県で何位ぐらいあるのかなと。御存じの方いらっしゃればそれを教えていただきたいと思いますが。今回お尋ねしておきたいと思います。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

平成29年度における本市の寄附額は、全国1,741市区町村のうち425位でございました。また熊本県では45市町村のうち９位でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　私の予想よりもだいぶ上でありました。1,741のうち425位ということで、これはまだまだ伸びる可能性はあるなと私は思っているところであります。熊本県においては45市町村で９位でございますので、大いに部長のほうからもハッパをかけていただいて、この順位を上げていただきたいと思います。

私先ほど総務省の考えの新聞報道がありましたけれども、この点について制度見直しの報道があっております。これについて国から本市への指導はあっておったのでしょうか。こういったふうにしなさいというようなことはあったのでしょうか。お尋ねをしておきます。

○企画政策部長（早田吉秀君）　お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、地方団体のさまざまな取り組みを応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるという制度本来の趣旨とは異なり、返礼品競争ばかりが過熱しているのではないかという批判が一部にございます。また、地域とは無関係な商品や換金性の高い金券のような商品、貴金属のような資産性の高い商品など、過度に豪華な返礼品で寄附金を集める自治体がふえ、そうした自治体に多額の寄附金が集まっているという現状から、総務省がふるさと納税制度の見直しを検討している旨の報道がなされております。

総務省が公表しました平成30年７月６日付、ふるさと納税に関する現況調査結果では平成29年度における全国のふるさと納税の実績が報告されておりますが、その中に返礼割合３割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれも送付している市区町村で、平成30年８月までに見直す意向がなく、平成29年度受入額が10億円以上の市区町村として12自治体が実名を挙げて公表されておりますが、本市にあっては特段の指導はあっておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　10億円以上そして12団体には指導が入ったけれども、私どもの人吉市には入っていないということで、これはもう逸脱せずにまじめにやってこられたことだと思います。最初に聞きましたけれども、１億6,669万5,000円でございましたけれども、これについて市長に、少しおかしいんじゃないですかということで、最後にこの件につきまして質問していきたいと思います。

さまざまな会合で、市長は本年度目標を５億円としていますとよく話をされます。５億、５億と言われます。平成29年度は１億6,000万円まできましたと。しかしながら市民の方はですね、丸々５億円入っていると思われるわけですよ。もう入るって、１億6,000万円なら１億6,000万円入ると。しかしながら30％の返礼品があるわけですから、もう少し配慮があって、これを施策の中心の１つにされるということであれば、もう少し考えてお話をされたほうがいいんじゃないかと私は常々感じておりました。実際言われました。それだけのお金があるんだからということで、しかしながら違うんですよということで申し上げましたけれども。市長のお考えはどうでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、より多くの市民の皆様にも知っていただき、さらなる本市への寄附金増額に向けた寄附の呼びかけなどに市民の皆様の御協力もお願いしたいとの思いから、各町内で開催をしております「ひとよし未来カフェ」などにおいて話題に挙げさせていただいております。市民の皆様へふるさと納税についてお話する際には、昨年度までの寄附の実績や現在の取り組み状況などとともに、今年度は５億円を目標に取り組んでいることを御説明申し上げておりますが、議員御指摘のとおり、ふるさと納税にはさまざまな経費がかかっており、昨年度は寄附総額のうち送料を含む返礼品代に約40％、事務費などに約15％の経費がかかりましたが、その点についてはこれまで説明が不足していた部分もあるというふうに考えます。今後ふるさと納税について市民の皆様にお話を申し上げる際には、こうした実態も合わせて御説明を申し上げてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　やはり本当の実数のことに触れられてもいいと思います。しかしながらこのふるさと納税というのは、私たちも皆さん思うところはあると共通の認識だと思いますけど、やっぱり財源不足を補って皆さん方に分配できるような施策の中の財源、基礎となるものと。それなら私はこれに力を入れるべきだと思っております。

このカタログも新しくなるということでございます。この段階で、今いただきましたこの中でちょっと気になります。今からさまざまなサービス等々につきましても、例えば空き家が多くなった、そこを月に１回開けるサービス。そういったことも頭に入れてもいいんじゃないかなと思います。実際にやられているところがあっているみたいですので申し上げておきます。墓の掃除だったり、そういったことについてもあります。経済効果にはつながるんじゃないかと思いますので、そういったことも模索していただきたいと思うところであります。この点につきましては終わりたいと思いますけれども、やはり人吉市から出られて故郷を離れて頑張っておられる方は非常に多うございますですね、市長もこちら出身の方とお会いされても非常に頑張っておられます。立身出世された方いらっしゃいます。そういった

方の御厚意に甘えることも恥ずかしいことではないと私は思っておりますので、そういったことにも努力していただきたいと思います。

それでは最後の質問に入ります。市民の声ということで、「人吉しごとサポートセンター長の解雇はどうなったの」という声を受けておりましたので、これにつきまして通告をいたしましたが、私を含めた14人のうち５人の方が質問をされておりました。ずっと説明を聞いておりまして、これは自分が言うところが無くなるかなと思いましたけれども、やはり自分の中に少し疑義があるところをかいつまんで質問をさせていただこうと思っております。今回のことにつきましては、私のほうにも早くから連絡が入っておりました。何かおかしいみたいですよと。ただ、説明がありませんので、私が執拗に聞くことはございませんでしたけども、そういった中で、今回新たなセンター長が決まりました。しかし、解雇されたセンター長に対してのどうしても私が解せないところがありますので、お聞きをしておきたいと思います。今回の質問を聞いておりまして、採用方法についての疑義、また問題発生後の対応についての疑義、そして委託契約についての疑義ということで、この３点ほどが中心になった質問であったと思います。

そこで、私の質問でございますけれども、私が思いましたのは、今回のセンター長、前センター長と呼ばせていただきますが、解雇によってですね、人吉しごとサポートセンターの開所がおくれたと認識をしております。これに対して、やはり研修中の給与が支払われる、そして解雇予告金まで支払っておられますが、この開設がおくれたということの道義、これについては、解雇された前センター長に損害金が発生するのではないかと私は思っております。これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

法的な見解ということを踏まえまして、総務部のほうからお答えさせていただきます。まず、前センター長に対し解雇予告金まで支払う必要があったのか、とのお尋ねでございますが、この解雇予告金は、30日前に解雇予告をしない使用者が支払うべきものとして、労働基準法第20条に定めてありますので、当然支払うべきものと認識をいたしております。

次に、開所遅延について前センター長に損害等を求める考えは、とのお尋ねでございますが、人吉商工会議所と前センター長の間で締結された雇用契約により、支給された報酬及び労働基準法で定められた解雇予告金でございますので、被雇用者が不適格であったからといっても、研修に出席し労務の提供が行われている以上、相当の故意、重過失でない限り損害は求めることができないものと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　答弁をいただきました。法的にのっとってという根拠で今答弁をされましたけれども、これは答弁の中で人吉商工会議所と前センター長との間で締結された雇用

契約によりということで今述べられたと思いますけれども、ならば、人吉商工会議所さんはこのセンター長に損害賠償を求める考えはお持ちではないのでしょうか。それについて確認をとられているのでしょうか、お願いいたします。

○総務部長（迫田浩二君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンター事業は、本市の事業として実施しているものでございます。その事業実施の方法として、雇用契約、人事管理部門について人吉商工会議所へ委託することで、事業の実施を図っておりますが、本市が採用予定者として決定した人材と人吉商工会議所が雇用契約を締結する契約となっており、委託元の本市に損害金等を求める意思がない以上、人吉商工会議所が前センター長へ損害賠償を求めることはないということで確認をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　人吉市の関係と商工会議所のほうにも損害賠償は求める意思はないということで、確認をとられているということでございました。ならばですね、これちょっと聞きたいことがありましたので、通告はしていたと思います。人吉しごとサポートセンター業務委託契約第14条に、実績報告を毎月、業務報告を行ってくださいという文がありました。ということは、委託先である人吉商工会議所から報告があっておりますよね。また議会にも今後報告されますよね。お尋ねしときたいと思います。

○経済部長（福山誠二君）　お答えいたします。

実績報告書の件でございますので。これにつきましては、４月１日の委託契約締結後、実績報告書につきましては毎月提出をいただいているところでございます。内容といたしまして、前センター長の勤怠管理に関する一連の書類及び６月末から雇用いたしておりますバックオフィスを担当いたしております嘱託職員の勤怠管理に関するものが主なものとなっております。議会等にお示しするということで、それは示してまいりたいとそういうふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　そういった報告については、このように松岡市長も自分の目玉施策ということで進めていらっしゃると思いますので、これについては、議会または常任委員会にも報告をされると思いますので、それは今答弁がありましたのでそれを待ちたいと思います。

それでは、７月10日の全員協議会にちょっと、市長にお尋ねをしてこの質問を終わりたいと思っております。なぜかなと思った点がございました。全員協議会に皆さん集合いたしまして、冒頭に今回はマスコミをシャットアウトしたいという旨がございました。これは諮られたのではありませんでした。シャットアウトしますということでありましたので、その

ときに私は大きな声で反対と申し上げました。なぜかと言いますと、こういったことにつきましては、やはりオープンでないと後々疑義が生まれてくるのではないかなと思った次第です。そのときの説明につきましては理解するところではあります、その後対応されましたので。非常に対応されたということも理解した上で申し上げます。ああいったことを先にシャットアウトということでどうなるんだと、どんなものかなと私はずっと思っておりました。公正公明にやるというような答弁もされる松岡市長が、どうしてこういうことをされたのかなと思いましたので、その真意をこの場でお聞きをしておきたいと思います。なぜ、７月10日の全員協議会の冒頭で、マスコミをシャットアウトするという方針を決められたのかお聞きをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

７月10日の全協で当初マスコミを入れないと判断したのはなぜかとの御質問でございますが、本市の地域経済の振興に向けた主要な施策として推進してまいりました人吉しごとサポートセンターの事業を実施する中、その中心的役割を担うセンター長の解雇に関することであり、関心を持たれていた市民の皆様を初め、多くの方から注目されていることは十分に認識していたところでございます。しかしながら、前センター長を解雇するといった案件であり、個人情報や本人の尊厳にかかわる部分も取り交わされることが想定される中、マスコミを入れるべきか否かについて慎重になるべきではないかとの判断によるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中　哲君）　８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）　もう答弁はいただきませんけれども、やはり人吉市については瑕疵がないということで説明を受けております。あちらから訴えがあるかもしれないからということも理解した上で、しかしそれ以上に、この「まち・ひと・しごと総合交流館」で設置します「くまりば」という名称も決まりました。そして、人吉しごとサポートセンターの新センター長として千葉県八千代市在住の松山真一さんに決まりました。その前向きな部分はわかります。しかしながら訴えられることを怖がっとってどうするんですか。訴えられたら訴えられたときに考えればいいことですよ。瑕疵がないんでしょう、人吉市は。そうはっきり言われとるじゃないですか。そういったことをシャットアウトしたということになると、いろいろ話が広がっていくと私は思います。今後こういうことがあったときには正々堂々とやりましょう。そうされたほうがいいと思います。

少し矢継ぎ早になりましたけれども、こういったことにつきましてのこの人吉しごとサポートセンター、新センター長は日本の有数の企業の出身者であります。私も会いたいです。議員の皆さん方も全員会いたいと思っておりますので、どうか実現をしていただきたいと、答弁はいただきませんけどよろしくお願いしたいと思います。

少し長くなりますけど、３月議会で私は「駟馬も追う能わず」という言葉を市長に送り

ました。覚えてらっしゃいますか。この言葉の意味は、言った言葉は変えることはできないよという意味であります。きょうは「石が流れて木の葉が沈む」という言葉を送っておきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中　哲君）　以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第17　委員会付託

○議長（田中　哲君）　次に、日程第17、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第59号から議第73号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成30年９月第４回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）につきましては、２ページの［別記］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、３ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第59号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）	各委［別記］
議第60号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第61号	平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第62号	平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第63号	平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第64号	平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第65号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第66号	平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
議第67号	平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第68号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第69号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第70号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第71号	人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第72号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	厚生
議第73号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建

［別記］

議第59号　平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第３条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 14款　予備費 第２条　債務負担行為の補正（10款　教育費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費 第２条　債務負担行為の補正（２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費））
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 11款　災害復旧費（３項　公共土木施設災害復旧費）

［継続審査件名］

○経済建設委員会

陳第13号　農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書

陳第14号　最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時06分　散会

平成30年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成30年９月26日　水曜日

１．議事日程第５号

平成30年９月26日　午前10時　開議

日程第１	議第69号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第２	議第70号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第71号	人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第４	議第72号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	
日程第５	議第73号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
日程第６	議第59号	平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）	各委
日程第７	議第60号	平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
日程第８	議第61号	平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	
日程第９	議第62号	平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）	
日程第10	議第63号	平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第11	議第64号	平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第12	議第65号	平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第13	議第66号	平成30年度人吉市工業用造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
日程第14	市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第15	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第16	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第17	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第18	議員派遣について		
日程第19	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第19まで議事日程のとおり

・追加日程

議第74号　平成29年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第６号　平成29年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第７号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程

平成29年度決算特別委員会の設置について

・追加日程

意見第15号　日本語の指導等を必要とする児童・生徒への教育に対する国の支援を求める意見書（案）

意見第16号　地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

３．出席議員（17名）

１番	塩　見　寿　子　君
２番	宮　原　将　志　君
３番	高　瀬　堅　一　君
４番	大　塚　則　男　君
５番	宮　﨑　　保　君
６番	平　田　清　吉　君
７番	犬　童　利　夫　君
８番	井　上　光　浩　君
９番	豊　永　貞　夫　君
10番	西　　信八郎　君
11番	本　村　令　斗　君
12番	笹　山　欣　悟　君
13番	福　屋　法　晴　君
14番	村　上　恵　一　君
15番	永　山　芳　宏　君
17番	仲　村　勝　治　君
18番	田　中　　哲　君

欠席議員　（１名）

16番	三　倉　美千子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	迫田浩二君
企画政策部長	早田吉秀君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山下正純君
総務部次長	丸本縁君
財政課長	植木安博君
秘書課長	永田勝巳君
会計管理者	瀬上雅暁君
水道局長	中村則明君
教育部長	小林敏郎君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栄原亨君
庶務係長	井上京子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（田中　哲君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第１　議第69号から日程第４　議第72号

○議長（田中　哲君）　まず、日程第１、議第69号から日程第４、議第72号の４件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、おはようございます。それでは、厚生委員会に付託されました日程第１、議第69号から日程第４、議第72号までの４件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第１、議第69号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第１に、人吉市消費者教育推進地域協議会の会長及び委員の報酬額を規定するため、条例の一部改正を行うものです。

会長の報酬額を日額6,000円、委員の報酬額を日額5,500円と定めるものです。

審査の過程において委員から、協議会の任期を２年と定めているが、その根拠はとの質疑に、県の協議会なども２年となっている。また、他の協議会に合わせ２年としたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第２、議第70号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

家庭的保育事業等には、ゼロ歳から２歳児の保育の受け皿として、市の認可事業である地域型保育事業の４つの類型、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があり、今回の改正内容は、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大となっています。

審査の過程において委員から、人吉市に家庭的保育事業に該当するところは、市内で民間の会社がしているところは該当しないのかとの質疑に、市内では該当するところはないが、

県内では10カ所あると答弁がありました。

また、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者とは何か基準があるのか、何年以上勤めてからということかの質疑に対し、市町村長が行う研修を終了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とすると答弁がありました。さらに、小規模保育事業Ｂ型の職員資格に、２分の１以上保育士であって、保育士以外は研修をするとあるが、そういった経験があるということで認識していいのかとの質疑に、経験を有する者として、市町村長が認めた者という認識でよいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第３、議第71号人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市介護保険事業計画等を、進捗管理２年と策定１年の１期３年で策定している現状を踏まえ、人吉市介護保険事業計画等策定運営委員会の委員の任期を現行の２年から３年に変更し、計画の期間と委員の任期を合わせることと、補足事項として、委員会の運営に関し必要な事項について、委員長が委員会に諮って決めるなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、補足事項の改正については、類似団体の条例と比較したのかとの質疑に、当市の審議会の条例等と比較し、内部で調整を行ったと答弁があり、また委員の人数と、年に何回会議を開催しているか、また他の年はどれぐらい開催するのかの質疑に、委員は12人、開催回数については、策定年の回数としては、平成29年10月から１月の間に５回開催した。他の年は、基本的に２回を予定していると答弁。さらに、委員長は、その委員会の互選で決まるのかの質疑に、会の互選となっていると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第４、議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、現在、広域連合議会議員の定数が、市長区分、町村長区分、市議会議員区分、町村議会区分から、各８人選出で合計32人となっているものを、広域連合を構成している45市町村全ての住民の意見が制度に反映できるようにとの理由から、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数を、現行の32人から、構成市町村から各１人の45人とするものです。また、議員の選出方法を、団体推薦または個人推薦から、各市町村議会の選挙とし、議員の任期を２年から、市町村の長または議員の任期に変更するもので、構成45市町村の同文議決を必要とするものです。

しかし、この件については、審査に必要な資料が不足していると判断し、委員会で改めて資料の要求を行い、二日間にわたり審査を行ったところです。

熊本県後期高齢者医療広域連合は、各団体からの要望が平成20年と平成21年に出されていることから、平成22年度に同様の規則改正に取り組んでいたが、全市町村の同文議決を成立せず、規則の改正に至っていないために、今回、改めて取り組むとしたものであるとの説明

がありました。

改正に伴うメリットとして、構成している45市町村全ての住民の意見が制度運営に反映できること、複雑で煩雑であった議員選出方法がシンプルになり、事務の効率化が図られるとの説明があり、デメリットしては、議員定数が13人増により経費がふえ、年間で約50万円増加すると考えているところであるが、今後は、この増加する分については、特別職の報酬並びに費用弁償の見直しを検討するため、運営協議会での審議予定を考えているとの説明がありました。

審査の過程において委員から、定数32人を45人に変更する理由、及び、市長と議員の数のバランスについて、議員が市長を広域連合議員に選ぶことの問題性について、改正後の選出方法は、広域連合として、市長と議員とのバランスを考慮する必要はないのかなどの質疑があり、後期高齢者医療広域連合からの資料をもとに、定数の変更については、全ての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるようにするためであり、市長と議員の数のバランスについては、事前に、県市長会、県市議会議長会、県町村長会及び県町村議会議長会で協議を行ったが、調整は困難であると結論に至ったことと、各構成市町村の議会で選挙することになることから、市長を、あるいは議員を、といった指導・指示はできないものと考えているが、今まで４団体から推薦をしていただいた経緯もあるので、調整できないかを、今後、改めて検討させていただきたいと考えている。広域連合議員の選出方法については、規約で定めていることとなっており、変更後の規約の定めに基づき、構成市町村長の長または議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において１人を選挙することとなり、可能であると考えている。市長と議員とのバランスは、広域連合としては、各市町村で独自に判断していただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、７月に開催された説明会は、との質疑に対し、執行部からは、議会事務局職員を対象とした説明会で、執行部は出席していないとの答弁がありました。

さらに、委員から、今まで、市長と議員の割合が決まっていた。その割合が決められないということは、議員と市長のバランスがどうなるかわからないということで、住民の声をしっかり代弁できることが担保できないと思うので、本件に反対であるという反対意見が出されました。

なお、今回の審査内容に関し、委員会として、このような重要な案件については、審査に入る前から調査をしていただき、関係部署との連携をしっかりととっていただき、資料についても、後から詳しい資料が出てくることがないように、最初から準備をしておくようにしていただきたい。また、説明会等においても、関係する部署であれば、参加すべきでないかという意見も出されているので、そういう部分もしっかりと考えていただきたいとの口頭での注意事項を、執行部に伝えたところであります。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第72号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

１番、塩見寿子議員の発言を許可します。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。塩見寿子議員。

○１番（塩見寿子君）（登壇）　議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、反対の立場から討論を行います。

今回、規約の一部変更に示されている内容は、広域連合議員数を、現行の32人から45人とし、市町村の長または議員により組織するものとなっています。現行の32人は、執行機関である市を代表する枠で、市長から８人、町村を代表する枠で、町村長から８人、市議会を代表する枠で、市議会から８人、町村議会を代表する枠で、町村議員から８人となっており、市長が16人と議員が16人という構成となっています。

しかし、今回の一部変更で、議員数がふえ、各市町村から１名ずつとなり、市町村長及び議会議員のうちから、選挙によって選出されるとすると、広域連合議員の全てが市町村長で占められてしまう可能性もあります。

広域連合の議員は、二元代表制のもとで、住民の福祉のために、執行部、議員、それぞれの立場で議会に臨むことが望ましいと考えます。私は、ホームページを開き、平成30年第１回定例会の議事録を閲覧しました。議案に対する質疑や一般質問が低調で、発言者は市町村議会から選出の議員２人だけでした。この２人は、一般議員ですが、それ以外の14人は、全て各議会の議長でした。また、市町村長からの発言はありませんでした。このことからも、議員と市長との構成比が明確でない今回の一部変更には、住民からの意見が反映されるのか疑問があります。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中　哲君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決いたします。議第72号については、採決を分割して行います。

まず、議第69号から議第71号の３件について採決いたします。

議第69号から議第71号の３件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第69号、議第70号、議第71号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第72号について採決します。採決は、起立採決といたします。

お諮りします。議第72号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（田中　哲君）　起立多数。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

日程第５　議第73号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第５、議第73号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第５、議第73号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

平成29年６月27日付議第46号議案をもって議決された曙橋補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を変更するもので、工事請負額を４億4,102万3,355円から４億3,661万5,089円に改めるものです。平成30年３月定例会議第34号議案において、塗膜剥離剤を使用した工法に変更し、対処するため、工事請負額を４億4,102万3,355円に変更し、承認したところですが、今回、ひび割れ補修工及び仮設工で2,137万3,862円の増額、塗装塗りかえ工、塗装防水工及びその他の工種で2,578万2,128円の減額となり、合計で440万8,266円の減額となったため、工事請負額を４億3,661万5,089円に変更するものです。

審査の過程で委員から、ひび割れの数量の増のためということであるが、もともと調査した段階よりもふえたのか、それとも見逃していたのかとの質疑に、執行部から、設計段階では、特殊な機械を使ってできる範囲で調査したが、足場を組んで、実際調査をしてみると、さらにひび割れが見つかった。最初432メートルであったが、1,316メートルになり、884メートルの増になったとの答弁。

最初の調査は、全部ではなく、一部分だけを見てこれぐらいであろうとの数量の出し方だったのかとの質疑に、見れるところはできるだけ調査をしたが、そこまで行き届かなかったというのが実情であるとの答弁。

橋のどの付近のひび割れが多いかというのは、資料があるのかとの質疑に、今、補修をやっている段階で、最終的には、補修結果を図面等に落として、管理図書として提出してもらうとの答弁。

余りにも差がありすぎるのではないかとの質疑に、夜間ということもあり、はっきり見えないというところが実情。今回は、特にクラックでも、見た目ではっきりわかるクラックと、

線のように入っているクラックと、場所によってはクラックの見た目が違うというのがあり、このような結果になったとの答弁。

前回、塗膜剥離剤を使用するために増額の契約ということで提案された。今回、塗装塗りかえ工は減額になっている。なぜ、これだけの桁面積の減額が出てくるのかとの質疑に、図面から起こした面積で計上している。今回、実際に、現場で桁の面積を測った。図面で起こしているので、重なっている部分があり、今回、精算で差違が生じた。面積が減り、塗膜剥離剤の処理についても減になっているとの答弁。工事の進捗状況はどの程度かとの質疑に、約65％である。橋長の半分くらいまで、塗装の剥離と塗りかえが終わっている。あとは、高欄の取りかえ等が残っている状態との答弁があっております。

また、委員から、ひび割れ補修工の大幅な増が異常だと思うので、今後、このようなことがないように、調査時の精度を上げていただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第73号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第73号は、原案可決確定いたしました。

日程第６　議第59号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第６、議第59号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。井上光浩議員。

○８番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、おはようございます。日程第６、議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款及び第３条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に３億7,944万8,000円を追加し、歳入予算の総額を186億6,070万7,000円とするものです。

主なものとして、９款地方特例交付金68万1,000円及び10款地方交付税5,745万8,000円の

増額補正は、地方交付税の平成30年度交付額決定に伴うものです。

14款国庫支出金6,567万3,000円の増額補正は、本年６月19日から21日及び７月５日から８日にかけての梅雨前線豪雨により発生した災害復旧事業に対する国庫負担金997万8,000円や、道路及び橋梁改良事業に対する社会資本整備交付金4,663万7,000円の内示によるものです。

18款繰入金5,787万3,000円の増額補正は、前年度決算に伴う特別会計繰入金の4,227万3,000円と、基金繰入金に、将来を担う子供たちを応援する事業として人吉応援団基金繰入金1,560万円を、条例に基づき、財源充当するものです。

19款繰越金に、前年度繰越金9,000万円を計上されております。

次に、地方債の補正につきましては、21款市債のうち、臨時財政対策債1,773万2,000円の減額補正は、普通交付税の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるもののほか、まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業に対する起債や、道路改築工事、補助災害復旧工事、小学校設備整備事業などに対する増額補正を含め、総額で9,696万8,000円の増額となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　皆さん、おはようございます。日程第６、議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。少々長くなりますことをお許しください。

まず、債務負担行為の追加に係る補正は、給食調理業務委託料を、次期委託業者を選定するに当たり、根拠となる予算を確保する必要から、事業期間を平成34年度までとし、限度額を設定するものです。

次に、歳出予算の補正について、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、９節旅費の増額補正は、ふるさと納税の増につなげるための周知・ＰＲ活動に要する旅費です。委員から、東京で行われるふるさと納税の周知活動の具体的な内容はとの質疑に対して、人吉市のまちのアピールなどの観光面や、人吉市の返礼品の内容の説明、飛び込みのお客様へ、ふるさと納税の仕組みの説明、ふるさと納税をしていただいた方への感謝の気持ちを伝えることを考えているとの答弁があっております。

19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、大畑麓町公民館、浪床町公民館、宝来町公民館施設整備に対する地区公民館施設整備費補助金です。委員から、公民館改修の具体的な内容はとの質疑に対して、大畑麓町公民館はトイレ改修工事、事業費89万500円、補助率３分

の１で29万6,000円。浪床町公民館は瓦の葺きかえ改修工事で、事業費220万3,200円、補助率３分の１だが、上限が50万円であることから、50万円の補助。宝来町公民館は畳の表替え、事業費17万9,755円、補助率２分の１で８万9,000円との答弁があっております。

６目財産管理費の増額補正は、旧貯木場駐車場整備に係る経費が主なもので、その他として、老朽化している公用車２台分の入れかえに伴うリース料です。また、15節工事請負費は、カルチャーパレス受電室における経年劣化に伴う高圧遮断機全６台の更新に要する経費です。

委員から、カルチャーパレス受電室の経年劣化に伴う高圧遮断機の更新は、定期的に取りかえないといけないのかとの質疑に、電気保安協会のほうで点検を行っており、３年に１度は点検を行うこととしている。点検の際に、事業者から、既に30年経過しており、推奨期間は20年であるため、更新するのが望ましいと言われていた。経年劣化しており、全館停電したときに、これが復旧するかという保証ができないという御意見もいただいたため、今回、６台更新するとの答弁があっております。

９目情報管理費の増額補正は、各基幹系システムを更新する際に、サーバーを仮想化するために必要となる基盤購入経費が主なものです。

10目交通安全推進費の増額補正は、購入時期がばらばらで、経年劣化しておりました交通指導員防寒コート25名分の購入経費です。

12目肥薩線世界遺産推進関連施設費の増額補正は、ＭＯＺＯＣＡステーション868施設内において、来客者の安全確保のためのミニトレイン線路敷地における一部安全柵、及びＡＥＤ購入費です。本件については、現地視察を行っています。

委員から、鉄道ミュージアム保護柵を移動式の防護柵にしてしまうと、押し倒しなどの危険性があるのではないか、穴を空けて埋め込み式にはできないのかとの質疑に対して、埋め込み式の防護柵について検討したが、床を切り抜き固定する工事が出てくることになり、工事費がかさむことになる。可動式だが、固定式と同様の目的は果たすという点において、費用対効果といった部分で可動式にしたとの答弁があっております。

９款、１項消防費、２目非常備消防費の増額補正は、山間部などにおける初期消火のためのジェットシューター15個の購入経費です。

委員から、ジェットシューターは、どこに、どれだけ配備するのかの質疑に対して、機能別消防団の詰所に配備予定。矢岳、鹿目、田野で、１カ所当たり５個ずつになるとの答弁があっております。

３目消防施設費の増額補正は、旧麓町市庁舎の解体に伴い、撤去しました防災行政無線屋外拡声子局を新たに移設する経費や、防災行政無線屋外拡声子局のバッテリー交換に要する経費です。また、旧防災行政吹鳴装置屋外拡声器８カ所のうち、１カ所が民有地にあることから、撤去するための経費としても計上してあります。

委員から、防災行政無線屋外拡声子局のバッテリー交換は何年かの質疑に、バッテリーの

推奨期間は、大体３年といわれており、今回、５年経過していることから、交換を行うことになっている。今回は、全部で133個あるが、そのうちの45個を交換。３年計画で交換していくとの答弁。

５目災害対策費の増額補正は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の増額変更申請に伴う備品購入費の増のほか、マンホールトイレ整備事業における上物、建屋本体、便器など、備品購入に係る経費です。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、13節委託料の補正は、中学生を対象として実施する「命を大切にする教育フォーラム」に係る委託料などに伴う増額補正です。

委員から、「命を大切にする教育フォーラム」は、いつ行うのかの質疑に、12月18日に第二中学校で、12月19日に第一中学校と第三中学校が合同で、第一中学校体育館で行う予定。講師は、命をテーマにして講演を全国各地でやっておらる元中学校教師の越塚勇人氏、６月一般質問の、西議員からあった「折れない心を育むレジリエンス」などをテーマにして講演をしていただく予定との答弁があっております。

２項小学校費、１目学校管理費の増額補正は、来年度小学校新入学児童への入学祝い品購入経費などに伴うものです。

委員から、入学祝い品について、今年度の新入学生は何人ぐらいかとの質疑に対して、物品は、体操服上下で300人分で計上している。昨年度の入学人数は288人であり、来年度入学予定者数で、足りないと困るので300人分で計上しているとの答弁があっております。

２目教育振興費、備品購入費の補正は、市内小学校６校に、電子黒板一式を２台ずつ配備するため、合計12台購入するものです

３目学校建設費工事請負費の増額補正は、人吉西小学校の雨漏り防止のため、各教室棟屋上の防水補修工事に係る経費です。

委員から、西小学校の防水に係る工事は、全体的にやるのかとの質疑に対して、西小の校舎の教室など、一通り見る。広いところについては、それなりの手を加えることになると思うとの答弁があっております。

３項中学校費、２目教育振興費、備品購入費の増額補正は、修理不可能で故障中の生徒用ノートパソコンの代替機６台と電子黒板２台、ｉＰａｄ20台の購入費用です。電子黒板は、第一中学校、第二中学校に１台ずつ。ｉＰａｄ20台は、第三中学校に配備するものです。委員から、電子黒板の充実と配備状況についての質疑に対して、中学校で１台ずつの購入となっている。平成29年度も１台ずつ購入している。一中と二中は50から60％で、２クラスに１台程度。三中はクラスに１台ずつある。毎年、少しずつ購入している状況との答弁があっております。

６項保健体育費、１目保健体育総務費、13節委託料は、まず、小学校運動部活動の社会体育移行の試行について説明がありました。執行部の説明内容として、小学校の運動部活動の

社会体育移行については、これまで、現在の部活動の時間帯で、各小学校の施設を利用して、特定の種目ではなく総合的な運動を実施するということでお示しをしている。現在は、課題を整理しながら、検討委員会で御意見をいただきながら進めており、その１つとして、平成31年４月からの本格移行以前に試行期間を設けたいということで、今回予算の計上をさせていただいたところである。移行に当たり、スポーツコーディネーターの業務委託を予定しており、平成30年度、小学校運動部活動の社会体育移行のスポーツコーディネーター業務として委託をする予定。委託期間は、平成30年10月１日から平成31年３月31日までで、委託先はＮＰＯ法人人吉市体育協会の予定。業務内容は、試行期間の実施計画及び運動メニューの作成に関すること、指導者派遣・確保及び育成に関すること、検討委員会への出席に関すること、サポーターとの連携に関すること。現在のところ、冬休み期間中の開催は考えておらず、試行期間は、冬休みを除く11月後半から12月後半までの１カ月と１・２月の合計３カ月を予定している。３月については、この試行期間を経て、いろいろ詳細を検討する期間として設けている。実施日については、本年度の２学期後半から３学期にかけて実施予定。月１回または隔週予定で、現在の部活動の、平日の空き日を利用して実施する予定となっている。試行期間の会費・保険料については、市費で対応する予定。今回の進め方は、市体育協会と業務委託契約を結びたいと考えており、その後、すぐ指導者の方とのプログラム作成をして、10月中旬までに保護者の説明会を各小学校で行い、同時に、参加児童とサポーターの協力依頼についても募集を行いたいと考えている。今後、予想される検討事項は、クラブの名称、本格実施に向けての指導者の確保、会費の額、徴収額と管理方法、指導者への謝金、実施時期については、夏休みや冬休みの長期休暇をどうするか、また、文化部活動についても、今後検討しなければならないと考えていると説明がありました。

委員から、コーディネーターの委託について、学校で指導することになると思うが、人吉市体育協会に人材はいるのかとの質疑に、現在、想定しているのは、４月から館長を務められている森館長にお願いしたいと考えている。陸上界でも有名であり、高校の体育教師もされていた。退職後は、芦北青少年の家で子供たちを指導されていた実績もあり、児童の指導はできると考えている。資格についても、日本体育協会の上級公認コーチ、陸上競技のＳ級審判、トレーニング指導士、水泳指導のプール管理士、また普通救急救命の講習も受けておられるので、指導者、コーディネーター計画を作成いただく方として適任ではないかと考えている。どの学校で指導したなどの勤務実績報告は、提出していただくのかとの質疑に、どの学校で指導して、何名の参加があったことなどについては、報告していただくこととしている。

また、委員から、サポーターの見守り教育について、保護者をお願いしたいと説明があったが、学校のほうから打診して、保護者の方で何名か御協力いただける方がいるのかの質疑に、学校からの打診は行っていない。これまで、ＰＴＡ会長会議等を間に入れており、そう

いう方向で教育委員会では考えている。当然、意見として、保護者の方々も仕事で忙しいことから、せめて、この時期だけでも見守ることができる方ということで、１学校当たり10名くらい登録していただくことで、二、三名ずつ交代で対応できるのではと想定している。今後、ＰＴＡの説明会の中で、そのことをお話させていただく。今後、スポーツ推進員の方々にも、時間帯でできる方がおられないか、協力のお願いをする。

委員から、３カ月試行期間ということだが、会費について、４月からは参加する子供たちが払うのかの質疑には、受益者負担の原則ということで考えているので、幾らかの会費徴収は考えているとの答弁。委員から、特定の競技種目ではなく、総合的なものを実施するとなっているが、競技が変わってくると捉えていいのかの質疑に、例えばバスケットボール、サッカー、バレーを１年やるということはしない。児童たちの体力づくりなども入れるので、今後、コーディネーターの計画との協議によるが、基本的にはニュースポーツ、アクティブチャイルドプログラムなど、昔遊びで体を動かす活動もある。ときには、要望で、一定期間はバスケットボールを１カ月するなどはあり得るかもしれない。さまざまな話をしながら、４月スタート後も協議する事項などが見えてくると思うので、よりよい方向に進むように協議して進めていきたいと考えており、総合的な運動を基本的には目指していくとの答弁。

委員から、クラブチームとの協議はされたのかの質疑には、クラブチームとの協議については、26名の方々を募集する際に、広報ひとよしなどでも公募し、各団体にお願いしながら、最終的には26名の方々が手を挙げていただいた。その後、話の中で、保護者の意向としても、今やっている時間帯で学校を利用してやってほしいという条件が出て、検討委員会で検討した結果、現在の放課後の時間に、現在の場所を使用することになった。そうなると、クラブチームの方は、仕事中でできないということなどもあったので、一旦、手を挙げていただいた指導者については、おわびを申し上げ、白紙に戻させていただいた。それ以降は、クラブチームと具体的な協議は行っていないとの答弁。

会費徴収については、試行当初から行ったほうがいいのではないかの質疑に、大分考えた。ただ、今回は、できる限り多くの児童に参加してほしい、体験してほしいという考えがあり、試行期間は会費を設けていないとの答弁。

委員から、森館長からも提案があると思うし、サポーターの方も出されると思うが、ややもすると、得意なものに傾注してしまう可能性もあると考えられる。学校で、総合型をつくった場合、民間のチームに流れることもあると思うことから、民間のクラブチームとの連携もしてほしいということについては、社会体育移行については、子供たちに広く運動していただくためのセーフティーネットと考えている。いろいろなスポーツを通して、スポーツ人生の入り口と考えている。さらに上を目指す子供たちは、地域のクラブへ参加していただくことで、地域のスポーツ振興としてつなげていきたいとの答弁。

委員から、４月を年度とした場合、４年生以上なのか、１年から３年生は対象外なのか、

申し込みがあっても断るのかの質疑に、現行のままを考えているので、３年生以下は考えていないとの答弁があっております。

９節旅費と19節負担金、補助及び交付金のうち、出席負担金は、来年１月に、沖縄県那覇市で開催される九州地区スポーツ推進委員協議会研究大会に出席予定の本市スポーツ推進員19名と随行職員１名の旅費及び出席負担金です。

２目体育施設費の増額補正は、スポーツパレス西側にあります高圧ケーブルが交換時期に来ているため、取りかえ工事に係る経費です。また、備品購入費は、スポーツパレストレーニングジムのコードレスバイクが、８台のうち４台が老朽化と故障により使用できなくなっていることから、４台を新たに購入するものです。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設・公用施設災害復旧費の増額補正は、平成28年熊本地震に伴い、リースをしているプレハブ物件（仮本庁舎横プレハブ、西間別館横税務課プレハブ、消費生活センタープレハブ）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、仕様書において仮設建物に係る公租公課は本市が負担することになっていることから、予算計上するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第６、議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費等の追加のほか、特別会計への繰出金や単独事業などの追加によるものです。債務負担行為の補正については、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料が、平成26年度の第２回の機器更新から５年が経過することにより、システムのサポート期間が終了となることから、年度内に準備、入札等を実施するために、期間を平成30年度から平成35年度とし、限度額を1,749万5,000円と設定するものです。

２款総務費、３項、１目戸籍住民基本台帳費委託料367万2,000円の増額は、マイナンバーカード及び住民票への旧姓併記対応を図るためのシステム改修委託料です。

３款民生費、１項、１目社会福祉総務費の主なものは、消費者教育推進地域協議会委員報酬及び費用弁償、社会福祉委員報酬、地域福祉計画推進委員会委員報酬及び費用弁償、国民生活基礎調査に係る旅費のほか、社会福祉委員視察に伴う日当分、人吉市消費生活センターが実施する市民講座等での使用のプロジェクター及びスクリーンと映像機器、並びに消費生活センター設置用ステレオ機器の購入費等の増額です。負担金、補助及び交付金593万2,000

円の減額は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の減額によるものです。繰出金1,235万1,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費等で、国民健康保険事業特別会計繰出金が218万7,000円、介護保険特別会計繰出金が886万7,000円、介護サービス事業特別会計繰出金が129万7,000円、それぞれ増額されています。

２目心身障害者福祉費の増額は、平成31年度に策定予定の障がい者基本計画等の事前アンケート調査に伴う費用として、消耗品費、郵便料の増額に伴うものです。

３目老人福祉費の増額は、平成29年度熊本県介護保険低所得者対策事業費補助金の精算に伴うものです。なお、２款、２項、１目税務総務費の増額、３款、１項、５目国民年金費の減額、２項、１目児童福祉総務費の減額、３項、１目生活保護総務費の増額、４款、１項、１目保健衛生総務費の減額、２項、１目清掃総務費の増額は、いずれも人事異動等に伴う職員の人件費に伴うものです。

審査の過程において委員から、マイナンバーカード及び住民票への旧姓併記対応を図るためのシステム改修委託料の財源はと質疑があり、10分の10の交付金であるとの答弁があり、消費生活センター設置用ステレオ機器は、どのような目的で使用するのかに対し、消費生活センターの相談室がつい立てで仕切られていることから、隣のブースの声が聞こえないように、また相談内容も重いものが多いため、相談者、相談員双方がリラックスできるように、ヒーリング効果もある音楽を流すためのもので、現在のステレオが壊れたため、新たに購入するものであると答弁がありました。

また、健康福祉部所管の普通旅費が増額補正されているが、当初予算で計上する予定が、今回の補正になったのかとの質疑に対し、社会福祉委員の日当分は、平成27年度の職員旅費の制度改正により、九州内の公用車出張の場合は日当が支給されないこととなったため、当初予算に日当を計上していなかったものと答弁。今の時期の補正で間に合うのかという点については、既決予算内で対応させていただいているところであるとの答弁。

さらに、社会福祉委員とは、国民生活基礎調査をする人のことかとの質疑に対し、社会福祉委員とは、市の福祉行政を担っていただく委員で、民生委員・児童委員と同じ方である。国民生活基礎調査は、厚労省が統計法に基づき、毎年実施している調査で、家族構成や就業状況、国民の生活の実態を知るために行われている調査である。ことしは、全国５万5,000世帯を対象に行われている。本市では、井ノ口町と合ノ原町の一部の27世帯で実施している。国民生活基礎調査の業務が人吉市に当たったのが６月補正以降に明らかになったもので、委員報酬の予算措置が間に合わなかったので、社会福祉委員報酬の既決予算で先に執行したため、不足が生じ、社会福祉委員報酬の不足分を補うということで、今回、予算計上したものであると答弁がされました。

さらに、地域福祉計画推進委員会委員報酬が増額になったのは、委員がふえたからかとの質疑に、増額の理由は、自殺対策についての会議に伴うもので、本年度中に策定義務とされ

ているので、今回の予算計上となったもの。既存の広い見地の委員から意見を聴取するということになっていて、既存の委員会を利用して差し支えないということから、地域福祉計画推進委員が、構成的にも一番近いと考えており、他の自治体も同じように取り組まれているところもあるので、今回の予算計上となったものと答弁。

社会福祉委員を、民生委員・児童委員がわざわざ兼務しているのはなぜかとの質疑に対し、民生委員・児童委員は国の制度で、市の推薦会で推薦し、推薦から、正式に委嘱状が届くのが２カ月程度かかり、その間、市の福祉に携わることができなくなるため、一旦、市の社会福祉委員として委嘱した後、委嘱状が届くまでの空白の期間を、社会福祉委員として委嘱していると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第６、議第59号平成30年度人吉市一般会計補正予算（第４号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費を2,191万5,000円増額し、補正後の額を４億2,841万2,000円といたしております。

１項農業費、３目農業振興費を26万5,000円増額、５目農地費を1,227万1,000円増額しております。

主なものは、耕作放棄地を農地へ復元する支援として、耕作放棄地解消事業に取り組む農業者や法人３件への交付金、鹿目地区と浪床地区における老朽化した水路を改修するための測量設計業務委託料、梢山ため池のハザードマップ作成業務委託料、西間上地区の水路及び温泉地区の用排水路、並びに下戸越地区頭首工の改修に係る工事費などであります。なお、この３地区の工事については、委員会として現地視察を行っております。

２項林業費、２目林業振興費を466万4,000円増額しております。シカの捕獲頭数262頭分及びサルの捕獲頭数３頭分の報償費、矢黒町石庭の館の裏山の治山事業を実施するに当たり、県の補助を受けるための測量設計業務委託料、私有林における間伐の促進や間伐材の利用拡大を図るため、間伐材流通経費の一部を助成するくまもとの森林利活用最大化事業補助金であります。

審査の過程で委員から、耕作放棄地解消事業交付金で、耕作放棄地の面積はどのくらいかとの質疑に、執行部から、七地町3,639平方メートル、下原田町1,411平方メートル、上原田町2,337平方メートルで、合計7,387平方メートルであるとの答弁。原材料費の支給は何が多

いか、生コンはどれくらい支給するのかとの質疑に、一番多いのが、農道舗装のコンクリートと水路改修のU字溝である。生コンは、１回当たり８立方メートル支給しているとの答弁。くまもとの森林利活用最大化事業補助金について、私有林に対する間伐の補助ということであるが、間伐をして、持ち出すための補助なのか。補助の割合は何パーセントになるのかとの質疑に、対象は私有林で、事業主体は森林組合になる。間伐の促進と間伐材の販売促進を目的とし、その流通経費に係る一部補助である。１立方メートル当たりの単価は、県が1,700円、市が1,700円である。補助の割合は、運賃によって変わるが、平均値で見たときに半額になるとの答弁があっております。

７款商工費を2,353万8,000円増額し、補正後の額を４億6,579万6,000円としております。

１項商工費、２目商工業振興費を72万7,000円増額、３目観光費を500万円増額、４目石野公園運営費を35万5,000円増額、６目まち・ひと・しごと総合交流館管理費を1,225万8,000円増額しております。

主なものは、昨年末に竣工した人吉中核工業用地を初め、本市へ企業誘致の優遇制度等を記載したパンフレットのリニューアル作成に係る印刷製本費、梢山工業団地内に植栽している桜や松の木などの支障木せん定を行うための委託料、人吉温泉観光協会が特別事業として取り組む「熊本デスティネーションキャンペーン対策事業」、「観光列車サミット事業」、「国際スポーツ大会開催に伴う外国人旅行客の受け入れ体制整備事業」の３事業に対する補助金、及び、くま川下り株式会社における新造船事業２艘分に対する補助金で、いずれも県補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金の対象事業であります。まち・ひと・しごと総合交流館管理費は、清掃委託料、愛称決定に伴う施設名看板設置委託に伴う看板設置委託料、建築基準法に基づく定期報告業務委託に伴う建物調査等委託料、温泉施設におけるトイレの改修並びに施設正面玄関口周辺における既存ブロック塀の撤去及びフェンスの新設に要する施設の改修工事であります。本件については、委員会として現地視察を行っております。

審査の過程で委員から、パンフレットの部数は何部を予定しているのか、また、スマートインターチェンジについても、掲載できれば相手の反応も変わってくるのではとの質疑に、3,000部を予定している。スマートインターチェンジについては、最大限にＰＲしたところでの今回のパンフレット作成と考えているとの答弁。

くま川下りは、１艘幾らするのかとの質疑に、１艘200万円で、２艘で400万円が総事業費。そのうち、半分を補助するとの答弁。

船をつくる会社はどこかとの質疑に、材木は、市外の方と交渉されているところ。船大工は、もともとくま川下りの船をつくっていた方が球磨郡内にいらっしゃるので、その方に頼まれるであろうと考えているとの答弁。船の数と船頭の数はとの質疑に、現在、船は７艘、船頭は13名であるとの答弁。

まち・ひと・しごと総合交流館の看板の設置場所はどこか、人吉駅には設置するのかとの

質疑に、交流館の川側のところに１つ、敷地内に１つ、国道敷に２カ所設置し、青井神社の交差点の地図を兼ねた看板を、交流館に誘導するように改良する。今回は、人吉駅の設置は検討していないとの答弁があっております。

また、委員から、まち・ひと・しごと総合交流館の温泉の場所がわかりにくいので、わかるようにしてほしい、まち・ひと・しごと総合交流館の看板を人吉駅に設置してほしいといった意見があっております。

８款土木費を２億281万7,000円増額し、補正後の額を20億2,030万3,000円といたしております。

１項土木管理費、１目土木総務費を1,265万5,000円増額しております。民間建築物におけるユニバーサルデザインに配慮した改修工事に対する人吉市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金であります。

２項道路橋梁費、２目道路維持費を3,672万4,000円増額、３目道路新設改良費を6,986万8,000円増額、５目橋梁新設改良費を5,515万1,000円増額しております。

２目道路維持費は、市内一円の側溝しゅんせつ、支障木除去、道路維持補修、除雪・法定外公共物維持補修の委託料、公共施設等適正管理推進事業で行う瓦屋川村線及び木地屋永野線の道路補修工事費、単独事業の市内一円道路維持並びに中神鹿目線道路のり面補修工事費であります。

３目道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業で行う大塚桑木津留線及び東漆田石野線測量設計業務委託料、単独事業で行う戸越鹿目線道路のり面測量設計業務委託料、また、単独事業で行う瓜生田馬草野線及び願成寺地内第11号線の道路改築工事費、及び社会資本整備総合交付金事業の下林北願成寺線（瓦屋町工区）歩道整備工事で、委託料から組み替えを行っております。

５目橋梁新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業で取り組む羽田橋補修詳細設計業務委託料のほか、睦橋、丸岩橋及び一ツ橋外１橋補修工事等、及び大規模修繕更新事業で取り組む曙橋耐震補強補修工事で、それぞれ委託料から組み替えを行っております。

３項住宅費、１目住宅管理費に1,990万9,000円増額しております。市営住宅各施設の建築、給排水、電気、ガスなどの各設備の修繕料であります。

４項都市計画費、１目都市計画総務費を４万8,000円減額、２目公園管理費を200万円増額しております。道路後退部舗装工事費、各公園の樹木伐採等業務委託料等であります。

５項河川費、１目河川総務費を311万6,000円増額しております。国土交通省河川管理受託事業に伴う河川管理委託料及び岩川内川除草伐採、茂田川しゅんせつ業務委託料等であります。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費を1,937万1,000円増額し、補正後の額を1,960万4,000円としております。

１目道路橋梁災害復旧費は、平成30年６月19日から21日及び７月５日から８日の梅雨前線豪雨により発生した単独災害復旧工事の大野国有林出水線外２路線の道路災害復旧工事費、７月５日から８日の梅雨前線豪雨により発生した現年公共土木施設災害復旧工事として、矢岳四ツ谷線路肩及び落石防護柵災害復旧工事費であります。

５目河川災害復旧費は、平成30年６月19日から21日の梅雨前線豪雨により発生した単独災害復旧工事の井出川河川災害復旧工事費、現年災公共土木施設災害復旧工事として、柳田川河川災害復旧工事費であります。なお、矢岳四ツ谷線路肩及び落石防護柵災害復旧工事箇所及び柳田川河川災害復旧工事箇所については、委員会として現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第59号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第59号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時05分　休憩

午前11時18分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第７　議第60号から日程第12　議第65号まで

○議長（田中　哲君）　次に、日程第７、議第60号から日程第12、議第65号までの６件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。高瀬堅一議員。

○３番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第７、議第60号から日程第12、議第65号までの６件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第７、議第60号平成30年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、前年度繰越金の確定や人事異動に伴う人件費、前年度療養給付費等交付金の精算などに伴う補正で、歳入歳出にそれぞれ１億9,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億2,039万円

とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第８、議第61号平成30年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、前年度繰越金の確定や熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正で、歳入歳出にそれぞれ1,110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を５億2,595万9,000円とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第９、議第62号平成30年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、前年度繰越金の確定や人事異動に伴う人件費、介護給付費負担金の精算などに伴う補正で、歳入歳出にそれぞれ２億2,319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億9,206万8,000円とするものです。

審査の過程において委員から、介護認定審査会システムの更新によるＯＡ機器購入は、何を介護認定審査会で必要としたことによるのかとの質疑があり、今回のシステム更新は、介護認定審査会で使用しているシステムそのものの寿命が来ており、８年目を迎えたシステムの更新と部品等がないということで、そちらをサーバーからパソコン等を入れかえるという内容である。当初予算に計上を予定していたが、住基との連動等を確認してからということで、その作業があったので、今の時期の要求になったもの。財源は、一般財源となり、その分を繰り入れるという形をとっているとの答弁がありました。また、機器に合わせてソフトも更新するのかに対し、サーバーと機器とパッケージソフトの一式ということになっていると答弁。

さらに、介護サービスと介護予防サービスの違いはとの質疑に対し、要介護認定の方が利用されるのが介護サービス等諸費で、要介護１から利用される。介護予防サービス等諸費は、要支援１・２に認定されておられる方が介護予防になるとの答弁。要介護１・２は、どちらに入るのかには、介護サービス等諸費を利用されることになるとの答弁がありました。また、総合事業との違いに関する質疑もあっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第63号平成30年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、前年度繰越金の確定や人件費の補正で、歳入歳出にそれぞれ328万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,044万2,000円とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第64号平成30年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）は、人事異動などに伴う人件費や原城配水池築造工事に伴う埋蔵文化財本調査経費の補正のほか、井ノ口第二水源地自家用発電施設整備リース料の債務負担行為の設定を行うもので、収益的収入及び支出について、支出の営業費用を156万9,000円減額し、支出予算総額を４億9,987

万7,000円とするもののほか、資本的収入及び支出について、支出の建設改良費を3,000円増額し、支出予算総額を２億7,328万1,000円とするものです。なお、委員会では、井ノ口第二水源地の現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、原城配水池築造工事に伴う埋蔵文化財本調査に要する委託料について、遺跡発掘に係る学芸員は、歴史文化課に何人在籍し、作業に当たられているのか、そのあたりは詰めているのかとの質疑があり、歴史文化課の学芸員は２名で、そのうち１名が原城配水池の発掘調査に当たることになっていると答弁があり、さらに、原城配水池築造工事に伴う埋蔵文化財本調査に要する委託料について、現在、麓町庁舎跡地の発掘調査が行われていて、新たに遺物も発見されているようだが、原城配水池において新たな遺物が出た場合、許可がおりているわけであるから建てることになって、記録に残すというだけでよいのかに対し、発掘する前に事前調査を行っており、県の担当者も一緒に現場を見てもらい、原城配水池に関しては、当然必要不可欠なものだろうということで、建てるものに関しては全然問題ない。ライフラインを守るということが一番重要なことなので、問題ないという見解をいただいている。文化財の保存については、今回の予算でも計上しているが、記録保存でもよいという見解を県からもらっているので、延びることはないと考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第65号平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、人事異動などに伴う人件費の補正で、収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を32万8,000円増額し、支出予算総額を10億6,684万5,000円とし、資本的収入及び支出のうち、支出の建設改良費を346万円増額し、支出予算総額を８億644万2,000円とするものです。

審査の過程において委員から、今回、通勤手当の補正が計上されているが、人吉市に居住している職員、それ以外の職員の割合を教えてほしいとの質疑に、下水道課職員の中で、市外居住者は１名であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第60号から議第65号までの６件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号は、原案可決確定いたしました。

日程第13　議第66号

○議長（田中　哲君）　次に、日程第13、議第66号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第13、議第66号平成30年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万3,000円増額し、補正後の額を5,339万7,000円といたしております。

歳入の主なものは、３款繰越金は、出納閉鎖に伴う前年度繰越金の確定に伴うもの、５款市債は、人吉中核工業用地調整池の災害復旧工事に充てる工業用地災害復旧事業債であります。

歳出の主なものは、２款災害復旧費は、平成30年７月５日から８日にかけての未曾有の集中豪雨により、被災箇所の後背地に敷設されていた既存の暗渠排水パイプでは排水できない量の浸透水が集中し、調整池のり面周辺部の土砂が飽和し、土圧が増加したことにより張りブロックが被災したもので、災害復旧事業債を活用し、原形復旧工事を行うものであります。委員会として、現地視察を行っております。

３款公債費は、平成29年度において借り入れた地方債の借入額及び利子の確定に伴う減額であります。

次に、第２条地方債補正につきましては、人吉中核工業用地造成事業に対する工業用地災害復旧事業に係る地方債で、地方債の限度額を1,000万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第66号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第66号は、原案可決確定いたしました。

日程第14　市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第14、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇）　日程第14、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

本定例会中の９月５日に第29回目を開催しました。審議内容は、申告会場確保に向けた西間別館配置計画案について、新庁舎等什器整備基本計画案について、旧熊本地方法務局人吉支局取得の件について、説明・報告を受けております。

まず、申告会場確保に向けた西間別館配置計画案については、申告会場を、現在、税務課が執務室として使用しているプレハブを活用する。そのためには、西間別館２階の配置を変更しなければならない。まず、環境課を農業委員会の隣に移動し、環境課の執務室を会議室に、201会議室を建設部管理課市営住宅係の執務室に、202会議室を高齢者支援課分室に、福祉課の隣にある書庫室の書類を１階の階段室に移して、書庫室の壁を撤去し、空いたスペースに福祉課を少し左側にずらし、高齢者支援課分室と建設部管理課市営住宅係の執務室だったところに税務課を配置する計画である。また、ことし中の発注は困難だが、エレベーターの設置も検討している。引っ越しについては、11月23・24・25日の連休中に予定している。市民の皆様に、できるだけ影響が出ないような形で考えている。引っ越しに伴う費用として、壁等の撤去の費用が約240万円、ＬＡＮ配線工事等の費用は予備費での対応を見込んでおり、既決予算で対応をお願いしたいと説明がありました。

委員からは、西間別館のリノベーションの時期は、エレベーターは必要かとの質疑がありました。間仕切り等の予算約240万円は、既決予算で対応することに承認決定いたしました。

次に、新庁舎等什器整備基本計画案については、基本方針として、災害復旧活動を迅速に行うため、業務継続性を確保、災害対策拠点としての機能の向上、機能性・効率性の確保、オープンフロアへの対応、ＩＣＴや文書管理など、ほかの施策と連携。コスト削減について、特に什器等整備基準として、机・椅子・収納・会議机等の規格について、概要版の資料をもとに説明がありました。

委員からは、使用可能な机・椅子等はどうするのか、ユニバーサルプランにマッチするのか、新ＪＩＳ規格のものはどのくらいあるのか等の質疑があり、使用可能なものは使用していく。調査を踏まえて、新ＪＩＳ規格であるかそうでないか、新市庁舎でも転用できるか、採用できるか判定していきたいと考えていると答弁がありました。

次に、旧法務局取得の件で、九州財務局と見積もり合わせを実施し、取得契約金額800万円で、７月５日に、国のほうと契約を締結したとの報告がありました。また、新市庁舎の建設関連工事の発注方式の件で、協議会の開催の申し出があり、９月14日に協議会開催を了承しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第15　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第15、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇）　日程第15、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第16回治水・防災に関する特別委員会を、平成30年９月５日水曜日に午前10時分から開催いたしました。審議事項は、行政視察について、県管理河川の水位についての２点について、審議を行いました。

まず、行政視察についてですが、熊本地震における被災地復旧・復興について現地視察を行い、今後の人吉市の治水・防災対策の参考にするためのものです。

次に、県管理河川の水位についてですが、球磨地域振興局から、森土木部長を初め３名の方々に参加をいただき、資料に基づき、詳しく説明をいただきました。

１、万江川及び胸川の水防基準水位について、２、洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）について、３、危機管理型水位計についての３点について説明をいただきました。

１点目の、万江川及び胸川の水防基準水位についてですが、水防基準水位は、県知事が、洪水により重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した水位情報周知河川において、水防管理者や地域住民に水防活動や避難活動の指針となる水位情報を提供することを目的とするもので、県内67河川に設置。人吉地区では、万江川と胸川に水位が設定されております。水防基準水位と設定の考え方として、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位があります。

次に、２点目の、洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）についてですが、平成28年の台風10号の岩手県岩泉町の水害において、避難勧告の発令基準に

達していたが、町長に伝わらず、避難勧告が発令されない状況下のもと、グループホーム入居者を初め、死者・行方不明者が21名に上ったことから、平成29年２月に、中小河川におけるホットライン活用ガイドラインが策定されました。水防警報河川において氾濫危険水位に達した際に、市町村長に直接、河川水位情報を提供するもので、ホットラインは、市町村長に対して避難勧告等の発令を直接促す助言ではなく、市町村長が適切に判断できるようにするための情報提供とのことです。

３点目の、危機管理型水位計についてですが、近年の豪雨災害を踏まえ、国土交通省が、全国の中小河川の緊急点検により、人家や重要な施設、例えば要配慮者利用施設、市役所、役場等の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所を選定するもので、人吉市においては山田川の五十鈴橋と出水川に設置予定とのことでした。山江村の万江川においても追加予定とのことでした。

その後、質疑に入り、委員から、携帯電話に情報が提供されるのか、観測点をふやし、それぞれ橋脚に危険判断表示ができないかなどについて、今後、県河川課において検討していきたいとのことでした。

以上、治水・防災に関する特別委員会の報告を終わります。

○議長（田中　哲君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第16　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第16、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　日程第16、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成30年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成30年８月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、会議録署名議員の指名では、28番、皆越てる子議員、29番、溝口峰男議員が指名されました。

日程第２、会期の決定では、８月24日の１日限りとすることに決定しました。

日程第３、行政報告では、理事会代表理事から、平成30年３月の第１回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について、報告がありました。

日程第４から日程第10までの提出案件７件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、承認議案４件を一括して執行部の補足説明を受けた後、承認議案ご

とに質疑、採決を行い、承認第１号専決処分の承認を認めることについて（専決第１号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算第１号)、議案第11号平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第１号)、議案第12号平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号)、議案第13号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての４件を、原案のとおり可決決定しました。

次に、決算認定関連の日程第８、認定第１号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第９、認定第２号平成29年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第３号平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての３件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成29年度決算特別委員会が設置され、決算の認定３件の審議については、委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、塩見寿子議員（人吉市）、犬童利夫議員（人吉市）、加賀山瑞津子議員（あさぎり町）、源嶋たまみ議員（多良木町）、山崎隆浩議員（水上村）、中村重道議員（相良村）、森田俊介議員（山江村）、黒川麻里子議員（五木村）の８名が指名され、第１回決算特別委員会を開催し、委員長に加賀山瑞津子議員（あさぎり町）、副委員長に中村重道（相良村）が互選され、第２回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議をされ、決定しました。

最後に、日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてでは、議会運営委員会及び平成29年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は各委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第17　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中　哲君）　次に、日程第17、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君）（登壇）　日程第17、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成30年８月第３回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、平成30年８月６日月曜日午後３時より人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開会されました。

会期を８月６日、１日間と決定し、会議録署名議員に、７番、山江村選出の松本議員、１番、球磨村選出の犬童議員を指名しました。

議案第１号物品製造請負契約書の締結については、平成30年度災害対応特殊はしご付消防

自動車整備事業について、人吉下球磨消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、予定価格１億5,000万円を超える契約について、議会の議決が必要となるものです。契約の目的は、災害対応特殊はしご付消防自動車整備。契約の方法は、一般競争入札。契約金額、１億6,632万円。契約の相手方は、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治と説明があり、審査の結果、原案可決しました。

議案第２号平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,441万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,516万8,000円とするものです。

歳入の主なものとして、ボイスパケットトランシーバー整備事業費に伴う按分負担金30万2,000円の減。消防債1,700万円の減額は、西分署高規格救急自動車整備事業330万円の減。災害対応特殊はしご付消防自動車整備事業1,370万円の減。前年度繰越金694万2,682円が確定したことによる当初予算分との差額294万2,000円の増などです。

歳出の主なものとして、委託料69万3,000円の増額は、消防用地取得事業に伴う土地鑑定料及び測量代。備品購入費1,801万8,800円の減額は、西分所高規格救急自動車433万8,800円の減。災害対応特殊はしご付消防自動車1,368万円の減などです。

審査の結果、本議案においても原案可決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第18　議員派遣について

○議長（田中　哲君）　次に、日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、仲村勝治議員を派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、仲村勝治議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第６号平成29年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について、及び報第７号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての３件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、３件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第74号、報第６号及び報第７号

○議長（田中　哲君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成29年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（瀬上雅暁君）（登壇）　皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。Ａ４縦の冊子で、厚いほうが平成29年度歳入歳出決算書、薄いほうが平成29年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてＡ４横の冊子が平成29年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の３冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

３ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から３列目の予算現額、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄をごらんください。予算現額180億349万9,000円、調定額177億7,527万4,879円、収入済額168億8,695万9,977円、不納欠損額2,265万6,849円、収入未済額８億6,572万4,898円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は93.80％、調定額に対する収入済額の割合は95.00％でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。１款市税、１項市民税の収入済額には、未還付額６万2,445円が、２項固定資産税の収入済額には、未還付額4,400円が含まれております。

続いて、歳出でございます。５ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の

項目名で、左から３列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄をごらんください。予算現額180億349万9,000円、支出済額165億4,029万3,249円、翌年度繰越額11億1,453万6,000円、不用額３億4,866万9,751円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は91.87％でございます。

１ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から２段目、歳入歳出差引額は３億4,666万6,728円となっております。

これ以降は、特別会計でございます。

６ページをお願いいたします。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額51億1,360万9,000円、調定額56億8,645万6,289円、収入済額51億9,606万7,296円、不納欠損額4,649万596円、収入未済額４億4,392万9,897円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は101.61％、調定額に対する収入済額の割合は91.38％でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。１款、１項国民健康保険税の収入済額には、未還付額３万1,500円が含まれております。

続いて、７ページをお開きください。歳出合計の予算現額51億1,360万9,000円、支出済額48億5,587万4,080円、一列飛ばしまして不用額２億5,773万4,920円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は94.96％でございます。

６ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は３億4,019万3,216円となっております。

次に、８ページをお開きください。国民宿舎特別会計でございます。歳入合計の予算現額837万9,000円、調定額と収入済額は同額の652万9,517円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は77.93％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続きまして、９ページをお開きください。歳出合計の予算現額837万9,000円、支出済額652万9,517円、一列飛ばしまして不用額184万9,483円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は77.93％でございます。

８ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。歳入合計の予算現額５万1,000円、調定額と収入済額は同額の４万6,298円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は90.78％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出合計の予算現額５万1,000円、支出済額４万6,298円、一列飛ばしまして不用額4,702円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は90.78％でございます。

10ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円とな

っております。

次に、12ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額5,617万6,000円、調定額と収入済額は同額の5,244万2,581円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は93.35％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続きまして、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額5,617万6,000円、支出済額4,929万9,745円、一列飛ばしまして、不用額687万6,255円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は87.76％でございます。

12ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は314万2,836円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額43億5,687万7,000円、調定額43億9,774万5,683円、収入済額43億6,152万3,147円、不納欠損額888万9,700円、収入未済額2,764万2,336円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.11％、調定額に対する収入済額の割合は99.18％でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、１款保険料、１項介護保険料の収入済額には、未還付額30万9,500円が含まれております。

続いて、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額43億5,687万7,000円、支出済額41億5,182万2,389円、一列飛ばして不用額２億505万4,611円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は95.29％でございます。

14ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は２億970万758円となっております。次に、16ページでございます。介護サービス事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額3,496万7,000円、調定額と収入済額は同額の3,488万1,648円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.76％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続きまして、17ページをお開きください。歳出合計の予算現額3,496万7,000円、支出済額3,279万6,992円、一列飛ばしまして不用額217万８円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は93.79％でございます。

16ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は208万4,656円となっております。

次に、18ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額４億9,717万6,000円、調定額４億9,729万2,703円、収入済額４億9,465万5,303円、不納欠損額32万9,400円、収入未済額255万5,500円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.49％、調定額に対する収入済額の割合は99.47％でございます。なお、右下

の括弧内に記載をしておりますが、１款、１項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額24万7,500円が含まれております。

続きまして、19ページをお開きください。歳出合計の予算現額４億9,717万6,000円、支出済額４億8,355万1,809円、一列飛ばしまして不用額1,362万4,191円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.26％でございます。

18ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,110万3,494円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の20ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の232ページから。基金運用状況調書は、同じく252ページからとなっております。あわせまして、別冊で、平成29年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、及び平成29年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（迫田浩二君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第６号平成29年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告及び報第７号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の２ページから３ページにかけて、主に３ページの横表を使わせていただきたいと存じます。

継続費の事業名は、埋蔵文化財本調査に要する経費でございます。これは、人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業において、調査地である赤池原遺跡の埋蔵文化財本調査でございまして、平成28年度から平成29年度までの２カ年の継続事業として実施してまいりました事業でございます。事業といたしましては、平成30年３月に完了をいたしたところでございます。

そこで、地方自治法施行令第145条第２項の規定により、報告を行うものでございます。まず、３ページの表の平成28年度において、左側になりますが、全体計画のところでございます。事業費の予定総額、年割額の一番下の計の欄になりますが、1,683万8,000円。年割額を平成28年度1,299万3,000円、平成29年度384万5,000円と定めております。その後、事業を実施いたしまして、最終的な事業費が、表の中ほど、実績の欄でございます、支出済額でございますが、総額が1,675万3,003円でございまして、それぞれ年割額が、平成28年度1,295万2,344円、平成29年度379万7,959円と確定いたしたところでございます。

続きまして、議案書の４ページをお願いいたします。報第７号健全化判断比率及び資金不

足比率の報告について御説明を申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございます。１、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、平成29年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値は棒線――なしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は6.5％、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は39.6％で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の２、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値は棒線――なしとなっております。

また、５ページから11ページまで、監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中　哲君）　ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成29年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　平成29年度決算特別員会の設置について

○議長（田中　哲君）　お諮りいたします。名称は、平成29年度決算特別委員会、委員数は７名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、平成29年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

平成29年度決算特別委員会委員に、宮原将志議員、大塚則男議員、宮﨑保議員、平田清吉議員、西信八郎議員、本村令斗議員、村上恵一議員、以上７名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第74号平成29年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成29年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、議第74号は、平成29年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、平成29年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようにお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後１時27分　休憩

午後１時45分　開議

○議長（田中　哲君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま平成29年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に宮﨑保議員、副委員長に宮原将志議員が選任されました。

日程第19　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中　哲君）　次に、日程第19、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成29年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成30年９月第４回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第67号	平成29年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第68号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
陳第14号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成29年度決算特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第74号	平成29年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（田中　哲君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第15号日本語の指導等を必要とする児童・生徒への教育に対する国の支援を求める意見書（案）、意見第16号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の２件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　意見第15号

○議長（田中　哲君）　まず、意見第15号について、提出者の説明を求めます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。宮﨑保議員。

○５番（宮﨑　保君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第15号

日本語の指導等を必要とする児童・生徒への教育に対する国の支援を求める意見書（案）

教育は、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の精神に則り、日本の次の時代を担う子供たちを育成する国家的事業であり、国づくりの礎である。

地方自治体においても、教育は国と地方の明日を築くための社会制度の根幹であり、未来への先行投資であるという使命を果たすべく、関係者、保護者並びに地域住民の共通の願いである子供の健やかな成長、豊かな人間形成のために、厳しさを増す財政の中で教育予算の確保に鋭意努めている。

近年、国際化の進展や外国人労働者の受け入れに伴い、地方においても外国をルーツに持つ子供たちが増加傾向にあり、当市においても、平成29年度に中学校で１人受け入れを行っており、今年度も小学校において１人受け入れを予定しているところである。

さらに日本語の指導等が必要なケースの場合、人材の確保など、その対応・対策に行政、学校現場共に苦慮をしている状況であり、特に自治体における日本語支援サポーターに対する報酬等、今後増大することが見込まれる財政面で大きな課題を抱えている。

我が国自体が、児童の権利に関する条約において、外国人の子供であっても義務教育諸学校への就学を希望する場合は、日本人と同一の教育を受ける機会を保障していることや、教

育的配慮から、自治体独自の支援制度や支援に伴うプログラムを作成して日本語指導を行なっているものの、さらに拡大、拡充することへの不安も広がっている。

そのような中、本年３月に中央教育審議会から答申がなされた第３期教育振興基本計画における基本的な方針の中で、日本語指導が必要な子供について国内の学校生活に適応するよう指導を行う必要があることが明記されているが、この方針を受けて、一刻も早く国の積極的な関与が行われなければ、当該児童・生徒における教育の機会均等と一定水準の教育を保つことは困難であり、他の児童・生徒への影響や何よりも教育の地域格差を拡大することが深く憂慮されている。

一方で、グローバル化する世界に生きる日本人の子供たちにとっても、学級の国際化や人生の早い段階から多文化共生を実体験することは、将来にわたって大きな糧となり、子供たちの豊かな心の成長が外国人児童・生徒の学校への適応を確実に促進することも大きく期待をされているところである。

今後さらに国際社会の一員として、児童の権利に関する条約に基づく教育環境を整えることは国の責務であり、日本語指導が必要な児童・生徒への教育活動について、国の積極的な関与及び財政面をはじめ国の支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年９月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
総務大臣	野田 聖子 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	林　芳正 様

意見第15号

日本語の指導等を必要とする児童・生徒への教育に対する国の支援を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成30年９月26日

人吉市議会議長　田　中　　哲　様

提出者　人吉市議会議員

犬　童　利　夫　　西　　信八郎

本　村　令　斗	豊　永　貞　夫
大　塚　則　男	笹　山　欣　悟
福　屋　法　晴	塩　見　寿　子
仲　村　勝　治	永　山　芳　宏
宮　原　将　志	平　田　清　吉
高　瀬　堅　一	井　上　光　浩
村　上　恵　一	宮　﨑　　保

以上です。

○議長（田中　哲君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りします。意見第15号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第15号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第15号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第16号

○議長（田中　哲君）　次に、意見第16号の提出者の説明を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第16号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対

策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1　社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2　子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3　地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4　災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5　地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地

方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

6　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税４税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年９月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣　　安倍　晋三　様
内閣官房長官　　菅　　義偉　様
総務大臣　　野田　聖子　様
財務大臣　　麻生　太郎　様
経済産業大臣　　世耕　弘成　様
内閣府特命担当大臣　　梶山　弘志　様
（地方創生、規制改革）
内閣府特命担当大臣　　茂木　敏充　様
（経済財政政策）

意見第16号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成30年９月26日

人吉市議会議長　田　中　　哲　様

提出者　人吉市議会議員

井　上　光　浩　　大　塚　則　男
高　瀬　堅　一　　犬　童　利　夫
村　上　恵　一　　豊　永　貞　夫
宮　﨑　　保　　本　村　令　斗

塩　見　寿　子　　永　山　芳　宏
福　屋　法　晴　　仲　村　勝　治
平　田　清　吉　　宮　原　将　志
西　　信八郎　　笹　山　欣　悟

以上でございます。

○議長（田中　哲君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りします。意見第16号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第16号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田中　哲君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第16号は、原案のとおり可決しました。

○議長（田中　哲君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年９月第４回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後２時01分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　田　中　　哲

人吉市議会議員　　宮　﨑　　保

人吉市議会議員　　平　田　清　吉